

目 次

第1号（3月9日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 3

本日の会議に付した事件

..... 6

出席議員

..... 9

欠席議員

..... 9

事務局職員出席者

..... 9

説明のため出席した者の職氏名

..... 10

開 会	
.....	1 0
会議録署名議員の指名	
.....	1 0
会期の決定	
.....	1 2
諸般の報告	
.....	1 2
町長提出第 7 号議案	
.....	1 4
町長提出第 8 号議案	
.....	1 4
町長提出第 9 号議案	
.....	1 4
町長提出第 1 0 号議案	
.....	1 4
町長提出第 1 1 号議案	
.....	1 4

町長提出第12号議案
.....	14
町長提出第13号議案
.....	14
町長提出第14号議案
.....	17
町長提出第15号議案
.....	17
町長提出第16号議案
.....	17
町長提出第17号議案
.....	17
町長提出第18号議案
.....	17
町長提出第19号議案
.....	17
町長提出第20号議案
.....	17

町長施政方針	
.....	20
町長提出第21号議案	
.....	45
町長提出第22号議案	
.....	45
町長提出第23号議案	
.....	45
町長提出第24号議案	
.....	45
町長提出第25号議案	
.....	45
町長提出第26号議案	
.....	45
町長提出第27号議案	
.....	45
町長提出第28号議案	
.....	45

町長提出第 29 号議案	
..... 4 5	
町長提出第 30 号議案	
..... 4 5	
町長提出第 31 号議案	
..... 4 6	
町長提出第 32 号議案	
..... 4 6	
町長提出第 33 号議案	
..... 4 6	
町長提出第 34 号議案	
..... 4 6	
町長提出第 35 号議案	
..... 4 6	
町長提出第 36 号議案	
..... 4 6	
町長提出第 37 号議案	
..... 4 6	

町長提出第38号議案
.....	46
町長提出第39号議案
.....	46
町長提出第40号議案
.....	46
町長提出第41号議案
.....	46
町長提出第42号議案
.....	46
町長提出第43号議案
.....	46
町長提出第44号議案
.....	46
町長提出第45号議案
.....	46
町長提出第46号議案
.....	46

町長提出第47号議案
.....	46
町長提出第48号議案
.....	46
町長提出第49号議案
.....	46
町長提出第50号議案
.....	54
町長提出第51号議案
.....	54
町長提出第52号議案
.....	54
町長提出第53号議案
.....	54
町長提出第54号議案
.....	54
町長提出第55号議案
.....	54

町長提出第56号議案
..... 54

町長提出第57号議案
..... 54

町長提出第58号議案
..... 54

予算審査特別委員会の設置について
..... 62

散 会
..... 64

署 名
..... 65

第2号（3月12日）

議事日程
..... 67

本日の会議に付した事件
..... 67

出席議員 6 7

..... 6 7

欠席議員 6 7

..... 6 7

事務局職員出席者 6 8

..... 6 8

説明のため出席した者の職氏名 6 8

..... 6 8

開 議 6 8

..... 6 8

会議録署名議員の指名 6 8

..... 6 8

一般質問 6 9

..... 6 9

1 番 村上 義一君 6 9

..... 6 9

1 1 番 滝元 三郎君 9 2

..... 9 2

16番 村上 英喜君	
..... 107	
8番 原 秀君	
..... 119	
9番 中岡 誠君	
..... 131	
10番 須川 正則君	
..... 142	
12番 道信 俊昭君	
..... 162	
延 会	
..... 171	
署 名	
..... 172	
第3号 (3月13日)	
議事日程	
..... 173	

本日の会議に付した事件

..... 174

出席議員

..... 175

欠席議員

..... 175

事務局職員出席者

..... 175

説明のため出席した者の職氏名

..... 176

開 議

..... 176

会議録署名議員の指名

..... 176

一般質問

..... 176

4番 青木 克弥君

..... 176

14番 竹内志津子君	
..... 194	
15番 板垣 敬司君	
..... 212	
7番 青木登志男君	
..... 225	
17番 藤井貴久男君	
..... 244	
3番 沖田 守君	
..... 252	
6番 河田 隆資君	
..... 269	
町長提出第7号議案	
..... 279	
町長提出第8号議案	
..... 280	
町長提出第9号議案	
..... 281	

町長提出第10号議案
.....	281
町長提出第11号議案
.....	282
町長提出第12号議案
.....	282
町長提出第13号議案
.....	283
総務常任委員会の所管事務調査報告について
.....	284
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
.....	286
町長提出第14号議案
.....	290
町長提出第15号議案
.....	307
町長提出第16号議案
.....	307

町長提出第17号議案	
..... 309	
町長提出第18号議案	
..... 309	
町長提出第19号議案	
..... 310	
町長提出第20号議案	
..... 310	
散 会	
..... 311	
署 名	
..... 312	
第4号（3月28日）	
議事日程	
..... 313	
本日の会議に付した事件	
..... 316	

出席議員 3 1 9

..... 3 1 9

欠席議員 3 2 0

..... 3 2 0

事務局職員出席者 3 2 0

..... 3 2 0

説明のため出席した者の職氏名 3 2 0

..... 3 2 0

開 議 3 2 0

..... 3 2 0

会議録署名議員の指名 3 2 0

..... 3 2 0

町長提出第59号議案 3 2 1

..... 3 2 1

町長提出第60号議案 3 2 1

..... 3 2 1

町長提出第61号議案 3 2 1

..... 3 2 1

町長提出第62号議案
.....	321
町長提出第63号議案
.....	321
町長提出第64号議案
.....	321
町長提出第65号議案
.....	321
町長提出第66号議案
.....	321
町長提出第67号議案
.....	321
町長提出第21号議案
.....	335
町長提出第22号議案
.....	335
町長提出第23号議案
.....	335

町長提出第24号議案
.....	335
町長提出第25号議案
.....	335
町長提出第26号議案
.....	335
町長提出第27号議案
.....	335
町長提出第28号議案
.....	335
町長提出第29号議案
.....	335
町長提出第30号議案
.....	335
町長提出第31号議案
.....	335
町長提出第32号議案
.....	335

町長提出第33号議案
.....	336
町長提出第34号議案
.....	336
町長提出第35号議案
.....	336
町長提出第36号議案
.....	336
町長提出第37号議案
.....	336
町長提出第38号議案
.....	336
町長提出第39号議案
.....	336
町長提出第40号議案
.....	336
町長提出第41号議案
.....	336

町長提出第42号議案
.....	336
町長提出第43号議案
.....	336
町長提出第44号議案
.....	336
町長提出第45号議案
.....	336
町長提出第46号議案
.....	336
町長提出第47号議案
.....	336
町長提出第48号議案
.....	336
町長提出第49号議案
.....	336
町長提出第50号議案
.....	336

町長提出第 5 1 号議案
.....	3 3 6
町長提出第 5 2 号議案
.....	3 3 6
町長提出第 5 3 号議案
.....	3 3 6
町長提出第 5 4 号議案
.....	3 3 6
町長提出第 5 5 号議案
.....	3 3 6
町長提出第 5 6 号議案
.....	3 3 6
町長提出第 5 7 号議案
.....	3 3 6
町長提出第 5 8 号議案
.....	3 3 6
発議第 1 号
.....	3 7 3

発議第 2 号	
..... 3 7 5	
発議第 3 号	
..... 3 7 5	
請願第 1 号	
..... 3 7 6	
請願第 2 号	
..... 3 7 8	
請願第 3 号	
..... 3 8 1	
請願第 4 号	
..... 3 8 2	
人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見について	
..... 3 8 3	
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	
..... 3 8 4	
議員提出意見書第 1 号	
..... 3 8 5	

閉 会

..... 386

署 名

..... 387

津和野町告示第6号

平成19年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年2月27日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成19年3月9日

2 場 所 津和野町役場 日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

平野 均君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○3月12日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月28日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 19 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録
(第 1 日)

平成 19 年 3 月

9 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 19 年 3 月 9 日 午前

9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 7 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 5 町長提出第 8 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 6 町長提出第 9 号議案 島根県市町村総合事務組合の規約
の変更について

日程第 7 町長提出第 10 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合
規約の変更について

日程第 8 町長提出第 11 号議案 地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合規約の変更について

日程第 9 町長提出第 12 号議案 地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について

日程第 10 町長提出第 13 号議案 地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更について

日程第 11 町長提出第 14 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計
補正予算 (第 4 号)

日程第 12 町長提出第 15 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 13 町長提出第 16 号議案 平成 18 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 14 町長提出第 17 号議案 平成 18 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 15 町長提出第 18 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正予算 (第 6 号)

日程第 16 町長提出第 19 号議案 平成 18 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 町長提出第 20 号議案 平成 18 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 町長施政方針

日程第 19 町長提出第 21 号議案 津和野町表彰条例の設定について

日程第 20 町長提出第 22 号議案 津和野町表彰審議会条例の設定について

日程第 21 町長提出第 23 号議案 津和野町監査委員条例の一部改正について

日程第 22 町長提出第 24 号議案 津和野町収入役事務兼掌条例の廃止について

日程第 23 町長提出第 25 号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第 24 町長提出第 26 号議案 津和野町副町長の定数を定める条例の設定について

日程第 25 町長提出第 27 号議案 津和野町助役定数条例の廃止に

ついて

日程第 26 町長提出第 28 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正について

日程第 27 町長提出第 29 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 28 町長提出第 30 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 29 町長提出第 31 号議案 津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第 30 町長提出第 32 号議案 津和野町長、助役の諸給与条例の一部改正について

日程第 31 町長提出第 33 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 32 町長提出第 34 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 33 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 34 町長提出第 36 号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の

支給に関する条例の一部改正について

日程第 35 町長提出第 37 号議案 津和野町育英奨学基金条例の設定について

日程第 36 町長提出第 38 号議案 小藤育英基金条例の一部改正について

日程第 37 町長提出第 39 号議案 津和野町税条例の一部改正について

日程第 38 町長提出第 40 号議案 津和野町行政財産の使用料徴収条例の一部改正について

日程第 39 町長提出第 41 号議案 津和野町手数料条例の一部改正について

日程第 40 町長提出第 42 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 41 町長提出第 43 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 42 町長提出第 44 号議案 津和野町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について

日程第 43 町長提出第 45 号議案 津和野町堤田農村公園の設置及

び管理に関する条例の設定について

日程第 44 町長提出第 46 号議案 津和野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 45 町長提出第 47 号議案 津和野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

日程第 46 町長提出第 48 号議案 津和野町育英奨学金貸与条例の設定について

日程第 47 町長提出第 49 号議案 小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正について

日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 19 年度津和野町一般会計予算

日程第 49 町長提出第 51 号議案 平成 19 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 50 町長提出第 52 号議案 平成 19 年度津和野町老人保健特別会計予算

日程第 51 町長提出第 53 号議案 平成 19 年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第 52 町長提出第 54 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水道

事業特別会計予算

日程第 53 町長提出第 55 号議案 平成 19 年度津和野町下水道事

業特別会計予算

日程第 54 町長提出第 56 号議案 平成 19 年度津和野町農業集落

排水事業特別会計予算

日程第 55 町長提出第 57 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基金

特別会計予算

日程第 56 町長提出第 58 号議案 平成 19 年度津和野町電気通信

事業特別会計予算

日程第 57 予算審査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 7 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 5 町長提出第 8 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 6 町長提出第 9 号議案 島根県市町村総合事務組合の規約

の変更について

日程第 7 町長提出第 10 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合
規約の変更について

日程第 8 町長提出第 11 号議案 地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合格約の変更について

日程第 9 町長提出第 12 号議案 地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合格約の変更について

日程第 10 町長提出第 13 号議案 地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合格約の変更について

日程第 11 町長提出第 14 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計
補正予算 (第 4 号)

日程第 12 町長提出第 15 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 13 町長提出第 16 号議案 平成 18 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 14 町長提出第 17 号議案 平成 18 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 15 町長提出第 18 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水道

事業特別会計補正予算（第6号）

日程第16 町長提出第19号議案 平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第17 町長提出第20号議案 平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）

日程第18 町長施政方針

日程第19 町長提出第21号議案 津和野町表彰条例の設定について

日程第20 町長提出第22号議案 津和野町表彰審議会条例の設定について

日程第21 町長提出第23号議案 津和野町監査委員条例の一部改正について

日程第22 町長提出第24号議案 津和野町収入役事務兼掌条例の廃止について

日程第23 町長提出第25号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第24 町長提出第26号議案 津和野町副町長の定数を定める条例の設定について

日程第 25 町長提出第 27 号議案 津和野町助役定数条例の廃止について

日程第 26 町長提出第 28 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正について

日程第 27 町長提出第 29 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 28 町長提出第 30 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 29 町長提出第 31 号議案 津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第 30 町長提出第 32 号議案 津和野町長、助役の諸給与条例の一部改正について

日程第 31 町長提出第 33 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 32 町長提出第 34 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 33 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 34 町長提出第 36 号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の
支給に関する条例の一部改正について

日程第 35 町長提出第 37 号議案 津和野町育英奨学基金条例の設
定について

日程第 36 町長提出第 38 号議案 小藤育英基金条例の一部改正に
ついて

日程第 37 町長提出第 39 号議案 津和野町税条例の一部改正につ
いて

日程第 38 町長提出第 40 号議案 津和野町行政財産の使用料徴収
条例の一部改正について

日程第 39 町長提出第 41 号議案 津和野町手数料条例の一部改正
について

日程第 40 町長提出第 42 号議案 津和野町国民健康保険条例の一
部改正について

日程第 41 町長提出第 43 号議案 津和野町国民健康保険税条例の
一部改正について

日程第 42 町長提出第 44 号議案 津和野町営土地改良事業賦課金
徴収条例の一部改正について

日程第 43 町長提出第 45 号議案 津和野町堤田農村公園の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第 44 町長提出第 46 号議案 津和野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 45 町長提出第 47 号議案 津和野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

日程第 46 町長提出第 48 号議案 津和野町育英奨学金貸与条例の設定について

日程第 47 町長提出第 49 号議案 小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正について

日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 19 年度津和野町一般会計予算

日程第 49 町長提出第 51 号議案 平成 19 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 50 町長提出第 52 号議案 平成 19 年度津和野町老人保健特別会計予算

日程第 51 町長提出第 53 号議案 平成 19 年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第 52 町長提出第 54 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水道
事業特別会計予算

日程第 53 町長提出第 55 号議案 平成 19 年度津和野町下水道事
業特別会計予算

日程第 54 町長提出第 56 号議案 平成 19 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計予算

日程第 55 町長提出第 57 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基金
特別会計予算

日程第 56 町長提出第 58 号議案 平成 19 年度津和野町電気通信
事業特別会計予算

日程第 57 予算審査特別委員会の設置について

出席議員（18 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

5 番 平野 均君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 助役

松浦 秀信君

助役 沖田 修君 教育長

斎藤 数弘君

参事 水津 正君 総務住民課長

山岡 浩二君

行財政対策課長 …………… 斎藤 誠君 情報企画課長 ……………

大庭 義弘君

健康福祉課長 …………… 長嶺 常盤君 商工観光課長 ……………

右田 基司君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

長嶺 雄二君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

坂根 敏夫君

教育次長 …………… 水津 良則君 出納室長 ……………

村田 祐一君

教育次長 …………… 広石 修君

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。ことしは大変な異常気象状況によりまして、気温も暖寒の差が大変大きく、既に春一番、二番の風も吹き荒れております。日本列島の各地に大変大きな被害をもたらしておりますが、今後が大変心配されるところであり

ます。また、桜の開花も、1月、2月の暖冬によりまして、例年より十四、五日ぐらい早い開花予想が出されておりますが、一方では、余り暖か過ぎて、桜の休眠打破がおくれている地方もあるようであります。

本日より平成19年第2回の津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきましてありがとうございます。本定例会は、平成18年度各会計補正予算、平成19年度の予算などについて御審議をいただくわけではありますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、道信俊昭君、13番、斎藤和巳君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会期及び議事日程について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。11番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平成19年3月5日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日3月9日から3月29日までの21日間としたいと思います。

初日の9日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案のうち、契約案件、各会計補正予算等の議案について一括説明、続いて施政方針、新年度予算等の議案について一括説明を受けたいと思います。その後、予算審査特別委員会を構成し、これに付託して、14日から26日までの休会中の審査とし、散会したいと思います。

なお、散会後に予算審査特別委員会を開催し、分科会及び常任委員会別に審査議案の調整を行っていただきたいと思います。

10日、11日は休会といたします。

12日は、一般質問に入りたいと思いますが、町長の公務出張の都合により、当日の開議を宣告した後、暫時休憩をとります。町長が出席し次第再開をし、一般質問に入りたいと思います。今回の一般質問は14人47件です。

13日は、前日に引き続いて一般質問を行い、終了後、所管事務調査の報告を受け、契約案件、平成18年度補正予算等（町長提出議案第7号から第20号の14案件）につきまして質疑、討論、採決を行って散会したいと思います。

14日から22日までの間で、各分科会並びに各常任委員会において、予算及び関連議案の審査を行っていただきたいと思います。

26日に再び予算審査特別委員会を開催していただきたいと思います。

28日に本会議を再開し、予算審査特別委員長及び各常任委員長の審査報告を受けた後、条例、予算について質疑、討論、採決を行い、続いて議員提出議案の質疑、討論、採決を行い、請願の所定の処理を行って全日程を終了したいと思います。

29日を予備日としておきたいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成19年3月9日、津和野町議会議長後山幸次様、議会運営委員長滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日3月9日から3月29日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月9日から3月29日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【12月定例会以降】

- 12月25日（月） 全員協議会
- 1月 3日（水） 成人式 議長
- 7日（日） 消防出初式 議長
- 9日（火） 津和野信金合併オープンレセプション 議長
広報委員会
- 16日（火） 公明党年賀詞交歓会（浜田） 議長
- 17日（水） 水曜会 議長
- 20日（土） 男女共同参画セミナー（山開セ） 議長
- 23日（火） 文教民生常任委員会（所管事務調査）
- 24日（水） 広報委員会
- 28日（日） 津和野地域男女共同参画研修会（町セ） 議長
- 30日（火） 第1回津和野町議会臨時会
- 31日（水） 総務常任委員会（所管事務調査）
- 2月 2日（金） 津和野地区労働組合協議会旗開き 副議長
- 7日（水） 議会行政視察（宮崎県美郷町・大分県九重

町) ~9日 議長

ほか16名

11日(日) 津和野町かるた大会 議長

14日(水) 水曜会 議長

18日(日) 津和野地区余芸大会 議長ほか12名

22日(木) 島根県町村議会議長会総会(松江市) 議長

24日(土) 津和野あがん祭オープンセレモニー 議長

27日(火) 益田地区広域市町村圏事務組合議会(益田

市) 議長ほか

3名

28日(水) 鹿足郡不燃物処理組合議会

鹿足郡老人ホーム組合議会

鹿足郡環境衛生組合議会

3月 1日(木) 文教民生常任委員会(所管事務調査)

2日(金) 一般質問通告締め切り

5日(月) 議会運営委員会 議運委員・議長・副議長

7日(水) 水曜会 議長

【視察関係】 なし

1 2月定例会以降につきまして、諸般の報告書をお手元に配付いたしておりますので、御参照ください。関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4．議第7号

日程第5．議第8号

日程第6．議第9号

日程第7．議第10号

日程第8．議第11号

日程第9．議第12号

日程第10．議第13号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議第7号工事請負変更契約の締結についてより日程第10、議第13号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更についてまで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。この時期、三

寒四温という言葉が使われますけれども、まさに最近の気象、大変激しい変化がございまして、戸惑いすら感じておる、そういう状況にございましてけれども、そうした中、本日から3月の定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

3月定例議会は、新年度の予算等を御審議いただく、俗に予算議会と呼ばれている極めて重要な議会でもあるわけでありますが、本定例会に私ども執行部の方から御提案をさせていただきたいと思っております案件は、総数で52案件でございます。このうち、工事の請負契約変更案件が2件、そして条例の新設・廃止・一部改正、あるいは事務組合の規約変更等の案件合わせまして34案件、そして平成18年度一般会計、あるいは各会計補正予算案件が7案件、そして平成19年度の一般会計予算並びに各特別会計予算9案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重御審議の上、適切な議決を賜りますよう冒頭お願いを申し上げます次第でございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第7号工事請負変更契約の締結についてでございますが、これは現在工事を施行中でございます中曽野簡易水道区域拡張工事に

つきまして、継続事業でございますが、一部翌年度分を繰り上げて、いわゆる前倒し施行をさせていただくために、工事請負契約の変更等をお願いするものでございます。

続きまして、議第8号工事請負変更契約の締結についてでございますが、これは日原地区簡易水道事業で小瀬ポンプ場建設及び配水管の布設工事を進めさせていただいておりますけれども、工事の施行中、当初予定をすることのできなかった事項等も発生をしまっており、ますので、この工事を施行させていただきたいということで、契約金額の変更等をお願いを申し上げるものでございます。

次に、議第9号島根県市町村総合事務組合の規約の変更についてでございますが、以後のそれぞれの議案の中でも共通してまいるわけでございますけれども、さきに地方自治法の一部が改正をされたわけがありますが、この法律改正に伴いまして、組合格約であるとか、あるいは町の条例、規則であるとか、いろいろとこの改正の所要の措置をお願いしなければならなくなったわけでございます。

まずは、この案件少し外れますけれども、現在のところ「助役」という職を設置いたしておりますけれども、この助役が4月1日以降は「副町長」という名称に変わりますし、また、「収入役」を今日まで

は条例で置くことができたり、できなかつたりということを定めておりましたけれども、法律の上で収入役は廃止ということになったわけでございます。そして、かわりに「会計管理者」という職を設置することになりました。

それから、いま一つは、従来、市町村の職員は身分上「吏員」という言葉を使っておりました。吏員と一般の職員という区分がございましたけれども、この「吏員」という名称が廃止になりまして、すべて「職員」という名称になったわけでございますが、そうした関連からの変更でございます。

議第9号でお願いをいたしますのは、「収入役」を「会計管理者」に改めさせていただくということと、「吏員」という名称のものを「職員」に改めさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、議第10号益田地区広域市町村圏事務組合同規約の変更についてでございますが、これも同様の形で、地方自治法の改正に伴います所要の措置をお願いするものでございますと同時に、この事務組合の経費負担につきまして一部変更をお願い申し上げるというものでございます。一般的なこの経費の負担区分と、そして焼却場の建設をいたしておりますけれども、その起債償還に係る負担金の経費の負

担割合を変更させていただきたいというものでございます。

続きまして、議第11号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合理約の変更についてでございますが、これも自治法の改正に伴いまして、副管理者である、この「助役」でありましたものが「副町長」といったような名称に変わる変更事項でございます。

続きまして、議第12号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合理約の変更についてでございますが、これも11号議案と同様の変更内容でございます。

続きまして、議第13号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合理約の変更についてでございますが、これも前段の規約の変更と同様の変更をお願い申し上げますのでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第7号 工事請負変更契約の締結について

議第8号 工事請負変更契約の締結について

.....

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第9号 島根県市町村総合事務組合の規約の変更について

議第10号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

議第11号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡

環境衛生組合規

約の変更について

議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡

不燃物処理組合

規約の変更について

議第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡

養護老人ホーム

組合規約の変更について

.....

日程第 1 1. 議第 1 4 号

日程第 1 2. 議第 1 5 号

日程第 1 3. 議第 1 6 号

日程第 1 4. 議第 1 7 号

日程第 1 5. 議第 1 8 号

日程第 1 6. 議第 1 9 号

日程第 1 7. 議第 2 0 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 1、議第 1 4 号平成 1 8 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）より日程第 1 7、議第 2 0 号平成 1 8 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）まで、以上 7 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議第 1 4 号は、平成 1 8 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 1,3 2 2 万 6,0 0 0 円を増額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額を 7 2 億

5,270万5,000円とさせていただきたいというものでございます。

歳出の主なものといたしましては、かねてこの税の賦課に対しまして不適切な処理があったということで御報告を申し上げておりますが、これに関連いたしまして、JRに対する固定資産税の還付金相当額を今回計上させていただいております。

それから、かねて要望のございます厚生連傘下の共存病院に対する助成金、金額にいたしまして8,700万円でございますけれども、これを計上させていただいております。この8,700万円の算出根拠でございますけれども、厚生連の方からはもう少し大きい金額の助成要望がなされておるわけでございますけれども、町の財政事情等も勘案をいたしまして、また議会のこの特別委員会の御審査の結果等も踏まえまして、本町が債務を保証いたしております病院建設費の当年度償還相当額、これを今回助成金として計上させていただくことにいたしましたわけでございます。

それから、公債費の繰り上げ償還をさせていただきたいということで、これは財政計画等にのっとりたものでございますけれども、6,300万余をお願いすることにいたしております。

それから、歳入といたしましては、町税、あるいは所得譲与税、地方交付税等を充てさせていただくことにいたしておりますが、特にこの18年度の当初予算で財政調整基金、あるいは減債基金を繰り入れさせていただいて予算編成をさせていただいておりますけれども、今回、交付税措置等を最終的に受けまして、財政調整基金繰入金を2億5,200万円、減債基金繰入金を3,700万円取り崩さないと、いわゆる積み戻しをするという措置をとらせていただくことにいたしておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長の方からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議第15号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,324万6,000円を減額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額11億9,703万8,000円とさせていただきたいという内容のものでございますが、詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

議第16号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ7,097万6,000円を減額

させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額19億9,617万5,000円とさせていただきたいという内容のものでございますが、詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

議第17号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,590万3,000円を増額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額11億375万1,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

議第18号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出それぞれ636万7,000円を減額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額8億1,503万3,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

議第19号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ3万5,000円を増額させ

ていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,725万9,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

議第20号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ48万円を減額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額1,371万2,000円とさせていただきたいというものでございます。内容につきましては担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第14号 平成18年度津和野町一般会計補正予算（第4号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第15号 平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)

議第16号 平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算(第3号)

議第17号 平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第4号)

.....
○議長(後山 幸次君) 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議第18号 平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)

議第19号 平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

.....
○議長(後山 幸次君) 水津教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議第20号 平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第

2号)

.....
○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時45分まで
休憩いたします。

午前10時35分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開
いたします。

.....
日程第18. 町長施政方針

○議長（後山 幸次君） 日程第18、平成19年度町長施政方針に
ついてお願いいたします。町長。

○町長（中島 巖君） それでは、施政方針について述べさせてい
ただきます。

初めに、平成19年第2回津和野町議会定例会の開会に当たり、平
成19年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運
営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、町議

会を初め町民の皆さん方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

平成17年9月の合併から、早いもので既に1年半を経過いたしました。昨年9月には「新津和野町発足一周年記念式典」を挙行することができ、内外から多くの御来賓をお迎えして、町民の皆さんとともに新津和野町1周年をお祝いすることができました。また、その席上におきまして、新しい町づくりの精神的支柱となる「津和野町民憲章」と新たなシンボルでありマスコットとなる「町の花＝つわぶき」

「町の木＝樟（くすのき）」「町の鳥＝白鷺」を制定・発表することができました。まことに意義深いことであったと喜んでいるところであります。

こうして満1歳を迎えた新津和野町であります。率直に申し上げまして、現時点で一つの町として完全に一体化しているとは言いがたい点もあり、今後の町づくりにとって大きな課題となっております。が、幸いにして、大方の町民の皆さんの間には、旧町意識によるこだわりや互いの疎外感はなく、むしろ一日も早く一緒になって新しい町づくりをしなければならないというありがたい雰囲気であり、うれしく感謝をいたしておるところであります。このような状況の中で、合

併協議における積み残しの課題も幾つかあり、今後は、これらを克服することが新町として真の一体感を醸成するために不可欠であることを肝に銘じ、日々努力をしてまいりたいと考えております。

また、財政基盤の脆弱な本町においては、国の地方財政計画の動向、中でも特に地方交付税の動向に大きく左右される状況にあることは御承知のとおりであります。国の「三位一体の改革」による地方財政改革は、現在においてもなお、負担金補助の削減や地方交付税の抑制ばかりが先行し、税源移譲による増収は微々たるものとなっており、国が表明している地方財源の確保にはほど遠い状況であると言わざるを得ません。

その一方で、ますます広範、多様化する住民ニーズにこたえるためには、より質の高いきめ細やかな行政サービスを提供しなければなりません。このように厳しい財政状況の中にあっては、それはまことに至難のわざであると言わざるを得ません。みずからの身を削ることはもとより、苦渋の選択として町民の皆さんにも御負担を求めながら、財政基盤の強化に努めてまいっておりますが、地方財源削減の速度は、そうした努力をはるかに上回る勢いで加速されているというのが現状であります。

本町においては、こうした厳しい財政状況に加え、依然として過疎化、少子化、高齢化の進行に歯どめがかからない状況が続いております。そのため、少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせる町づくりのための保健・福祉・医療対策、経済基盤確立のための観光・農林業振興対策、道路・下水道等を中心とした生活関連社会資本の整備、心豊かで文化的な暮らしのための教育文化の振興、地域の高度情報化を実現するための施策など、多くの課題が眼前に山積しております。いかに厳しくとも、そうした課題に積極的に取り組み、諸施策を推進していかなければなりません。「金がない」ということが、町づくりの将来像を見失うことにつながったり、町民の皆さんから夢や希望を奪うといったことだけは、絶対に避けなければならないと考えております。

今後は、合併協議による英知を結集した「新町建設計画」と現在策定中であります「総合振興計画」を町づくり指針の中心に据え、「人と自然に育まれ温もりのある交流のまちづくり」を基本理念として、町勢の伸展と財政再建の両立を図りつつ、一步一步着実な町づくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

以上、本町を取り巻く諸情勢の分析と町政推進に対する私の基本的

な考え方を申し上げましたが、以下、平成19年度における主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてであります。こうした状況の中、平成19年度の歳入総額を63億3,600万円程度と見込んだところであります。その中で、地方交付税は合併効果分として1億2,000万円を見込んでおりますが、これは平成18年度より6,000万円の減額であります。また、臨時財政対策債の減額、税源移譲による減額、新型交付税の影響及び通常の減額傾向等を勘案し、平成18年度の予想交付税額に対し6億円程度の減額を見込んだところであります。町税につきましては、税制改正等の影響で8,000万円程度の増額を見込んでおります。また、地方債の発行につきましては、後年度負担を考慮し、約5億円程度を減額することといたしました。

このようにして予測した63億3,600万円という歳入額は、平成18年度当初予算額に比較して約12億円、12月段階の予算額に比較して約15億円の減額という見込みとなりました。平成19年度はケーブルテレビ施設整備事業（約6億円）が終了しておりますが、これを考慮しても約9億円の減額が必要であり、昨年に引き続き非常に厳しい状況となっております。

本年度予算の基本的編成方針についてでございますが、普通会計ベースで平成19年度歳入を総額63億3,600万円として、歳出を調整するため、昨年度に引き続き枠配分方式を採用したところであります。

配分枠予算を堅持するため、1、平成18年度に作成した行財政改革大綱及び実施計画を着実に実施するとともに、各種事業、補助金等のさらなる見直しを行い、歳入増及び歳出削減を図ること。

2、将来にわたる自立的で持続的な町政運営の実現を目指し、町民福祉の充実と町政の発展を図るために、真に必要な事業の着実な実施や町民参画の地域づくりに向けた取り組みを進めること。

3、配分枠内において「施策の選択と集中」を徹底し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行うこと。

4、歳出の効率化と緊急・多様な課題への対応を図ることなどを基本的な考え方として編成を行ったところであります。

こうして編成した平成19年度予算の総額は64億5,225万9,000円となりました。結果として、枠配分総額を1億1,625万9,000円超過しておりますが、一般会計の償還金が約4,400万円、簡水及び下水の償還金が約2,200万円の増加、新規に発生しま

した後期高齢者関係経費約3,000万円などを考慮すれば、やむを得ない予算額と考えております。

普通会計ベースの前年当初予算額75億5,494万7,000円に対し14.6%、平成18年度12月末予算78億4,249万8,000円に対し17.7%の減となっております。一般会計予算額は63億4,641万5,000円で、前年当初予算額67億7,524万8,000円に対し6.3%、平成18年度12月末予算71億3,947万9,000円に対して11.1%の減となっております。

また、新町建設計画における財政見込み70億3,500万円に対し、約5億円、8.2%の減額となっております。

行財政改革の推進についてであります。 「三位一体の改革」は着実に推進されておりますが、十分な税源移譲が伴っていないため、地方財政は圧迫の一途をたどっております。 また、国の財政改革により、本町財政の中核をなす地方交付税は一層削減傾向にあり、そうした中で、公債費負担は今後数年でピークを迎えることとなります。 さらに、基金残高の慢性的不足という問題もあり、町財政はますます厳しい状況になることは容易に予想されるところであります。

こうした厳しい財政状況を乗り切るためには、平成18年度に作成

した行財政改革大綱とその実施計画及び集中改革プランを確実に実施していくことが重要でありますので、昨年度に発足した行財政改革推進本部の幹事会を中心に、今後、確実な実施に向け鋭意努力をしてみたいと考えております。

税収対策について。

平成19年度当初予算では、町税7億5,721万8,000円を計上いたしております。その内訳は、町民税3億422万3,000円、これは個人町民税2億5,770万4,000円、法人町民税4,651万9,000円であります。固定資産税3億9,660万4,000円、軽自動車税2,013万8,000円ほかであります。税制改正及び税源移譲により、平成18年度当初予算に比較して8,079万5,000円（11.9%）の増額となっております。

しかしながら、地域経済は回復の兆しが見えず低迷を続けておりますので、徴収が困難な状況も考えられますが、現年分の徴収につきましては、税負担の公平性を重視して積極的に取り組みたいと考えております。また、過年度分の徴収につきましては、昨年実施した「県及び市町村徴収担当税務職員相互併任制度」の成果をもとに強制執行等に取り組み、徴収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

総合振興計画等についてであります。現在、津和野町総合振興計画の策定に向けて、審議会における協議や内部作業を進めておりますが、津和野の持つ歴史・文化や自然を生かした魅力的な生活空間の創造を基本とした計画策定を目指したいと思っております。

特に、津和野地域は、平成17年6月に「景観行政団体」の指定を受け、平成18年度には国土交通省の都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を、そして今回、国土交通省の「日本の歴史風土100選」に指定されるなどの栄誉に輝き、喜んでいるところであります。今後は、新町全地域を対象に、これらのすぐれた素材を生かす町づくりを進めるため、現在策定準備が進められている「日本のふるさと・津和野」をテーマとした景観計画との調整を図りながら計画策定に努めたいと考えております。

また、町づくりの基本原理を定め、町民・議会・行政それぞれの役割などを明らかにする「自治基本条例（仮称）」については、策定過程における住民参画の手法を十分に検討し、その策定に取り組みたいと考えております。

交通対策について。

合併時からの課題でありました交通体制の確立については、利用実

態の把握や交通事業者との話し合いなどの諸準備に手間取っておりますが、平成19年度中に運行路線や料金体系などすべてにわたって見直しを図り、平成20年度から新体系による運行を実施したいと考え、既にその準備に入っているところであります。

六日市交通による六日市—シルクウェイにちはら間の運行につきましては、日原—シルクウェイ間の利用が皆無といった状況にありますので、石見交通による広島益田便との調整を図りながら旧に復し、日原駅までとする路線変更と、下り便6便から2便へ、上り便5便から3便への変更を行い、財政負担の軽減を図りたいと考えております。

情報通信対策について。

懸案でありましたケーブルテレビ施設整備事業が、当初計画どおり平成18年度で全町エリアにおいて完成をすることになり喜んでおります。施設の機能につきましては、ケーブルテレビやインターネットサービスはもとより、日常生活に密着した緊急告知システムやグループ放送、IP電話サービスなど各般にわたって活用できますが、今後は独自番組の充実を図りながら、情報発信と文化交流の促進などに役立てたいと考えております。

また、隣接する山口県におきましては、山口ケーブルテレビジョン

の経営エリアが阿東町にまで拡大され、本町との技術的な接続が可能となりましたので、地域間交流を目的とした相互の運営について今後協議を始めてまいりたいと考えております。

定住対策について。

一昨年実施されました10月1日の国勢調査の速報値によれば、人口が9,512人で、平成12年の人口1万628人に比較して、減少率が10.5%であり、減少率においては県下2番目という衝撃的な数値でありました。その後におきましても、人口は減少の一途をたどっている状況にあり、憂慮いたしているところであります。

少子高齢化現象は全国的な傾向とはいえ、中山間過疎地においては人口減少に拍車をかける要因となっており、膨大な教育費負担を強いられながら限られた有望な人材が都市に輩出され、その結果、授産や子育て環境を有する地域社会が崩壊の危機に見舞われるといった状況は、まことに理不尽と言わざるを得ません。さらに、定住条件として最も大切な医療の確保にいたしましても、諸制度の改正などにより危機的状況を招いている現状は、まことに嘆かわしい限りであります。

しかしながら、このような厳しい環境ではありますが、安らぎと生きがいの持てる町づくりのため、可能な限りの諸施策を講じてまいら

なければならないと考えております。都市と農村の2居住を可能とする農山漁村活性化交付金事業を活用するなどして、俗に言う団塊世代の受け入れを行う努力を怠ってはならないと考えております。

そのためには、何よりも住宅の確保対策が緊要な課題であり、しまね定住財団との緊密な連携による空き家の登録、民間事業者による島根県住宅建設補助事業の積極的な活用を進めてまいりたいと考えております。

また、定住奨励金の活用につきましても、次期国勢調査時点を目標として、一人でも多くの若者定住の促進を図り、人口増加につなげてまいりたいと考えております。

第三セクター等の運営についてであります。現在、津和野町開発公社のほか、第三セクターとして6事業体が存在していますが、このうち、津和野町開発公社につきましては、その役割を終了いたしましたので、平成19年度中に解散手続きに入りたいと考えております。

第三セクターの中でも、最も多くの方々に御利用いただいている道の駅は、株式会社石西社と株式会社津和野の2社が経営いたしております。これらはいずれも観光を目的とする事業を展開しておりますので、経営統合によって経営基盤を強化することが理想的な姿であろう

かと考えますが、設立の経緯もあり、慎重に検討すべき今後の課題であると、このように考えているところであります。

いずれにいたしましても、関係者ともども、いわゆる「待ち」の経営でなく、積極的な「攻め」の戦略を打ち出しながら収益体質の強化を図らなければならないと考えております。そのためには、当面、双方の道の駅が持っている特色を十分に発揮するための提携のあり方についての話し合いが持たれることを期待いたしているところであります。

また、シルク染め織り館につきましては、旧日原町の「鮎とわさびと絹の町」というキャッチフレーズによる主要なプロジェクトとして事業が行われてきた経緯がありますが、新町となり、昨年度から旧来と変わった運営方針を取り入れさせていただいております。幸いに、津和野の文化活動の一環として位置づけたそのことが、多くの方々に理解と関心を呼び、館長の知名度とともに全国的な高い評価を得、平成20年の「全国つむぎサミット」が津和野町で開催されることに内定したものと受けとめており、喜んでいるところであります。また、群馬県では、県あるいは業界関係者の熱い視線を浴びながら分館教室を開設したことなどから、津和野シルク染め織り館が新聞紙上で大き

く紹介されるなど、津和野観光の振興に大きく貢献していることを、
これまた大変喜んでいただいております。

現在、シルク染め織り館には研修生として全国から若い人々が来町し、津和野町民としての住民登録を済ませ、熱心な技術の修得が行われておりますが、今後は、これらの活動をさらに充実させるため、多くの関係者や施設などとの連携を深め、新たな津和野文化としての魅力を高めてまいりたいと考えております。

消防・防災対策及び国民保護対策についてではありますが、新町の町づくりにとって最も基本となるのは、町民の皆さんが安心して暮らせる安全な町づくりであります。近年、世界や国内で発生する災害は、異常気象の長期化に起因して、大規模化の傾向を示している上に突発性が高く、災害パターンも過去に例のないものが多く発生しております。

本町における防災対策については、合併による町域の拡大に対応するための「津和野町地域防災計画」の見直し、策定作業を現在進めており、間もなく策定が完了する運びであります。策定後は、この計画の周知徹底と計画に基づく防災の町づくりを進めてまいる考えであります。

また、益田広域消防の中期的設備整備計画に基づいて、老朽化が激しく、かつ道路拡張工事などにより庁舎敷地が狭隘となっている津和野分遣所の改築を本年度から進めることとしております。既に広域議会等の御承認もいただいておりますので、平成19年度においては調査・設計に係る経費を計上し、平成20年度に工事を完成したいと考えております。なお、計画では、分遣所の改築にあわせて防災センターを併設整備することとしておりましたが、厳しい財政状況の中では困難であり、残念ながら、これを見送ることといたしました。

国民保護法に基づく「津和野町国民保護計画」についても、既に「津和野町国民保護協議会」を設置するなど、計画策定に着手しており、防災計画同様、近日中に策定を完了する見込みであります。

住民窓口業務及び住民行政についてであります。住民窓口業務については、利便性向上のために、今後さらに行政手続のオンライン化を進めてまいりたいと考えておりますが、一方で、成りすましや虚偽の届け出等の犯罪を誘引する危険性も高まりますので、そうした事態を未然に防ぐため、窓口での本人確認を今まで以上に重要視し、それらの事務がスムーズかつ確実にいけるよう窓口体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、町民の皆さんが窓口に来られた際に、わかりやすい御案内ができるよう、庁舎内の表示類、窓口配置等の整理、職員による案内業務について、方法の工夫や徹底を図ってまいりたいと考えております。

住民行政においては、引き続き消費者行政の推進と人権同和対策に取り組むとともに、男女の人権がひとしく尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、まずは「男女共同参画推進条例（仮称）」の制定に取り組みたいと考えております。

福祉対策について。

少子高齢化の進行に伴い、公的福祉サービスの充実を初め地域福祉の必要性がますます高まっています中、これまで本町においては「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる町づくり」の実現を目指して、高齢者福祉のための諸施策を推進してきたところであります。

本町の高齢化率は、現在38.5%で、平成21年には40%に達するものと推計されております。さらに、ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯が増加しており、家族がいても昼間は高齢者が一人になってしまう家庭も多く、家庭における「見守り」や「介護力」が低下している現状であります。町民一人一人が心豊かに暮らせる町づくりの実

現に向けて、町民の皆さんとの協働や関係機関・団体との連携のもと、多様な福祉サービスを展開することが必要となっております。

これまでも、地域住民グループ支援事業として、津和野地区では「ふれあいの場」、日原地区では「さんさんサービス」を実施してまいりましたが、実施回数の相違などの課題を整理しながら、介護予防の視点で内容等に検討を加え、これを継続してまいりたいと考えております。

また、「食」の自立支援事業、すなわち配食サービスにつきましては、障害や病気などで食事の準備が困難な方に食事を届けるとともに、利用者の安否・健康状態の確認をしながら、自立した生活が送れるよう支援を継続してまいりたいと考えております。

なお、「福祉タクシー」「町営バス利用助成」「温泉利用助成」等につきましても、引き続き実施してまいりたいと考えております。敬老事業につきましては、長年にわたって社会に尽くしてこられた高齢者の方々の長寿をお祝いするとともに、その御労苦をおねぎらいするため、88歳（米寿）及び100歳以上の方々にお祝い品をお贈りするなどして、実施してまいりたいと考えております。

次に、津和野町シルバー人材センターについてであります。昨

年、津和野地区にも支部として設立され、充実されてきたところであり、同センターは、組織的に働くことを通して収入を得ながら、みずからの健康を保持し、生きがいを持って地域社会に貢献するという「自主・自立、共働・共助」の理念を基本とされたもので、町としても、この組織が早期に自立できるよう期待し、厳しい財政状況ではありますが、物心両面にわたり可能な限りの支援をしてみたいと考えております。

障害者福祉につきましては、昨年4月から「障害者自立支援法」による制度が始まっておりますが、この制度は、障害者とその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものであります。具体的には、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものであります。また、制度の安定的な運用を目指し、サービス利用者を含め、みんなで支え合う仕組みを取り入れているところであります。利用者は原則として利用料の1割を負担することになっておりますが、世帯や本人の収入によっては負担が軽減されることになっており、町としても、これまでそれぞれの障害に応じた支援制度を実施してまいったところであります。これ

らは引き続き継続してまいりたいと考えております。

また、共同作業所「つわぶきの里」は、通所者にとって生きがいと希望の持てる場として活動が行われているところであります。昨年12月にNPO法人の資格を取得されましたので、本年度から地域活動支援センターとして委託をすることにいたしております。今後も積極的に支援し、障害者の皆さんが地域社会の中で自立し、社会参加と充実した生活が送れるよう援助するなど、開かれた活力ある施設づくりに向けて、関係団体とともにさらに努力してまいりたいと考えております。

次に、児童福祉についてであります。1人の女性が一生の間に産む子供の数をあらわす指標「合計特殊出生率」は、直近の平成17年全国数値で1.26であります。これは、現在の人口を維持することのできる2.08を大きく下回っている状況であり、先進諸国の中でも日本が最も低い数値になっております。また、本町の数値も減少が進み、1.33であり、極めて深刻な状況になっております。このように「少子化」が社会問題化する現状を踏まえ、国、県同様に少子化対策を町の重点施策として位置づけ、諸施策を実行してまいらなければならないと考えております。

保育園につきましては、園児数が減少しておりますので、19年度中に本町の保育体系のグランドデザインを描きたいと考えております。集中と選択も考慮しつつ、新たな保育サービスのあり方を検討し、保育の質の維持を図りたいと考えております。日原地区で実施している土曜日午後の開所・園児受け入れの実態を踏まえ、津和野地区においても、父母等の土曜日午後の就労状況を把握し、保育困難な家庭について受け入れを実施するなどの体制を整える予定にいたしておるところであります。

また現在、旧町単位で異なる保育料につきましては、引き続き厳しい財政状況ではありますが、昨年度からの計画にのっとり、低い保育料に合わせるよう図ってまいりたいと考えております。

国の保育料徴収基準の変更に伴い、所得の高い階層においても、複数入園の場合は保育料が軽減されることになりましたが、引き続き県の補助事業を導入するなどして、第3子以降に対する保育料軽減補助措置を図ってまいりたいと考えております。

子育て支援事業につきましては、津和野子育てサポートセンターは現状を維持し、日原子育て支援センターは2カ所体制から利用率の高い青原分室に統合することで機能を強化し、子育ての相談業務等を充

実したいと考えております。また、日原地区で実施中の会員制による安い料金で行うファミリーサポート事業につきましては、県補助事業は終了しますが、支援センターの業務の一環として、継続、会員拡大を図りたいと考えております。

放課後児童クラブにつきましては、津和野小学校・日原小学校の2クラブ体制を維持しつつ、津和野小学校においては、日原小学校の児童クラブと同様に、昨年度、平日の受け入れ時間延長を行ったところではありますが、休日等の受け入れについては、県下の状況、必要性、利用率とコストなどを踏まえ、本年度は開設時間の変更について検討してまいることといたしております。周辺の小規模小学校の児童については、保育園における学童保育を、昨年度より津和野地区同様、日原地区においても開始しておりますが、本年度も継続をしてまいりたいと考えております。

遺児手当につきましては、母子家庭に加え、援助の少ない父子家庭対策も含め、財政難の厳しい中ではありますが、引き続き実施したいと考えております。なお、児童手当は、4月分より国の制度改正に伴い、第1子、第2子について月額が従来の2倍の1万円に増額されているところであります。

保健・医療対策について。

少子高齢化社会を迎えた今日、町民一人一人が、より生き生きと元気で心豊かな人生を送ることができるよう求められているところであり、また、急速に高齢化が進展する中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が年々増加している状況であります。このため、町民の皆さんに参画をいただき、さきに町の健康づくりの指針となる「健康つわの21」計画を策定したところではありますが、本年度は新たに目標を掲げ、その見直しを行い、町民の健康づくりを支援する環境づくりに一層取り組んでまいりたいと考えております。

医療制度の抜本的な改革に伴い、患者負担の見直しや新たな高齢者医療制度の創設、また、医療費適正化のための保険者に対する予防健診の義務化など、保健・医療を取り巻く環境は大きく変わろうとしておりますが、特に、県内の全市町が加入し広域連合を組織して対応する平成20年度からの後期高齢者医療制度や、保険者に義務づけられる40歳以上の人に対する特定健診・特定保健指導の実施などへの対応が急務となっているところであります。

本年度は、これら制度の移行準備を確実にを行い、町民の皆さんに情報を正確にお伝えし、信頼感のある保健・医療の推進を図りたいと考

えております。特に、高齢者サービスの拠点となる地域包括支援センターを中心とした地域支援事業を充実させ、地域に根差したサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。また、高齢者が要支援、要介護状態にならずに、自立し活動的な生活ができるよう、筋力トレーニング等を組み合わせた介護予防や健康づくり事業、認知症予防のための健康教室等を拡充して実施するほか、各種団体との協働による生きがいづくり事業を新たに実施することにいたしております。なお、昨年度から3カ年を計画期間としております「介護保険事業計画」に基づき、さらに制度の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、「地域医療体制の充実」であります。地域医療体制の整備につきましては、鹿足郡医師会並びに地域中核病院である厚生連共存病院と相互に連携し、在宅当番医等の充実強化を図るとともに、その体制の充実に努めてまいりたいと考えております。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医などのシステムを構築するとともに、各診療機関の効果的な運用を図るなどして、医療機関相互の連携システムなどの確立によって、良質な医療の提供ができるように努めてまいりたいと考えております。

また、厚生連傘下の津和野、日原両病院におきましては、医療を取り巻く厳しい情勢の中で新しい運営方針が打ち出されたところでありますが、町においても、このような状況を踏まえ、当地域の医療のあり方についての調査を専門のコンサルタントに委託しており、近くその調査結果が得られる手はずとなっておりますので、これらの提言を指針としながら、今後は地域医療の確保と福祉の増進、雇用の確保の面からこれらを見守り、可能な限りの支援をしてまいりたいと考えております。特に、医師不足の解消、いわゆる必要な医師確保につきましては、関係者ともども引き続き全力を傾注してまいりたいと考えております。

また、疾病を早期に発見し、重症化を防止するため、総合健診や人間ドックの受診を促進するとともに、健診結果に基づく事後指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。特に、肥満などに起因した生活習慣病予備軍に対しては、個別の健康づくり支援プログラムを作成し、個々に合った保健指導を実施してまいる考えであります。

さらに、少子化へ対応するため、妊産婦、乳幼児の健康の維持増進を目的として、妊娠・出産・乳幼児期を通じて一貫した母子保健対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

環境対策についてであります。環境への負荷の少ない循環型社会形成推進のため、ごみの分別収集を実施しているところであります。町民皆さん方の分別収集に対する深い御理解と御協力により、分別収集以前は年間2,084トンのごみを焼却しておりましたが、近年は1,630トン余りに減少し、容器包装プラスチック等の資源ごみも900トン余りで、年々減少傾向が見られるところであります。

しかしながら、野焼きや不法投棄などの不適正処理が依然として見受けられますので、今後も町内一斉清掃等を通じてモラルの向上を図ってまいりたいと考えております。

また、広域清掃工場の老朽化に伴い建設中でありました新焼却場が、平成19年10月から益田市多田地区で稼働する予定となっております。搬入物や搬入日緩和などについて現在検討中であります。

なお、本年も家庭用生ごみ処理器を購入される方への助成を継続し、生ごみの減量化を図るとともに、自主的に古紙等の資源ごみを回収された団体等に対しましても一定の助成を行いたいと考えております。

一方、高齢化に伴い分別ができない方や、粗大ごみの処理手段がない方への対策が急務となっておりますので、シルバー人材センター等

の活用も視野に入れた検討を行ってまいりたいと考えております。

地球温暖化対策につきましても、昨今重要な課題となっておりますので、今後は、ごみ処理対策を地球温暖化防止対策の一環として位置づけ、お互いのライフスタイルや経済活動を見直してまいらなければならないと考えております。そのために、何よりも「ごみを出さない」こと、出してしまったごみは「できるだけ資源として使う」こと、どうしても使えないごみは「きちんと処分をする」こと、「リサイクルされたものを積極的に使う」ことを一人一人がまずは自覚して生活することが重要でありますので、その他の温暖化対策を含め、自治会や婦人会を主体として、家庭や地域での取り組みを推進してまいりたいと考えております。

農林業の振興についてであります。近年の市場化・効率化・グローバル化が急速に進展する社会情勢の中で、農業・農村を取り巻く環境はますます厳しくなる一方であり、本町においても、就業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の拡大など、さまざまな課題が山積しているところであります。

このような状況の中で、経営所得安定対策等実施要綱の柱である「品目横断的経営安定化対策」「米政策改革推進対策」「農地・水・

環境保全向上対策」が、本年度より本格実施をされます。

このうち、「品目横断的経営安定化対策」は、農事組合法人を含む認定農業者や一定の基準を満たす集落営農を担い手として、施策の集中化・重点化を進めるものであり、高齢で零細な農家を多く抱える本町においては、これらの制度に対する対策が喫緊の課題と考えております。

また、津和野町の農業就業人口に占める65歳以上の比率は73%に達しており、近い将来、農業の担い手確保が一気に困難となることは必至で、一部では地域の維持さえ危ぶまれる状況にもなってきております。

町としても、これらの課題に迅速に対応するため、「農業担い手支援センター」の設置について一昨年より関係機関と協議してきたところでありましたが、ようやく協議が調いましたので、本年4月より設置したいと考えているところであります。この支援センターは、町・JA・県普及部の専任職員がワンフロアに集い、新規就農者や認定農業者の育成・確保、集落営農の組織化・法人化、経営体質の強化など、農業が抱えるさまざまな課題に迅速に対応するためのものです。詳細につきましては、お手元に配付しております「津和野町農

業担い手支援センター設置構想」を後ほどごらんいただきたいと思います。

一方、「農地・水・環境保全向上対策」は、非農家の方も含めた地域資源保全のための共同活動等に対する地域振興施策であります。現在、直接支払い制度交付金を受けている地区も含めた支援をすることとしておりますので、この資金を活用し、地域住民の連携による環境整備を進めながら、地域のまとまりを図っていただきたいと思います。

また、本町の基幹作目であります水稻につきましては、本年度より農業者と農業者団体、いわゆるJAが主体的に需給調整をすることとなり、管内7つの水田農業推進協議会もJA西いわみに一本化されます。そのような中で、米の生産数量も先般示されたわけですが、昨年の作況指数が96であったにもかかわらず、今年の津和野町への配分面積がさらに7ヘクタール減となり、加えて基準反当収量の見直しと西いわみ管内統一の配分ルールへ移行したため、小規模農家にとっては厳しい配分となりました。

もちろん、農村集落を支えている人々の多くはこの小規模農家の方々であることは町としても十分承知しておりますので、そうした実

態を踏まえ、農業の大きな変革の中で、互いに知恵と工夫をもってこれを乗り越えていかなければならないと考えております。今後、4月より開設いたします農業担い手支援センターにおいても、喫緊の課題として集落営農の組織化を進めてまいります。あわせて地域性を生かした作目への転換など、水稻主体の農業からの脱却も図っていかねばならないと考えております。

一方、売れる米づくりを目指す「西いわみヘルシー元氣米」は、産地間競争の激しい中ではありますが、ブランド米として定着し、1月末で全量販売契約が完了したとのことでもあります。当町においても、本年は昨年よりさらに13ヘクタールふやし、90ヘクタールを目標として計画されており、堆肥散布助成金の加算などにより、引き続き推進、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地域特産であります水田わさびにおいては、昨年7月の豪雨により大きな被害を受けたわけではありますが、国の災害復旧事業と県及び町の支援で、ある程度の圃場回復が見込める状況となりました。本年も、これらの復旧とあわせ、タラの芽等の山菜とともに継続して「たち上がる産地育成支援事業」（県単事業）によって、生産から加工・流通・販売までの一体的な活動に取り組むなど、消費者から支持

され産業として自立・発展する力強い農業を目指した取り組みに対して、積極的な支援をしてみたいと考えております。

また、ここ数年の生産振興策が実りつつあります野菜の生産につきましては、従来からの出荷実績による支援を本年からは全町へ講じることとし、あわせて、これらが教育施設や福祉施設、交流施設等で利用され、「地産地消」の促進にもつながるよう、関係者が一体となって取り組んでみたいと考えております。

次に、畜産についてであります。組織も昨年、JA西いわみ和牛改良組合で一本化されて津和野支部となり、現在、町内では47戸・2法人で繁殖牛201頭、肥育牛108頭が飼養されておりますが、残念ながら、飼養農家の高齢化とともに飼養戸数、飼養頭数は微減傾向にあります。しかしながら、価格の方は米国産牛肉の輸入再開後も堅調に推移しており、生産農家の意欲も持続しておりますので、引き続き町優良牛保留導入事業補助金等の助成を継続することにより、畜産振興に努めてみたいと考えております。

次に、鳥獣による農作物の被害につきましては、地域的・年度的に差はありますが、依然として被害が発生しており、減産・減収はもちろんでありますが、農業者の生産意欲をも減退させております。特

に、昨年度はクマと猿の出没が多くあり、日原地区においてクマ4頭、津和野地区において猿3頭の駆除をしたところでもあります。町としても、県の交付金事業等を活用し、毎年防護さくの設置や捕獲奨励の助成等を進めておりますが、引き続き助成措置を講じてまいりたいと考えております。

その他といたしましては、昨年より見直し作業に入っております農業振興地域整備計画の早期完了と平成22年度からの事業実施が予定されております中山間地域総合整備事業の第2期計画申請、津和野町土地改良区と日原町土地改良区の合併協議などの業務を進めてまいりたいと考えております。

続いて、林業振興についてであります。森林は「緑のダム」とも言われ、水源涵養や山地災害防止機能など多くの公益的機能を持っていることは御承知のとおりであります。近年、不在所有者の増加や森林所有者の高齢化などにより、手入れの行き届かなくなった荒廃森林が増加し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されております。

国においては、昨年9月「森林・林業基本計画」を見直し、充実しつつある資源を利用しつつ複層林化等を目指した多様な森づくりや国産材の利用拡大を軸として、林業・木材産業の再生を図っていくこと

としております。

また、県では、一昨年創設された「水と緑の森づくり税」を財源として、県民参加による新たな森づくりや、林政のマスタープランである「新しまね森林・林業活性化プラン」の見直しを行い、「木や森を使う」ことにウエートを置き、県民を初め市町村、森林・林業・木材産業各団体、森林所有者などと森づくりや木材利用促進を「協働」で取り組むこととしており、当町としても、こうした県の方針に従い行動してまいりたいと考えております。

特に、県においては、「新しまね間伐推進基本方針」に基づき、森林の育成に不可欠な間伐事業の促進に努められているところでありますが、本町におきましても、県の事業や高津川流域森林計画などに従って、適正な森林の管理と施業の推進を図るとともに、島根県みどりの担い手育成基金との連携や林業指導者対策事業により、林業労働者の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

また、平成18年度までとなっておりました「森林整備地域活動支援交付金事業」につきましては、制度は少し変わりましたが、さらに5年間の継続となりましたので、町としても、適切な森林施業を図るための有効な手段として、引き続き活用促進に努めてまいりたいと考

えております。

その他、町行造林事業の契約年満了への対応や、水と緑の森づくり税を財源とする各種事業の周知と利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、松くい虫被害対策等につきましても、従来と同様、関係機関の支援を受けながら実施をしてまいりたいと考えております。

商工観光の振興についてであります。観光は、ゆとりと豊かさを求める国民生活において不可欠なものとして位置づけられ、また、観光産業は、21世紀の経済をリードする産業の一つとして期待をされております。

とりわけ国内観光は、地域文化の育成や雇用の創出など、地域の活性化に寄与しております。しかしながら、近年は、景気の低迷、実質消費支出の減少等マイナス要因が働き、国内観光産業は伸び悩みの状況にあります。

本町においては、このような観光の現状を踏まえ、町の有する歴史、文化、自然、町並み景観等の豊富な観光資源を生かした観光地づくりを推し進めるため、津和野町観光振興協議会において「津和野へ来ていただくにはどのようにしたらよいか」「津和野へ訪れた方々に

満足していただくにはどうしたらよいか」について、官民が一体となって実行していくことを意思統一しているところであります。

具体的には、「親切に詳しく案内をするための体制づくり」として、津和野ボランティアガイドの会による案内、IT技術を活用した津和野ユビキタス観光ガイドシステムによる案内、各店舗における案内、手づくり看板を使った案内などの一層の充実を図りたい考えであります。また、気持ちよくお迎えするための体制づくりとして「夏季の一斉の打ち水」や、新しい魅力づくりとしてストリートパフォーマーの募集などに取り組むこととしております。さらに、滞在時間延長や宿泊対策として、4月から6月までは旅館から天文台へ星バスを運行するほか、6月のホテルバスの運行、7月から11月にかけての旅館での石見神楽上演、10月から11月まで朝霧観賞のための早朝城跡リフトの運行などに取り組むとともに、食対策として、旅館での地元産の旬の食材を使った郷土料理の統一メニューなどの提供、1年を通じて継続した取り組みの充実を図りたいと考えております。

また、若い方々からの独創的なアイデアや実行力ある人的パワーを取り入れていくために、「観光について語る会」を設けておりますが、今後もこれを重要な位置づけとしてまいりたいと考えております。

す。

観光資源の一つである景観対策につきましては、昨年より景観計画の策定に着手しており、計画の骨格については完成を見ているところでありますが、本年は、これを実効性のあるものとするため、住民への説明等を積み重ね、条例の制定を図りたい考えであります。

その他、国土交通省の支援により既に社会実験や実証を進めております「観光交流空間づくりモデル事業」「津和野ユビキタスガイドシステム」等については、引き続き関係機関の支援を得ながら、その実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、広報宣伝活動につきましては、島根山口観光連絡協議会や萩市との連携はもとより、「新商品」をPRするため、「津和野の歳時記」を紹介するチラシなどにより、九州、広島、首都圏、関西を中心として継続的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。なお、ホームページでの町の紹介、広告、雑誌への掲載についても、一層充実させてまいりたい考えであります。

観光協会の組織運営につきましては、津和野・日原両観光協会が本年4月1日をもって合併・統合されることになりましたので、その組織強化に向けて、可能な限りの支援をしてまいりたいと考えていると

ころであります。

商工業振興につきましては、津和野・日原地区両地区とも商業集積地の販売額は下降傾向にあり、加えて土木建設業についても公共事業の大幅な削減等により極めて厳しい情勢にありますが、そのような中にありますので、さらに地域の特性を生かし、創意工夫にあふれた取り組みが強く望まれるところであります。また、継続した取り組みであるスタンプ事業やインターネットによる津和野便り事業、地元神社の例祭とタイアップした日原ひゃころう会による「きてみん祭」、修景して美しくなった商店通りの活性化を図る「えびす講まつり」、高津川清流の食をテーマに行われる「日原鮎まつり」など、商店と住民が一体となった活動が活発に行われておりますが、こうした活動の一層の充実が、地元商業の活性化のみならず、観光客の呼び込みにとっても大きな効果が期待をされているところであります。

また、津和野・日原両商工会も4月1日に合併・統合されることになりましたので、その組織強化に向け、可能な限りの支援をしてまいりるほか、中小企業融資利子補給等についても引き続き実施し、商工業の振興のための支援を図ってまいりたいと考えております。

道路整備等についてであります。私たちが生涯を通して住み続け

ることができ、また多くの方にこの地に移り住んでいただけるような、安全で安心できる町づくりを進める上で欠くことができない施策の一つが道路網の整備であり、生命や財産を自然災害から守る防災対策は、河川、砂防施設整備であると考えております。

しかしながら、公共事業を取り巻く状況は、公共投資全体の抑制、財政状況の悪化など厳しさを増しており、整備の進んだ都市人口集中地と過疎山間地域との格差はますます増大することが懸念されるところであります。

全国水準から大幅におくれている高速道路網の整備につきましては、浜田三隅道路の事業着手や、今春、益田道路の一部供用開始がなされるなど、徐々に進められてはおりますが、点が線となるにはほど遠く、観光発展にもつながる山陰道の早期全線開通については、今後関係機関に強く働きかけてまいる考えであります。

次に、県道関係では、津和野田万川線の中川工区3.5キロメートルが完成の運びとなったことは喜ばしいことであります。また、継続事業としては、柿木津和野停車場線の中座工区を初め3路線4工区がありますが、新規着手は残念ながら見送られております。県道の改良率は依然低く、早期着手、完成するよう、引き続き関係機関に対し積極

的に要請してまいりたいと考えております。

町道の整備につきましては、財政事情により町単独事業による新規改良は困難な状況にありますが、地方道路整備臨時交付金事業や道路整備交付金事業を活用し、日原添谷線ほか3路線の整備を進めてまいりたいと考えております。この事業による新規事業として、田平線と接続する鳥井線の改良に着手を予定しているところであります。また、町単独改良事業で進めております丸山小坂線、田平線、牧ヶ野線につきましては、今年度において完了させたいと考えております。

町道等の維持管理につきましては、旧町間で相違がありましたが、草刈り等の作業は関係の皆さんの協力により道路愛護団委託として統一し、現在直営で行っております日原地区の維持管理を委託に切りかえる考えであります。

道路維持や除雪につきましては、安全な通行、機能確保がなされるよう心がけておりますが、今まで以上に関係の皆さんとの協働が必要であると考えているところであります。

林道整備につきましては、県営林道開設事業の耕田内美線と三子山線の2路線と緑資源機構が行う緑幹線林道寺田笹山間工事があり、いずれも起点側と終点側の2工区で進められておりますが、多機能を有

した道路でもあり、早期完了を期待しているところであります。

河川砂防事業につきましては、引き続き4事業の継続がなされ、また、急傾斜地崩壊対策事業といたしましては、西谷地区の継続並びに笹ヶ峠地区と枕瀬東地区が新規事業として着手されることはまことに喜ばしいことであります。安心・安全な暮らしを確立するため、早期完成とさらなる整備促進を国、県初め関係機関に今後も強く要請してまいりたいと考えております。

町営住宅の改善につきましては、公営住宅ストック総合活用計画に基づく下水道接続やバリアフリーを初めとする老朽化住宅の改善工事を引き続いて行い、居住性の向上や高齢化社会に対応できる住宅づくりに努めたいと考えております。

地籍調査事業についてであります。地籍調査は、中山間地域における過疎化、高齢化がますます進行する中で、平地はもちろんのことではありますが、特に山林の土地境界の不明確化を防止するために極めて重要であります。そのため、本町においても、少面積ではありますが、地籍調査事業の推進を図っているところであります。

この調査が進みますと、不動産登記の精度が上がり、公共事業や土地取引の円滑化、災害復旧や町づくり等に大きく役立つほか、土地の

境界紛争の未然防止や課税の適正化など、行政施策推進に多大な効果と貢献が期待できるものであります。

また、地権者の高齢化や不在化、森林の荒廃等により土地境界の不明確化が進行し、基本的な現況の把握すら困難な状況となっており、土地の境界が家庭内でも次世代に伝わらないことになり、このことが町民の皆さんの大きな不安となっているところであります。

こうしたニーズの解消にこたえるため、当面の措置として、山村地域において簡易な方法によって土地の位置及び形状の図面を作成し、おおむねの森林境界を保全してまいりたいと考えております。具体的には、航空写真や衛星写真、森林基本図を活用し紙面に境界を落とし、歩いていく方法と、実際に境界を踏査し大まかな境界にくいを打つ方法などにより、地籍調査事前事業を推進してまいる考えであります。

今後も、できるだけ早期の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、財政が極めて厳しい状況の中にあって、予算確保や人員確保等に困難があり、進捗率におくれが出ている状況もありますので、真に協力体制の得られるところから推進をしていく考えであります。

本年度の地籍調査事業は、長福①—2、長福①—3、富田二Ⅱ、柳村Ⅰ、溪村Ⅲ—2地区を、また、地籍調査事前事業においては、下左

鑑地区を実施することにいたしております。今後も可能な限り事業の推進を図り、進捗率を伸ばすとともに、緊急度や必要度の高い地域を選択するなどして、さらなる事業推進に努めてまいりたいと考えております。

教育文化の振興についてであります。教育文化の振興につきましては、文教の町にふさわしい環境づくりに努めたいと考えております。

まず、学校教育につきましては、新教育課程のもとで「生きる力」の育成や基礎・基本の定着を図り、学力向上に向けた取り組みや、児童生徒が主体的・創造的に生きていくことのできる資質や能力を育成する教育を目指すとともに、総合的な学習の時間を活用した特色ある学校づくりの推進に努めたいと考えております。

また、新たな教職員の評価制度の定着と国・県の学力調査の実施、特別支援教育の推進やA L T及びスクールカウンセラーの活用・充実等に努めるとともに、学校給食会組織のあり方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

社会教育につきましては、公民館の職員体制等の見直しについて、引き続き広く町民の意見を聞き、検討を進めるとともに、親子のふ

れあい活動を中心とした「家庭教育支援総合推進事業」を実施し、家庭教育の支援充実と保護者が参加する多様な学習機会の提供を図ってまいりたいと考えております。

このほか、地域コーディネーターを中心に「ふるさと教育推進事業」の実施を通じて、学校・家庭・地域が一体となった体系的な教育活動を推進し、地域に開かれた特色ある学校づくりと教師の意識改革や家庭・地域の教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

生涯学習につきましては、地域学習や家庭教育学級、成人学級等公民館活動を中心として、地域の生活課題に根差したさまざまな学習活動を展開し、町民の皆さんが生きがいのある充実した生活が享受できるように努めてまいりたいと考えております。

人権・同和教育につきましては、21世紀が「人権の世紀」といわれながら、今なお多くの課題が残されております。この課題の解決は行政の責務でありますので、法は失効したものの、本町においては現状と課題を把握し、さらに同和教育を積極的に推進してまいりたいと考えております。また、同和問題の解決に向けて、学校教育と社会教育が連携し、あらゆる差別の解消のため、積極的な啓発活動の推進と人づくり、町づくりに努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、町民のスポーツへの一層の参加を促すとともに、個々のライフステージに応じた各種スポーツ活動を主体的・継続的に実施できるようスポーツ環境の整備充実を図り、地域のスポーツ活動の活性化に努めてまいりたいと考えております。また、町内各種スポーツ関係団体間の交流を図り、組織の再構築に向けた取り組みに努めてまいりたいと考えております。

文化財保存整備につきましては、昨年国の文化財として指定を受けた「旧堀氏庭園」母屋の修復事業を継続してまいりたいと考えております。また、国指定史跡「津和野城跡」の整備検討につきましても、本年新たに城山リフト北側の中世城郭遺構群と旧藩邸跡について追加指定に向けた取り組みを進めるとともに、これまでに策定した整備基本計画をもとに、今後、整備基本計画策定委員会の意見等を踏まえながら、具体的な調査や体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、歴史ある町並み保存の面から、今後、登録文化財制度の活用や景観法と文化的景観事業等の有効活用を考慮しながら、調査・登録等に努めてまいりたいと考えております。

埋蔵文化財発掘事業は、道路改良事業、その他の工事に関連するも

のなど引き続いて実施し、調査結果につきましては、現場説明会あるいは発掘速報展等を通じて町民の皆さんへ周知するなど、埋蔵文化財について理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

文化事業につきましては、開館6年目を迎える安野光雅美術館では、新たな作品の展示や隣接している桑原史成写真美術館との共同企画展、あるいはトークショー等の文化事業を中心に、その運営の推進を図ってまいりたいと考えております。また、同美術館のプラネタリウムと日原天文台の相互利用による天文教育の充実や作品展、書画展等の発表の場としての利用など、地域に密着した活用を図るとともに、館外展等も積極的に取り入れ、安野作品の幅広い普及活動にあわせ津和野町の観光情報の発信にも寄与できるよう、効果的な運営に努めたいと考えております。

森鷗外記念館におきましては、未発表資料の掘り起こしと鷗外研究の基本資料の整備・活用を図りながら、より一層の研究に努め、来館者に深い鷗外像を提供できる展示に努めたいと考えております。また、企画展の開催や研究情報誌の発行等により、内外で唯一独立した施設である森鷗外記念館のさらなる充実・発展に努めてまいりたいと

考えております。

郷土館、歴史民俗資料館等各施設についても、資料整備にあわせ一般来場者への情報提供を図るほか、伝統芸能の保存・継承にも努めてまいりたいと考えております。

桑原史成写真美術館につきましては、開館10周年の節目の年を迎え、これまでの集大成として展示企画や安野光雅美術館との共同企画展示を初め館外展等を開催し、資料の有効活用を図るとともに、県内外への情報発信と入館者の確保に努めてまいりたいと考えております。

人づくり事業につきましては、昨年新たに日原中学校を含めた町内3中学校とドイツベルリン市、ベロリーナ学校との姉妹校提携が実現したことを踏まえ、今年度は本町中学生をベルリンへ派遣し、交流活動を展開してまいりたいと考えております。また、長年にわたって取り組んでまいりました鳥取市鹿野町との相互訪問による交流活動は、今年度は本町で開催し、友好・交流の推進に努めたいと考えております。

このほか、図書館活用については、今年度から実施される蔵書検索システムにより多角的な検索と貸出・返却業務の簡素化を図り、利用

者への充実したサービスの提供と利活用の向上に努めてまいりたいと考えております。

広域行政の推進についてであります。広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するため益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足地区で鹿足郡環境衛生組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合が組織されております。財政危機の中で行財政改革が喫緊の課題となっている昨今であり、郡内の3組織につきましては、統合も視野に入れながら業務の推進に当たっているところであります。しかしながら、現在の組合が行っている業務はそれぞれに異質のものであり、これを統合したとしても、運営面において財政的に大きなメリットがあるといったものではなく、したがって、現時点では、統合の機運も盛り上がっていないのが実情であります。

今後においては、統合の真のメリット・デメリットを慎重に検討しつつ、また、交通対策や情報通信基盤の整備、あるいは高津川流域保全基本構想の実現など、単独町政では解決でき得ない、また効率的でない共通的な課題も数多く考えられますので、これらの業務を円滑に処理するために、関係市町と意思疎通を図りながら、一層広域行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

特別会計についてであります。特別会計につきましては、各会計とも、特別会計設置の本来の目的達成のため、適正かつ効率的な事業実施と健全な財政運営に鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、主要課題と取り組みについて申し述べましたが、ますます加速する地方財源抑制の中、新町の発展と町民福祉の向上のため、全力で町政運営に取り組んでまいりたい決意でありますので、町議会を初め町民の皆さん方の格段の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、平成19年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で13時15分まで休憩といたします。

午後0時15分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

.....

日程第19. 議第21号

日程第 2 0 . 議第 2 2 号

日程第 2 1 . 議第 2 3 号

日程第 2 2 . 議第 2 4 号

日程第 2 3 . 議第 2 5 号

日程第 2 4 . 議第 2 6 号

日程第 2 5 . 議第 2 7 号

日程第 2 6 . 議第 2 8 号

日程第 2 7 . 議第 2 9 号

日程第 2 8 . 議第 3 0 号

日程第 2 9 . 議第 3 1 号

日程第 3 0 . 議第 3 2 号

日程第 3 1 . 議第 3 3 号

日程第 3 2 . 議第 3 4 号

日程第 3 3 . 議第 3 5 号

日程第 3 4 . 議第 3 6 号

日程第 3 5 . 議第 3 7 号

日程第 3 6 . 議第 3 8 号

日程第 3 7 . 議第 3 9 号

日程第 38. 議第 40 号

日程第 39. 議第 41 号

日程第 40. 議第 42 号

日程第 41. 議第 43 号

日程第 42. 議第 44 号

日程第 43. 議第 45 号

日程第 44. 議第 46 号

日程第 45. 議第 47 号

日程第 46. 議第 48 号

日程第 47. 議第 49 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 19、議第 21 号津和野町表彰条例
の設定についてより日程第 47、議第 49 号小藤育英資金貸与に
関する条例の全部改正についてまで、以上 29 案件につきましては、
会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

議第 21 号は津和野町表彰条例の設定についてでございますが、合

併協議の中でいろいろと御審議をいただき、この条例の設定については新町になってということでしたが、平成18年度は合併1周年記念にかかわる表彰といったようなこともございましたので施行を見送りまして、今回新たにこの条例を設定させていただき、新年度から施行させていただきたいという内容のものでございますが、詳細につきましては担当課長の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議第22号津和野町表彰審議会条例の設定についてでございますが、議第21号で申し上げておりますように、表彰条例を設定させていただき、今後いろいろな方々を表彰申し上げていくということになるかと思いますが、その際は、審議会を開きまして、御意見を承った上で取り運ばさせていただくということから、この審議会を設置させていただきたいというものでございます。詳細につきましては担当課長の方から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第23号津和野町監査委員条例の一部改正についてでございますが、午前中の規約の改正等のところで担当課長から概要御説明申し上げましたが、今回の地方自治法の一部改正によりまし

て、監査委員の定数は法律の上で2名ということに定められて、条例条項ではなくなったというような関係もございまして、条例の改正をさせていただくものでございます。

なお、これも説明しておりますように、学識経験を有する監査委員さんについては、条例に定め、議会の議決をいただいて複数設置をすることができる、そういう法改正になったわけでございますけれども、本町におきましては、当面この旧来の形で2名の監査委員さんをお願いする、そういう考え方でおるところでございます。詳細につきましては担当課長の方から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議第24号津和野町収入役事務兼掌条例の廃止についてでございますが、これも自治法の改正によりまして収入役制度が廃止になりましたために、この条例が不要となりますので、廃止をお願いするものでございます。

議第25号津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、これも午前中、担当課長の方から御説明しましたように、この自治法改正によりまして吏員制度というものがなくなりましたので、「吏員」を「職員」に改めさせていただくというもの

でございます。

続きまして、議第26号津和野町副町長の定数を定める条例の設定についてでございます。これも自治法の改正によりまして、旧来の「助役」にかえて「副町長」を置くことになったわけでございます。この副町長の定数は条例で定めると規定がございますので、本条例によって助役の設置をお願いするものでございますけれども、現時点では、現在の助役と同様に2名を副町長として置かしていただきたいという条例でございます。

それから、議第27号津和野町助役定数条例の廃止についてでございますが、これも自治法の改正によりまして新たな条例事項となりますので、助役は置かない条例とするわけでございます。

続きまして、議第28号津和野町職員定数条例の一部改正についてでございますが、これも自治法改正に基づきまして、助役、収入役というものを廃止いたしまして、助役にかわって副町長、収入役は廃止と、このような形で改正をお願いするものでございます。

議第29号津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございますが、これはやはり自治法の改正にかかわるものでありますけれども、法律用語の整理に準じ

たこの用語整理をお願いしたいというものでございます。担当課長の方から詳細は説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議第30号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございますが、非常勤の職員等の報酬を申しわけありませんけれども、一律3%カットをさせていただきたいということと、それからこの選挙長から期日前投票立会人という区分が条例の中にございますけれども、これらは公職選挙法に規定があるために、町の条例からは除外をさせていただくという内容のものでございますが、詳細については担当課長の方から御説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議第31号津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、これも自治法の改正に伴いまして、助役、収入役を置かずに副町長を置くという内容をお願いするものでございます。

それから、議第32号津和野町長、助役の諸給与条例の一部改正についてでございますが、これも同様に、「助役」を「副町長」に改めさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、議第33号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、法律改正に基づきまして「助役」を「副

町長」にお願いするものと、そして町長、副町長の給料を平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、18年度に引き続いて15%カットをさせていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、議第34号教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、これも33号の特例条例と同様に、教育長の給料を平成19年4月1日から平成20年3月31日まで15%カットさせていただきたいという内容のものでございます。

議第35号職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、職員の給料を職員の理解を得まして、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、5%カットをさせていただくという内容のものでございます。

議第36号津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、先ほど申し上げておりますように、新年度から道路維持管理業務を委託に出すために、職員が特殊自動車運転等に従事するということがなくなりますので、したがって、手当というものが不要になりますから、この条例から削除していきたいという内容のものでございます。

続きまして、議第37号は津和野町育英奨学基金条例の設定についてでございますが、合併後も旧町でそれぞれこの条例が定められておりましたけれども、これを新しい町になりましたので、一日も早くということで、特に子供にかかわるものでもありますので、一つの条例にするということで、新たな条例を設定させていただくという内容のものでございます。

続きまして、議第38号小藤育英基金条例の一部改正についてでございますが、これも合併後、旧津和野町内にこれを適用するという条例条項になっておりましたけれども、これも新町全体に適用するというふうに改めさせていただきたいというものでございます。

続きまして、議第39号津和野町税条例の一部改正についてでございますが、これも法律改正によりまして、旧来の「吏員」という名称を「職員」に改めさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、議第40号津和野町行政財産の使用料徴収条例の一部改正についてでございますが、これも地方自治法の一部改正によりまして、引用法律の項数の繰り上げ等によりまして、引用条項の変更、あるいは一部内容の——引用条項の変更をお願いするものでございます。

続きますして、議第41号津和野町手数料条例の一部改正についてでございますが、これも自治法の一部改正によりまして、法律の用語整理に準じた条例の用語を整理させていただきたいという内容のものでございます。

それから、議第42号は津和野町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、これは旧来、手当の支給額1万5,000円に定めて——死亡時に埋葬費として1万5,000円を支給することになっておりますけれども、県内、あるいは管内のこの例等を参考にいたしまして、新年度から3万円支給をすることに改めさせていただきたいという内容のものでございます。

続きますして、議第43号でございますが、これは旧来、この健康保険税の課税をする場合の限度額があったわけでございますけれども、「53万円」を「56万円」に改めさせていただくという内容のものでございますが、詳細につきましては担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、議第44号は津和野町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正についてでございますけれども、これはこの用語の改正をお願い申し上げます。

議第45号は津和野町堤田農村公園の設置及び管理に関する条例の設定についてでございますが、ああして中山間地域総合整備事業等で堤田地域の環境整備がなされてきたわけでございますけれども、いよいよ完成をいたしまして、今後公園という形で管理をしてまいりたいということで、新たにその設置及び管理に関する条例を設定させていただきたいというものでございますが、詳細につきましては担当課長の方から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議第46号は津和野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、これもこの用語の改正をさせていただくという内容のものでございます。

それから、議第47号津和野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正についてでございますが、これも「吏員」という名称がなくなりましたので、「職員」という名称に改めさせていただく内容のものでございます。

議第48号は津和野町育英奨学金貸与条例の設定についてでございますが、先ほどの基金条例の設定に伴いまして、この基金を利用して奨学金を貸与するために必要な条例を設定させていただくという内容

のものでございます。後ほど、詳細につきましては担当課長の方から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議第49号は小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正についてでございますが、これも先ほど申しましたような形で全町に適用することにいたしますので、そうしたこともあわせまして今回、条例の全部を改正させていただきたいという内容のものでございますが、詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） ここで担当課長方をお願いを申し上げます。各条例案件につきましては、常任委員会に付託して審査することにいたしておりますので、説明は簡潔にさせていただきますようお願いをいたします。

総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第21号 津和野町表彰条例の設定について

議第 2 2 号 津和野町表彰審議会条例の設定について

議第 2 3 号 津和野町監査委員条例の一部改正について

議第 2 4 号 津和野町収入役事務兼掌条例の廃止について

議第 2 5 号 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

議第 2 6 号 津和野町副町長の定数を定める条例の設定について

議第 2 7 号 津和野町助役定数条例の廃止について

議第 2 8 号 津和野町職員定数条例の一部改正について

議第 2 9 号 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議第 3 0 号 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

議第 3 1 号 津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

議第 3 2 号 津和野町長、助役の諸給与条例の一部改正について

議第 3 3 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

議第 3 4 号 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改

正について

議第35号 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

議第36号 津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 教育長。

〔教育長説明〕

.....

議第37号 津和野町育英奨学基金条例の設定について

議第38号 小藤育英基金条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第39号 津和野町税条例の一部改正について

議第40号 津和野町行政財産の使用料徴収条例の一部改正につい

て

議第41号 津和野町手数料条例の一部改正について

.....
○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕
.....

議第 4 2 号 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

議第 4 3 号 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
.....

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕
.....

議第 4 4 号 津和野町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正に
ついて
.....

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

〔担当課長説明〕
.....

議第 4 5 号 津和野町堤田農村公園の設置及び管理に関する条例の
設定について

.....

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第46号 津和野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて

議第47号 津和野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正に

ついて

.....

○議長（後山 幸次君） 教育長。

〔教育長説明〕

.....

議第48号 津和野町育英奨学金貸与条例の設定について

議第49号 小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正について

.....

.....

日程第48. 議第50号

日程第49. 議第51号

日程第50. 議第52号

日程第51. 議第53号

日程第52. 議第54号

日程第53. 議第55号

日程第54. 議第56号

日程第55. 議第57号

日程第56. 議第58号

○議長（後山 幸次君） 日程第48、議第50号平成19年度津和野町一般会計予算より日程第56、議案第58号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計予算まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 御説明を申し上げます。

議第50号平成19年度津和野町一般会計予算についてでございますが、一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ63億4,641万5,000円に定めさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては担当課長から内容を御説明させていただきますが、歳出の方では、人件費の抑制にまずは努めさせていただきます、先ほど条例等の改正について御提案をさせていただいておりますが、現時点で昨年と比較しまして約1億円、人件費の減額を図った予算とさせていただきますところでございます。

それから、歳入でございますけれども、非常に厳しい財政状況の中の予算編成でございましたので、19年におきましても、やむを得ず財政調整基金を4億円取り崩して財源に充てるという予算編成とさせていただきますところでございます。

詳細は後ほど御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、議第51号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出の総額それぞれ12億247万6,000円に定めさせていただきたいというものでございます。概要につきましては担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議第52号平成19年度津和野町老人保健特別会計予算についてでございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ18億5,49

5万9,000円に定めさせていただきたいというものでございます。
内容につきましては担当課長から御説明をさせていただきますので、
よろしくお願いをいたします。

議第53号平成19年度津和野町介護保険特別会計予算についてで
ございますが、歳入歳出の総額それぞれ11億2,052万3,000
円に定めさせていただきたいというものでございます。内容についま
しては担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしくお願
いをいたします。

続きまして、議第54号平成19年度津和野町簡易水道事業特別会
計予算についてでございますが、歳入歳出総額それぞれ5億8,210
万8,000円と定めさせていただきたいという内容のものでございま
す。内容につきましては担当課長から後ほど御説明をいたしますの
で、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、議第55号平成19年度津和野町下水道事業特別会計
予算についてでございますが、歳入歳出総額それぞれ2億8,009万
6,000円に定めさせていただきたいというものでございます。内容
につきましては担当課長の方から御説明をいたしますので、よろしく
お願いをいたします。

続きますして、議第56号平成19年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出総額それぞれ219万7,000円に定めさせていただきたいというものでございます。内容につきましては担当課長の方から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

続きますして、議第57号平成19年度津和野町奨学基金特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額それぞれ1,277万2,000円に定めさせていただきたいというものでございます。内容につきましては担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

続きますして、議第58号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出総額それぞれ9,307万2,000円に定めさせていただきたいというものでございます。内容につきましては担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） ここで担当課長の方へお願いを申し上げます。各予算案件につきましては、予算審査特別委員会、あるいは常任委員会に付託して審査することにいたしておりますので、説明は新規

事業、また額の増減が著しいものに限ってのみ説明していただきますよう
うお願いをいたします。

行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第50号 平成19年度津和野町一般会計予算

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第51号 平成19年度津和野町国民健康保険特別会計予算

議第52号 平成19年度津和野町老人保健特別会計予算

議第53号 平成19年度津和野町介護保険特別会計予算

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第54号 平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計予算

議第55号 平成19年度津和野町下水道事業特別会計予算

議第56号 平成19年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算

.....

○議長（後山 幸次君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....

議第57号 平成19年度津和野町奨学基金特別会計予算

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第58号 平成19年度津和野町電気通信事業特別会計予算

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終了いたします。

それでは、後ろの時計で15時まで休憩といたします。

午後2時48分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これより質疑に入りますが、日程第19、議第21号より日程第47、議第49号までの29案件につきましては、いずれも委員会付託等をお願いしたいと思いますので、補足的な事項及び所管外の案件の質疑にとどめたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第19、議第21号津和野町表彰条例の設定についてより日程第47、議第49号小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正についてまでの29案件について質疑に入ります。ありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田守。議長、今、細部については質問をしてはいけんということでしたかいね。どういうことですかね。もう一回、趣旨が十分わかりませんが。

○議長（後山 幸次君） いずれも委員会付託等をお願いしたいと思っておりますので、補足的な事項及び所管外の案件の質疑にとどめていただきたい、このようにお願いをしたところであります。おわかりになりましたか。3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番。ということは、質問ができん

ちゅうことになると思いますがね。所管外ということは、ただいま御提案の21号からに、この中身については特別委員会へ、それぞれの委員会へ付託ということですから、所管外について質問せいというようなことは、意味がちょっとわからんのじゃけどね。

○議長（後山 幸次君） 所管外の案件の質疑にとどめたいといいますが、総務委員会に所属しておられたら、ほかの委員会のものについて質疑をしていただきたい、このように申し上げたところであります。おわかりいただけましたか。

○議員（3番 沖田 守君） わかりました。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、日程第48、議第50号平成19年度津和野町一般会計予算より日程第56、議第58号平成19年度津和野町電気事業特別会計予算まで、以上9案件について質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。（「ありますから、しばらく待ってください」と呼ぶ

者あり) 6番、河田君。

○議員(6番 河田 隆資君) 質疑ではないんですが、先日の議運の中で、各項目について詳細な記述をお願いしたいという声がありました。そして、恐らく、これだとコンピューターで出すわけですから、その一々項目については書き出すほどの余白がないということで、こういう状態だろうと思いますので、委員会におきましては、そういった資料を的確に出されることをお願いいたしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長(後山 幸次君) 今、6番、河田議員からの質問がありましたが、委員会については、それぞれ小さい細部にわたって各担当課に対して質疑ができますので、十分質疑をしていただきたい、このように思っております。

ほかにありませんか。17番、藤井貴久男君。

○議員(17番 藤井貴久男君) 一般会計のところですが、144ページ、ここの表の中ですが、津和野病院の改築建築に係る損失補償というところで、そのこちらに借りかえ年度、返済年度というところがあると思うんですが、あそこは何か数字が入るんですかいね。このまんまでええんですか。——合計ということですか。

○議長（後山 幸次君） ちょっと待って。質問の内容はわかっているか。——行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 144ページに分であります
が、損失補償の分についての御質問であります。津和野共存病院改築に係る損失補償ということで7億1,224万4,000円ということ
であります。実際に損失は金額的に出るというものではありません
ので、金額欄につきましては当然空欄ということであります。

ただ、返済年度が文字になっておりますので、恐らくここはこの何
年に済むかという予定が入るといふふうに考えますので、後日、その
辺については御報告申し上げたいといふふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 17番、藤井です。私は後日でも
いいと思うんですが、これ、きょう付託するんだろうと思いますが、
そういう場合、これは後日ということでもいいですかね。その辺いかが
ですか。（発言する者多数あり）

○議長（後山 幸次君） それでは、暫時休憩にいたします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 先ほどの返済年度のところでありますが、平成25年度に訂正をお願い申し上げたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番。ページでいいますと93ページ、道路新設改良費で工事請負が2億790万5,000円、これ説明は日原添谷線ほかということでありまして、そしてなお、町長の施政方針の中でも「地方道路整備臨時交付金事業や道路整備交付金事業を活用して、日原添谷線ほか3路線の整備を進めたい」と、こういうその施政方針に基づいての予算措置であろうと、こういうふうに理解しておりますが、それで、この2億700万の財源は、18年度等々の工事契約請負の中でも担当課長からたしか説明をちょうだいしましたが、財源が国・県の支出金のところで9,675万と地方債を1億5,500万と、こういうことになっておりますが、要するに、財源すべてが国庫補助ということではない、残りは地方債、起債を起こしてと

いう事業であるだろうというふうに理解しましたが、そういうことでありましょか。

日原添谷線で、それは今から予定をして、入札をしてということで、金額はわからないと思いますけれども、国庫補助がどのくらい入るのかということが、2億700万の中には、この地方債と国庫補助金を使って整備をすると、こういうことで理解をしておりますが、そのことについて、担当課長、もうちょっと詳しく知りたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 財源のお話でございますが、この交付金事業は2通りございまして、地方道路臨時交付金事業につきましては、補助率、交付率が55%でございます。あとの45%は、過疎債充当の分は100%起債充当がしてございます。

もう一つ、道整備交付金、道路といいますか、道整備交付金と正確には言いますけれども、これについては50%交付金でございまして、あと50%は、過疎債充当の場合はあと50%すべてが起債でございまして。

あと、起債事業につきましては、過疎債で対応しとる分については

100%過疎債でございますが、それでない部分については95%、5%程度一般財源というのもございます。これは単独事業の場合でございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） わかったような、わからんようなことじゃけどね。この2億700万を予定しとるのは、町長の施政方針の中の日原添谷線ほか3路線分ということで理解をしてよろしゅうございますかということと、そして、それには、今課長が答弁した地方道路整備臨時交付金というものを充てるのと道路整備交付金事業というものを充てるのでありますか、どうですかと、こういう質問です。質問が悪かったかもわからん。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 交付金事業で行います事業は、笹ヶ谷線の道路改良、それから添谷線の道路改良、これは1工区、2工区、この添谷線につきましては臨時道路整備交付金と道整備交付金の2通りがございます。それから、駅前線、これが臨時道路整備交付金事業、それから烏井線、新規事業であります烏井線が道整備交付金事業でございます。あと、起債事業としまして、丸山小坂線、牧ヶ野線、

田平線をしております。それから、豊線のこれは電源立地地域対策交付金、これも交付金事業、これは100%交付金事業でございますが、これを整備する計画でおります。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 今のはよく理解できました。

もう一点、129ページ、これは我々の所管、常任委員会に所属するけ質問しちゃいけないようなことじゃありますが、公債費のところ
で、これ、財政課長、元金の返済が17億1,298万5,000円、
利息が2億8,714万1,000円ということで、20億12万6,000円という公債費の予算計上しておいでになりますが、利息を見て
いただくと、去年は2億9,977万1,000円であったんですよ。
このように載っておりますが、それで県下の情勢は金利上昇傾向にあるのに、1,000万の上から、1,263万ほど利子が安い予算計上
になっておるけれども、根拠が知りたい。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 借り入れをしたときに借入返済
予定額の一覧を作成いたします。その分を集計した数値がこの2億8,
594万1,000円ということでありまして、その多いとか少ないと

かという根拠と言われても、ちょっとよくわからないんですが、この数字自体は、そういう返済計画に基づいて集計をしたものであります。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番。それで、参考資料をちょうだいしとるのが、参考資料に今言われた平成19年度の元金並びに利子がここで拾い上げてあるから間違いはないと思うんじゃけれども、むしろ、18年のいつの——当初予算の段階であったかどうか記憶に定かではありませんが、だんだん金利情勢が次第に昨今上がってきたという質問をしましたね。で、従来のやつじゃから、こういうふうになるんちゃってというような今説明じゃったと思うんじゃけれども、通常じゃちょっと考えられないのよ。100万円、200万変わってくるのは、そりゃあり得るかもわからんけどね。これは、今まで借りたやつが今から金利がぐんと上がるというようなことはない、約束事じゃから、その金利は守られていくんではありましようが、少なくとも元金がすごく減つとるといふんならよ。平成18年度の元金返済が、ここに書いてあるように、去年は16億6,000万という元金に対して約3億の金利が要ったと、ことしは元金は17億ほど返すんじゃけれど

も、利子は一千万百万、安いっていう、どうも腑に落ちないという
か、理解ができないから質問したんじゃないけど、今の答弁でええんか。
これは所管が総務じゃけ、またそのときにそれじゃ詳しく説明して
もらおう。そういうことで、議長、きょうは回答を求めません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、以上で総括的な質疑を
終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より御報告いただきましたとおり、議第21号
より議第49号までと議第51号より議第58号までの合わせて37
案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、会期中
の審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。よって、議第21号
より議第49号までと議第51号より議第58号までの合わせて37
案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託して、会期中
の審査とすることに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第57. 予算審査特別委員会の設置について

○議長（後山 幸次君） 続きまして、日程第57、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第50号平成19年度津和野町一般会計予算については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とし、それぞれ分科会で御審査をお願いしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、議第50号については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員17名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く議員17名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

それでは、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 3 時 52 分休憩

.....

午後 3 時 52 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に 2 番、下森博之君、副委員長に 6 番、河田隆資君が選任されました。

ここで予算審査特別委員長よりごあいさつをお願いいたします。2 番、下森君。

○予算審査特別委員長（下森 博之君） それでは、平成 19 年度の予算審査につきまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

このたびの予算編成に当たりましては、午前中の町長の施政方針から察しますとおり、非常に厳しい環境の中で御心血を注がれて生まれてきたものだというふうに理解をしております。その御労苦に心から

の敬意を表しますとともに、それにこたえるべく、我々としましても誠心誠意審査をさせていただきたいと、そのように考えております。

委員長としましては非常に未熟でございますが、皆様方からの御指導をいただきながら職責に励んでまいりたいと、そのように思っております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもちまして本日は散会いたします。どうも御苦労ございました。

午後3時55分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名
する。 年 月 日 議長 署名議員 署名議員

平成 19 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録
(第 2 日)

平成 19 年 3 月

12 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 19 年 3 月 12 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（18名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

5番 平野 均君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 助役 ……………

松浦 秀信君

助役 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 数弘君

参事 …………… 水津 正君 総務住民課長 ……………

山岡 浩二君

行財政対策課長 …………… 斎藤 誠君 情報企画課長 ……………

大庭 義弘君

健康福祉課長 …………… 長嶺 常盤君 商工観光課長 ……………

右田 基司君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

長嶺 雄二君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

坂根 敏夫君

教育次長 …………… 水津 良則君 出納室長 ……………

村田 祐一君

午前9時00分開議

○副議長（藤井貴久男君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから第2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより、失礼しました。後山議員より遅刻の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○副議長（藤井貴久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番、竹内志津子君、15番、板垣敬司君を指名をいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前9時01分休憩

.....

午前9時30分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） それでは、通告に基づきまして、発言順序1番、議席番号1番、村上義一、一般質問をさせていただきます。

このたびは、執行部に提案、提出項目といたしまして、3点ほど項目を上げております。その中でも、障害者福祉について、この件について、まず一番最初の質問とさせていただこうと思います。

現在、我が国においては、身体、知的、精神障害、いわゆる三大障害にわたります障害者数は全国で約351万6,000人、そして知的障害に当たられる方が約45万9,000人、そして精神的な障害に当たる方が258万4,000人、これを人口1人当たりの人数で見ます

と、身体にかかわる障害者が28名、知的障害者にかかわる方が4名、精神障害者にかかわる方が1,000人で比較いたしますと約21名という、国民の約5%が何らかの障害にかかわっているという計算になります。

先ほど社協の職員から急遽御連絡をいただいて、この鹿足郡内、そして津和野町においてどれぐらいの障害者、社会的制限のかかわる方がおられるのかということをお聞きいたしましたところ、ちょっと鹿足郡内においては、明白な数字がわからない。それで、美濃郡、鹿足郡、そうした管内におきましての数字をいただきました。この鹿足郡内におきましては、600名以上の障害者がおられるというような数字でございます。町内において、このこれだけの数の障害にかかわる方がおられるという、こうした数字をお聞きいたしますと、私どもも大変びっくりいたしました。やはり、障害をお持ちでも、外見はそうでないように見えても、何らかの障害をお持ちの方がたくさんおられる現状ではないかと、こう思う次第でもございます。

前回、こうした社会的弱者の方々、また介護にかかわる方の御質問、また同じような質問をさせていただきました。その中でも、認定区分、この障害者区分について、介護保険事業や介護包括センターが

津和野の庁舎にできたことによって、この認定区分や階級区分というものがどうなっておられるのか、そして町としてのそうした介護の区分分けというものを再度調査して、再度周知するべきではないかというような質問をいたしました。

このたびは、特に障害者の面で、介護事業にかかわる方もそうですが、障害者の方の区分認定について、質問にかえさせていただきたいと思います。なぜこの区分認定を私どもがこだわるかといいますと、この障害区分によって、利用者の負担割合とか支援割合、そうした支援にかかわることが、大変差が生じるということがあるわけでもございます。そうしたことから、この認定区分や程度区分といったものが的確また確実に行われておられるのかということ懸念されるわけでもございます。

そうした中におきまして、昨年4月に改正された障害者自立支援法は、障害者、障害児の自立した日常の生活や十分な社会生活を営むために必要な社会福祉サービスにかかわる給付その他の支援を目的として施行されました。その中で、支給決定の手続の透明化、公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量を決定するための判断材料の一つとして、障害者の心身の状態を総合的に判断する障害者認定区

分が設けられておられます。

この認定区分も、判定というものがあまして、一次判定と二次判定といった、いわゆる厚生労働省の審査と市町村による審査があるわけでございます。

まず、一次審査といたしましては、利用者から申請を受けて、そして厚生労働省の方へ、一次審査として76項目から106項目の調査項目、調査内容に従って、一次審査を厚生労働省の方に申し立て、その結果が市町村の方へ返ってまいりまして、二次審査へと図られることだと思います。

この二次審査においては、市町村の首長が選任された審査員というふうに解釈いたしますが、審査員が数名おられて、その審査員の中の合議体という組織が形成され、その合議体組織によって、その審査員の方々が利用者の状態や現在の調査項目に従って、どのような生活環境であるのか、どのような身体の状態なのかというのを空想、想像いたしながら、チェックをいたしまして、そして審査され、そして認定へとされるといったような仕組みだと思います。

そして、その中には、やはり一番重要視されるのが、医師の意見書やまた特記事項といたしまして、より身近な、より利用者と身近な方々

の意見を特別事項として、特記事項として盛り込んだ内容、そうしたものを把握しながら、現状を想像しての審査が行われるということです。

その判定等を中立公正な立場で、専門的な観点から行うために、各市町村の選任された、そうした合議体である審査会が設けられておられることとなっております。

そこで質問にかえさせていただきますが、この現在、津和野町内におきまして、そうした市町村審議会により、障害者や、これは介護にかかわる介護認定者も同じだと思いますが、市町村によっては、格差、そして差が生じているというようなことをお聞きいたしますが、現在の状況というものが、行政側でどのように確認がとられておられるのか、この1点を質問とかえさせていただきます。

そして、2点目といたしましては、先ほど審査会の説明を申し上げましたが、この市町村審査会、学識者を初め、福祉に従ずる方で行われるこの審査会のメンバーと言われる方々が、どの程度で、どういう仕組みでこの審査がされて、区分認定などが行われるのか、そうしたことを質問にかえさせていただきます。

そして、3つ目の質問になりますが、障害にも身体機能や知的、い

わゆる3障害といった機能がさまざま社会的な制限を行っている方々がそうしたことによっておられます。ことし10月には、再び障害者自立支援法の改正も再度行われるということでもございます。今までの社会的弱者には、国が保護する立場から、住みなれた地域で自立してくださいという国の政策が、変わってこられておられるのが現状でもございます。

しかし、自立のできる方もおられれば、そうでない、重度の障害をお持ちの方もおられるわけでもございます。また、施設に入所されておられる方や、訓練校に通われておられる方、そして専門技術を学び、社会復帰をされようとされる方、さまざまな方がおられます。住みなれた地域で社会生活を営むためにも、地方行政としても、国や県などの支援事業の協力のもと、福祉事業の受け皿となって支援していくことが課題にされておられるのではないのでしょうか。

そこで、当津和野町としても、今後少子高齢化に拍車がかかり、これからは介護や障害、そして心身に支障のある方が徐々にふえてこられておられる状況でもございます。福祉の基盤としては、この住民サービスに最も必要不可欠なことでもございます。この町の福祉の受け皿、そうした社会的弱者の安定した安心な生活を営まれるためにも、

この津和野町としての基盤整備というものが必要ではないでしょうか。そうした基盤整備に取り組むためにも、これから行政側としても、どのような政策、どのような計画を持って基盤整備に取り組んでいかれるおつもりなのか、町長並びに担当課の課長の御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本日は2日目の本会議が開会をされたわけでございますけども、私どものために貴重な時間を調整をしていただきまして、大変ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

本日は、一般質問をお受けするわけでございますけども、どうかひとつよろしくお願いいたします。

それでは、1番議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。まず、障害者福祉についての御質問でございましたが、障害のある方が、すべからくサービスの利用ができるようにということで、新しい制度が設けられたわけでございます。以来、間もなくこの新制度1カ年を迎えようとしておりますが、この間の取り組みの状況等につきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきますのでよろしく

お願いいたしたいと思いますが、町といたしましても、せっかくの制度でございますので、この制度の趣旨に対しまして、万全を期してまいらなきゃならないと、このように考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、障害者福祉につきまして、お答え申し上げたいと思います。

内容につきましては、3点に分かれるかと思えますけども、まず障害者自立支援法のことでございますけども、障害者自立支援法が施行されまして、身体障害者、知的障害者、精神障害者にかかわる障害のある方の必要とするサービスが利用できるよう、その仕組みが一元化となりまして、サービスを利用する方も、サービスの利用料と、それから所得に応じた負担が行われ、必要なサービスを計画的に、サービスを利用することにより、障害のある方の自立を支えるということができるようになりました。

御質問ありました障害者程度区分判定につきましては、障害者の心身の状況を判断するため、106項目の訪問調査の聞き取り結果に基づきまして、コンピューターによる一次判定と、医師の意見書等をも

とに行われる審査会での審査の二次判定が行われて、障害者程度区分が決定をされます。この決定につきまして、格差が生じているのではないかとということをございましたけれども、一次判定審査の二次判定、それぞれ公正に認定されているものと考えております。また、これらの認定や決定の内容について不服がある場合につきましては、審査請求等を行うことも可能でございます。

それから、現在、当町の障害者数は3障害で796人、これは17年度でございますけれども、あります。サービスの障害者程度区分認定を受けている方は30人でありまして、みなし認定者が35人、これは障害児を含む数でございます。

障害者程度区分認定を受けている方の内訳につきましては、区分1につきましては13人、区分2については10人、区分3が4人、区分4が1人、区分5が1人、区分6が1人でございます。

区分判定の状況を申し上げたいと思いますが、判定の障害者程度区分認定審査会は、現在広域で介護等認定審査会を行っておりますが、これと同じ組織でございまして、益田地区の広域市町村圏事務組合で実施しております。委員につきましては、12名の委員で各6名、1班の合議体の審査判定を行っております。

委員につきましては、障害保健福祉（身体、知的、精神）の学識経験者で構成されております。委員の個人名は公表できませんけども、病院、各福祉施設等の医師、社会福祉士、看護師、介護支援専門員、精神保健福祉士、保健師などの専門家で構成をされております。

最後になりますけども、障害のある方が、よりよいサービスが受けられるように、益田管内の施設の充実を図るとともに、平成18年10月より障害者の方が相談しやすい環境を整えるため、知的障害関係は、ポケットプラザ、精神障害関係につきましては、あゆみの里での相談ができるように委託契約を結びまして、より専門的な相談体制をつくってまいっております。

また、身近でも相談できるよう、月1回ではありますが、津和野町内で相談日を設け、身近に相談できる体制を整えておるところであります。

また、今まで小規模作業所として行ってきたつわぶきの里につきましては、NPOの法人取得をいたしまして、平成19年度からは地域活動支援センターとして、生産活動の機会の提供、社会との交流促進等ができるように支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 御答弁ありがとうございます。この審査請求においては、益田地区広域市町村圏組合の方で実施されて、12名の委員で6名1班の合議体審査制度を行っておられると、こうお聞きいたしました。この審査というのが、やはり障害者に一番身近に接しておられる方とか、障害者の生活の環境の状況とか、あと所得状況、そうしたものが本当にその審査会で意見としてその方を判定するときに、審査会の中で反映されておられるのかということが一番心配になるわけでございます。身体に支障のある方や知的の障害の方、精神の障害の方、いろいろさまざまな状態の方がおられて、個々皆様生活状況や心身の、また家族構成など、いろいろ違うわけでもございます。そうした中で、その利用者の生活の状況を一番把握していただいて、状況を、現状を見ていただいた方の意見というものがその審査会に反映していただけたらと思う次第でもございます。精神福祉士さんとか、看護師さんとか、介護支援専門員さんとか、地元の方も出られておられるかもしれませんが、先ほど答弁としていただきましたが、この相談窓口の体制、障害者にかかわる相談窓口の体制も、町内でも相談日を築き、身近で相談のできる体制を備えておられると聞き

ますが、介護事業においては、ケアマネージャーさんという方とか、また身の周りのお世話をさせていただくヘルパーさん、そうした方々がおられます。ですが、障害者の方々に対しては、介護保険事業のように、行き届いたサービスが、まだこの地区においては行われていない状態でございます。ただ、相談ではなくして、やはりケアマネージャーさんといった形で、また行政の職員でも福祉に関する方々でも委託でもこうした障害者の一番身の周りの世話をできるような町の体制というものが必要ではないでしょうか。先ほど人数が796名という、こうした津和野町内の地区の人数をお聞きいたしました。ざっと津和野町内人口9,500で割ったところ、1.2人で1人の何らかの障害をお持ちの方を抱えているという、こうした現状でもございます。この高齢化に、先ほども言いましたように、高齢化や社会的弱者、そうした人たちの生活の基盤、社会復帰をこれから行政としてもサポート、保護する立場とする上では、これだけの数の方がおられるということは、よく把握しておいていただいて、そして行政としても万全な体制をとっていただくことが、これからの福祉に対する課題ではないかと思う次第でございます。

障害者福祉ということですので、後の議員さんが共存病院の問題

も、医療の問題、いろいろ言われるかもしれませんが、このたびも厚生連の経営内容が逼迫されておられるとか、医療の関係が著しく、この地方医療としては変動する中、大変住民の皆さんも心配され、我々行政としても、いろいろな取り決めに図らなければいけない。そうした状況にある中、大変医師不足という形で、この地方、田舎には、打撃を受けている状況でもございます。

高齢社会に向けた町の体制づくりに、今後の行政の全体を加味した上に、行政サービス、福祉サービスにおいては、手を企てていただきますように、よろしく願いいたします。

続きまして、道路維持管理について、質問をさせていただきたいと思えます。

町道維持管理について、町道の管理規程にもありますように、維持管理及び規定等の事項を定め、管理者は、この道路の管理者は町長でございます。一般に地域の方がより身近に利用される使用道として、また生活道として、大変欠かせないものでもございます。予算書にもありましたが、平成19年度より津和野町全域にわたる道路維持管理について、委託業務にされる方向のようですが、今まで日原町地区におきましては、建設課職員2名により日々の町内隅々までパトロー

ル、管理をしていただいております。今年度は、幸い、豪雨などの、除雪にかかわる作業が少なかったようにも思います。また、過疎地に伴い、高齢世帯の多い山間部、また奥地などの集落においては、道路の側溝や除草や落石による溝のつまり、立木や枝木などの始末、そうした必要な箇所が数多く見受けられます。また、集落におきましては、主要交通機関でもあります町バスなどの安心・安全な運行がなされておられます。19年度により委託関連業者に維持されることにより、毎日、日々のパトロールの状況や、地元住民からの連絡による敏速な対応が今後どのように変わっていかれるのか、現在の状況をお伺いいたしたいと思っております。

この質問が第1点になりますが、第2点になりますが、町道における工事関係において、路面の補修にかかわる質問をさせていただきます。

町道の下には、水道管や下水管、また電話線など、さまざまな既設物が埋まっております。こうしたものの工事にかかわったとき、当然、路面の掘り起こしを行い、作業に伴い、一部張りかえ工事といった箇所も見受けられます。工事完了後の中には、段差や凹凸が生じ、歩行される高齢者や、ましてや歩幅の小さな幼児など、大変危険な箇所

所があるといった声もお聞きいたします。施工業者によっては、工法や作業状況も違うように見受けられますが、全体を補修、新設するということは、財政上大変困難かと思いますが、この工事の完了時点で、道路の厚みや設計に沿った工事が行われておられるのか、担当課として、確認チェックされておられるのか、こうしたところを2点目に質問にさせていただこうと思います。

3点目になりますが、このことは、車両規制にかかわることでもございます。このことは、警察当局やまた公安委員会との協議も必要とされることと思いますが、昨年11月に横浜市旭区において、3トントラックが廃材の運搬中に、電線1本と電話線3本をひっかけ、街路灯をなぎ倒し、歩行中の両親と、1歳になる女兒、女の子を直撃し、女の子が死亡するといった一大事故があったことは御承知のことかと存じます。この事故で、電線などが道路交通法の高さ制限よりも低く、道路占用許可基準、約4.5メートルの高さが大きく下回っていたことが原因とする事故ということでした。観光地においても、クモの巣状に張りめぐらされている箇所なども見受けられます。

また、車両の流動については、特に大型バス、一般車両、またさまざまな車両が行き来する、これから観光シーズンを迎えるのに当たっ

て、津和野地区内は御承知のように、すり鉢の底の方に民家がある状況にあります。時には、このシーズンには、交差点の5メートル、いわば道路交通法で言いますと、駐停車禁止といった部分に車両をとめ、そして観光やレジャーに親しんでいる方々や、また狭い幅員での大型バスの離合など、歩行者や観光客に大変危険な箇所が見受けられます。こうした道路の管理上、道路上にある標識や電線、電信柱、電柱など、大きな危険状態のものがないのか、再度町としても確認、調査すべきではないかという御質問をいたしたいと思しますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） まず、町道の維持についての御質問ですが、町道等の維持管理業務のうち、道路パトロールや落石、倒木除去、側溝掃除、路面修繕等の軽微な維持作業につきましては、津和野地区は民間に委託し、日原地区は除雪を含めて直営で行っておりますが、新年度からは両地区ともあわせて委託したいと考えているところであります。

なお、委託業務の内容につきましては、現在行っている業務をおおむね引き継ぐものであります。

また、町道など、生活関連道路の側溝の草刈り等につきましては、関係集落の道路愛護団に委託し、沿線の花木の植栽管理を初めとする環境保全是、ボランティアとして皆様方の協力を得ながら維持しているところであります。

道路パトロールにつきましては、280キロメートルにも及ぶ町道、さらには林道、農道等の生活関連道路を主体に、作業と並行しながら行っているところであります。

巡回中に気づいた修繕を必要とする箇所や、通行者、地元の方々からの通報には極力迅速な対応を心がけているところではありますが、修繕工事や安全施設整備、側溝清掃等、道路を利用する皆さんの御期待に十分には対応していない面もあり、緊急度を考慮しながら対応したいと考えているところであります。

今後も関係皆様の御協力を得ながら、交通の安全確保に努めたいと考えているところであります。

次に、下水道等の工事後の路面補修についての御質問であります
が、下水道や水道工事に伴う路面復旧につきましては、工事のために舗装をはがした部分については、原形に復することとしております。
工事の後、交通量の多い路線等では路面が変形している箇所が見受け

られることは承知しているところでありますが、下水道や道路工事等の事業期間中に生じた段差や亀裂、凹凸につきましては、原因となる事業で補修しておりますけれども、事業完了後に発生したものにつきましては、道路維持工事として修繕していくこととなると考えております。

また、工事や場所によっては、仮舗装復旧の後、本復旧する場合や、周辺の舗装が極端に悪い箇所では、同時に全面舗装する場合があります。段差の著しい箇所を初め、路面が部分的に亀裂やたわみにより著しく交通に支障を来す恐れがある箇所につきましては、修繕をし、利用者の安全を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、下水道や水道工事等によります業者への指導あるいは検査のことですけれども、適性の工事がなされているか、あるいは厚さが適正であるかということは、工事検査のときに、規定に従って検査をしているというふうに思っております。

続きまして、車両の規制等の見直しについての御質問でございますけれども、津和野の市街地道路の多くは、車道復員や歩道が十分確保しておらず、観光繁忙期には特に人と車が混在状態であります。市街

地道路の整備方針は、景観保全の観点から、「町のたたずまいを保全しながら歩行者の安全を図る」としており、現状復員を有効活用し、歩道空間の確保等、歩行者の安全が図られるような道路整備を進めているところであります。

また、交通社会実験の結果を踏まえ、南北両極の駐車場を拠点として、市街への自動車の乗り入れを抑制し、交通をコントロールするとともに、観光客が町をゆっくり歩いて探索していただくことにより、滞在時間が長くなることで、観光振興にもつながるパーク&ライドの実現を目指しているところであります。

バスや自動車で訪れる観光客が多い上に、狭小な道路が多い津和野の町では、歩車共存、住民生活と観光産業の共存、狭小道路の共有を図りつつ、より多くの観光客が訪れ、楽しんでいただける町となるよう、今後もより一層、ドライバーや歩行者への交通マナー重視の啓発、また行政や観光関係者、住民が協力して歩行者や自転車など、交通弱者の安全や事故防止を図っていくことが必要であると考えます。

また、電線類、あるいはそういった上空占用のライン等による事故のことでございますが、殿町、それから祇園町、この県道の工事につきましては、電線類の地中化、あるいは駅前も含めて、きれいになり

ましたけれども、町道の駅前線については、従来のとおりであります。占用ラインにつきましては、管理を見直しをして、事故が起こらないように指導もしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 課長さんの答弁に、しばし、もう何点か、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、この道路維持に関することですが、除草や、また奥地、山間地域の奥部においては、道路愛護団の方がいろいろ高齢者世帯や集落、そうしたところの道路整備に取りかかっていたかというような答弁をいただきましたが、この道路愛護団という組織が、どのような方で、どうした方々が定期的といいますか、こういった間隔でこの津和野町全域の除草やそうした道路の整備に企てていただけるのか、これももう1点ほどお聞きいたしたいところでございます。

それと、私も以前、津和野町におきまして、観光ボランティア、観光に要する集客活動に努めてまいりました。特に殿町なんかは、電線が地中化されて、信号機から、橋のもとの信号機から約200メートルの間が指定道路とされて、そして電線が地中に埋められておりま

す。こうした状況、観光客の方々に説明をいたしますと、この地中化にされている状況を見て、大変珍しがられているといたしますか、喜んでおられる方がおられるわけです。ぜひ、こうした電線の地中化というのも、今後町としてもいろいろ考えていただければどうかと。特に主要な観光地域におきまして、そうした郷土景観を主とするところでもございますので、電線や電柱、そうした地中化ということも、やはり観光の町津和野としても、一つのシンボリックな宣伝になるのではないかと、こう思う次第でもございます。この件について、町長のまず答弁をお聞きいたしたいと思っておりますので、この件につきましては、町長の御答弁をよろしく申し上げます。

なるべく、町道、私たちが一番身近で使用される生活道として、町の維持管理を努めていただきますように、よろしく申し上げます。では、答弁の方、よろしくお願いたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） まず、道路愛護団の組織についての御質問でございますけども、道路愛護団につきましては、旧日原で、以前から、しばらく行ってきたものでございます。これは、地元の方に、まず身近な町道については、地元の方で管理をお願いできません

でしょうかということで、地元自治会を中心にして組織していただきました道路愛護団というものに委託をしているものでございます。主な業務内容は、草刈りや、先ほど質問にありました枝払い、こういったものを年1回ないし2回、多いところでは3回やるところもございますけれども、そういった作業をしていただくというものでございます。

津和野地区につきましては、従来、合併前までは各自治会で組織した愛護団という形はなかったんでありますが、自治会の方でやっていただいております。これを愛護団組織に昨年度から組織がえをしていただきまして、旧両町ともあわせた形で道路愛護団という組織にしたものでございます。

高齢化が進みまして、なかなか自治会で、あるいは道路愛護団で草刈りがままならぬ地区がもう出てまいりました。旧日原地区でいきますと、二俣地区、鹿谷地区であります。この地区につきましては、防草工事ということで、幾らかこういった作業の軽減化を図る路側構造物をつくってきたところでもあります。また、場合によっては、その路線を指定して、業者委託をして草刈りをして、維持している地区もございます。

いずれにしても、地元の皆様のボランティア、半ボランティアという形をお願いしながら、維持しているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 電柱地中化のことについてお尋ねでございましたので、お答えしたいと思います。御承知のとおり、旧津和野の町内は、城下町として形成をされてまいっておりますので、一つには、道路の幅員が狭隘であると、これを拡幅することにはなかなかならない町並みの関係もあるわけでありまして、もう1点は、景観上の問題もございまして、旧来から県・国の方に要望いたしまして、埋設を進めさせていただいたわけでありまして、殿町、本町、祇園町、駅通りと、計画いたしてまいりました路線については、おかげをもちまして、今年度で完成ということになったわけでございます。残った路線につきましても、埋設の必要性は感じているわけでありまして、何分にも膨大な予算を伴う工事でございます。そう簡単に工事の認定を受けるというわけにはまいりませんが、必要な路線につきましても、全体の改良工事にあわせまして、関係の方面に必要な応じては要望してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 道路の除草、そして山間地域においての枝払いや草刈りなどは、各自治会、また道路愛護団によって、これからまたその組織というものも位置づけが明白になると思いますが、ぜひ山間地域においては、高齢化し、そして落石により溝がつまり、そうしたところから山水が出たりして、冬場には路面が凍結し、そこを行き来する車両が大変危険な状況だと言われる奥地もあるわけでございます。そうした手の届かないところへ、そうした愛護団という組織をもって、また業者委託されるということもございますので、隅々まで、津和野も奥地、山の一軒家があつてこそ、初めてこの津和野町の町が形成されておられるわけでもございますので、そうしたことを念頭において、1件、1件、そうした集落の維持ということも考えて、道路の安全を考えて、今後の施策に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、先ほどの電柱の埋設のことですが、町長の御答弁をいただきましたように、日原地区の議員が津和野の地区、ましてや観光事業に対しての質問を、こうした場で言うのも、いささかどうかと思われませんが、まず、津和野の主要区域の、津和野町という名称があり、そ

して津和野町という町があるわけでもございます。観光地として発展していただければ、この日原区域も観光の事業の推進ということも図れないのではないかと。まず、津和野に集客、津和野の観光が、今より観光客を集客して、そしてにぎやかにならなければ、この日原地区の周辺も観光事業として成り立ちません。それには、景観をまず一番にして、そして史跡や文化を生かしたこの町づくりという観光の観点もあるのではないかと、こう思う次第で、私ども、津和野地区の方から思わせれば、日原地区の若造が、何を言うのかというような、飛ぶかもしれませんが、連立、連帯意識がなければ、お互いが両立できないのではないかと、私はこの場で申し上げる次第でもございますので、今後そうした景観に向けた考えも、行政としても取り組んでいただきますように、よろしく願いいたします。

それと、最後の質問になりますが、この質問においては、旧日原議会、旧町から引き継ぎ、引っ張り、私もこうした公の場でこの問題については、余り言いたくはなかったわけでもございます。そして執行部、担当課の課長さんも、この3月には定年といわれるようなお話も聞きますが、最後に、別に課長さんを追い詰めるわけではないんですが、ただ、この内容が、どうも私にははっきり把握できない。また、

住民の方々も理解できないという、そうしたお言葉をお聞きいたします。この件について、明確な答弁のほど、後にいただきたいわけでもございますが、提案項目、シルク染め織り館について、質問をさせていただきます。

経緯につきましては、この施設におきまして、旧日原時代に、シルク、生糸の産業の低迷、衰退により、新たな分野、新たな視点で町が模索し、染め織りという形で生糸、織物の体験や見学、また観光振興に向けて、また先駆けて、平成12年度に設立され、きょうまで至っております。このたびは主に、予算にかかわる質問と、指定管理下である状況での町の運営、管理にかかわる質問をお伺いいたしたいと思っております。

以前、町の直接委託時代から、この施設の運営に係る収益、また費用、委託金など、公的資金の内訳や詳細を再三にわたり議会でも質問に取り入れ、何度もなく、請求をいたしました。第三セクターを初めとする、ほかの天文台や石西社、杣の里もろもろ、ほかの事業者からの決算の状況や運営の計画、運営の内容などは適切に報告や確認、そして資料をいただいておりますが、このシルク館、この施設だけにおいては、いまだ報告がない、いまだ数字の見えない、いまだ具体的

な運営の政策や運営の内容というものが見られておられない、確認できない状況でもございます。この施設においては、時には町の委託関連施設であったり、時には、三セクからの委託扱いであったり、また昨年度から委託料が報償費という支払いに変わったり、公金、税金の取り扱いが二転三転とされておられるのではないのでしょうか。報償費とは、予算書にも組んでありましたが、報い、報われ、主に謝礼、この19年度の予算書には、主に謝礼金に使われておられることが項目にも多く載っておられました。その謝礼金も福祉の関係や、教育に関する講師などに支払われておられる予算だと思います。報酬は、各組織に属される委員さん、例えば民生委員さんとか、いろいろな組織的な委員さんに、定期的に支払われる報酬、そしてまた、町の義務教育下にある学校の予防接種など、医療に支払われる予算として組まれることだと思います。こうしたものが報償費として取り扱っておられると思います。

昨年同様に、金額に対して、こちらの施設、施設といいますか、一個人に対する報償費が、一個人にです。17年度600万、そして18年度600万といった多額な公金、いわば税金が支払われている状況でもございます。過去には1,000万近い支払いがされておられる

ということも聞きます。いずれにしても、こうした公金、公のお金、税金と一言で言いますが、これは住民の血税とも言われる血と汗にまみれたこの財源が、何に使われておられるのか、いずれも運営に支払われるものなのか、一個人の町へ対する多額な貢献度により、また評価により、行政、財政に大きく利益を与えた見返りに支払われているものなのか、またそうした染め織りの特別な技術的な講師に支払われる額としては、世間一般の相場であり、この金額が常識的な金額なのか、よく理解できません。課長さんいいですか。地方公共団体では、公金を扱う上で、積算根拠や支払い目的、支出に対する明確な詳細など、必要を義務づけられておられるのではないのでしょうか。また、これは委託料に関することですが、16年度には、この施設にかかわる研修生や施設長、そうした人たちが、日原に住まいを与えるということで、旧営林署の跡地、そして旧営林署の官舎を約1,800万をかけたまして、官舎の購入、そして土地の購入、官舎のリフォーム、そうしたものにかけられました。そこへ住んでいただいて、少しでも定住していただくということで、その間も、交流館という施設の取り扱いになっておられます。交流館として建てられて、どの程度、交流目的として、16年度から現在にわたって、図られてこられたのか、全くそ

の状況というものも、行政側としての報告がありません。

ざっときのうも予算書を見たんですが、この交流館、管理維持費というものが出てます。この管理維持費が、またこの施設長に年間36万円という額が予算計上されておられるわけです。また、シルク館においては、研修生から学費を徴収するという、月額1万5,000円という、これはホームページから閲覧したんですが、ホームページから見たものですが、あそこで染め織りの授業を体験される方は、月額1万5,000円要りますよということがページ上にも載っております。町から委託料をいただき、そして施設の管理を36万円、町も払い、そしてこれは研修生が払うのは授業内容に即することですから、個人企業なのか、公の企業なのか、そうした位置づけをはっきりしなければいけないことだと思います。

そして、平成14年度から16年度、これは県の島根県財団法人からIターン奨励制度という、こうした地元は何らかの職業体験をいたし、農業、林業、さまざまな産業分野での、県外からのIターン者を受け入れる、そうしたことに、助成される制度が月額5万円ほどありまして、県に問い合わせたところ、13年度から16年度の間に、Iターン事業として県から支払われたお金が1,160万あるという。そ

の上、あそこは研修施設、染め織り施設として、織物や反物、小さなものでいうとハンカチとか、そうした技術的なものがつくられ、反物などは、私の小遣いでも買えるような額ではないかと思います。そうした製品の販売によって、もちろん収益というものは、財産、財政収入に入らなければならないことだと思います。

きのうも商工観光課に行きまして、桑原史成や安野美術館、森鷗外記念館、そして太鼓谷稻成神社、この18年度の入込客数という状況を見ました。昨年度に比べて、ほとんど変わりのない状況で、ほとんど変わりのないパーセンテージが出ておりました。集客率、約95%から、中には100%を上回る、去年より集客が多いという、こうした統計の数字を見させていただきました。この施設においても、やはりどれだけの年間体験をされる方がおられるのかとか、またどれだけの運営をされて、財産的収入があるのか、どれだけ町が評価できるのかと、もちろん報償費というものも評価で支払われることだと思います。このたび予算に計上されておられますが、支払われるときには、評価のもと、また実績のもとに支払われるお金だと思います。

使用用途不明な金額を支払われるということは、使途不明金に属することだと思いますので、後の課長さんの、課長さん、よそを向かな

いで聞いてくださいよ、課長さんの詳細な説明を、御答弁をよろしく
お願いいたします。

このシルク館においては、見込者数と、19年度の予算に踏まえ
て、詳細を問う、そして公金の投資にどうなっておられるのかと、5
点ほど質問しておりますが、この5点ほどの明確な御答弁のほどよろ
しくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、御答弁を申し上げま
す。

1番目の、施設の利用者でございますが、平成18年度の見学利用
者数ですが、その施設の設置目的が、研修生に対するシルクの染め織
り技術の習得伝習であります。したがって、これらの活動を一般
公開するものとして、入館料を徴収しておりません。実数はしたがっ
て把握しておりません。平成19年度につきましても、その運営上の
性格から、目標とする数値を持ち合わせてはおりません。

それから、2番目の問題でございますが、このことは、非常に重要
であり、難しい問題であります。これまでの議会質疑でもたびたび申
し上げていますように、平成12年の4月にこの染め織り館がオープン

ンしたわけです。この事業に課せられた期待は、新たな地域文化の掘り起こしによる価値の創造と、人的交流を促進するという、町を挙げての並々ならぬ決意により始められたものであります。と同時に、開館当初から特に課題となっているんですが、特殊な技術を持つ者でない限り、運営できないという課題がございました。したがって、館長の運営方針を全面的に聞き入れるということでございます。当事者の話をお聞きしますと、館長の方へ一切運営についてはお任せするから、ひとつよろしく頼むというようなこともお聞きしました。したがって、年度ごとの金額につきましては、いろいろな資料をもとに話し合いを重ねて、この金額でぜひともお願いしたいというような状況で、今日に至っているようです。平成18年度からは町直営としていますが、それまでの経緯を踏まえ、双方の協議により、予算を計上したものでありまして、平成19年度もこの方針に変わりはありません。

委託料として、従来支払われていた経費につきましては、町直営による予算計上とし、町が負担する電気料金などの光熱水費等以外の運営経費は、報償費として予算に計上しています。

4番目でございますが、当初よりこの会館の運営に当たりまして

は、前述しましたとおり、双方の話し合いにより、原材料の仕入れから研修生の技術の習得に係る運営経費と、成果品の販売については、館長にお任せするということが最も効果的と判断し、現在に至っております。そうしたもろもろの状況を考慮した上で、年々委託、あるいは報償費に係る金額を双方の話し合いにより定めたということでございます。したがって、収益につきましては、運営経費などに充てられているということでございます。

質問のところではっきりしなかったんですが、質問状に出ております、5番目の方でございます。研修生の受け入れに当たりましては、津和野町民として、住民登録をお願いし、定住に対する強い希望を伝えております。これまで、多くの研修生の皆さんは、津和野の文化と清流に囲まれた町並みに魅力を感じ、永住してみたいという気持ちを持っておられたようでございますが、肝心かなめな働き場の問題もあり、これまで、3名の方々が一時定住されていますが、2名の方につきましては、一身上の都合により、転出されております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 染め織り館について、私どもが質問

いたしました、この改めて、質問項目という、提案書は執行者の方へ提出しているわけでございます。その提出の中でも、先ほど御答弁をいただきました、この回答書もでございます。私が質問を投げかけたことに対して、詳細な回答になっておられないんです、課長。利用見込者数は何名かと聞いている質問に対して、入館料を徴収しておられません。実数は把握しておられません。何人ここを利用されたとか、何人の体験者数がおられるとか、そうしたことは、町は全くわかりません。そうした返答をいただいておりますが、指定管理者制度として、町が直営管理として、管理されているわけではございませんか。全く行政管理下として、管理内として、管理をされておられない状況。

また2つ目の質問といたしましては、こういった内容の予算的な根拠かと、こういう質問をいたしました。館長の運営方針を聞き入れて、そして委託料の額が定められているというような答弁ですが、それでは、委託料、報償費というものは、館長の運営方針、運営の内容によっては、変動するということで、解釈してよろしいのかと思いますが、館長が、来年度は1,000万ほどなければ、運営が難しいとか、6,000万なければ運営が難しいとか言えば、情報企画は、この情報企画課としては、枠配分方式によって、予算があり余っておられ

るかもしれません。ですが、先ほど福祉の問題を言いました。共存病院の問題も言いました。障害者福祉の問題も言いました。大変財政難で、どう行政側として、予算を財政を工面していこうかという、こういうさなかに、報償費として、ほんと600万、そうですか、あなたの運営方式がそうならば、700万でも800万でも払いますよという、ましてや、一昨年度と変わっていないような、削減も何もない金額が投げかけられておられるじゃないですか。これは全く、今後に対しては、こうした、先ほど言いましたように、税金、血税です。こうした公金の扱いにおいては、必ず詳細をいただき、そして具体的な計画の案のもとに、住民に理解できるような方向で公金を扱うべきではないかと。こう思うところでもございます。

そして、以前から決算書や、その具体的な施設の運営、内容というのは、民間企業であれ、普通の企業であれ、前年度の実績、成績や計画、その中でもやはり数字というものを一番重視することだと思えます。前年度、これだけの数字があって、これだけの黒字が出た、逆に赤字だということに対して、この企業努力というものが発生されるのではないのでしょうか。この町の管理下でありながら、委託料、多額の600万という金額が流れた以上は、やはり行政の管理下において

も、前年度の成績や実績、そうしたものを全体的な評価と見て、報償や報酬といった評価の基準にすることが必要なことではないかと思えます。

この3月に各集落、自治会においては、集落活性化基金、現在手続に入っておられるかと思いますが、旧日原時代にあった基金を各自治会単位において、人口1人あたりに、約1万円という金額で換算して、集落に配分するという、こうしたことが決められて、担当課である情報企画課の方で、今そうした手続やそうした各自治会の配分に努められておられることだと思えます。この基金というものも、やはり税金に当たるわけです。これは、使われる計画や、そして使用計画や内容、使われたことに対しての領収書を添付して出すという、そうしたことを義務づけられておられますね、課長さん、集落や住民にはそういうことをして、なぜこの施設だけはそういった措置をされないのか、そこのところ、ちょっとお聞きしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 入館者数を把握してないじゃないかというようなことですが、あの施設そのものが入館者数を

必要とする施設ではございません。積極的に皆様方においでいただく
ということはございまして、そういうところまでやっておりませ
ん。それをやるとなれば、またそれなりの人間を配置しなければなり
ませんので、そこまでは考えておりません。

次に、今の算定のことですが、いわゆる建設事業の請負で
あれ、委託事業であれ、その積算根拠というものは、明らかにしては
いけないということになっております。総額については、ここで皆様
方の方へ報告しますが、今のその算定の根拠、設計単価というものに
ついては公表してはいけないということになっておるわけございま
す。したがって、その運営をお願いする総体的な経費について
は、全体の施設の活動、創作活動を相手方をお願いするという前提に
おいて、総体的な資料のもとに話し合いを進めながら、町が負担すべ
き額について、双方で合意なされるわけです。その前提といたしまし
ては、あくまでも当事者、契約、相手方との審議成立の原則に基づい
て、行われるべきでありまして、すべての情報を明らかにするという
ことじゃないんです。いわゆるこれは行政情報じゃないんです。です
から、相手方の持つておられる資料でございまして、それはあえて
公表すべきことではありません。我々として、話し合いの過程でそう

いろいろな資料は見せていただいた上で、その年度ごとの契約が金額が査定されるわけです。

それから、いわゆる相手方が複数の業者、一般的な建設事業とか何とかということになると、今の入札なり、あるいは複数の見積代で安い方を取るということになるわけですが、非常に館長は、最近では専門誌でも紹介されるような著名な工芸作家でもあります。したがって、相手方との話し合いにより、年々お金がないからこの程度でひとつ運営をしていただけませんかという前提なんです。その話し合いが、成就できない場合には、あの館の運営ができないという宿命にあるわけです。

それから、営業努力して、委託料が下がればということですが、いわゆる普通の商売とか、産業振興とは異なるんです。どこの町でも、その地域の、ここに言っておりますが、その地域の文化を掘り起こし育てていくということで、その町の価値を高めようとしているわけなんです。これがもうかる、もうからないという尺度の話ではないわけです。いわゆる津和野が歴史、文化の町とすれば、それは旧日原の尊い産業文化なのであります。その視点に立って、我々は、この活動を後世に引き継いでいかなければならない。そういう使命に立

たされておるんです。そのことをよく御理解願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 全く課長さん、理解できません。文化史跡というものは、旧来からあるものであって、観光振興や産業振興、この文化史跡に基づいて、この日原も、もともとは生糸産業で産業の基盤を築いた町でもございます。この染め織りが文化や歴史にかかわるといような発言があって、後世に引き継ぐとかいような、課長さん、発言をいただきますが、文化でも歴史でも何でもないでしょう。シルクに関連して、付随した事業であって、もともとのこの町の産業の基盤を築いてきたのは、生糸産業なわけです。それは私より課長さんの方が詳しいと思うんですが。この染め織りじゃなくしても、先日、ワークシェアリングという日原のひやころう会という小さな各集落の有志が集まって、そして形成されたひやころう会という組織があるわけです。そのひやころう会のこの前、ワークシェアリングという中で、アベさんという、もともと昔から日原のシルク事業や生糸にかかわる特許、そうしたものをかわりに特許申請していただく弁理士さん、アベさんという方が来られて、講師をされました。そのときに、こうした繭や生糸という、アベさんは東京の人ですので、田舎

のこの風景が大変気に入っておられまして、またこの地域によって、繭や絹、そうしたものが伝統として、文化として残されているということに非常に興味を持たれて、何かいいことがないか、何か産業を起こせないということで、この地に、日原総合研究所という株式会社まで資本金1,000万を募ってもこの会社をつくっていただいて、そして何らかのこの地区に貢献をしようという、そうした若い方の努力があるわけでもございます。その方の講師を聞いて、きょう、ちょっと持ってくるのを忘れたんですが、冬虫夏草を含めた緑茶というものを製品的に現在開発しているわけなんです。緑茶の中には、カテキン効果といって、大変滋養強壮にいい成分が含まれて、これをまた冬虫夏草というのは、寄生虫の背中にできる、いわゆる中国の漢方薬として扱われているものなんですが、キノコなんですが、そうしたものを一緒にして、そして研究して、そして日原の一つのブランドにしようじゃないかといったような、一生懸命、この日原の生糸の繭のこの文化を何とか生かそうじゃないかという、前向きな姿勢におられる方がおられて、またそれにおられる職員といわれる方が、須川の方で、横浜市から家族で来られて、お子さんを連れて、ここへもう4年か5年ぐらい定住されておられる方がおられるわけです。そうした方々には、

町としての助成が、この、先ほどから言いますシルク館に比べて全く
されておられない状態で、むしろ、全体的にシルクとか繭とか絹とか
いうのでしたら、それはその産業にまとめて、一つの個人に支払うだ
けではなくして、全体のシルクや繭や、そうした健康食品やそうした
サンプルに向けた、全体的な事業として、これを図るべきではないか
と、こう思う次第でもございます。ましてや、使用用途がわからな
い、先ほどの課長の答弁を聞くと、そうした金額も、審議成立の原則
とか、ちょっとわけのわからないことを言っておられますが、もう少
し住民の方々のあの施設の現在の位置づけ、そして予算が適正、的確
に詳細を求めた上に使われておられると。ましてや、課長の給料から
払うのでしたら私は何も言わないんですが、これは公金という税金を
報償費として出しているわけですから、そうしたところの詳細や明細
というものは、しっかりとっていただくように、今後お願いをいたし
たいところでもございます。

最後に、町長の答弁をいただきたいと思います。こうした、まず津
和野の文化施設と同様に、観光施設や産業の振興に向けて、この研修
生や、伊丹先生も頑張っておられるわけです。私は、経営自体に、こ
の中の、経営自体に文句を言うわけではないです。公金の流れが明白

でない、そうしたことに対して、もう少し明白にして、事業の計画というものはっきり立てていただくということを申し上げているわけでもございます。町長に質問になりますが、この文化施設としての利用客や、ましてや体験される、ああしたところの施設をもう少し交流的目的として使わなければいけないということで、利用者数というものははっきりしなければならぬということと、あと、そうした報償費や委託料に関する積算というもの、公金を使われることに対しての、明確な詳細というものは、これは住民皆さん、納得できるようなものが数字として、ほかの文化施設と同じように、提出して、することができるということを今後義務づけるということをどう思われておられるのか。ましてや、そこで創作されたものは、町の財源として歳入として取り入れるべきではないかと、一個人の営業施設なのか、町の指定管理者制度のもとにある管理施設なのか、そうした位置づけをはっきりすべきではないかということで、町長は、最後にどのような御見解なのか、お聞きをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） シルク染め織り館の設置目的、それから今

日までの経緯、これにつきましては、担当課長からる御説明を申し上げておるところでございます。率直に申しまして、私自身も戸惑いを感じておる面があるわけであります。特にこうした経過を踏まえてできたシルク館を、日原地区の御出身の議員さんから厳しく指摘があるということ自体も、若干私戸惑いを感じておるわけでありますけれども、ただ、課長が申しておりますように、私もこの1年数カ月、町政を預らせていただきまして、シルク染め織り館というものが、経過から見て、課長の言葉をそのまま引用すれば、もうかって何ぼという目的ではなかったということ承知したものですから、なら、損益を第一義として考えなければいけない、会社に委託をして、これは運営すべきものではないんじゃないかということから、昨年、現在のよ
うな直営ということに切りかえていったわけであります。

そういう中で、1年が経過しようとしているわけでありますけれども、御指摘がありますように、わかりにくいと、なおわかりにくいという面は、あろうかと思えます。私自身も、そうした面を全く感じないというわけではありませんけれども、ただ、経過が経過でございますので、短兵急にこれをというわけにはなかなかいかない問題であるというふうに理解をいたしております。

あくまでも、この設置の目的、趣旨に沿う形で運営をしていかないといけないと、このように考えております。

したがいまして、御質疑あるいはまた御意見がありましたように、どのあたりまで、現在よりもさらに経営の状況について、御報告ができるのかどうなのか、これにつきましては、くどいようでございますけれども、設立の経緯を踏まえて、今後の課題にさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 今後の経過に踏まえて、御検討いただけるということですので、まず運営の中身、運営の状況というのは、伊丹さんがそうしたシルクの事業の推進や、広域の全国への情報の発信という形で一生懸命やられておる、ですが、この公金が使われている以上は、その詳細、また根拠となる目的、報酬として出すのには、その報酬額に基づいた資料というもの、報酬額に相当した評価の積算というものを今後提出といいますか、報告をいただきたいと、これは所管の委員でもかまいませんので、そうした詳細な公金を扱われる以上は、その完全なる確認のとれるようなことをしていただきたいと。余りくどく言うと長くなりますので、このぐらいにしておきます

が、審議成立の原則という、わけのわからないことよりか、ちょっと公金の明瞭な扱いをよろしくお願いいたします。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 特に答弁ということではございませんでしたけれども、重要なことでございますので、私の方からも重ねて申し上げておきたいと思っておりますけれども、この運営の内容の問題につきましては、今後の課題とさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（後山 幸次君） 以上で、1番、村上義一君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 続いて、発言順序2、11番、滝元三郎君。滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） それでは、通告をしておきました件につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、施政方針についてでございますが、1点ほどお聞かせをいただきたいというふうに思います。

先日、施政方針を聞かせていただきました。非常に厳しい財政状況の中で、予算編成をされまして、そうした厳しい状況の中で、非常に必要なところには、できるだけの手当をされておるといいますか、非常にきめの細かい、配慮の行き届いたといえますか、時間も昨年よりも長かったようでございまして、非常に町長の気持ちが伝わったなというふうな施政方針であるというふうにとめております。

ただ、1点ほど、失礼ながら、若干物足りないといえますか、若干の不満みたいなことを若干申し上げさせていただきますと、定住対策についてでございます。昨年の施政方針の中で、17年、一昨年でございますが、例の国勢調査の結果を衝撃的に受けとめて、時代に即応した新たな定住対策の確立に取り組む必要を痛感をしておるということを昨年の施政方針で言われております。ことしは、そういうことで、期待をある意味しておったわけでございますけれども、ことしは団塊の世代の受け入れでありますとか、あるいは住宅対策、空き家の確保であるとか、民間の住宅、建設農場であるとか、あるいは定住奨励金の活用等々言われております。

こうしたこと、ある一定の成果はあるだろうと思っておりますけれども、大半が昨年と同じようなことでございまして、通り一遍と言っては

変御無礼でございますけれども、残念ながら、時代に即応したといえますか、インパクトのあるような新しいものではない。目新しいものではないなというふうな、少なくとも私の目には受けとめておりません。

もちろん、12月の一般質問で申し上げましたけれども、今の時代、全国的に人口の減少社会に突入しておりまして、今さら、こういう過疎の町で人口の増加となるというのは全く現実的でない話でございまして、問題はいかに減少のスピードを抑えるかということだろうと思うんですが、先ほど申し上げました、団塊の世代の問題あるいは空き家の確保の問題、確かに有効な視点ではあるというふうには思っております。全く意味がないというわけでは決してございません。ただ、その運用が非常に実効性のある運用であるように見えないんです、見えてこない。例えば団塊世代の受け入れについても、よその町あるいは県あたりは、知事さんの手紙を入れて、きめ細かく呼びかけをしているけど、どうもそういうのも余り見えてこないとか、あるいは空き家の確保についても、ちゃんとデータベース化して、有効に活用ができるような体制が、果たしてできているかと、どうもそんなことも余り聞いたことがない。そういった意味で、余りインパクトがな

いなというふうなことでございます。

久しぶりに、合併協議のときの人口に関する予想の推移予想の資料
というのを見ってみました。合併時に、ついこの間、平成16年のころ
のことでございますが、そのころの予測によると、平成17年が9,8
06人という予測だったわけです。それが御承知のように、既に国勢
調査によりますと、9,512人ということで、もう既に300人も大
幅に予想を下回っていると。あるいはこの調子でいきますと、その当
時、平成32年、もう十四、五年後ですが、7,245人という予想で
すけれども、この調子でいけば、多分7,000人は切って、六千七、
八百あるいはそれ以上下がるかもしれません。そういったふうに、つ
いこの間予測した人口推移が、もう既に大幅に下回っている。実に、
改めて見て、その実態に改めて驚いたんでございますが、平成7年、
旧津和野町が6,541人、旧日原町4,850人ぐらいで、総数1万
1,400ばかりおったんですが、わずか25年しかたたないときに、
ほぼその当時の旧日原町の人口4,800人ぐらいがいなくなる。わず
か25年で。ですから、非常に考えてみれば、大変なことであると。
今さらながら大変なことであるなということを感じておるわけでござ
いますけれども、高齢化率につきましても、その合併のときの予測

は、平成22年で38.3%という予測がされております。ところが、既にもう18年度の段階で38.5%です。もう既にそれを超えておりまして、平成21年には40%ぐらいになるだろうと。そういうことが言われている。ですから、予測をきわめて上回るスピードで人口の減少あるいは高齢化率が進んでおるといことなんでございます。

何を申し上げたいかといいますと、もっともっと定住対策については危機感を持って取り組んでいかないと、これはこのままでは本当、既に予測を大幅に上回っているわけでございますので、上回るというか、人口が下回っておるわけでございますので、大変なことになるなというふうに思っております。まことに失礼でございますけれども、若干、危機感が足りないんじゃないかなというふうに思っております。

例えば、雇用の確保あたりについても、もっともっと正面から取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。農業だとか観光産業振興する、あるいは医療の確保等々、そういうことで、雇用の場の確保を図っていくというふうなことだろうと思うんでございますけれども、先般、宮崎県の新しく知事になりました東国原知事が選挙のときのマニフェストの中で、100の企業、任

期中に100の企業を誘致する、あるいは1万人の雇用を生み出すというふうなことを言われておりました。私ども、先般、宮崎県に行きましたけれども、失礼ながら、ああいう条件の中で、その目標については、非常に困難であろうというふうな気がいたしましたけれども、やはりそれに取り組もうという形で、非常に新鮮な響きをもって受けとめたわけでございますけれども、あるいは毎年成人式の場合におきまして、当町の成人式の場合ですが、若い方々が、あるいは都会におられる方々が本当はふるさとに帰りたいんだと、帰りたいけれども、仕事がないというふうなことを毎年のことですが、多くの皆さんが言われます。そういった雇用の場を5人でも10人でもつくっていくと、それに正面から取り組んで力を入れていくということがきわめて大事だろうと思うんですが、確かに、非常に簡単でない、困難であるということは重々承知をしております。益田のファクトリーパーク、あるいは松江のテクノパークあたりでさえ、なかなかまだ半分埋まらないというような状況でございますので、非常に困難であることは重々承知をしておるわけでございますけれども、もっとそういう若者の皆さんの声に正面から取り組んでいただきたい、取り組むべきではなかろうかなと、そういったことが見えないなというふうな気がいたしております。

ます。

正直なところ、私も、どうしたらいいかというのは、正直なところわかりませんが、例えば、定住対策の専任の職員を置いて、1名なり2名なり、現在はどこの課か、多分企画情報課あたりが担当されておるんと思いますが、いろんな仕事をしながらだろうと思いますので、そのことだけ、定住対策だけ必死でやっていただく、そういう職員を1名なり2名なりつくって、本当、必死にやっていただくと、そういうことでもやらない限りは、今後非常に恐ろしいなというふうな気がしております。

そして、団塊世代の受け入れだとか、あるいは空き家の確保をして、移住の対策だとか、雇用の場の確保等々、力を注いでいただくと、そういうことがきわめて大事であろうというふうに思っておりますが、そのことについて、ひとつ、お考えをいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 11番議員さんの御質問にお答えいたしたいと思いますが、定住対策についてのお尋ねでございました。施政方針の中でも述べておるけれども、物足りないという御質問でございま

して、まことに恐縮をいたしておるところであります。お話がありましたように、この定住対策が、現在の津和野町において考えてみますと、これだというのが本当のところ、見出せないわけでありませう。対策について、自信を持って、言葉をかえれば、偉そうに、こういう形でということをお願いするのは非常に難しい事柄でございます。先ほど宮崎県の新しい知事さんのお考えについてもありますが、私どもから、よそのことを言うことありませんけれども、御就任間もないから、案外いろいろとお考えが出る面もあるんじゃないかなというふうな気もいたしております。

これも御質問の中にありましたけれども、例えば大きい企業でも誘致をして、そこに若い者を引きつけて、雇用の場を確保すればいいわけでありませうけれども、そうした立地にはないわけでありませうので、これまた、どう考えてみても、不可能な問題であります。したがって、雇用の確保等につきましては、やはりこれだということだけでなくして、いろんな多方面にわたってものを考えていく上にはなかなかならぬというふうに思いまして、今年度の中でもいろいろと述べておりますように、例えば環境を整備すること、あるいは農業や観光の産業を振興していくこと、あるいは医療や福祉、これを充実、確保していく

こと、これらのもろもろのものが積み上げられて、初めて定住にもつながっていく、現在の町の状況を考えたときに、それしかないというふうに私は考えておるわけであります。

当面、雇用の問題につきましては、お話もありましたように、そういう面もありまして、何としても共存病院をつぶしてはいけないと、これは地域の医療を守るということも大事でありますけれども、いま一つは、200人を超える雇用の場というのは町内にはないわけでありますので、これをなくしてはいけないと。最大の雇用の場の確保という面からも、この病院問題には取り組んでいかないとはいけなく、このように考えているところであります。

危機感を持っていないではないかというおしかりでございますけれども、危機感共有をさせていただいておるつもりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、そういう中で、行政として、取り組むべき体制の問題等につきましても、御提言ございました。この御提言は真摯に受けとめさせて、参考にさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

十分な御答弁になりませんが、現状を御理解いただきたいと思つて

おります。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ありがとうございます。専任の職員につきましては、県あたり、定住財団とかいうのもありまして、専門にそれをやっているような組織もございますので、ぜひ、今後御検討いただきたいというふうに思います。

次に、一般競争入札についてでございますけれども、新聞によりますと、最近、あちこちで談合事件が起きているわけございまして、逮捕者が出たというようなところもあるわけでございます。先ほどの、名前を出してはいけませんが、宮崎県あたりもそうございまして、そういう公共工事をめぐる談合防止策というものについて、総務省あるいは国土交通省が検討してきたということでございまして、先般、2月23日にすべての自治体に一般競争入札を導入をすると、そういったことを柱とした入札契約適正化支援方策をまとめたということございまして、同日、2月23日に、全国全自治体に報告をしたと。通知をしたということだそうでございます。

工事予定価格の下限については、都道府県と政令指定都市は1,000万として、それ以外の市町村には下限を示さずに、早急に導入する

ことが難しい場合には、1年以内に導入方針を策定するように求めているということだそうでございます。ちなみに、現時点で、政令都市以外の一般市区町村の導入率というのは、全国で47%だということだそうでございますけれども、こういう小さな市町村については、国土交通省がマニュアルをつくって、運用面で支援をするということのようでございます。

指名競争入札が談合を生む原因の一つであるというふうな指摘については、これは十分理解のできるところでございます。適正な下限価格を定めて、早急に準備作業を進めることが望ましいというふうに考えておりますけれども、当町の対応はいかがでございましょうか。

また、一般競争入札を導入した場合、ちまたで言われておりますけれども、私どもみたいな小さな町においては、事務作業が非常に膨大になって、職員も限られたようなところではなかなか難しいんだとか、あるいは小さな地元企業しかいない場合で、地元企業の育成といったような面でも、非常に問題があるんじゃないかというような議論もいろいろ出ておるようございまして、そういったことについても、あわせてどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、お答えいたします。

御指摘のように、本年2月23日に総務省から地方公共団体における入札契約適正化支援方法についてという指針が公表されました。本町へは具体的には3月5日付で県を通じて公式文書で参っております。

これは、地方公共団体の入札契約の適正化の取り組みを支援する方策について協議する場として設けられました地方公共団体の入札契約適正化連絡会議という会議がありますが、これは平成19年1月15日から2月19日まで、5回開催されたようではありますが、その会議における議論の結果を取りまとめたものであります。

内容を少し御紹介しますと、この指針は、地方自治法上も一般競争入札が原則であるとしておりまして、地方公共団体は次の取り組みをできる限り、速やかに図るべきであるとしています。

主な内容ですが、御指摘にもありましたすべての地方公共団体において、一般競争入札を導入すること。都道府県及び政令指定都市においては、1,000万円以上の契約については原則一般競争入札とすることとし、その実施に向けて、早急に取り組むこと、直ちに一般競争

入札の導入が困難な市町村においても、当面1年以内に取り組み方針を定めて、その実施に取り組むこと。小規模市町村においては、近隣市町村とも連携強調し、競争性を確保するために、十分な入札参加者が確保されるような地域要件の設定に努めること。技術職員の技術能力の向上を図ること。電子入札の導入について検討を進めることなどが盛り込まれております。

今後は、これによった指導が進めてこられるということが想定されますので、本町としましては、今後は役場内の入札事務窓口の見直し、これは総務課への一本化を考えておりますが、も図りながら、その指針に従って、平成19年度中をめどとしまして、一般競争入札導入に関する指針をまず策定をし、その導入に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

御指摘でありました事務が煩雑化する問題、それから地域企業の育成の問題、御指摘のように、課題はたくさんあると思いますので、その辺もまず検討に入れながら、この指針に沿った導入を検討していくというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 次に参ります。次に教育委員会制

度改革についてということでございますけれども、教育委員会制度に関しまして、教育再生会議の提案を受けて、国の方では、県の教育委員会への国の是正勧告であるとか、あるいは教育長の、これは県でございですが、県の教育長の任命権を導入するであるとか、あるいは教員人事権を市町村教育委員会へ移譲する、あるいはまた人口5万人以下の市町村は、教育委員会を統合して設置をなさないとか、そういった等々の議論が国において今なされておるようでございます。

このことに関して、新聞によりますと、全国の市町村教育委員会連合会あるいは町村の教育長会等々が教育行政への国の必要以上の介入につながりかねないということで、そういった意味の意見書を、これも2月23日ですが、教育再生会議や文部科学省に提出をしたということでございます。

その中で、各地域の実情に合った教育行政を推進することが重要であって、国の関与の強化は、地方分権改革推進の観点から問題であるというふうに指摘をされております。

特に、人口5万人以下の市町村は、一緒になって教育委員会を設置なさいと、そういったことになりましたと、地域の実情を全く無視をされるようなおそれもあるわけでございますので、私も問題があるな

というふうに考えておりますけれども、あるいは教育改革についても、ゆとり教育、その総括あたりもしっかりされないままに教育改革の論議がなされている等々、非常にいろいろ問題があるんだと思っておりますが、いずれにしても、拙速に進み過ぎているなという印象を持っておりますが、当町の教育委員会におかれましては、このような問題について、どのような議論がなされておるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、教育委員会改革につきましてお尋ねでございますので、御答弁を申し上げます。

昨年10月に発足をした教育再生会議では、21世紀の日本にふさわしい教育のあり方についての検討がなされ、先般、2月でございますが、第一次報告が提出されたところであります。この内容は、7項目について提言がされ、ゆとり教育の見直しや、あるいは学校の再生、規範意識の確立等々に加え、教育委員会のあり方そのものを抜本的に問い直すことが掲げられております。

このことを踏まえまして、政府は、中央教育審議会へ教育3法の改正に向けた方向性を示し、これまで分科会等で検討がなされ、現在最

終答申に向け取りまとめが行われているところであります。

教育3法とは、教育免許法の改正、学校教育法の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という、長い法律でございますが、これは地教行法と略称で言われております。この改正であります。

このうちの一つでございますが、教育免許法の改正では、教員免許の有効期間を10年とし、都道府県教育委員会が実施する講習を受講、終了することで更新をする。また指導力不足教員につきましては、一定期間の研修を課すと。2点目でございますが、学校教育法の改正では、義務教育の目標設定を新設するとともに、副校長、主幹、指導教諭を任意で設置することができる。3点目でございますが、地教行法の改正では、市町村教育委員会に指導主事を設置をする。教育委員に保護者代表を必ず加える。教員の採用、分限、転任等、一定の人事権を市町村教育委員会に移譲する。また、教育長の任命について、これは県でございますが、一定の関与を行うという文言が入っておりましたけれども、御指摘のように、その後、地方分権の流れに反するという面から、この部分は削除され、教育委員会のあり方について一定の関与を行うという文面を検討しているということでございます。

改正案の内容といたしましては、以上のような点がマスコミ等で報道されてきております。今後文部科学省といたしましては、この最終答申を待って、基本原案をまとめ、近く法案として国会提出の意向のようであります。

しかしながら、今回の改正に当たりましては、期限を限定した性急な取りまとめを行ってありまして、もっと国民の前に問題点を明らかにし、国民的な議論を展開した上で、進めていただきたいと思っているわけでございます。

このようなことで、教育委員会としての見解ということでございますけれども、それぞれこの3法につきましては、まだ詳細についてはわかっておりませんが、新聞紙上の内容を見ますと、非常にわかりにくい、あるいはこの島根県あるいはこの過疎地の教育委員会の実態というのを本当に踏まえて、こうしたことを実施できるのかなという、そういう疑問を持っております。これは三位一体の改革の中で、非常に地方については財政的な困難の状況が続くわけでございまして、財政力の差によって、教育の機会均等といったものがゆがめられてはいけないと、このように思っているわけでございます。

そのような観点から、今後の法案がどういうことが出され、また国

会ではどのような審議がなされるのか、十分見きわめ、また時間をかけて国民の前に明らかにしてほしいと、このように思っているわけでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 次に参ります。続いて、津和野共存病院についてでございますけれども、私どもは、2月の初めであったと思いますが、病院のチラシ、あるいは翌日の新聞報道で、初めて知ったわけでございますけれども、4月から津和野共存病院において、常任の小児科医が引き揚げられて、それに伴って、院内での出産、分娩が中止をされるという、分娩ができなくなるというふうなことでございまして、機会がなければ別でございまして、たしかその二、三日前、1月の28日であったかと思いますが、全員協議会の場で、厚生連の方々が来ておられまして、できればチラシで知らされるのではなくて、事が大事な問題だけに、その場で既に方針が決まっていたならば、その場でなぜ報告がなかったのかなということで、若干厚生連に若干の不満も持ってはおりますが、それはさておきまして、このことについては、少子化対策あるいは子育て支援といった観点か

ら、きわめて残念なことであるというふうに思っております。とりわけ、町長、既に随分以前から常勤の小児科医あるいは産婦人科医の確保あるいは地元での出産ということにつきましては、同様な観点から、大変な力を注いでおられまして、若者定住奨励制度の中でも、そういった意味から金銭的な補助というものもされておるわけでございます。それだけに、町長として非常に格別なる思いが、そのことについてあるのではないかなというふうに思っております。御見解をお聞かせいただいたらと思っております。

それから、その経緯あるいは理由について、私どもはチラシや、あるいは新聞の報道でしか、その範囲内でしか知る由もないわけですが、当然町として詳しい報告を事前に聞いておられるかと思えます。そういった経過あるいは理由について、お聞かせをいただけたらというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 共存病院で院内分娩ができなくなったということに関連しましての御質問でございますが、若干の経過、状況については、後ほど担当課長の方からお答えをさせていただきますが、まずお尋ねにありましたように、もう少し早い時点で、この厚生連が

らも説明があってしかるべきではなかったかということと、それから町はそのことを承知しておったのかどうなのかという、この2点だったと思うんですけれども、私もこの厚生連といいますか、病院の通信、木島副院長さん、産婦人科部長さんでございますけども、みずからの文章、折り込みで拝見をさせていただいたわけでありまして、その直前に、もう恐らくあの折り込みがその日に出ると、出すというスケジュールであったろうと思いますけども、町長がその折り込みを見て知ったのでは驚くだろうからということで、前日に事務長の方から、実は小児科医の引き揚げで、4月からは院内分娩ができなくなる状況に立ち至りましたのでという連絡をいただきました。

恐らく、病院におかれましても、特に当事者である木島副院長におかれましては、ぎりぎりまで悩まれたろうと思います。何とか院内分娩を可能にしたいという思いがあったというふうに私は受けとめております。いろんな状況の中から、どうしてもそれができないということで、まさに苦渋の決断をぎりぎりの段階でされたんだらうなというふうに思っておるわけでありまして、この経過といいますか、あの状況というのは、やむを得ない状況であったらうというふうに理解をさせていただいておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、分娩等、出産事情について、若干の補足の説明をお答えさせていただきたいと思います。

経過につきましては、今町長が申し上げたとおりでございます、私どもも事前に承知していたということではありません、具体的には、広報誌によって、私自身は承知したというところでございます。

圏域の周産期医療、周産期医療につきましては、説明の必要もないかと思いますが、妊娠前期から妊娠後期まで、あるいは出産にかかわる時期についての医療全般を指すわけでございますけれども、圏内につきまして、医師の不足による厳しい状況が続いております。圏内においては、その対応につきまして、現在、益田保健所を中心といたしました益田地域医療作業部会で検討を進めているところであります。

また、島根県では、周産期医療ネットワークというものを構築いたしております、地域の周産期医療機関が適切な連携を行い、妊娠異常、分娩異常、胎児や新生児の異常に適切に対処するために、総合周産期母子医療センター、これは県立中央病院でございますが、このほかに地域で地域周産期母子医療センター、これは松江の赤十字病院あ

るいは益田赤十字病院、済生会江津総合病院等、これらの病院が後方支援するということで、県内の周産期医療施設が連携体制を組み、いつでもどこでも適切な周産期医療を受けられるよう、目指しているところでございます。

しかしながら、御指摘ありました、また町長がお答え申し上げておりますけども、本町におきましては、小児科医の引き揚げが本年3月末と決定されているなど、地域医療の現実は厳しいものとなってきております。鹿足郡内において、分娩ができる医療機関がないという事態に遭遇しているわけでございます。このことは、少子化対策の面からも非常に憂慮すべき状況と言えると思っております。早期に再び分娩ができ、小児科についても常勤医師の配置が可能となるよう、各方面の支援要請を今後ともしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 続いて、新型インフルエンザについてということですが、対応策の検討はということでございます。御承知のように、近年、東南アジアの方において、高病原性鳥インフルエンザというのが、人に感染をした事例が多く発生をしてお

ります。したがって、人から人に今度は感染をする新型インフルエンザの発生が危惧をされているわけでございます。

予測によりますと、大流行した場合には、全国で患者が最大で2,500万人、島根県では14万5,000人、死亡される方が全国で最大64万人、県で約1,100人というふうに、恐ろしいほどの数字が予想されております。県内の数字から単純に計算をすれば、当町におきましては、患者が約1,900人、死亡が実に15人というふうな数字になるわけでございます。

しかも、治療薬、タミフルというんだそうですが、その備蓄があるいは十分でない、あるいはその治療薬が起きてみないとわからない、絶対有効であるというふうな保障はないんだそうです。あるいはさらには、そのウイルスが変異をした場合には、その変異したウイルスからまた新たな治療薬をしばらく時間がたって作り出さなければ有効な治療薬ができない。

そういったような話がいろいろ聞こえてまいりますと、住民の皆さん、大変、特にインフルエンザでございますので、子供だとか高齢者、抵抗力の弱い方がまずかかるわけでございますので、非常に不安が募ってまいります。

島根県あるいは当町の対応がどのようになっておるのか、こういうことだから安心を、町民の皆さんしてくださいと、そのようなひとつ御答弁をお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、新型インフルエンザについて、少し長くなりまして恐縮ですが、現在の状況についてお答えを申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、近年、東南アジアにおきまして、高病原性鳥インフルエンザが人に感染した事例が多発していることから、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されています。そのため、島根県は、新型インフルエンザが発生した場合を想定し、あらかじめ具体的な対応を検討し、その流行に応じた対策を、迅速かつ的確に実施するために、島根県新型インフルエンザ対策行動計画を作成いたしております。

行動計画の骨子は、厚生労働省新型インフルエンザ対策行動計画、平成17年11月に設定したものでございますが、これに準じて6段階のフェーズ、段階でございますが、これに分け、具体的な対応を決めております。

流行規模の推計につきましては、CDC、米国の疾病管理センターの推計モデルに、本県の状況を当てはめ推計したものでございますが、全県人口の25%がインフルエンザに罹患すると想定した場合に、医療機関に受診する患者数は、先ほど議員さんおっしゃいましたように、最大で約14万5,000人ということになっております。入院患者への対応にあたり、医療機関において、約600床が必要であると推計をされております。各フェーズにより対応が変わりますけれども、新型インフルエンザが確認されれば、国は新型インフルエンザを感染症法に基づく指定感染症に指定いたしまして、不特定多数の方が集まる活動の自主規制勧告などを初めといたしまして感染拡大防止対策を講じる予定になっております。

新型インフルエンザ対応機関、圏域におきましては、益田圏域でございますが、益田日赤ということになっております。医療供給体制の構築が即なされるということになっておりまして、県では新型インフルエンザ連絡会議を設置し、新型インフルエンザに関する情報の共有化を図ることといたしております。

治療薬につきましても、議員さん御指摘いただきましたが、発生をしてから、具体的なワクチンを製造するというのが基本になるのかと

と思いますが、現在抗インフルエンザウイルス薬といたしまして、タミフルの確保が必要となってきました。発生予測から本県における外来患者総数約14万5,000人分についての治療薬を確保することといたしてありまして、内訳につきましては、県の備蓄、18、19年で6万2,000人分、国の確保分6万2,000人分、それから流通分にいたしまして2万1,000人分の計14万5,000人分を確保する予定といたしてあります。国では外来受診者を2,500万人を見てありまして、これも同数の備蓄を計画しているところでございます。

当然ながら、本町も行動計画にのっとりまして、益田保健所等の指導を仰ぎながら、危機管理体制を構築いたす予定でございますが、こうした行動計画は、新型インフルエンザの発生時にどのようにするかを示したもので、現在、国内において、新型インフルエンザの発生はありません。しかし、今から感染の予防並びに蔓延を予防するために、正しい知識を持つことや、ふだんから健康に気をつけていただくことが大切であります。今後とも、新しい情報を住民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 最後でございますが、ケーブルテレビについてでございます。

先般、3月の初めでございますでしたが、私の住んでおります直地地区においても、いよいよケーブルテレビ放送が受信をできるようになりました。さらに拡大を、小川地区、拡大をしておるわけでございますけれども、この間の町長を初め、担当課の皆さん、御労苦に敬意を表したいというふうに思っております。告知放送を聞きながら、話には聞いておったわけでございますけれども、遅まきながら、やっと一番最後ごろになって、町内の情報の過疎地域から脱出できたなというふうに喜んでおるところでございますけれども、ところで、私が聞いた話でございますけれども、現在ケーブルテレビつながったことによって、テレビ朝日系列の番組が見れておるわけでございますけれども、この番組が2011年、もう4年後でございますが、地上デジタル放送が開始する時点で、見れなくなるんだというふうなお話を聞いております。電気の専門家、二、三人の方から聞いたわけでございますので、多分間違いのない話だろうとは思いますが、まずこのことについてひとつ御確認をいたしたいというふうに思います。

御承知のように、この系列は、世界的なサッカーあたりのスポーツイベントであるとか、あるいはスポーツの中継、あるいは人気のあるドラマもあるようでございまして、非常にそういう系列も見れるようになったということで、東京あたりはまだまだチャンネルが多いようございましてけれども、地方の中核都市並みにはなったなというふうに変喜んでいるところでございましてけれども、ケーブルテレビ、もちろん緊急告知放送であるとか、あるいは難視聴対策ということで、当然そういう意義もありますけれども、民法が一つ余分に見れるようになったということも、加入をされた方、非常に楽しみにして加入をされたという面もあるわけでございます。もし、本当にそのようなことであるなら、今からまだ4年あるわけでございますので、何とか2011年になっても、その系列が見れるようにしていただきたいなというふうに考えておりますが、御答弁をお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） ケーブルテレビの再送信でございますが、有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定により、県内の放送事業者に対しまして、1年ごとに再送信同意を得なければならないことになっております。御質問のテレビ朝日系列につきまして

は、県内系列の放送事業と競合しませんので、再送信同意は可能であると考えております。

○議員（11番 滝元 三郎君） 終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、11番、滝元三郎君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で13時零分まで休憩といたします。

午前 11 時 55 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順序3、16番、村上英喜君。村上君。

○議員（16番 村上 英喜君） 通告の件に対しまして質問をさせていただきます。

最初に町長の施政方針について、少子化問題の観点から2点ほどお聞きいたします。町長の素直な御意見を聞かせていただきたいと思います。

ます。

最初に少子化問題についてですが、現在、国を挙げて問題になっていますが、町長は施政方針の中で、少子化問題を町の重点施策と位置づけ、諸政策を実行していきたいと強く述べられておりましたが、政策の内容を聞いたところ、私なりに感じたのは、保育料の軽減、子育ての補助金等の対策を考えられているようではありますが、他町村の対策と余り内容的には変わってないんじゃないかと、私はこれでは少子化問題を本当に歯どめにはならないというように感じました。もっと長期的な視野で計画的に計画を立て、実行する必要があるのではないかという思いがいたしました。

私の住んでいる木部地区のことではありますが、木部地区の若者は、益田市の方に仕事を求め、通勤をしています。そうした若者が多くおります。そうした若者が、結婚をすると、住居を益田市に求めているというのが木部地区の現状であります。若者が結婚しても町内に住居を求めるような環境づくり、そういったことを積極的に進める必要があるのではないかというように考えます。そのためには、先ほど同僚議員も質問しておりましたが、定住対策にもっと力を入れて、若者が住みたくなるような住宅建設が必要ではないかと感じております。そ

ういった点について、少子化の観点から、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、医療対策についてお聞きいたします。

先日、石西厚生連より抜本的な経営改善計画の説明がありました。その話の中で、20年度に整形外科医1名と、21年度にはさらに小児科医1名を常任化するという基本に基づき、経営改善計画を進めていくというような話がありました。全国的に医師不足で問題になっていますが、町長も施政方針の中で、医師不足の解消を取り上げておりましたが、私はこの問題は本当、大変な、簡単にはかどるような問題ではないなというように感じておりますが、医師を獲得するには、大変な仕事と理解していますが、町長は医師獲得に何か手腕なり秘策等あるのか、町長の長年の経験で中央に太いパイプなり、いろんなコネがあるんじゃないかと我々期待しておりますが、そういう医師獲得に對しまして、秘策があるのか、また現在のところ、医師獲得に對して、自信のほどはどれほどあるのか、この医療問題も少子化につながると思いますので、町長のお考えをお聞かせいただいたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 16番議員さんの御質問にお答えをしたいと思っておりますが、少子化対策ということで、住宅建設あるいは医療対策と2点にわたりましての御質問でございましたが、少子化対策、定住対策にも通じるわけでありますけれども、午前中、他の議員さんの御質問にもお答えをいたしておりますけれども、この定住対策、あるいは少子化対策、本当にこれだという、本町で考えたときに、1点に絞って考えるという内容のものは、非常に難しいわけであります。その中で、御提言がございました住宅の建設でありますけれども、そういうこともあって、御承知のとおり、旧来から津和野地区には、ああした制度を取り入れた若者向けの住宅を年次計画によって建設をさせていただいておりますし、また日原地区におきましては、特に民間の皆さんのお力を借りて、そしてこれまた若い人たちが住まいができる、そういう住宅の確保に、お互いに努めてきているわけであります。

今後におきましても、そうした面で非常に重要な事項でございますので、住宅の確保については、行政が直接かかわるものと、そして民間の皆さん方のお力を借りて実現するものと、両面大切に取上げていかなければいけないと、このように考えておるわけであります。

その上で、さらに住宅だけでなくして、午前中もお答えしましたように、他の環境整備であるとか、あるいは産業の振興であるとかいったことにも取り組んで、両々相まって、少しでも定住につながる、そのことが、若者の定住が、ひいてはこの少子化対策にもつながっていくということにしたいと、このように考えておるところでございます。

それから、医療の関係で、やはり小児科の先生が引き上げということで、院内分娩ができなくなったということで、午前中もお話ございました。本当に医師不足は難しい問題でございます。今、この医師不足の問題を解消していくということは、一人どこかの町や村だけでこれを実現していくということは、本当に至難な状況になっております。

医師を確保するという、どこから生み出してくるかということでございますけれども、まさに、乾いたタオルを絞るような状況でありますし、私ども随分いろんな場で発言もして、要請もしておりますけれども、これまた、豆腐にくぎを打ちつけるような状況のものでありまして、なかなか思うに任せない面があるわけではありますが、ただ、データから申しまして、厚生連傘下の病院につきましては、ああして外科

が引き上げになり、そして小児科が引き上げになりという状況、その前に整形が引き上げになるということがありましたけども、外科については、申し上げておりますように、私ども県の方にも何回か要望に行っておりますが、もう外科医が不足する中で、それぞれの病院に外科医を配置するということは難しいと。県の医療政策の中でも、もう考えてないんだと。この益田圏域の医療圏域においては、益田日赤をそうした核として高度な外科治療には当たるんだというのが、県の医療計画の中で、方針が打ち出されておりました、したがって、従来のような形で、それぞれの病院に外科医を配置するということは、まずないというふうに理解してほしいということでございました。

それから、整形については、外科もない、整形もない、したがって救急も受けられないというふうな状況が生まれてもならないということで、当時の状況では、県とすれば、何としても、若干時間はかかるかもしれないけども、整形については、津和野には配置をしなきゃいけないと思っていると。そのために努力をしたいということをお聞きしておるわけでありまして、そのことに期待をして、現時点はおるわけですけども、ただ、最近の情勢というのは、非常に厳しくなっておりまして、益田の医師会病院が、ここが整形の非常に先生方もいら

っしゃって、治療に当たっていたわけでありまして、これが相次いで大学の方に引き上げになったと。これは山口大学からの系列でありますけれども、そういうことで、医師会病院自体が、従来のような診療対応がとれないということがごく最近起こってきております。そういうことから見ると、非常に厳しくなっておるというふうには考えておりますけれども、しかし、厳しいと言いながらも、私どもの立場とすれば、引き続いて県を初め、関係機関に要望していかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、小児科につきましても、これまた小児科だけにとどまらず、津和野の場合には、産婦人科とのかかわりが出てきておるわけですし、午前中も御質疑がありましたけれども、4月から院内分娩ができないというのは、小児科の先生が4月から不在になるので、できないということでもあります。したがって、小児科そのこと自体と、そして院内分娩を視野に入れた産婦人科の対応の面から見ても、この小児科というのは、非常に大事な専門科目になるわけでありまして、

これにつきましても、県はそうしたことを踏まえて、必要であろうと。必要であるということは重々認識をしておられまして、外科医のような形で、もうそれは、益田日赤なら益田日赤が中核であるので、

もう他の病院にそういう専門医を配置することはないんだというような計画ではないわけでありまして、問題は、その医師をどうして確保していくかということにはなってくるわけでありまして、私どもは、小児科対策と、そして産婦人科対策をあわせて整形と同じように、引き続いて県初め、関係機関に強く要望してまいりたいと、このように考えておるわけでありまして。そうしたことを実現させることによって、若い人が定住をされ、そのことがまた少子化の対応にもつながっていくというふうに考えておりますので、頑張ってもらいたいというふうには思っておりますが、現状としては非常に厳しい状況にあるということでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 先ほどの返答で、大変難しいのは、我々も御理解しますが、現時点で、町長、どれぐらいの自信がおりになるのか、この前も厚生連の話の中で、同僚議員が厚生連はどれだけの自信があるのかというような、質問の中で50%ぐらいじゃないかというふうな考えがある中で、やはり厚生連もそのときの答弁では、やはり町長談というふうな感もありましたので、現時点、町長、どのぐらいの自信のほどがあるのか、その点をもう一言。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 非常に難しい問題でありますけども、自信のほどと言われますと、ゼロから100%でございます。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） なかなかはっきり町長の自信のほどを、何々だということはなかなか難しいというのを大変理解いたします。医師不足の問題については、町民にとって一番の関心を持っております。特に整形外科医の獲得につきましては、緊急医療に対応するためにも必要であるというように思いますので、町民の安心・安全を守るためにも、一日も早く医師の獲得に御尽力をいただきたい。これが少子化問題の解決にもつながることだと私は考えております。

それでは、次の質問ですが、2番目としまして、稲作生産実施計画についてお聞きいたします。

4点ほど上げておりますが、平成19年度の水稻の作付面積配分が先月決定をしましたが、今年度の配分について、農家の方は、大変驚いておられます。昨年までは耕作面積が同一であったんですが、今年度からは耕作面積に応じて4段階の作付面積に配分がなっております。農家で一番作物をつくっている農家というのは、やはり2段階目

の10アール以上、2町6反の間にほとんどの農家の方が枠に入っているわけです。その方については、この4段階の中で一番厳しい減反割合としまして、45%になる。大変な、農家の、驚いておりますが、そういった4段階にした根拠等お聞きいたします。

2番目に、日原地区と津和野地区の作付の割合です、昨年私も一般質問で述べましたが、昨年は津和野地区と日原地区では減反の率が違っていたということで、ことしはそういった点、改めて同じ町村ですので、同じ割合になったのかどうかをお聞きいたします。

3番目に、今国会で格差社会の問題がいろいろ議論されております。ことしの作付の配分では、ゼロ%から45%という幅広い作付減反面積がありますが、そういったことで集落と集落の格差がますます広がるのではないかとというように懸念しておりますが、この格差社会をなくすためにはどうとらえて、その問題をどうとらえているのか、3番目にお聞きいたします。

4番目としまして、平成20年度の作付配分は、津和野町に合った配分を検討すべきと、来年以降の作付配分についてですが、検討すべきと私は考えています。当町には、ヘルシー元気米というブランド米を生産している地域であります。町長の施政方針の中でも、ヘルシー

元気米については、当町では、19年度について、13ヘクタールふやしていくと、作付面積をふやしていくというようなことを計画に上げておりました。ことしの配分では、逆にヘルシー元気米の作付面積は減少していくのではないかと考えています。一番ヘルシー元気米をつくっている農家に対して、45%の減反割合があります。そういったことを考えると、昨年よりヘルシー元気米の作付面積が減るんじゃないかと心配しておりますが、今ブランド化になりつつあるこのヘルシー元気米を伸ばしていくためにも、作付面積を来年以降、ふやしていかななくてはならない。その意味でも、配分計画というのは、津和野町に合った配分計画というのを強く町も主張していただいて、ことしの配分のやり方について、最終的にはどういったことで決定されたかという中で、一言益田が計画している方式に津和野町も合わせたんだというような御回答もありました。私はやはり、益田地区と津和野地区では地域が違う、そういう中で、1農協で統一するのではなく、やはり地域に合った作付配分の何を検討すべきと考えておりますが、その点を最後にお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、4点の御質問がございまし

たので、回答申し上げます。

まずもって、このたびの従来とは大きく変わりました作付面積配分の通知がおくれたことによりまして、皆さんにまた御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げたいと思います。

御承知のように、米政策の改革につきましては、平成14年に策定されました米政策改革大綱に沿って、平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿を実現すべく、その取り組みを進めているところであります。このうち、米の需給調整については、平成19年度からは農業者、農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行することが経営所得安定対策等実施要綱において決定されているところであります。

具体的に申し上げますと、平成18年産までは市町村長からすべての農業者へ生産目標数量及び作付目標面積を配分しておりましたが、平成19年産からは市町村から米の需給量に関する情報を地域協議会に提供いたしまして、地域協議会において生産目標配分の一般ルールについて設定した後、生産調整方針作成者、JAでございますけども、そのルールに即してみずから算定方式を決定の上、配分する方式へと変わったわけでございます。

したがいまして、この管内で申し上げますと、西いわみ管内、現在旧市町村単位にあるわけでございますけれども、ここにある7つの地域協議会は、解散をいたします。そして、新たに西いわみ水田農業推進協議会が発足するわけでございますけれども、本来ですと、新しい協議会でもって19年の作付目標面積等の配分もするわけございましたけれども、若干その辺おくれておりまして、現時点では、便宜的にと申し上げますようか、現在あります地域協議会で配分方法をそれぞれ決定していただいて配分したというような経緯になっているところでございます。

御質問にありました4段階になったという経緯でございますけれども、根拠といたしますか、これまでの経緯といたしますと、まず西いわみ水田農業推進協議会を設立するに当たりまして、農協、それから市町、それから農業共済組合、それから農政事務所、それから島根県の事務担当者レベルで昨年の9月から6回の協議をしたところでございます。この中で、各市町村、先ほど議員さん申されましたように、それぞれの単位でルールが違っております。そういったものをいろいろ協議する中で、また今は担い手という問題がございます。そういった国の政策的なものも含めた担い手への配慮について、いろいろ検討、

協議をしたという経過がございます。そういった中で、この4段階による配分ルールの方針が出されてきたところでもあります。

最終的には、それが益田市方式に、先ほど申し上げましたように、なったという経緯はありますけども、いろいろそういうのも含めて検討したという経過がございます。

そして、さらに、11月にまず各、今の関係機関の部課長によりまず設立準備検討会というのに諮ったところがございます。そして、さらに1月になりまして、農業者、それから農業委員会、それぞれの代表の方をお集まりいただいて、設立準備会において御承認をいただいていたところがございます。

それで、根拠となります2.6ヘクタールというのが、これは品目横断的経営安定対策という加入要件という一つの数字でもっての判断というふうに聞いておるところでございます。そういったところで、結果的には大変厳しい状況になったところがございます。

したがいまして、現在、当町内にあります、先ほど申し上げましたように、日原町水田農業推進協議会、それから津和野町水田農業推進協議会において、これらの経過を踏まえまして、同様の決定がされたところでもありますので、御理解の上、御協力を賜りますように、よろ

しくお願いを申し上げたいと思います。

それから、2点目でございますが、日原地区と津和野地区の作付配分は同じなのかということでございましたけども、先ほど申し上げましたように、19年産からは西いわみ管内統一した配分ルールでということにしております。そういったことでございますけども、数量につきましては、津和野町に配分されました数量を、日原地区、津和野地区の水田面積に応じてまず配分をいたしまして、配分量を決定しております。また、目標数量、目標面積に換算する際に用います配分基準単収というのがございますけども、これも統一いたしまして、今年産からは旧市町村ごとに水稻共済基準単収を用いて算定するというふうになったところでございます。これは、去年は、これをこの数値でなしに、国が示す、統計で示す数値を使ったというような経緯もございます。それをこのたびは、水稻共済基準単収を用いて算定という方向に変わったところでございます。

そういったことで、水田農業推進協議会から農家の皆さんに配分するルールは、ルールとしては、日原地区、津和野地区とも同一でありますけども、先ほど申し上げました配分基準単収が違ってくる関係で、日原地区と津和野地区とでは違うことがございます。それとま

た、地区内の農業者の水田経営面積の違いも出てまいりますので、配分率については、それぞれにおいて若干違ってくるところが出てきたところでございます。

それから、3点目の関係でございますけども、集落の格差の関係でございます。本年の作付目標面積の配分ルール決定の経緯については、前段で御説明申し上げましたが、これらは地域の農業を支える担い手を育て、支援していくことや、零細な農家へ配慮すること等、総合的に考慮した中で決定されたものと理解しておりますし、また御理解もいただきたいと思っております。

そのような中で、議員御指摘の集落間の格差についての御質問であります。特に津和野地区においては、従来の一律配分から、一気に経営規模に応じた4段階配分に移行したため、一部地域と申しますか、大規模農家の多い地域や、農事組合法人でもって農地の利用集積を図り、経営をしている地域とそうでない地域においての差が出てきているとも思っております。

しかし、今後の水田農業を考えた場合、また国の支援に乗れる規模となる強い農業、農村づくりを進めるためには、西いわみ全体で考えた場合、やむを得ないことであったと理解をしているところでござい

ます。

幸いにして、当町には多くの農事組合法人や集落営農組織もあり、また現在あります担い手育成総合支援協議会及び4月から設置を予定しております農業担い手支援センター等を中心に、認定農業者及び集落営農組織を支援、育成していくこととしておりますので、今後は一定の条件を備え、かつ一定の経営規模を持つ集落営農組織を育成していくことで、できる限り多くの農業者が国の制度の対象となり得るような取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。そうすることによりまして、議員御指摘の集落間の差もなくなってくるという、すべてとは申し上げませんが、既にそういった農地の集積というようなことが各地区で進みつつあるところでございます。

また、米の生産調整の推進とあわせまして、国から交付される産地づくり交付金を有効活用していただきまして、水田を活用した作物の産地づくりにも取り組んでいきたいと考えておるところでございますので、引き続き地域のリーダーとして、先頭に立って御指導いただきたいと思っております。

それから、4点目でございます。平成20年の作付配分についてでございますけれども、前段でも申し上げましたように、平成19年産か

らは農業者の配分方法については、まず地域協議会において生産目標配分の一般ルールについて設定した後に、生産方式、作成者 J A 等が農業者に配分をするというような方法で今やっているところでございますけども、平成 20 年の配分についても、同様に行われる予定となっております。19 年 4 月から新たに発足する協議会においては、配分の一般ルールについて、同様にやられるわけなんですけれども、この協議会については、今から設立するわけでございますけども、構成員といたしましては、J A、それから市町村、それから土地改良区、それから農業委員会、それから農業共済組合、水稻生産者組合代表、それから農業者代表、それから消費者団体及び実務者代表等を予定しております、農業者と農業者団体が主体的に需給調整できるようなシステムになるよう体制の整備をしているところであります。

当然、町もこの構成員でございますので、協議会に参加してまいりますので、会議において、ことしのこういう調整について、目標がうまく達成できないようであれば、当然見直し等もしていかなければならないと思っておりますので、そういった中で、意見を求めていきたいと思っておりますのでございます。

それから、議員のありましたヘルシー米への関係でございますけど

も、確かにことし、19年度は13ヘクタールふやしていこうという
ような計画を持っております。これらについても、どういう経過にな
るかわかりませんが、今の感触とすれば、これによって大きく
影響することは私はないと思っておりますし、ヘルシー米について
も、この配分に当たっては、ある程度の配慮もした配分となっております
ので、それよりはある程度、今ある集落営農なり法人なりでの集
積を進める中で進めていく方が成果が上がるのではないかなと思っ
ているところでございます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 先ほどの回答であります。ヘル
シー元気米の作付については、従来と余り影響はないというような御
回答でありましたが、私はそんなことはない。私の集落も90%ぐ
らいのヘルシー元気米やっていますが、小さな集落ですが、私の集落で
さえ、1ヘクタール近い減反がふえました。そういった中で、やはり
町全体といたら、やっぱり必ず目について減ってくるんだというよ
うに考えてます。ですので、やはり来年以降の配分については、いろ
んな関係機関が集まっておりますが、やはり生産者の意見を十分聞い

て慎重に配分方式で検討していただきたいというように考えております。

それでは、最後の質問ですが、地籍調査について伺いをいたします。

昨年集落に対しまして、町から地籍調査について、事業の内容、今後の事業推進の方針等、聞いてまいりましたが、その中で、協力体制のある集落は、地籍調査の申し込みを早く出すようにというような要請がありました。その後、そういった集落はどの程度手を挙げたのか。また20年以降の地籍調査について、いつ選定し、決定されるのか、お聞きします。

2番目に、集落の選定は、当たっては、集落の選定に当たっては、公平でなくてはならないというように思っておりますが、どのような構成員で行うのか、私は平成19年度に計画して実行する予定の集落があります。その平成19年度の終わった集落の隣から引き続き事業推進をしていく方が事業の推進に当たっては、効率がいいんじゃないかというように考えておりますが、その点をお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） 地籍調査についてですが、2点御

質問ございますので、御回答申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、何をもって申し込みと見るかということではありますが、地籍調査事業実施組合を立ち上げて、報告を受けているところが現在7自治会あります。この7自治会につきましては、地籍調査の説明会も実施をされているところでもあります。実施組合を設立されているので、実施の意向があり、申し込みをされたと解釈しているところでもあります。ちなみに、現在までに地籍調査事業説明会に出かけた自治会は10自治会と、2連合自治会となっております。木部連合自治会と津和野町連合自治会、町部の連合自治会であったと思います。

日原地域につきましては、短期的、長期的な計画がある程度なされているので、高齢化や緊急なことも考慮しながらも、今後はおおむねその計画に基づいて実施をしていこうと考えております。

津和野地域は、実施の順番がまだ定まっていませんので、大変に関心が高く、地域においていろいろと話し合いがなされているとお聞きしているところでもあります。自治会の選定につきましては、本年5月に予定をしています地籍調査事業津和野地域連絡会議で検討いたし、津和野町地籍調査事業推進協議会において決定をしてまいりたい

と考えております。

2点目の件でございますが、このことにつきましては、大変に重要なことでもありますので、昨年の地籍調査事業津和野地域連絡会議、津和野町地籍調査事業協議会において、委員の皆さんにも推進のお願いをいたしましたところであります。しかしながら、委員の皆さんも努力はされていますが、全地区の意向を図ることは困難でありますので、嘱託員会議におきましても、町の方からお知らせをしているところであります。

最終的には、地籍調査事業津和野地域連絡会議において、おおむねの決定をすることになりますので、この3月には津和野地域の自治会等に対し、地籍調査事業ができる体制もあり、希望があれば、委員の方に連絡されるような文書をもってお願いしたいと考えております。

選定につきましては、以前の会議においても、お答えしていますように、次のような考えで実施してまいりたいと考えています。

一つ目は、自治会での協力体制が得られるか。2つ目、大字地区での実施は得られるか。3つ目、高齢化率はどのぐらいか。4つ目、その他諸事情ということで、以上の4点を基本にし、地籍調査事業津和野地域連絡会議におきまして、検討、審議、決定をし、その後、津和

野町地籍調査事業推進協議会に諮り、決定をしてまいりたいと考えております。

議員がおっしゃいましたように、今現在は木部地区を実施しております。その引き続きのところが効率がいいんじゃないかと、こういうことの御発言でございましたが、そのこともいろいろと検討もしながら、最終的には以上のようなことでやっていきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 地籍調査については、どこの集落についても、やはり希望が出ていない集落に行っても、一日も早くやってほしいと。本当、町民が一番関心を持っております。そういった決定を今年度5月に図る予定でございますので、慎重に、後から不満が出ないように、公正に順序を決めていただきたいというように考えております。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、16番、村上英喜君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序4、8番、原秀君。原君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、通告をいたしました件について質問をいたしますので、執行部の方の御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、最初に、医療体制ということで、先ほど同僚議員等も質問されておりましたけれども、私の方は県の医療提供体制の整備について、若干お聞きをしたいと、このように思っているわけでございます。

幸い、中島町長においては、県の医療支援協議会のメンバーでありますので、大方の県の方針は御承知のとおりと、このように思っております。

そこで、まず医師確保並びに地域医療の連携についてをお伺いをしていきたいと思っております。

先ほど来、医師が不足していると、このような問題を取り上げておられましたけれども、全国的に見ますと、本当に医師不足かという、そうでもないようで、医師国家試験の合格者は、約8,000人、リタイアの医師が、やめていかれる医師が4,000人、1年間で増加する医師数は4,000人ということで言われております。これは平成

16年12月の調査の結果ということでございますけれども、全国では27万人の医師、また県内においても、1,895人の医師がおりと。こういうふうなことでございます。ただ、この医師と言われても、医師、歯科医師、薬剤師とか全部を含めての話でございます。ということで、人口10万人当たりでは、全国平均が212人、島根県においては、253人というふうな数値で全国でいきますと、第9位という、こういう位置づけでございます。これはあくまでも人口10万人当たりの数値であります。実数でいきますと、松江圏域、出雲圏域、ここに集中しているわけでございますが、益田圏域においては約151というふうな数字が出ているようでございます。県内の医師の数は全国平均を上回っているものの離島、中山間地においては依然医師不足と、特に先ほど等お話がございました産科、小児科という特定の診療科における医師不足は依然と続いているということで県は平成4年より各種の取り組みもなされてきましたけれども、その中でも平成4年から始まりました僻地勤務医師の確保協議会等々設置されました平成7年には地域の中核的病院また診療所等が曜日を変えて交代するシステムをつくっていくと、また、平成10年からは防災ヘリを使ったドクターヘリこれの本格運用を開始をされていると等々されてお

りますけれども、残念ながら、平成16年度からの医療改革によりまして初期臨床研修の必修化の影響を受けてこれから後、島根県では大幅に医師不足が増加してきたこういうふうな状況でございます。

そこで、県はまた新たな対策とされまして即戦力となる医師を確保するこういうことを受けまして医師確保対策室ですか、なるものを設置されまして医師を呼ぶ、育てる、助けるとこの3本柱で総合的に地域医療をしていくんだとこういうふうに18年昨年ですか、そのようにされているようでございますけれども、スタッフ7名のうちで18年度中に大体全国駆け巡られまして5名の医師を確保された、このようにも聞いておるところでございます。

そこで、県で確保された医師がこの当地に呼ぶことが本当にできるのかどうか。ただ、これはあくまでも東部の県中央病院また公立診療所等に配置されてこちらにはほとんど影響がないのではないかとこのように思うわけでございます。それだと地域医療の連携については医師の数または医療施設等が先ほど言いましたように、県東部で集中したために中央病院、大学の附属病院等で300床以上ある総合病院がすべて東部に点在していると、依然離島、中間地域での医療提供が課題とされているにもかかわらず県としてのこれまでいろんな取り組み

をした結果、医療体制の整備目標はもう完結しているんだというふうなとらえ方を私は若干してきたわけですけども、それはなぜかと言いますと、県が言われているいずれの地域においても1時間以内で適切な医療が受けられる整備ができています、また、入院が目的の2次医療圏の入院率も約80%要するにこれでもう完結しているんだ、これから将来に向けては圏域を超えた連携で医療を提供できる態勢を確保していくこのようにも言われております。ただ、圏域で言われますけれども、2次医療の圏域のシステムを見ていきますと、出雲、松江、浜田この間の2次医療の連携この中には既にこの益田圏域は入っておりません。ということになりますと、2次医療圏同士の枠組みで体制を図って確保していくんだ、適切な医療を提供するようにするんだと言われてもこの益田圏域は既にその枠組み以外でございます。ということで、一昨日ですか、新聞報道等によりましてこの益田圏については緊急受け入れが将来的にはこれから難しくなってくる、これはもう県外との医療提携を進めていく以外ないんじゃないかということをおっしゃっております。この2次医療圏につきましても、3次医療なら特別な、特定の疾病による病院と言えば県外以外に頼る道はないんですけれども、既に2次医療圏から外れているこの益田圏域は特に県外

との医療だ、県外との連携が必要になってくる、このように思うわけですが、町としてはどのようにお考えであるかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 8番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、既にいろいろと他の議員さんからも御質問があり、また、お答えをいたしておりますけれども、非常に医師不足から医療体制の確保ということが難しい状況になっておるわけでありまして、お話がありますように、県におきましては、医療圏域を定めまして1次、2次、3次医療に対応するための医療体制を整えてまいっておるわけでございますが、しかし、昨今におきましては極端な医師不足によりましてそういう既に定めてある圏域での医療体制の維持が難しくなってきたおるといふ御指摘のような状況が起こっておるわけでありまして。特に先ほど申しましたように、益田医療圏域におきましてはその中核であります益田日赤あるいは医師会病院これらの医師不足が顕著となっております、当地域の医療の確保というのは本当に厳しい状況になっておるわけでありまして。そういう状況の中でございまして、まずはそうは言いながらも医師の確保ということで努力をしてま

いらなきゃならないわけでありませぬけれども、お話がありましたように、私どもはこういう厳しい状況を踏まえて個々の自治体を中心にして医師確保に向かって汗を流すということではなくして、県はもちろんあつた新しい医療対策のための機構を設けて取り組みはしておられますけれども、今ひとつ力を発揮をしていただいて、言うなら県立中央病院あたりは県の病院でありまして、言うならそこに働いておる人々というのは県の職員でもあるわけでありませぬので、もう少しひとつ県自体がそうした医療機関との連携を密にされて現状で県内の医師配分を私どもはぜひともしていただきたいというふうに思っておるわけでありませぬが、これも先ほどから申しておりますように、私どもの思いと受けとめる方の思いかなり格差がありまして、そう簡単にいくわけではありませぬけれども、とにかく全国的に都市部に医師が集中をされてこの田舎が医師不足といったように県内だけ見てもお話があつたように、東部に医師が集中して西部に医師がいないということでありませぬので、少なくとも全国的なことは国の政策にも待つところが多いわけですけれども、県内においては先ほど申しましたような形で今ひとつ県が力を発揮していただきたいなとこのように思っておるわけでありませぬ。そういう状況の中でありませぬ。今後のことでありませぬ

けれども、やはり地域医療の連携ということ非常に大事になってくるだろうというふうに思っておるわけであります。そうなりますと、救急対応であるとか、あるいは専門医対応であるとか、それから施設医院の協力による対応こうしたこともろもろのを考えて関係機関あるいは施設が十分な連携をとって補いあっていくということが当面何よりも大切ではなかろうかなという気がいたしております、今までそのようなことを申し上げてきておるんでありますけれども、さらに私どもとしては地域の実態を踏まえてそういうことを県をはじめ関係機関に強くひとつ意見を述べてまいりたいなとこのように考えておるわけであります。この昨今の状況等につきましては、せっかくの機会でございますので、担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、医療体制のことでございますが、医師確保につきましては、大方を町長御回答いただいたものといたしまして、地域連携のことにつきまして若干触れておきたいというふうに考えております。島根県は御存知のとおり、東西に細長く、人口は東部の市部に点在しております。医療施設、医師数とも東

部に集中していることは御存知のとおりでございます。このような現実の中で圏域の医療体系の再編について益田保健所を中心に検討が進められているところであります。県境を接する県西部の市町は東部の医療圏とは逆に患者の流出の割合が非常に多くなっていることが従来より指摘されているところでございます。このことから島根県では新たな医療計画において医療連携体制の基本的構想の中で患者を中心とした医療連携体制を構想を新たにする、また、主要な疾病ごとに柔軟な医療連携体制を構想する。病院規模でなく医療機能を重視した医療連携体制を構想するとして圏域を超えた医療連携による完結の検討が始められているところでございます。これらは現状の医師不足時代に対応しての医療提供とされておりますが、2次圏域を超えた連携で県外医療機関との連携を模索するものでもございます。事実上県境にある町として他県との医療連携を視野に入れ、相互の地域医療体制の整備も必要であると現状を勘案した場合、考えられますけれども、このことが県境山間地域における医師不足の抜本的解消に影響を及ぼさないよう留意しながら引き続き医療体制の充実に努力していきたいというふうに考えているところでございます。具体的な回答にはならないかも知れませんが、現時点で状況の確定した回答が難しくあり

ますので、御理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、医師確保について一、二点ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、先ほど言いましたように、県としては、もう既に医師不足を直ちに解消することは困難だとかこういうふうにも聞こえてくるわけなんです、県のやり方は。ということで、今前段で言いました医師確保対策室が全国を駆け巡って医師を5名確保したんだと恐らく自治医大出身の僻地対応に対する医師だろうと思うんですけれども、その医師の確保はそういうふうに県が進めた部分は現実的に当津和野町病院に派遣される可能性があるのかどうか、この点。

それと、もう1点、県と要するに大学の医局ですね。当津和野町病院は医局による医師派遣が主流でございます。こういうことにつきまして津和野町としては県にも派遣のお願い、医局には派遣のお願い、また、当然厚生連も同じような方法でやっておられる、このように思うわけなんですけれども、県が医局との連携が本当にできているのかどうか物すごく不安に思うわけでございます。県は自分とこの中央県立中

央病院、公立診療所とこれだけやっときゃいいんじゃないかとかいうふうな姿勢が見え隠れするような気がするわけですがけれども、その辺は町長どのようにお考えでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 医師確保の関係でございませぬけども、先ほどからお話もありますように、県はこういう事態をかんがみまして、対策室を特に医療対策課の中に内室として設置をしましてその対策にあたっておるといふことで、その努力については私どもも敬意を表したいといふふうに思っておるわけでありませぬが、そうした中で津和野町がどう考えるかということになりますと、やはり従来からの経緯で大学特に島根大学の医学部でございませぬけども、これのやっぱし協力なくしては医師の確保は私は難しいといふふうに考えております。県自体がああして全国的に赤ひげバンク等を設置をして努力はしておりますけれども、そうは言っても顕著な状況がまだ見えておるといふわけでもございませぬし、どうしても大学を中心にした協力要請をしていかざるを得ないといふふうに思っておりますし、幸いに今日までは津和野の場合は大学との言うなら長い間の連携が保たれてきたといふ経緯もありまして比較的好意的に対応していただいてまいったとい

うことをこれは事実でありますけれども、医局自体がやれなくなったので今日の状態が生まれておるということで決して旧来の連携というものが断たれたというそういうことではないわけでありますので、私どもは広くもちろん医師を求めてまいらにやなりませんけれども、基本とするのはやはり島根大学の医学部というふうに考えておるわけがあります。

それから、県とそういう状況の中で大学医局との連携がいったいどうなのかということですが、御指摘のような面がなきにしもあらずというふうには思いますが、私どもの口からそのことについてとやかく現時点で申し上げることはひとつ控えさせていただきたいなというふうに思っております。県も一生懸命になっておられるということはこれは間違いのないわけでございます。

それで、今ひとつ、医療対策会議の中でもいつか申し上げたと思うんですけれども、非常にごく最近になって変わってきたのが、旧来は各科目にわたってどこの圏域のどの医療機関にどういう科目の医師が不足しておる、それに対してどういう要望が出ておるといのが全体の資料の中に出てきて議論をしておったわけです。ところが、今年度に入りましてからそういう会議の持ち方がごろっと変わって、もう外

科とか、先ほど話が出ました整形であるとか、小児科であるとかいった専門医はその会議の中ではもう議論しない、内科医の確保、配分についての議論をやるように、これは県が主催する会議でありますけれども、県自体がもう専門医はもう別枠において、話の別枠において内科医中心に会議を持つというふうに変わってきております。それほど厳しい情勢であるということ同時に重ねて申し上げるようでありますけれども、そういう状況だからなお専門分野についても県は十分会議は別としても医局と連絡をとってそして本当に地域の医療を考えてほしいというふうに思っておるわけであります。十分お答えにならないかも知れません。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） なかなか県に対して町長としては言いにくい、これもわかるわけでございますけども、同じ県民ましてや津和野町共存病院の存続が危ぶまれる、こういう状況でありますので、県を交えて、県を巻き込んで大学の医局に対して医師派遣をしていくと、このようなお気持ちでやっておられることは重々わかっておりますけれども、ここで私もまた声を大にしてその方向で進んでほしいとこのように思います。ここで中島町長は医師を呼んできた

とこういうようになりますと未来永劫に名前が残っていくこのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、福祉についてお伺いをいたしたいとこのように思っております。この件につきまして、まず高齢者等の配食サービス事業につきましては、昨年の6月議会に質問した事項でございます。その点について再度お伺いをしていきたい、このように思っておるわけでございます。

まず、経費については約110余万円程度の節減になる予定で調理委託業者を決めたということでございましたけれども、予定どおりになってきたのかどうかをまずお伺いをしたい。

その次のアンケート調査でございますけれども、在宅の援護を必要とする高齢者に対して自立と生活質を確保して栄養管理でアンケート調査を実施するということでありましたが、どのようになったかをお伺いをしたいとこのように思っております。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、高齢者等配食サービスについてお答えを申し上げます。

さきにお答えをいたしておりますが、17年度の配食サービスの委

託料につきましては、663万2,000円でありまして18年度につきましては今当初予算ベースで548万4,620円ということでお答えをさせていただいたところでございます。まだ、若干の精算を待たないと詳細な金額は未定でございますけれども、114万7,000円強の節減を予定をいたしているところでございます。

それから、アンケート調査の結果でございますけれども、アンケート調査につきましては、昨年の7月に実施いたしました。115人を対象にさせていただきまして73人、約63%の回答をいただいたところでございます。項目につきましては8項目でございます。まず、お弁当はおいしいですかという質問でございますけれども、これが圧倒的に多いというわけじゃございませんが、「はい」というお答えが52%、「いいえ」が36%でございました。

2番目のお弁当の量はちょうどよいですかという質問ですが、これに対しては「多い」というお答えが64%とかなり高い数値を示したところでございます。

次に、3番目に中身でございますが、これも個別の御意見ありますけれども、このままでよいという御意見が64%と圧倒的に多いものでございました。食事について、朝食、昼食、夕食どちらがいいかと

いう質問の設定でございますが、夕食が77%、昼食が2%とその他がありますけれども、夕食の方が圧倒的に多いという結果でございます。

5番目に回数は週に何回を希望されますか、これにつきましては、2回という方が44%で一番多く、次に1回22%ということでございます。

6番目として配達の日曜日はいつがよいですかということですが、月曜日というお答えが38%、金曜日というのが37%ありまして月曜日と金曜日というような曜日が高い数字を示しております。

7番目に、盆、正月も利用したいですかということですが、「はい」というのが44%、「いいえ」が36%でございます。これもちょっと検討してみないといけないなというふうに考えておるところでございます。

8番目に利用料金、現在400円、実際は800円でございますが400円の徴収をさしていただいておりますけれども、金額につきましては「普通である」というお答えが64%、「高い」というお答えの方が8%、「安い」が5%ございました。後は100%にももちろん達していませんけれども、その他の回答は省略させていただきます。

おります。こうした状況でございましたが、今後の配食サービスにつきましては、この配食サービス自体自立を目指す配食を念頭に健康状態にあわせたメニューの検討やおかずのみの配食に応じることができるとか、安くておいしく健康の保てる配食を目指してまいりたいと内部ではさらに検討を進めているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） アンケート結果についてはおおむね良好というふうにとらえてよろしいかと思えますけれども、それについては省きまして、次の質問にいきたいと思っております。

環境についてでごみ収集業務の委託並びに収集方法の見直しということで、これも昨年同じように時期に質問した事項のこの結果についてどうだったかということをお聞きしたいと思います。その後の経過はどうなっているかということで、まず昨年質問させていただきました津和野地域の粗大ごみについては袋に入らない場合は処理券で対応していったと、日原地域については無料で収集しているという状況でございましたけれども、行政改革大綱にもこの問題は随時検討をしていく、昨年の回答も検討して統一化図って検討していくんだというふうな御回答であったと思えますけれども、その後どのように

なっているか。この辺をお伺いをしたい。特に収集の統一化というのは経費の削減にもつながるし、また、ごみの減少にもつながっていくんだとこういうふうな私はとらえ方をしておるわけでございますけれども、それについてどのように対応されているかもあわせてお聞きをしたい、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） お答えします。

ごみの収集方法については事務事業の見直しの中でごみの減量に向けての取り組みとあわせて検討しているところでございます。特に粗大ごみの収集では、日原地域においては指定袋がなく無料で収集を行っており、大きいものについては自己搬入となっております。また、津和野地域においては、指定袋に入る不燃物のみを収集粗大ごみとし、それ以外は1枚500円の処理券を購入して不燃物集積施設へ自己搬入となっており、負担に公平を欠いているのが実情であります。

最近では、日原地域で処理券を利用する方もふえておりますが、特に高齢化が進む中、集積施設へ自分で搬入することのできない方への対策として、早い時期に集積方法の統一が必要であると考えております。今後郡不燃物処理組合を含めて郡内2町での収集方法の見直しや

有料化についても検討されてまいりたいと考えております。なかなかまだ結論の方向としてはまだ定まって実際おりません。郡内での話もちよっと進めておりますが、収集方法の統一化ということで特に津和野地区の場合、例えばこういう粗大ごみを各戸でもしか収集して、した場合については、やはり景観面やあるいは家の前に出されたものについていろいろトラブルも発生しやすいということもありまして、それをやはり日原方式のステーション化方式に持っていった方がいいんじゃないかという方法も考えております。また、特にこういう関係になりますと、費用がやはりかさみますので、これにも書いてありますように有料化の方向まだいろいろな方面で検討さしていただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） この件は本当随時検討していくというふうなことになっているこのように思うわけですが、既に来年度のごみ収集のカレンダー等が印刷されて各戸に配付されている状況だろうと思うんですけれども、こういうことになりますと、やはり途中で検討ちゅうのは無理なんだろうと19年度は既に方針決めているからこのとおりやるんだとこういうことでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） やはり内部そのほかいろいろな方面の御意見はお聞きしなければなりません、現在ではなかなか途中での収集方法の見直しというのはちょっと難しいんじゃないかと考えておりますが、ただ、郡内でのそういう状況もいろいろ見えてきますと途中での方向も考えられるのではないかと考えております。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 検討ですので、随時、ただ、予算的には随時というわけにいかないこの辺は理屈はわかるんでありますが、当面予算が決められた範囲内でやらにやいけないということでもありますので、削減また歳入にかかるものはその都度やっていくと、こういうふうに私は思っておるわけでございますけども、その辺に向けての努力もして行っていただきたい、このように思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。教育関係につきまして、学校図書整備費の拡充についてということでございます。この件につきまして平成13年に子供の読書活動の推進に関する法律が成立され、学校の図書に図書館の充実と、こういうことで読書環境の整備等が国や町の責務が完全に明記されたわけでございます。こういう状

況の中で平成14年から18年、この5年間に学校図書館、図書の整備とこういうことで予算化されているようでございます。ただ、15年間のことで既に19年からはまた新たに学校図書館の整備計画こういうことで地方財政措置が決まったようでございます。こういう中におきまして地方交付税で措置されたところと言ってもそれを使う地域には今いろんな事情があるということで、自治体の裁量によるわけでございます。そういうことにおきまして、とにかく図書費をそのまま予算化、また拡充していくこれが未来を担う子供たちのためによりよい読書環境とこういうことにもつながっていくとこういうことで将来の人材育成にもつながる、このように思っているわけでございますけれども、当町の図書整備についての見解をお伺いしたい、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、学校図書整備費の拡充についてのお尋ねでございますので、御回答申し上げます。

学校図書は教師や児童生徒の利用に供する教育課程の展開を支える資料センターとしてあるいはまた児童生徒がみずから学ぶ学習情報センターの機能と、また豊かな感性や情報をはぐくむ読書センターとし

ての機能をあわせ発揮することが求められております。そのような観点から学校図書につきましては、充実とした整備が求められておりますが、本町の現状を申し上げますと、平成18年度の学校教育予算に計上されている図書購入費と今年度の交付税措置されている学校図書費と比較して見ますと、次のようになっております。小学校費におきましては、総額でございますが、町の予算額が75万8,000円、交付税措置額が60万9,000円、中学校費が予算額が38万4,000円、交付税措置額が45万4,000円、合計いたしますと予算額が114万2,000円に対しまして交付税措置額が106万3,000円と以上のとおりで、トータル的には交付税措置以上のものを予算計上して対応しておりますが、今後も厳しい財政状況の中でありましたが、拡充に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

この環境につきましては、それぞれの学校の中に図書を整備しておりますけれども、図書が空欄になってしまったんではいけないという観点からやっぱり大いに活用してほしいということを今後も町内校長会の中では申し上げていきたいと、また、点検もしてまいりたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 予算額に対して交付税額よりは予算計上しているところというふうな御回答でございました。ということで、この津和野町内の小学校何校、中学校何校ということでもありますので、法律いかににかかわらずその学校に対する図書購入費が差があってはならないこのように思っているわけでございます。そういう意味においても将来の人材育成のためにまず投資をしていくんだとこういう気持ちで厳しい財政の中でもこれについては推し進めていくんだとこういう意気込みで図書購入費は予算化していくこのようにやっていくんだという意思を持たれまして学校教育やっていただきたいとこのように思って私の質問は終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で8番、原秀君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で14時35分まで休憩といたします。

午後2時22分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序5、9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 通告に従いまして3点ほど質問をいたします。

まず、第1点は、調和のとれたまちづくりと地域リーダーの育成という非常に長い事項ではありますが、人と自然に恵まれ、温もりのある交流のまちづくりを基本として5つのまちづくりを掲げ、今日まできましたが、財源不足等による枠配分方式による厳しい財政の中で町民への行政サービスに戸惑いがあり、町全体に元気がないと感じるのは私だけでしょうか。

また、福祉においては、国の医療制度改革、両共存病院の経営難による統合等で地域内の格差が生じるのではないかと大変懸念をしております。町長の御所見をお伺いします。

次に、地域の活性化が求められています。それにはまず人づくり、地域リーダーの人材育成からだと思います。地域集落での産業、芸能、文化活動等新たな発想と活動等地域と一体となったリーダーの育成が重要かと考えますが、お伺いいたします。そのためには、地域リ

ーダーの育成と多少は異なりますが、旧日原町では産業後継者派遣事業、農業認定者事業等で各地で研修を重ね、現在では地元で活躍されている数名の方々が地域のリーダー的役割を担っているのは皆さん周知のこととっております。このことから、産業後継者育成基金を積極的に活用して新たな地域産業の事業展開を実施すべきだと考えています。先ほど来から、いろいろお話がありますように、島根定住財団等の指導で島根県では島根田舎ツーリズム体験型交流人口等で各地で活躍をされている町村がございます。この近くでは吉賀町の柿木地域でこの月の24、25ですか、新聞等で出ておりますが、新たな取り組みをされております。そういう中で本町といたしましても、このことにつきまして調和のとれたまちづくりと地域リーダーの育成ということをごぜひとも実現化していただきたい、このことを込めて町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 9番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、調和のとれたまちづくりと地域リーダーの育成ということで3点にわたっての御質問でございましたが、まず、町全体に元気がないとお感じのようであります。由々しきことだとこのように

受けとめておるところでございます。町の財政事情御承知のとおりでありまして、町民の皆さん方に御満足をしていただけるそういう予算づけができない状況にありますことを大変申しわけなく思っておるところでございます。新年度予算も厳しい状況の中での編成でありまして、心苦しいと感じながらもいかんともしがたいのがこの実情であります。私は予算編成にあたって申してまいりましたのは、一つには、第2の夕張市になってはいけないと再建団体に陥ることだけは何としても避けなければならないということ、それから、もう1つは、財源がないので十分な予算措置ができないわけでありまして、だからと言って町民の皆さんにまちづくりへの失望感を与えるようなことがあってはいけないと夢も希望も持てないといったような暗い思いに陥ってもらってはいけないと、いわゆる町民の皆さん方が心に過疎をお持ちになるといったようなことであってはいけないと、したがって、多くの予算づけをすることはできないけれども、しかし、少ない予算づけであっても皆さん方の思いにこたえるすべはあるはずだから、知恵を出して創意工夫を凝らしてほしいとこのように申してまいったわけでありまして、その思いは各課長をはじめ職員も十分受けとめてくれているとこのようには考えておるところでございます。金が

なくても支えあう心があればあるいは差し伸べる温かい手があれば決して希望の火が消えることはないとこのように考えておるところであります。そういう状況の中で、病院の再編といったような問題も起こっておるわけでありまして、これまた病院の再編等によって地域内での格差が生じてくるのではないかとこの御懸念のようでございます。医師不足という異常事態の中でありまして、すべてにわたって同じようにということはなかなか不可能な状況にありますので、お互いに足らざることを補い合っていく以外にはこの事態を乗り切っていくことはできないのではなかろうかなとこのように考えております。病院問題に限って申し上げますと、再編によって医療部分といわゆるこの介護福祉の部分と大きくわかれてくることになろうかと思っておりますけれども、医療あるいは福祉のそれぞれ特色をお互い理解しながらこの両面において町民の皆さん方の生活を守っていかなくやいけないとそれしか道はないとこのように考えておるわけでありまして。もちろん御懸念がありますように、いろんなことによって地域内に格差が生み出されるといったようなことだけはないように努力をしてみられなくやならないとこのようにも考えておるところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

それから、この地域リーダーの育成でございますが、こういう厳しい時代でありますだけに単に行政の力だけですべてを切り抜けていくということにはならないわけでありまして。地域地域でそれぞれの分野でリーダーが生まれてくるのが最も大事であろうかと思っております。そういうことで産業とか、あるいは文化、芸術、芸能そうしたことも含めまして地域地域にリーダーが生まれてくるそのための取り組みを私どもとしても一生懸命考えていかなきゃいけないとこのように考えておるところでございます。

当面の状況、施策等につきましては担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、2番目の質問でございますが、御質問のように、地域社会の安定的に発展をもたらす効果は非常に大きいものがあります。現在、総合振興計画と策定中でありまして、その計画の議論の中心は地域における助け合いをどのように考え、実現していくかという課題であります。助け合いは福祉という合意形成のもとでのリーダー像が必要になってくるのではないかと考えております。しかしながら、地域の実情は微妙に異なり、一面、画一

的なものになり得ないのではないかという疑念も抱いております。集落によりましては、地域特産の生産活動を通じ親子世帯の同居による幅広い結びつきを強めているところもあります。今後はこのように施策の要となる社会的条件を整えることを前提とする制度の適用が必要と思われませんが、一方では、これらの助け合いのための生涯学習の実践が相乗効果を高めていくものと考えております。過去後継者対策非常に難しい問題でございます。私もこの問題に真正面から向き合っており、取り組んでまいったところではありますが、よくよく過去の状況を見ますと、JAと町とそれからその中核となる人材の三者がお互いに助け合って中核となるべき人材をこれまで発掘してきたように思うんですが、たまたま林業等におきまして、せっかく後継者を育成したとは言え、いわゆる経済構造の変化によってほかの産業への職業転換をせざるを得ないような状況非常に残念なことにこういうような状況があると思われま。

それから、3番目でございます。産業後継者派遣研修制度につきましては、9月議会で議決をいただいた津和野町定住促進条例の制定により制度を設けることにしております。御指摘のとおり、生産活動を基本とする地域の連帯感が何よりも必要であり、地域ぐるみの話し合

いの中からリーダー的人材が誕生することが大事であると考えられます。そのための措置につきましては、農業認定者事業等の活動が発揮されるための基金の弾力的運用が図られるべきであると考えられます。空家対策、自然を生かした林業、農業、滞在型の人口交流など企画につきましては、都市と農村の2居住を可能とする農山漁村の活性化交付金制度の中身を検討しながら、対応しなければならないと考えます。いわゆる定住化、いわゆる団塊の世代等を迎えるためには農業経営を携わりながらこの地域に定住するというような動きが近隣でも活発であります。単なる町の財政難からいろいろ難しい面もありますが、いわゆる民間資金の活用を含めたいわゆる対策を今後は考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 私は特に強く希望いたしますのは、最初にありました元気のないということでございましたが、このことにつきましては、実は元気のないというのはある一部の方の申したことでございますが、その方がおっしゃることについては、非常に合併した後さんさんとしておると、特に年配の方でありましたが、何の楽

しみも希望もないというような話をされました。そのことを聞きまして全くそのとおりだなと思っておりましたが、反面、今、昨年から行われておりますように、シルバー人材センター等の活用によりまして、地域によっては非常に活力があるというようにも感じております。が、総体的に年配の方の御意見につきましては、何をしても前、旧態依然のような活力がどうもないということを耳にしております。病院の再編ということではありますが、特にこの問題につきましては、私ども地元のものといたしまして従来まであった病院は診療所が変わるといふ非常に何と言いますか、規模縮小も甚だしい現況に今おかれております。そのことがこの地域の方々になかなか理解していただけない、ある反面では、厚生連を助けるようなことがあればわしらを助けてくれと先ほどの話の続きであります。そういう極端な話も聞きます。病院の再編につきましては、先ほど町長申されましたように、大きい視野に立って考えねばということならば、これは厚生連に言わんにやどうしようもならんことではあります。足の確保等またそれに勝る何かの対応等もこの地区においてはされないとそのことを1日も早く周知徹底していただかないとこの不安解消、一体化の醸成ということにはならないのではないかと考えております。

次に、基金の弾力的な運用ということを先ほど申されました。このことにつきましては、9月の議会で承認されました産業後継者派遣事業の町の定住促進条例の改正に入りますけれど、その中で承認されております。ですが、年齢的にも40歳というような制限等があったように考えておりますが、このことにつきましては、年齢制限等ももう少し緩和をされてこれからの団塊の世代についてはぜひともそういうことも考えながら人材の発掘に努力していただきたいとこのように思っております。

それと、この人材育成につきましては、今までは各課例えば情報企画課なら情報企画課で今空家等の発掘をされて対策等されておられますけど、片方では、観光協会では自然交流型の体験型の事業というようなことが言われております。一つこういうことを先般の議会でも同僚議員が申されましたが、やはり一つの頭にいたしまして、しかも、なかなか行政マンではできない面もあると思いますので、ぜひとも民間型、民間の方に協力をしていただいてある程度の産業後継者育成の事業といたしまして条例に掲げておりますものも融資をしていただきたいとこのように思っておりますが、融資にいただくよりもその本人がやるかやらんかの問題になろうかと思えます。私は探せば、――探

せばと言いますかやる人間はおると思います。そのことについてちょっと申し述べてみますと、実は私もそういうことで一時期ボケた時期もありますが、先ほど課長おっしゃいましたように、時代の流れによりまして、こういうことになりましたが、まだ、私と同様な人もおられます。そういう人につきましても、非常に残念であったなと思うわけではありますが、やはりせっかく花が咲いても実がつくまで待たない、それまでに花が咲いてよかったのうというぐらいでまた次の人にバトンタッチをするというように非常に時代に逆らえない状況の方もいらっしゃいました。

反面、今若い人では、やはり地域のリーダーとして活躍しておられて町外への教師と申しますか指導等にも回っておられるという若い農業後継者の方もいらっしゃいます。そういうことを踏まえまして、これからのこの田舎の事業としてぜひともこの事業を定住財団等にも積極的に相談されまして空家対策も含めて、それについてはぜひとも実践していくと、ただ、計画倒れでなく実践していただくんだという強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。杣の里という立派な株式会社もあるわけですが、高齢化によりましてなかなか思うような活動が今できておらない、大変失礼な言い方かも知れませんが、そ

ういう施設もあります。道の駅等も2つもあります。そういうところを1つにまとめましてそこでその民間の方で思い切って活動していただくというような措置も必要ではないかと思っております。最近、空家対策ということを私もちょっと聞いたんですが、このことにつきまして、現在、どのように進んでおるか、それとも全然やってないかそのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 空家情報につきましては、広報それから今のテレビ等で空家情報くださいということをお願いしております。現在、空家として登録しとるのが10戸近いものを把握しております。そのことをいわゆる県の、島根定住財団の住宅相談員制度というのがございます。町内でそういう資格といいましょうか不動産の取引ができる業者1名とそれから、あと私も協力しようと、ぜひ協力申し上げたいという強い希望者の方がおられまして、空家を探しております。いろいろU、Iターンを迎えるにあたってはまず住宅ということが先行するわけでございます。空家で荷物が多いと旧日原でケーブルテレビの方の資料見ますと、ちょっと100軒近いんです。家があるんですが、どうしても荷物を出すわけにはいかないし、たまに帰

ったときにはその家を使うから空家としてはできないというようなことがございます。これからどのような先ほどの申しあげました都市と田舎の2居住ということになりますと、特にこの空家対策等が重要になってまいりますので、これからはなお一層努力してまいりたいと、皆さん方からもひとつ情報があればどんどん寄せていただきたい、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡君。

○議員（9番 中岡 誠君） そのような働きかけを現在やられておるといってございますので、ぜひとも実のある実践ができるようにこれからも我々も気をつけていかねばならないとこのように思っております。少ない人数でもこのことについてはできることで、そんなにお金のかかるもんでもありませんので、ぜひとも実現化に向けて頑張ってくださいと思います。

先ほど申し遅れましたが、シルバー人材センターの活躍等も申しました。このことにつきましても、非常に今地域の活性化になっております。聞くところによりますと、この1年間で1,000万円の売り上げといたしますか、取扱高を記録したということをお聞きしました。そういう中でこのシルバー人材センターの事業についても1日も早く法

人化をいたしましてなるべく町の予算を削らないようなひとり立ちの
できるような人材センターになっていただきたいとこのようにここか
ら申し上げておきます。

次に、ごみ委託料収集見直しについてでございます。このごみ問題
につきましては、町長施政方針の中で地球温暖化対策で述べられまし
たとおり、重要な課題であろうと思います。そこで、このごみ委託料
の収集につきまして、ごみ委託事業につきまして18年度で委託契約
が切れ、19年度入札これは津和野地内のことでございますが、委託
契約となっております。そこで入札にあたりまして今回の枠配分方式
の中ではなかなか委託料の節減というのは難しいかとは思いますが、
どのように考えて入札にあたられたか。5年という先ほどもありまし
たが、同僚議員からの御質問にも見直し等のお話もありました。そう
いう中で期間5年間と長い、その理由と、この私が出した後、3月
8日に実は入札があったように聞いております。その入札の結果を聞
きましたところ、非常に業者の方が頑張っていたかましてかなりの
前年対比77.5%弱ですか、ぐらいの単価で入札をされておるよう
にも聞いております。このことによりまして非常に委託料につきまして
は年間さきの予算にも出ておりましたが、5,020万8,000円の

年間の委託料が出ております。その中で津和野地内が3,458万4,000円というのが前年度の数字でございますので、今年度はおよそというのがわかるかと思いますが、その中で益田清掃工場につきまして私ちょっと数量調べて見ますと、最初の施政方針の中でも数量等も出ておりましたが、簡単な数量が出ておりましたが、津和野地内が949トン、日原地内で681トンそれを案分といいますか割ってみますと、パーセントで言いますと津和野が58%約でございますが58%、日原地区が42%というような割合で出荷をしております。恐らくこの数字で委託料等も決められたのではないかと推察しますが、ちょうどその地区の世帯数また出荷の割合とほぼ同じであるということがわかりましたが、それはそれでいいのでありまして、値段がかなりの委託料の差があるのはやはり距離がかなり遠い、また、出荷量も多いというようなことで業者さんにそんなに迷惑かける必要もないわけではありますが、やはりそのためには先ほどお話が、同僚議員が申し述べた回答の中にありましたように、やはり我々ごみを出す人が気をつけてなるべくごみを少なく、また、収集方法も楽な体制にしてやらなくてはならないというのが前提にあったかと思えます。先ほど申しましたんでそのお答えがありましたので、私からはどうかと思い

ますが、収集方法の見直しの中で日原地区との差異があり、この後どのようなお考え、改革を考えかということではありますが、先ほどお聞きしましたので省略してもよろしいんですが、以上、頼みましたことに対しましての回答をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） それでは、ごみ収集に関しましてお答えさせていただきます。

津和野地域の可燃物、不燃物収集運搬業務はこの3月で契約が終わり、新たに4月からスタートとなります。業務委託については一般競争入札を導入し、資格条件を定め、幅広い入札参加者を募集したところであります。委託期間は5年間で、一般の業務と比較すると多少長い面もありますが、この業務には特殊な収集作業車が必要となり、この購入経費の償還や安定した雇用を考慮すれば5カ年は必要ではないかと考えております。既に日原地域については昨年3月に入札を実施し、同じように5カ年の契約としているところであります。

一方、委託費につきましては、両地域の金額に差がありますが、平成17年度実績において津和野地域の可燃物が約950トン、日原地域が約680トン、そして、不燃物について津和野地域で約330ト

ン、日原地域で約185トン発生しており、これらの収集量と稼働日数の違いや収集以外の廃棄物集積施設、不燃物集積施設等の管理もあわせ委託し、当然委託費に差が出ているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡君。

○議員（9番 中岡 誠君） 先ほど私質問いたしましたとおり、大体のそのように感じております。今後の見直しといたしましては、ここに最後に答弁されましたが、収集以外の廃棄物の集積施設、また、不燃物の集積施設等旧津和野町では持っておられます。このことにつきまして旧日原ではそういう施設を持たずにその日に収集したものはその日に搬入するというような体制をとっております。これは量が少ないからできるんじゃないと言えばそれで終わりでしょうけど、そういうふうな2つある物を例えば1つにするとか、また、収集日を決めて先ほど言いましたように、その日のうちに搬入する、そうしますと、そういう施設も要らないわけでありますが、そういうことも今後の先ほどの御答弁のお話では今後の課題ということであろうかと思えますので、ぜひともそのことについても考えていただきたいとこのように思っております。このことについて、もし御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、同様であれば。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 今御指摘ありましたこういう集積施設を例えばなくして直接例えば津和野地域を決められた日に収集して、例えば吉賀町にあります不燃物処理組合に運搬することができれば、やはりここの管理費に関する経費についてがやっぱり少なくなりますので、やはり一応事務事業の見直しの中にそういった方向の1つではないかと思っておりますので、今後こういうことも含めまして検討させていただきたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 今後またそのようにぜひとも考えていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。項目の中で津和野町のイメージダウンではというようなあらましの言い方で書いてますけど、実は先般新聞紙上で津和野町の伝統芸能「鷺舞」が中止されたという記事が掲載されておりました。そのことを我々は余り「鷺舞」のことを詳しくないのでわかりませんでした、やはりその当時は先ほど町長おっしゃいましたように、夕張市の問題があつて、津和野町も枠配分方式になったら20万円の予算もつかないんじゃないかというふうなうわさといひます

か、そういう話が出ました。このことについては、私は非常に残念な記事であったなあと思っておりました。そういうことでこの中止になったときの善後策はなかったかというようなことを書いておりますが、と申しますのが、実は旧町日原では約10年前ぐらいになろうかと思えます。そのときに財政厳しいということで花火の打ち上げが危ぶまれると、予算が足りないというような事態が生じました。そのときに有志の方々がひとつこの花火だけは日原の伝統だからやろうじゃないかと、景気づけようじゃないかということで「一発会」というのを設けまして金額にいたしまして5,000円から1万円のものを集めて約100万円ぐらい集まったようにも聞いております。そのことがいいか悪いかということになるかと思えますが、やはりそのときの機運というのが売名行為なしで名前を一切明かさない、そうしてこれは花火だけに使うということでその当時商工会を通じて町、旧町長さんにも前町長さんにもそのことを話して非常に喜んだことがございます。それぐらいにして今日まだ花火が続いておるということをぜひとも皆さん方に知っていただきたいこのことも一つあってこういう質問さしていただいたわけですが、このことについて、その当時のことを誤解のあってはいけませんので、詳しく御説明をお願いしたいと思

ます。

また、イメージダウンばかりでなしに、最近の話では、やはり津和野町の観光面では安野光雅先生の活躍によりましてテレビまたラジオ等でもこの津和野を宣伝しております。そう言う中でぜひとも津和野という名前が汚されないようにひとつ今後とも十分気をつけていただきたいと思います。

また、12月からこの3月の間に非常に観光客もふえておるといふようなことも新聞等にも出ております。そういう明るいニュースもありますので、ぜひとも今回のこういうイメージダウンになるような記事が出ないように我々も一生懸命努力しなけりゃなとこのように思います。これについて御説明をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 新聞報道につきまして少し経緯を含めて御説明をさせていただきたいと思います。

昨年3月に特別に上演をいただきました「鷺舞」は、一昨年になりますか、昨年ですね、町が進めております津和野を訪れた方々への思い出づくりをしていただくこと、それと、もう1つ、ツアー誘致へつなげるための手段として団体客、個人客を対象にして行ったものでご

ざいます。本年におきましては、4月から6月にかけては、天体観賞のための星バスの運行、7月から11月には「神楽と朝霧幽玄の旅」と銘打って旅館での石見神楽の上演を行い、当初の計画では昨年同様に12月から3月までの間に保存会の御協力を得て「鷺舞」の特別上演を計画しておりました。しかし、秋に大手旅行会社によります1,800人規模の方々が訪れる感謝祭が益田市の石見芸術文化センターグラントワで開催されるというそういう知らせをお聞きしまして、また、大会関係者である県からも「鷺舞」の上演の要請もございまして津和野をピーアールする上からも早い時点で保存会の方々の御理解を得て「鷺舞」の特別上演を決定したところでございます。結果といたしまして、当町へも2日間でバス20台くらいのバスツアーが訪れていただきまして、一応の成果はあったというふうに考えております。御指摘のありました新聞報道につきましては、昨年の鷺舞上演が好評だっただけに3月早春の「鷺舞」を見たいという方が多くいらっしやいまして、あのような報道になったと理解をいたしております。ただ、新しく予算を組んで再度上演を要請するということも考えられるわけですが、本年につきましては、厳しい財政事情の中にありまして、そうしたことは難しかったということも御理解をいただ

きたいというふうに思います。と同時に仮に特別上演をお願いしたといたしましても、ツワー誘致につなげる大きな目的があるわけですが、この上演をするための宣伝というのはちょうどその決定した6カ月ぐらい前の9月ごろからわからないとその効果は少ないわけですが、その点につきましても御理解をいただきたいというふうに思っております。昨年につきましては、9月ぐらいからもう既に決定をして宣伝活動をしたところでございます。

それと、日原町のこれまでの例等もお聞きいたしまして非常に感服したところでございますが、町を訪れた方々へ満足してもらいたいというそのために町の中に住む方々が日原町で取り組まれたようなそういう取り組みが行われるならば十分来られた方に満足していただける、そういう思いが伝わるわけでございますし、こんな温かい人々が住む町にもう一度来てみたいという思いにつながるのではないかとこのように考えております。今後どういうふうな形になろうかと思っておりますが、そういう取り組みも必要ではなかろうかというふうに思っております。

それと、さきの観光客の動向でございますが、昨年9月ぐらいから非常に観光客がふえてまいりました。特にことしにかけましてはもう

1月から2月までの情報であります。もう既に41万人を超えておりまして、前年の112.1%の増ということで約4万7,000人ばかりの方々がふえております。特に9月ぐらいからリフトを利用してお城山を利用される方が今既にもう1,545人増員しておりますし、1月から2月にかけては515人、率にしまして218.9%というふうな個人客を中心にして歩いてゆっくりと街並み散策する方が非常にふえておるといことで天候の面もあるわけでございますが、非常に喜ばしいことであるというふうに思っておるところでございます。

以上であります。

○議員（9番 中岡 誠君） 以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 以上で9番、中岡誠君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序6、10番、須川正則君。須川君。

○議員（10番 須川 正則君） 10番の須川でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうは特定鳥獣、特にツキノワグマの保護管理計画につきまして内容につきまして私とても納得のできないことが多々ございましたので主にそれについて質問をさせていただきます。

ことし3月特定鳥獣ツキノワグマ保護管理計画が県から発表をされております。要旨ですが、これは2004年から2005年度の調査によると、クマの当地域個体群の生息数は300頭から740頭と算出され、年間出生数等計算いたしますと自然増加数が52頭から128頭と推定しております。1999年以降の除去頭数で計算をいたしますと、個体群の減少傾向になっていると、したがって、除去頭数の上限目安値を年間52頭としていると、そういたしまして除去頭数が上限目安値を超えることが予測される場合、パトロールや追っ払いと放獣態勢この件に対して非常に私も疑義を持っておるわけですが、このような施策を強化するということが言われております。また、上限目安値を超えることが3年間続いた場合には、緊急事態と見なして4年目にはこの3年の平均値の上限目安値を超過した数を当初の上限目安値52頭から減じた数を上限目安とする。要するに多く取った分だけは次から少なくしますよということでございました。大変厳しいものであると思っております。

クマの被害につきましては、今のところ当町におきましては深刻な被害は私も聞いてはおりません。しかしながら、山間部の集落におきましては鳥獣、要するにこれはイノシシも含めたものでございますが、の被害は大変深刻であります。今や国、県、その他の規制によりまして既にそこに暮らしている住民ではとても対応ができないと大変深刻な状況に陥っております。それだけでなく山間部の集落においては高齢化が進んでおります。集落の崩壊も近いということも言われております。特に普段の生活において安全な生活もできないということになりますと、集落の崩壊が大変助長されます。そのような助長をするような政策には私は決して賛成できません。したがって、今回はこのクマのことにつきまして質問をさせていただきますが、なるべく具体的な事例を出しまして質問をいたしますので、具体的になるべくふわっとしたものでなくて具体的な答弁をよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、まず1問目に入ります。環境省が実施した自然環境保全基礎調査によりますと、向上的生息域は第1期目調査より1.4倍に拡大をいたしております。これ環境省が発表しているわけでございましたが、島根県においては自然環境研究センターの標識再捕獲法を用い

た推定調査により生息数は約300頭から740頭と推計をいたしております。この調査方法、調査技術の限界があつて誤差があると、おおよその目安でありますよとすることが最初前段では申し述べておるわけでございますが、しかしながら後段になりますと、この個体数の生息数は300から740頭であると算定されたとこのようにこの数字がひとり歩きをしております。この数字によりまして自然増加数また除去頭数とも計算をされておるわけございまして、調査技術の限界によりごゝさがあり、目安でありますよと言いながらもこのような重大な決定をいたしておる。このような決定というのがどこまで信用がおけるのかなと私はそういう疑義を持っておるわけでございます。

また、この標識再捕獲法という生息数の算定をしている団体が自然環境センターというものが団体が計算をしております。この団体はどういう団体なのかということと、また、標識再捕獲法これ私調べて見ましたら、生物に標識をつけて放し、その後捕獲することにより生物個体数を推定するという事で全く理解できませんわけですが、この調査方法は生息密度が大変関係するというふうなことが説明にありました。今回の生息密度、計画書の中に載っておりましたが、島根県、広島県、山口県の県境沿いで生息密度を計算しておりますということ

が書いてございました。したがって、この標識再捕獲法によりますところの調査はどこで行われたのかと、もし、この地域で行われて全体の数字を出したということになるとなかなか信用ができないなと思っておるわけです。と言いますのも、この地域というのはいろんな資料見ましても全体の生息数から見ると少ない地域でございます。本来この標識再捕獲法等によりましてこういう計算をするというのは大変無理があるのではないかなと非常に思っております。今回この質問をするにあたりまして、私は岩手県のツキノワグマ保護管理計画というものがございますが、これを参考に基本的な考え方を参考にしております。岩手県におきましても今年は島根県と同じような保護計画書が出てくるわけでございまして、数字等におきましては参考になりませんが、基本的な考え方はこの岩手県の資料をもとにしているということでございます。

捕獲状況についてであるが確かに2004年度においては捕獲頭数が大変多くなっております。この年度は特定鳥獣、特にクマ、イノシシが農地や人里への出没が異常と言えるほど多くなっております。クマに限らずイノシシ等の捕獲頭数も非常に多くなっていると、原因といたしましてはブナ、ミズナラ、クリ、カシ等の堅果類が凶作であっ

たということが岩手県の管理計画の中には載っておりました。島根県には大変多く捕ったから個体数が少なくなったからこういうふうな大変厳しい保護管理計画が今回あらわされたということでございます。

確かに2004年度には大変多く捕っておりますが、2005年度におきます捕獲頭数、2004年度の5分の1となっております。捕獲頭数5分の1となっておりますが、しかしながら、当町におきます目撃情報余り変わらないほど目撃情報が入っているかのように私は聞いております。本来自然界で生息しております野生鳥獣は臆病でございまして、人目につくことがこれ大変まれであるとそのようなことを考えますとクマの絶滅などとても到底考えられないと思います。

今回大体7項目にわたって質問事項があります。しかしながら、この文面の中にも質問事項がございますので、それぞれに従って答弁をお願いいたします。担当課長の答弁をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 10番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、特定鳥獣ツキノワグマを中心といたしましたクマ対策についての御質問でございました。再近年、極めて重要な課題となっておりますクマ対策についてどうも納得がいかないとの思いから

数々の具体的な事例等調査を踏まえられての御質問をお受けしたわけ
でございますけども、その御関心の深さと御熱意に感じ入っておると
ころでございます。ああして確かに保護団体等の意向もいろいろあつ
たり、それに対する国や県の対応、私どもとしても地域のこうした山
村に生きているものからすれば、なかなか納得のいかないそういうも
のもあるわけでございますが、せっかくのお尋ねでございますので、
順を追って、当面の状況について担当課長の方からお答えをさせてい
ただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問のありました自然環境センターについてであり
ますけれども、これについては、正式名称は財団法人自然環境研究セ
ンターというものでありまして、昭和53年10月6日に環境省が主
務官庁となり、設立した組織であります。

センターでは、原生林や里地、里山等の陸域を初め、湖沼、河川、
湿原等の陸水域、干潟や珊瑚礁等の浅海域における多様な生態系を保
全することに重要性に鑑み、日本、及び海外の自然環境保全に関する

調査、研究、情報の収集、整備及び提供等、現在及び将来の人類の文化的な生活の創造に寄与することを目的として、野生生物の保護管理や生物調査、情報収集、処理などを行っている団体でありました。

また、生息調査についての御質問でございますけれども、これについては島根県、広島県、山口県の3県がこの、先ほど申しました自然環境研究センターへ依頼しておりまして、標識再捕獲法というのをを用いてやっているわけでございます。これについては、調査候補地といたしましては26カ所選定をいたしまして、そのうち22カ所に捕獲檻を設置したとのことでございます。これを2カ年にわたって調査いたしました結果でもって推計を出したというふうなことで、県内では匹見ですね、それと金城に数カ所設置したというふうに聞きました。

県においては、数字が、議員さんの言われる数字からすると納得のいかないところもありますかもしれませんが、これによる300頭から740頭という誤差があることは認めてはおりますけど、この範囲内であることに対しては自身を持っているというような返答でございました。

それから、いろいろな捕獲方法があるわけでございますけれども、議員さんの申される、申されました岩手県の方法もあるかと思ます

が、最近ではヘアトラップ法という方法があるそうでございまして、これは各個体の体毛を採取して、それをDNAを抽出した中でやるというような方法がかなり普及をしているようでございます。

これについては、石川県、富山県、福井県で実施されているように聞いたところでございます。

鳥取県でも13年ぐらいたったというような情報もちょっと聞いておりますが、ちょっと数字的なものが覚えておりませんが、確認しておりませんが、そういった状況でありました。

それから、もう一点、クマの捕獲状況についても質問をされたと理解してもよろしゅうございますか。このツキノワグマの捕獲状況についてでありますけれども、これは関係します島根県、広島県、山口県では平成6年度以降は狩猟禁止となっております、正確な生息頭数が示されていないのでありますので、一概には言えないところでありますけれども、ツキノワグマの出没、それから目撃頭数については隔年で増減が分かれておりまして、一般的にはドングリなどが不作の年は人里に出没するケースが多く、豊作の年は出没が少ないと言われております。

近年は奥山より簡単に餌が入りやすい人里近辺に生息するクマもふ

えていると言われており、実際、当町においてもかなりの目撃情報が報告され、昨年も4頭の駆除を行ったことからいたしましても、ふえていることはあっても減っていることはないと認識しているところでございます。

今後もツキノワグマの人里への誘引要素となります廃棄農畜産物や生ごみなどの適切な処理について、町民の方々に周知啓発を行っていくとともに、農林作物被害を受けた場合は人身被害の危険性が出た場合には今までどおり町としても県へ捕獲の許可をお願いしてまいりたいと考えておるところでございます。

昨年のかなり数字が出ておりまして、クマによる出動していただいた方が延べでございますけれども、23人の方に出動していただいているところでございます。捕獲は、先ほど言いました4頭を捕獲ということで、いずれも日原地内、日原地区でございます。そういった状況でございました。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） ありがとうございます。このヘアトラップ法というのは私、今初めて聞きました。後ほど調べてみたいと思っております。

私、先ほども申し上げましたように、岩手県を参考にしております。岩手県の北上山地におきましては、生息調査をするに当たりまして目撃頭数、生息痕跡、生息分布などによりまして算出しているというように書いてありました。これは、この地の、各地の猟師さん、また自治体、住民等の幅広い県の主役ができることでもありますし、より近い数字が出るのではないかなと思ひまして、改めて島根県の方法について御質問をしたというような経緯でございます。

それでは、次の項目に移ります。錯誤捕獲についてでございますが、この錯誤捕獲、要するにこれはイノシシ罠に誤ってクマがかかるということで、このクマがかからないようにということで環境庁、また県等がいろいろなことを決めるということでございます。

今回、島根県におきましては、くくり罠のワイヤーは太さが4センチ以上、地面に掘る穴が直径12センチ以内にするように指導するというのを県の方から発表と言いますか、この関係がこの中に載っておりますが、一方、環境省、中央環境審議会の答申によりますと、クマ類以外のくくり罠にあつては輪の直径が12センチを超えるものは禁止猟法とすると、この輪の直径と穴の直径、違いはないような感じでございます。これは私、両者にお聞きしますと、大変な違いだそう

でございます、要するに、この輪の直径が12センチ以下ですと10キロ以下のイノシシがかからないそうでございまして、一方、穴の直径が12センチ以下と、これは余り関係ないんだそうでございます。

そういうことで、今猟師さんも大変危機感を持っております。また、いわゆる10キロ以下のイノシシということになりますと、いわゆる農作物の被害はかなり多くなるのではないかと聞いております。この件に関しましては、猟友会等々も大変危機感を持っております、既に環境庁に対しまして請願書等々も直訴するような格好でございます。直訴は昔は直訴したら切腹とか死罪ちゅうことはありましたが今、そういうことはありません。

こういうふうに署名を持っておりますが、これ環境庁に実際にやって、この中にも書いてございまして、要するに12センチ径以下では1歳以上のイノシシしかかかりませんよということが書いてあります。

そういうふうに変化危機的な状況をその感じて猟友会の方では今、取り組んでいるということでございます。

私はぜひともこの計画については、環境省の計画、指導により島根

県の指導にさせていただきたいということをお願いをしたいわけですが、また猟師さんが1人でくくり罠を設置できる箇所ですが、これ30カ所に決まっているんだそうでございます。これを1人で管理するということになりますと、いわゆる交通の便利がいい道路から余り遠くないところでないとなかなかこの管理というのはできないということでございまして、今までそういうところに罠というのは仕掛けられておりましたし、イノシシにつきましては全体の捕獲の70%ぐらいはそのような方法でとられているということも聞いております。それにたまたまクマもかかるということでございまして、人家に近い、いわゆる交通に便利なところにかけているところにクマがかかるということになると、要するに私どもの生活のエリアの中にそれなりのクマはたくさんいるんだということではなかろうかと思っております。

この12センチの輪のことにつきまして答弁を課長、担当者の方からお願いをします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、捕獲、錯誤捕獲についてでございますけども、これにつきましては、昨年の6月14日に公布さ

れました鳥獣保護法第9条にかかるものでありまして、同法の施行規則第10条第3項第9号において定められ、本年の4月16日より施行されるものであります。

御指摘の県と国の見解が違うことについては県へ確認したところでございますけれども、本県では許可基準の特例として輪の直径が12センチ以内ではなく、イノシシ及びニホンジカにおいては地面に掘る穴の直径が12センチ以内として解釈をした緩和措置を講じておるところでございます。

ただし、この特例に関しましては、狩猟期間内においては適用しないということでありますので、狩猟期間内は国の方針どおりということであり、今議員さん申されましたように、猟友会の方々が駆除が進まず逆に増加に転ずるという御意見がごもっともであると理解しているところであります。

したがいまして、町としても県に対し会議等でも従来から担当者が出て、中でも要望しております。また、今後も要望してまいりたいとは考えておりますけれども、猟友会においても関係組織と連携しながら要望行動を起こしていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 猟期の期間でないと、猟期の期間だけ、いわゆる環境庁の分を適用するんだと、確かにかなりの部分で被害というのは多くなるのではないかと考えておるわけですが、あらゆる機会を通じてこういうことを上の方に強い意見で申し上げてほしいと思うわけでございます。

それでは、次の質問に移ります。クマの地域個体群の維持のため放獣は大切であろうということではありますが、放獣というのは、いわゆる捕獲したクマを山へ放すということでございます。放された地域の住民にとっては、生活環境への影響はもとより、クマによります農作物の被害は多くなる可能性が非常に高くなるわけございまして、したがって、放獣については慎重にも慎重でなくてはならないと思われ

ます。

岩手県において、平成13年度3月、ツキノワグマ進出防止技術検討会開催されておりました、その議題の中に移動放獣効果及び行動域調査結果についてという項目と、移動放獣についてのマニュアルが発表されております。これは、放獣のための移動距離、放獣地域より7.

5メートル以上、7.5キロ以上離れておりませんと効果がないということをございまして、直線で7.5キロ以下の距離では個体はほとんど回帰してくると、12キロ以上では観察期間中ではあるがほとんど回帰しなかったというふうな調査結果が発表されております。

また、放獣をする対象地として、半径4キロの円内に、半径4キロの円内に人家、農地、人がよく徒歩で通行する道路、これ登山道も含むんだそうでございますが、野外レクリエーション施設がなく、ツキノワグマの食料となる果実を多く産出する落葉広葉樹林が占有する地域、捕獲地点から直線距離において12キロ以上離れた地域ということが示されているわけでございます。

この、今回のこの保護管理計画によりますと、放獣ということが大変重要視されておるわけでございますが、当地域と言いますか、この中国山地の地域にこれに対応できる地域があるのかなのか、この点につきまして解答をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問のありました学習放獣についてでありますけれども、農業被害、里山出没個体を生け捕り捕獲した場合、集落から離れた場所にクマを運搬し、被害発生地を敬遠するよう

学習処理を行い、放獣することで再被害、再歳出沒の防止を図る手法であり、人身被害を発生させた個体、その他の被害を再発させた個体以外は学習放獣することが基本となっていますということが学習放獣の基本でございますけれども、しかし、まずは今、議員さん申されましたように、学習させまして放獣するためには放獣地の問題というのは当然出てくると思います。今、議員さん申されましたツキノワグマの放獣マニュアルですか、これに行った結果というのがやはり予想を超える回帰状況、実態もあったように思います。

まあ、そういったことを考えますと、なかなか理想とする放獣地がないのが現状であろうかと思えます。実際、昨年も1カ所、町内においても放獣がされたわけでございますけれども、私どもは県が放獣しましたんでどこというまで確認をしておりませんけれども、それなりに県が放獣されたと思えます。

それはまたどこで出てくるかと、まだ今、数字がつかまったわけではございませんけれども、そういったことを含め、なかなか難しい問題であるというふうに認識しております。

また、この前、唐辛子スプレー等によります学習処理によりまして完全に出沒をさせないようにするというのは、クマのそれぞれの個体

の性質もありまして、困難であるというふうに、私たちも認識をしております。

そういったことで、放獣に当たりましては、地元住民への十分な説明と理解が必要でありまして、同意が得られない場合は放獣に携わっております県に対しまして駆除を提言していきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 申しわけございません。放獣だけでございまして、これ学習放獣は申しわけございません、次に、段取りがちょっと変わりました、一遍にこれを初めやろうと思ったら議長さん、項目別にやってくれということでちょっと段取りを変えて申しわけございません。

今、質問いたしましたのはいわゆる放獣でございます。学習放獣とはまたちょっと違うわけでございますが、同じようなところに放獣しなくてはならないということは同じでございます。

それでは、もう一度申しわけございません。学習放獣についてお話をさせていただきます。

これは、いわゆる捕獲を唐辛子スプレー、クマスプレー、胡椒等をかけて人里に出没いたしますとかなり痛い目に遭いますよというようなことをごさいますて、以前はお仕置き放獣というようなことも言われたということをごさいます。

人間に恐怖心を与えるものだと理解している。しかしながら、私もこの効果についていろいろ調べさせていただきました。効果についてはっきり述べたものはありませんでした。私の調査の仕方に問題があるのかなとも思いますが、効果がないのかと言えないこともない、効果がある場合もある。では、この方向が有効なのかと言え、全面的に有効であるとも言えない、いたってわからない回答でございます。

結局、この効果についてはわからないのが現状であろうと、私も結論的にはそういうふう感じておるわけでごさいます。

しかしながら、学習放獣したクマが逆に人間を襲った事例も数多く報告されております。文献等によりますと、クマに必要以上の恐怖感を与えると、次に出会ったときは逃げようとして人間を傷つける恐れも多々あるということが報告をされておる。この学習放獣についても効果も大変疑問ではありますし、またその後のクマの対応というもの

にも大変、人間にとって有効でないと言いますか、かえって危険になるというような事例も報告されておりますし、おの学習放獣、一般の放獣も含めてどうかなという考えを持っております。

先ほど申し上げましたように、放獣マニュアルというのがあるわけでございまして、なかなかそういうふうな場所というのは、今中国山地にはないのではなかろうかと。インターネットなんか検索してみますと、いわゆる奥山が里山に今はなっているんですということを言っております。

この文献の中、議論的には、いわゆる学習放獣をするんだ、個体を殺してはいけんだというようなことをやっておりますが、とても学習放獣をしてそういうふうな放獣を多くするということは非常に無理があると思っております。

そういうようなことでございまして、次の質問に移らせていただきます。

クマが出没したときの対応についてでございますが、猟友会、警察などの対応整備を図ると、管理計画の中にはあります。それらの組織にそれだけの余裕があるんでしょうか。特に猟友会においては昨年6月に開催されました大日本猟友会総会において、狩猟団体の広域活動

とそれを担う狩猟者の育成という表題の中で、農林水産業に有害な鳥獣捕獲の依頼があっても捕獲単位が揃いにくくその対応に大変苦慮していると。特に若年層の狩猟者が極端に減少しているということが報告されております。

また、委員さんの中には、鳥獣による被害はますます深刻をしている、一方狩猟者は年々減少し、一時期の約3分の1だそうですが、今後も激減が予想されるというくだりもあります。

一方、当地域、津和野町関係をいたします益田圏域におきます狩猟免許交付状況というのがございますが、これを見てもみると、年齢が40歳以下、全体の5%余り、反対に60歳以上の人数、639名の方が免許の交付をいただいておりますが、そのうち225名が60歳以上ということになっておりました。このような状況で対応能力や協力が得られるのか、大きな私は疑問を感じます。

そういう現状を踏まえますと、クマの出没や被害に対しまして適切な対応をするため現場においていろいろな状況下で責任を持って調査し、判断し、対策も実施できる猟友会等によりますところのクマレンジャーの組織と、対することがこの中に書いてあります。クマレンジャーの組織を図ると、こんなこと夢の夢であると、私は思っております。

す。

また、これに関係しますわけですが、生息地の保護、整備については、大変重要なことをございまして、いわゆる将来にわたって健全な状態で存続するためには、いわゆる自然状況の整備というのが欠かせないわけをございます。当地域におきましてそういうことが実際行われているのか、非常に疑問であります。この文献の中ではたった3行で終わっております。

一方、岩手県なんかにおきますと環境整備について広葉樹林の植林、国有林、民有林、市町村を含めていくつもプロジェクトがある、進行しております。まず、こういうことをさきにやっしてからいろんなことをやっていきたいなと、私は思っております。

以上のことに関しまして答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 今の御質問は広葉樹などの育林等の対策でございますが、ちょっと回答書の方を準備しておりません。大変ありませんで申しわけございませんけど、まあちょっとその辺、資料的に私も持ち合わせがないんですけども、ある程度、林業分野では計画がある、きちんとした何が、資料がございませんので何ですけど

も、そういった考え方は出てくる、あるのではないかなと基本計画の中にあるように思っておりますけども、逆に保護する方という考え方で、人家から話した形と言いますか、人家の周りの林地を遠くすると言いますか、そういった事業等は県の方で進めております。当町においても、昨年、そういったものをやらないかというようなこともあったわけでございますけれども、なかなか地域の理解というような問題もございまして、事業的にはやっております。

今、議員さん申されたことは若干趣旨が違うかと思いますが、そういう要望という形での林地の持っていく方を県の方でも考えているということがあるわけでございます。

今の職員の状況なりそういったというところをちょっと、大変、私も質問の方を理解をきちんとできなくて申しわけございませんでしたけれども、ちょっとその辺、資料的に持ち合わせがないので申しわけございません。そういう方向ではやっていきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 済みません、段取りが変わりましたんで大変とまどっております。

クマの追い払いについてでございますが、犬によりますところの追

い払いが大変有効であろうと思っております。中山間地域におきましては、昔ほとんどの家庭で犬が飼われておりましたが、犬を飼うには係留をして飼わなくてはならないという等の誤った考えから、昭和30年ごろから犬を飼う家庭が非常に少なくなったと聞いております。

犬を飼うには係留して飼わなくてはならないという法律は、国の法律はありません。これは2月28日の衆議院の予算委員会で柳沢厚労省が答弁をしております。ただ、これ県の条例によってそのいろいろな規制がかかっているわけでございまして、当町におきましても調べてみましたらありました。

島根県動物の愛護管理に関する条例という中にありまして、犬の飼い主は飼い犬を人の生命、身体または財産を侵害しないように係留しておかなければならないという項目がちゃんとございました。

この条例がどういう経緯でできたのかということをおもわかりませんが、こういふ条例が決まっているんであったなら、係留して飼わなくてはならないんだらうと思っておるわけでございまして、その中で、いわゆる狩猟用の犬とその目的のために使用し、また訓練をする場合は係留しなくてもいいんだと。だから、猟師の免許を持っておらない人はすべて犬を飼うときは係留して飼わなくてはならないん

だなというような感じを持っております。

私は、昔は犬の何と言いますか、仕事、犬も確かに喰いつくことも吠えるということもございますが、昔はほとんど泥棒よけとか、いわゆる鳥獣よけとか、そういうようなことで犬を飼っておったわけでございますが、このごろはいわゆるペットとして飼われる方が多いというようなことを考えた上での条例かなと思っておるわけでございます。

私は、この条例、何とか改正できないかなと思っております。奥部でイノシシ、サル、クマと出てきてワンワン吠えていただきますと彼らは逃げます。そういう点において、何とかこれが改正できないかなと思っております。

ここで、課長答弁は、済みませんね。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 大変、先ほど失礼をいたしました。先ほど、まずクマが出没したときの対処ということ、ここら辺ちょっと答弁が漏れておりましたわけでございますけれども、今の連絡体制としては警察から連絡が来ることもございますし、そういったものを県の何の中にどういう具合にうたうかというのもちょっと私も勉強不足

で申しわけないんですが、当町のあり方としては、報告を受けたものにつきましては、警察等へ連絡をしながら、あとケーブルテレビ等の放送でもって対応しております。県がというより県と警察と言いますか、町と警察ということに実際にはなろうかと思いますが、そしてまた猟友会の方の出動につきましても、先ほども20件ばかり昨年も出動していただいておりますけども、そういう形で素早い対応をしてまいりたいと思っております。

それから、今御質問がございました犬の、クマの追い払いの関係でございませけれども、犬の放し飼いにつきましては、議員さん申されましたように、本県におけるものは島根県動物の愛護及び管理に関する条例第6条に犬の飼い主は飼い犬を人の生命、身体、または財産を侵害しないように係留しておかなければならないとありますけれども、但し書きに、ただしとありまして、狩猟用の犬等その目的のために使用し、または訓練する場合にあってはとの除外規定もございませ。

しかし、今回のツキノワグマについては狩猟を禁止されておりますので、これには該当しないという県の方の見解でございます。

そういったことで、犬を用いた被害防止策については、県も今後、

国を含め、関係機関との検討を進めていく動きもあるようでございますので、犬の放し飼いについては、しかし人身事故につながることも十分考えられます。

いろいろな角度から慎重に進めていかなければならない問題であると考えておるところでございます。

しかし、当時者といたしましては、大変大きな問題でもありますので、何らかの対応をしていかなければならないわけでございますけれども、一つの方法としてでございますけれども、今回のその保護管理計画の素案の中にもありますけれども、牛の放牧ということがございます。これは周辺の方々の御理解も当然、いただかなければならないわけでございますけれども、そういったものも含めた対応も一つの方法ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） この答弁でございますが、この追ひ払いも狩猟と見なされるのかどうかということがちょっと一つ疑問でございます。それと、この条例自体でございますが、要するに人身事故につながることも十分考えられるからそのつながなくてははいけま

せんよということをお県の条例では決まっております。ただ、これ一つおもしろいことがあるんですが、このクマさん、あえて敬意を評するわけですが、クマが人身被害をもたらした場合、実際に人身事故をもたらした個体のうち、個体による被害の拡大の可能性が低いと考えられる場合、母グマの防衛本能による攻撃、威嚇ではなかったか、突然の相互による攻撃、威嚇ではなかったか、人の踏まえに対する挑発の反応ではなかったか、既にこのクマさんは人間に被害を与えるといっても係留しなくてもいい、そうではない、情報収集及び開始の対象とする、そんなばかな議論が通っていいのか。絶対ないと思う。その件について、課長何か答弁。考え方が何か。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） ちょっと私もきちんと理解をしてないんで申しわけないんですけども、そういう矛盾は確かにあろうかと思えますんで、はい。（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） ちょっと先に答弁をさせてください。農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） ちょっと私もその辺、まあ言われることはごもつともだとは思いますが、ちょっとですね、ちょっと意見

としては何とも。ちょっと今、よく理解できなかつたんで大変申しわけないんですが、もう一回ちょっと済みませんが質問を。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） もう一回申し上げますが、犬の保健条例によりますと、犬は大型犬にしてもクマよりは小さいわけでございます。人間に対する人身事故につながることも十分考えられるから係留をしなさい、そういうことが言っているわけですよ。クマは人に被害を与えても、これ今言うように監視しなさいとか、監視の対象にすると、こんなばかな理屈があつていいものか、私は思っております。そこの辺をちょっとどう思われますかと。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 確かに言われるとおりだと思いますけれども、何です、監視の対象というか、何と申しますかね。なかなか、大変申しわけありません。ちょっと今、考えさせてください。済みません。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 私、今回この保護管理計画を読ませていただきまして、これを書いた方、これツキノワグマに養われて

もらっているのかな、人間に養ってもらえるのかなと思っておりますけど、これを読んでみますと、大変何て言いますか、問題グマの定義等につきましても、まず読んでみましようかね。（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） 須川君、今、3回目の質問になりますけ、次に移っていただきたいと思います。農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 理解が悪くて申しわけありません。済みません。理解はいたしますけども、私の方からよいとは言えないというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 3回目だということでございますので、次に移ります。

今回、この管理計画を読ませていただきまして、文書において大変納得のできない文面がございましたんで、この点について質問をさせていただきます。

今回の保護管理計画の文書の中で、農林作物等の被害の軽減を図るとか、容認できるまで被害を軽減するというふうな文章があります。特に被害の軽減を図る、被害は当然あって当たり前だというようなこと言っておる。既に鳥獣の被害を受けておる者にとりましては大変失

礼な文章であります。被害は軽減するのではなくて、被害をなくするべきであります。容認できるまで被害を軽減するなんて、この表現等につきましてはもってのほかでありまして、被害金額の多少にかかわらず容認できる被害なんて決してないわけです。

私の住んでいる場所は50戸余りの集落でございますが、小学生が通学をするのにクマよけの鈴をつけて通学をしております。私の隣の集落では集落全体を金網で囲いまして、住民はその中で農業を営み、生活しております。日原地域におきましてはもう一カ所そういうふうな集落もあります。このような生活環境、異常であるといわざるを得ません。

本来、動物園に行きましてもクマとは檻に入っておりますが、このごろは逆に人間が檻の中で生活をしないでならない、大変異常な環境であろうと思っております。

クマはまだ私どもの集落には出没、出ておりませんが、国道9号線から2キロ余り離れた山間地域では既にクマによりますところの被害も出ております。

私は議員になりまして、今回2期4年目ですが、鳥獣被害につきましては一般質問で3回目ございまして、旧日原町において1

回目のサルにつきますところの一般質問をさせていただきました。津和野町におきましては今回で2回目とっております。回を重ねるに従って農林業被害のランクは一段ずつ上がっております。

今思いますに、今から4年前、クマを目撃したというようなことは、私どもの地域ではありませんでした。8年前、サルを目撃したということは聞いております。12年前、確かにイノシシは山奥ではおりました。しかしながら、田んぼに出て、いわゆる農作物の被害を出すというようなことはありません。年を追うごとに被害も大きくなっているわけでしたが、県といたしましてもいろいろな対策を講じながら、人類との共存を考えてきております。

しかしながら、結果は先ほど申し上げたとおりでございます。私は人間との共存などできないものだと思っております。かえって逆に人間の生存権も脅かしている。奥部にいきますと、人間の数より鳥獣の数が多いです、実際のところ。私どもいわゆる中山間地に住んでおります者にとりましては、クマ、イノシシの保護など全く必要ありません。今以上ふえますと、農林作物の被害が大きくなるばかりでございます。国、県、町村も被害軽減のために対策は講じております。しかしながら、いろんな対策をいたしましてただではございませ

ん。被害者は必ず財政負担にかかわります。ほとんどの住民、この財政負担すら大変難しくなっている現状がある。

私はこのように指定鳥獣によりますところの被害を受けているのは、日本の全人口のほんの数パーセントであろうと、私は思っておるわけでございまして、いわゆる自然保護を国民の総意としたいのなら、せめてそれにより被害を受けている住民に全額補償ぐらいするべきです。

また、重要なことはこれだけの保護管理計画を出されているということ、それなりな管理責任があるのでであろうと、私は思っているわけでございしますが、どのような、どのぐらいの管理責任があるのかと。

先ほどもちょっと犬のことを申し上げましたけれども、確かに犬を飼いますと管理責任は飼い主にかかってきます。クマはだれが管理責任があるのか、非常に疑問でございまして。

県の条例によりますと、罰則規定もあります。クマが人間に被害を与えた場合、罰則規定はないんだらうと思います。したがって、この管理責任、どのぐらいあるものか、また当然、この保護管理計画というのは、今言うように、農林業被害等々は農作物の被害も含めて

ですが、多くなってはならないもんだと思っています。その責任というのはだれがとるのか。まずお聞きをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それじゃあお答えいたしますけども、御質問の保護管理計画書の記述についてでありますけれども、議員の御意見のとおり、私も読んでみますと被害を受けている当事者はもちろん、山間地域に生活する私たちとしても保護という立場だけにかたよった表現でありまして、関係する地域への配慮が足りないものであるというふうに理解をしております。

ツキノワグマやイノシシによる農林作物被害を受け、農家の生産意欲が低下する事は、農業、農村が守れなくなるということでもありますので、被害が出て全くなくなるということは不可能かもしれませんが、町としても引き続き防護策等の設置等を推進しながら被害がなくなるようにする対策を講じていかななくてはならないと考えているところであります。

また、被害補償についてでありますけれども、議員さんの趣旨は理解をいたしますけれども、個々の全額補償ということは困難であろうかと思えます。

現在あります農業共済制度がございますけれども、そういったものの充実を図ることが今、今後関係機関等が連携して行っていかなければならないことではないかなと思っております。

それから、もう一つ、これぐらい徹底してイノシシ、クマを守るところでございますけれども、やはりレッドデータブックですか、それに載った絶滅の危機があるということでもありましょうし、それからいろんな保護団体、動物保護団体等の強い力というのも働くのではないかと思います。

そういった中で、責任はどこにあるかというか、そういったそういうデータブックに載るようなものというのはクマは凶暴性があるわけでございますけど、それ以外のものについてもかなりそういうものが強いところがあるように理解しているところでございます。

答えになったかどうかわかりませんが、一応そういうことで回答とさせていただきます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 最初の質問は終わったわけでございます、ほとんどの決定権はこの件に関しましては国の方にあるよ

うに感じております。質問そのものも非常に難しかったと思います。
ただ、最後でございますが、ただ一つ町村で気になることがあったんです。クマに関しましては、超法規的な措置というのは、ちょっと各町村に任せると、このように聞いております。こののっぴきならぬ状況に陥ったときは県の指導を受けなくても町村で判断してやって、
() 下さいよということがあるわけです。ないですか。

家の中にクマが入って、あたちの() 私はいれを理解してあります。

まあ、このままでいきますと、かなり鳥獣害の数というのは、私はいれ本当にやっていられるならふえると思うんです。まあできることなら町でそういうふうな超法規的なことを大いに対応していただきまして、地域に、各地域それぞれ状況が違ふわけでございますので、特に津和野町におきましては猟師さん等々の話によりますと、全体では1,000頭を超えるんじゃないかという話もあるわけですので、地域の状況を考えてみますと、いわゆるのっぴきならぬ状況というのはいろいろ判断があるかも知れませんが、そういうようなものを多用していただきまして、今よりクマの頭数が増えるというふうなこと、私としても避けていただきたいと思っております。そ

れしか、多分この答申どおりに私はなるんだろうとっておりますので、それしか方法がないんじゃないかと思っております。

そういうことで、一つそういう方面の運用とでも言いますか、よろしく願いをいたしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（後山 幸次君） お諮りをいたします。本日の会議は次の発言順序を7番、12番、道信俊昭君の質問が終了するまで延刻いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） そうしますと、本日の発言順序、7、12番、失礼しました。御異議なしと認めます。それでは、よって、本日は発言順序を7、12番、道信俊昭君の質問が終了するまで延刻することに決しました。

農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 今、議員さん申されましたように、超法規的なところというのが、私もちょっとその辺勉強不足で何とも言いがたいことですが、そういう家の中に入ったりのような、そこまでの極端なことになりますとそれはそれなりの対応をせねばならないかと思えますけれども、基本的には県の方に連絡をしてということも

ございますので、まあ後から、後日というような場合も、当然、現場では出てくる可能性はあろうかと思えます。ただそこまでまだ権限は、権限移譲、権限移譲と言いながらもなかなか町におりてきてない部分というのはいろんな関係でございます。

できるだけそういう、今も早い対応ということで、携帯電話等もございまして、早く判断を下されるようにはしております。

私も現場に行ったことも、一応ありますけども、本当、現場の人はなかなか大変だと思いますので、その辺は十分にわかっておるつもりでございますけども、そういった、できるだけ意に沿うような方向での働きかけは、これからも行っていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 先ほども申しあげましたように、このとおりにいきますと、この辺は大変なことになるわけでございます、ぜひとも超法規的なその施策というのを対応していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後の時計で16時40分まで休憩といたします。

午後4時30分休憩

.....

午後4時40分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序7、12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 先ほど、観光課長より、昨年9月よりは短期の間で観光客がふえたと言われましたけども、私が思うに、これは雪が少なかったことが貢献しているのではないかと、そのように感じます。津和野の観光は根本的に衰退しており、特に経済面においては大きく後退しております。民間人はそれを肌で感じております。津和野町にとって観光は町の存亡をかけたもんですので、私はいろいろな角度から取り上げてまいりたいと思います。

19年度の施政方針で町長は観光の振興について、観光客に津和野に来ていただくためにはどうしたらよいかということと、津和野を訪れた方々に満足していただくにはどうしたらよいかという2つの視点

を挙げておられます。今回、私は前者のどうしたら観光客に来ていただけるかについて考えてみたいと思います。

思い起こすに、昭和50年に入ったころ、津和野の名前が突然マスコミに載りました。日本全国に知れ渡り、昭和54年の観光客は150万人に達したと言われております。しかし、やがて海外旅行ブームが始まり、観光形態が大きく変わり始めると、津和野への観光客は減り、今はピークの半分になっております。

ところで、どうしたら観光客に来てもらえるのか、外へ向けて津和野をどのようにアピールするのか、それが今の一番の課題です。実に大胆な発想ではありますが、私は今、津和野につけられております小京都のレッテルをそこから脱却するということを提言したいと思っております。実に大胆なことではありますけれども、今一度このことを考えていただきたい。

私事ですけれども、この問題提起を出すにあたりまして、前置きをちょっとつけ加えておきますが、私は学生時代の4年間、京都で過ごしました。その後、京都の旅行代理店でプロとして京都を見続けてまいりました。家内は京都人ですので京都の気質は肌で感じております。もちろん、私はこよなく京都を愛しております。そのことを踏ま

えてあえて申し上げます。

小京都津和野というところからの脱却、その理由の第1は、昭和50年当時、日本は高度成長の真っ只中で都会の空気は煤煙で汚れ、人々は仕事に疲れ果てておりました。日本の人々は心のいやしを求めてその中において小京都ブームが起こりました。さらに、新幹線が博多まで延び、新幹線を成功させるために国の政策として津和野、萩、秋芳洞のコースが小京都の名のもとに組み立てられたのです。あれから30年経ちました。小京都ブームが起こった当時とは日本の時代背景が変わり、それに伴って人々が観光地を選択する基準ががらりと変わりました。小京都のインパクトが薄れたからです。

第2の理由は、本家本元の京都は常に変化しているということです。先日、山陰中央新報で京都の特集を何回かにわたって組んでおりました。内容は京都の観光客は4,000万人をピークに減少に転じた。観光産業の再構築に躍起になっている新たな観光客を求めて変わらなければならないと書かれております。この模索は何も今始まったものではなくて、私が京都におりました昭和50年ごろも同じように変わらなければならないと言われておりました。京都が世界的観光地として存在し続けられたのは、京都が常に飛びつきり新しい形を追い

求めてきたからにはほかありません。

さらに、紙面は続きました。京都の知名度でそこそこ、私は先ほど4,000万人と申しましたが、そこそこ集客ができるとあぐらをかいてきたことは否めない。天下の京都がこのように変わってきているのです。

そして、第3の理由は、日原の観光資源である高津川や天文台、安蔵寺山は日原が今日まで築いてきた歴史と思い入れがあるはずです。小京都でくくるには無理があります。私は、極論的な発言をしましたが、これをもとに喧々諤々と議論することがぜひ必要だ、そのように思います。一番まずいのは、もうどうでもいいや、そう思われることだと思います。

以上からして、減少し続ける観光客に歯どめをかけるために町として行政としての大きな役割は、時代の流れをつかみ、津和野と日原に共通するキャッチフレーズを組み立て、観光津和野の方向性を示すべきだと、そのように考えております。

この考え方に対して、行政はどのように思われるか、かなり根本的な問題ではありますが、ここをしっかりと抑えていただきたい、そのように感じて質問をいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 12番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、山陰の小京都という、その前に1件だけでございますけれども、まあ最近、観光客がふえてきたという状況にあるけれども、それは天気がよかったからだということでもありますけれども、天気がよければやはり多くの方々が訪れてくださるということ自体、私は非常にありがたいことであると。天気がよかろうが悪かろうがだれも見向きもしないというような町になってはならないと、このように考えておるところでございます。

山陰の小京都という津和野のキャッチフレーズとも言えるこの呼称を考えなおしてはどうかの御提言でございますが、私はそのようには考えておらないわけでありまして、長い時間をかけて培われ、あるいは育まれてきたこの呼称は広く内外の方々の心の中に定着をいたしているわけございまして、先にこの古都保存法施行40周年というのを記念をされまして、美しい日本の歴史的風土100選というこの選びがあったわけでありまして、県内から松江市の松江城と城下町の街並み、あるいは田和山遺跡、そして大田市のこの石見銀山跡、そして我が津和野の城下町、津和野の街並みが選ばれているところであ

ります。

特にこの選考の過程の中で、津和野の町並みは武家屋敷、森鷗外旧宅など掘割、河川、山並みの調和により、古都の赴きがあると高く評価をされておるわけであります。で、少し古くから津和野は本当の京都につくればごくごく小さい町でありますけれども、先人は青野山を比叡山に見立て、あるいは錦川、津和野川を加茂川に見立てると、そうしたこの思いで自らを小京都と、地形的にも環境的にも称してきたわけであります。

もちろんこの御承知のとおりはこの気候、盆地でありますので気候であるとか、さらには地名の中にも極めて京都と同じ地名等がございます。例えば祇園丁であるとか、あるいは円山公園であるとか、さらには鳴滝であるとか桂川であるとか弥栄神社であるとかといったようなこの往路小路が非常に京都に似通っているということもありまして、あえて山陰の小京都ということネーミングとして売り出したわけであります。

その中には、もちろん、既に親元も京都では絶えた鷺舞も今日継承されているというような状況にあるわけがございます。

したがいまして、くどいようでございますけれども、私は御提言い

かがかなという気がいたしているわけですが、もちろん合併によりまして、御指摘もありましたように、町が大きくなりました。その守備範囲も広がってきたわけであります。この日原地域にも素晴らしい自然を含めた観光資源というもんがあるわけでありますので、そうした新しいものをさらに加えていくということは非常に重要であろうというふうに思っております、今後、取り組まなければならない大きな課題であるというふうには考えておるわけであります。

重ねて申し上げるようでございますけれども、多くの方々に愛され、親しまれております小京都津和野という愛称をことさらに捨て去る必然性はないと、このように考えておるところでございます。

当面、取り組みをしまっておりましては、担当課長の思いもございまして、課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） お答えをいたしたいと思っております。

本町には歴史、文化、自然、町並み景観といった豊富な観光資源がございまして、こうした資源を生かしているかどうか、このことがいつも課題となっているところであります。そうしたことから、町の

観光振興協議会でも協議を進めているわけですが、津和野に来ていただくにはどうしたらよいか、津和野を訪れた方々に満足していただくにはどのようにしたらよいかについて、官民一体となった取り組みを実行していくことを意思統一しているところでございます。

現在までの具体的活動につきましては、町長施政方針の中で述べておりますので省かせていただきますが、町の中の人々が同じ思いを持って動きを出していくことが、今一番求められていることではないかと考えております。その一つに、若い方々の純粋な意見や人的パワーを取り上げていくために観光について語る会を設けております。今後この会を重要な位置づけとしてまいりたいというふうに考えております。

そして、町民が揃って町を訪れていただいた方々を心から大切に、やさしく受け入れることができる町づくり、このことが来ていただいた方々から津和野へ行ってよかった、また来たいという感じを持っていただけるのではないかと考えているところでございます。

訪れていただいた方々が歴史と文化の町津和野を第2のふるさととと思っていただけるように、今後も全力を尽くしたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 今、町長が言われた小京都というのは大事にしたい。私は、先ほどこの中で言いましたように、ここなんですよね。こうやってお互いに議論をし合う、新しいものと今守るべきものとを議論し合うということがいかに重要か。今、小京都の、課長も言われましたように、いいところというのが浮き彫りにされてきた、これが一番重要なことだと私は思っているんです。私が京都におって一番やっぱり感じたのは、京都というところは、皆さん御存じのように京都タワーであれ京都駅であれ地下鉄であれ、必ずまちを二分して、喧々諤々という議論をやってきました。だから、若い人たちは、あるいは革新的な人たちは否定するという形で言ってきました。これがあの京都のパワーを生み出したと、そういうことなんです。

ですから、私は小京都をじゃあ消しましょうという極論の中で問題提起したと、その理由は、こうして皆さんがもう一度津和野を見直してみようと、これがなくなったらずるずるずるずると小京都という名前に溺れてしまって、あるいは埋没してしまう、それがやっぱり一番怖い。で、この中で新しい文化をまたつくっていく、これをぜひ今後も、それこそ二分しながらやっていきたいと、そのように考えており

ます。

次にまいります。まもなくCATVのケーブルが津和野町全域に張り巡らされます。条例に書かれておりますCATVの設立の趣旨は、住民に各種情報を提供することにより、町民の福祉、生活、文化、教育の向上及び産業の振興うんぬんを図るとなっています。今は主として役場の各課からのお知らせを流しております。もちろんこれも各分野の向上と振興には大切なものです。ただ、福祉をもっと充実させるためには、専門である福祉関係者からのメッセージを直接町民に伝えた方が説得力があると思います。生活においては、生活関係者、文化、教育もしかりです。

今回、私は商工業の振興についての利用促進を訴えてまいりたいと思います。近年、周辺地域との競争が大変激しくなり、じり貧の一途です。商品の価格やボリュームにおいては勝ち目がありません。もし対抗できるとしたなら便利という言葉です。いわゆるコンビニエンス、コンビニエンスストアというのがたくさんできておりますけれども、そのためにはお客様にいかに早く情報が伝えられるかです。

例えば、生ビールを始めましたとか、きょうからセールスです、セールスです、そういうようなことです。

画像に関してはパソコンでつくったものに少し手を加えれば対応できそうですので、各分野に放送の時間枠を提供して、そこに責任を持ってもらってはいかがでしょうか。費用や時間などの詳しいことは行政内部だけではなくて、行政と議会と民間とでなる検討委員会をつくって協議していったらいかがでしょうか。

とにかくCATVをもっと町づくりに利用して、総事業費22億3,000万円を生かしてまいりましょう。町の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 大変貴重な御質問、ありがたく承りました。

それでは、概略について申し上げます。ケーブルテレビの運営につきましては、皆様方からいただく使用料金で賄うのが原則となっております。現在、この運営に当たりましては番組審議会の意見を聞きながら町内各課から選任しております情報化検討委員により、毎月です、毎月末、放映計画を話し合っております。

御質問のように、映像と伴う情報の伝達は非常に高価が高く、これらの有効利用による町づくりを本格的に考えていく必要があると考え

ています。

商工業の振興に関してでございますが、今行われています商用のテロップ放送につきましては、商工会より動画での放映の要望が出されておりますので、できるだけ早く対応をしていきたいと考えております。

全体的な商工業の振興につきましては、担当課との話し合いを持っていただき、予防に応じた対応を進めてまいりたいと考えていますが、個別な営業活動につきましてはテロップ放送によらざるを得ないと考えています。

放送の技術的なことにつきましては、現有施設で対応可能な範囲のサービスを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、サービスエリアが広がり、使用料金もふえてまいりますので、幅広い意見を聞きながら一步一步期待に沿えるような独自放送を手がけてまいりたいと思います。

情報化検討委員会の中で話し合われている内容につきましては、御質問のように、先ほど福祉分野なら福祉分野の方のそういう担当が出て、ひとつ皆様方にわかりよいようなことを考えてみたらどうかというようなことございました。これにつきましては町内である課題が

ございまして、情報化検討委員会ではその担当課でその分野の構想を担当者の気持ちを込めて、住民の皆様方にわかりやすく、ひとつ一步一步踏み出してみようというようなことも話し合われております。

それから、運営にかかりましてですが、単なる町内のみでなく、まあ場合によっては議会の皆様方とこの情報化検討委員会というのも、実は今のケーブルテレビのみならず広報誌の発行計画についても毎年話し合いが持たれております。私の希望とすれば議会の皆様方も広報委員会を組織されております。余り堅苦しい話ではなく、ざっくばらんな意見交換等から入っていただいて、どのような今後の活用の仕方が望ましいのか、これもスタッフやら経費の問題がございますので、一概にすぐこうこうこうこうこういうことになるというものではございませんが、あれだけの施設に巨費を投じて整備した情報通信網が友好的に活躍されることが望ましいものと考えております。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） そうしますと、情報企画課を窓口として最初の話し合いというか、骨子づくりとかをすると、ちょっと窓口がわからないと私もちょっとあれなんでいかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 今ここで必ずそうということでは
ございませんが、とりあえず3月末の情報化検討委員会で議員さんの
方からこういうような質問があったということを申し添えて、今後、
どのような方向で進めてまいればいいのかということを提案してみたい
と、こう思っております。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 期待しておりますので、ぜひよろ
しくをお願いします。

それで、このシステムはですね、町外に対して、今は町内だけの
話、この津和野町内だけの話というふうになってますけれども、こう
いうシステムを持つ町というのはすごいねというのが、この益田の方
からとかほかのところからも聞こえてまいりますので、積極的にPR
をして、こんないいシステムがあるんだから津和野に住んでください
というようなことを、機会があるごとに訴えていっていただければ、
定住対策にもつながるんじゃないかと、そのように思います。

最後になりますけれども、日本国民全体にかかわる法律というの
は、六法全書という本に書かれております。書かれてる内容を議論し
てかえるのが国会であることは皆さん御存じだと思います。ただ、こ

れを読みこなせるのはほんの一部の人です。ところが、今はこれをパソコンのホームページで見ることができるようになりました。どこに何が書いてあるのか、簡単に探し出せます。一番いいのは文字の大きさを自由に変えられる、そういうことです。しかも、わからないことがあればホームページに組み込んであるメールで各省庁に直接尋ねることもできます。私も何度か利用させていただきました。

六法全書は日本国全体に共通する法律ですが、全国の市町村にはその町だけにしか必要のない取り決めがあります。それが条例というものです。条例には津和野町の決め事が細かく書かれております。例えば、一時保育の利用料とか介護保険料、さらに各種の申込書も載せられているので、印刷すれば簡単に書けます。

ところがこの分厚い本を、ここにありますが、これだけの本を一般の町民が持っていることはありません。書かれた内容を実際に見ることはほとんどありません。情報公開とか知る権利とかいう仰々しいものではなくて、これまで町民がうわさや思惑で理解していたこともはっきりわかります。町民と行政とが正確な資料を持つということでは官民一体ということの第一歩ではないでしょうか。

そこで、この条例を六法全書と同じようにホームページで簡単に見

ることができるようにしてほしいものです。

役場内部では全職員が見られるようになっているので、広報誌にパソコンで言うファイルをつけかえればそれで済みます。技術的にも金銭的にもそれほど難しくはないはずです。CD、CD-ROMにおとして、せめて議員に配付するということにはできないものでしょうか。CD-ROMはちなみに80円ぐらいで買えますが、いかがなものでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それではお答えしたいと思います。

先ほど、議員さん実函を持って御紹介されましたが、そのとおりで、町の条例や例規集は分厚い、津和野町例規集という書籍にまとめて、役場内の各課、または町内の各施設、それから全議員さんにも、それから一般の方用としては図書館に配置をしてどなたでも御利用できるようにはしております。

また、役場庁舎内の情報系のパソコンに限定した形ではありますが、現在でも電子媒体として利用できるようにして、職員はこれを利用しております。

御質問はこれを町のホームページを活用するなどして、インターネット上でだれでも手軽に見ることができるようにしたらどうかとの御提言と理解をします。これにつきましては、新年度予算の要求段階において実は内部検討をしたところではあります。厳しい財政状況の中で、技術的にはつけかえれば済むわけですが、金銭的にはこれ安いかどうかは感じ方とは思いますが、年間に新たに20万円ばかりの費用が発生はいたしますので、今回は厳しい予算の中、見送ることといたしました。

しかしながら、町民の皆さんからの要望が強いようであれば、またそのCD-ROMにして議員さんにお配りしてはという提言もいただきましたので、そのことも議員さんの要望が強いようであれば、再度、検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 全員の議員さんにお聞きしたわけではございませんけども、できるだけ早くなるようにしていただければ幸いです。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 以上で、12番、道信俊昭君の質問を終わ

ります。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさまでございました。

午後5時18分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 年 月 日 議 長 副 議 長 署名議員 署名議員

員

平成 19 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録

(第 3 日)

平成 19 年 3 月

13 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 19 年 3 月 13 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 7 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 4 町長提出第 8 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 5 町長提出第 9 号議案 島根県市町村総合事務組合の規約
の変更について

日程第 6 町長提出第 10 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合
規約の変更について

日程第 7 町長提出第 11 号議案 地方自治法の一部を改正する法

律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合規約の変更について

日程第 8 町長提出第 12 号議案 地方自治法の一部を改正する法

律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について

日程第 9 町長提出第 13 号議案 地方自治法の一部を改正する法

律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更について

日程第 10 総務常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 11 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 12 町長提出第 14 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計
補正予算（第
4 号）

日程第 13 町長提出第 15 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 14 町長提出第 16 号議案 平成 18 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 町長提出第 17 号議案 平成 18 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 16 町長提出第 18 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正予算（第 6 号）

日程第 17 町長提出第 19 号議案 平成 18 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 18 町長提出第 20 号議案 平成 18 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 7 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 4 町長提出第 8 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 5 町長提出第 9 号議案 島根県市町村総合事務組合の規約の変更について

日程第 6 町長提出第 10 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第 7 町長提出第 11 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合規約の変更について

日程第 8 町長提出第 12 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について

日程第 9 町長提出第 13 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更について

日程第 10 総務常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 11 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 12 町長提出第 14 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 13 町長提出第 15 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 14 町長提出第 16 号議案 平成 18 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 町長提出第 17 号議案 平成 18 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 16 町長提出第 18 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）

日程第 17 町長提出第 19 号議案 平成 18 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 18 町長提出第 20 号議案 平成 18 年度津和野町奨学基金

特別会計補正予算（第2号）

出席議員（18名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

5番 平野 均君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 助役 ……………

松浦 秀信君

助役 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 数弘君

参事 …………… 水津 正君 総務住民課長 ……………

山岡 浩二君

行財政対策課長 …………… 斎藤 誠君 情報企画課長 ……………

大庭 義弘君

健康福祉課長 …………… 長嶺 常盤君 商工観光課長 ……………

右田 基司君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

長嶺 雄二君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

坂根 敏夫君

教育次長 …………… 水津 良則君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお出かけいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、16番、村上英喜君、17番、藤井貴久男君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き順次発言を許します。発言順序8、4番、青木克弥君。

○議員（４番 青木 克弥君） 通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、施政方針についてお伺いをいたします。町長の施政方針で、大変事細かく、多方面にわたって述べられておりまして、そのことについて敬意を表したいというぐあいに思います。

前段、現状認識が述べられておりまして、基本的な町政への考え方が述べられております。その中で基本的なものの考え方について少しお尋ねをいたしたいと思います。

現状認識の中では、所々の現状の影響を行っておる国の施策等のことが書いてございます——お話になってございますが、その点につきましては、そのとおりだろうというぐあいに私も思っておりますが、事ここに至って、今一番大きな危機が訪れようとしておる財政の問題でございますが、それは、今、町村の合併が全国で進んでまいりまして、どこの地域、どこの市町村も大変に困っているということは既に周知のとおりでございますけれども、何がそれじゃ一体そうさせたのかという現状の認識の中で、私は、合併が進むことによって、本来、国、県、それぞれが行わなければならない所々の行政事務といったものがすべて末端である市町村の方へ権限移譲あるいは三位一体の改革

の名のもとに下げられていく。そうすることによって、下げられておる市町村につきましては、それがそのまま行政をやることができなくて、おのずと広域で物事を取り組まなければならないというような、そういうような状態に追い込まれておるとというのが一番大きな原因だろうというぐあいに思います。

本町におきましても、いろいろな面で広域の事務組合をつくったり、あるいは広域でごみの問題でありますとか、救急の問題でありますとか、そういったことに取り組んでおりますけれども、それらはすべて市町村のそれぞれの持ち出しの中でやっております。ということは、本来、行政がその単独で行わなければならないことができなくなっておる。つまり、行政の本質が少しずつ変わってきておるんじゃないかというぐあいに思っておるところでございますが、そういった面で、その上に今現在、一番問題となっております健康保険の問題でありますとか、あるいは介護保険、そういうようないろいろな事業が弱者にしわ寄せ加えた、そういうような影響の中で、まして、年金の改悪等々がその将来の不安材料を提供しているというのが現状だろうというぐあいに思います。

そういった現状の認識の中で、町長はこの本町の現在に置かれてお

る課題を四つ述べられてございます。一つは、——五つ述べられてございますが、安心して暮らせる町づくりのために、健康福祉医療対策が急務である。2番目に、経済基盤の確立をするために、観光や農村の、あるいは農業振興、そういうような対策が必要である。3番目に、生活関連の社会基盤の整備をしなければいけないということで、道路でありますとか、下水道の整備を急がなければならない。そしてまた、心豊かで文化的な暮らしを進めるために、教育文化の振興をしなければなりません。最後に、地域の高度情報化といったものを実現するための施策を展開しなければならず、そういう四つの課題を述べられてございます。その課題に基づいて19年度の予算方針、予算を編成するために、基本的なものの考え方を四つに分けて述べられました。

一つは、行財政改革大綱の実施と。それに基づいて各種事業補助金等の見直し。それから、2番目に、本当に必要な事業の確実な実施と町民参画の地域づくりに向けた取り組み。それから、3番目に、予算を執行する、配分をする、その中では、枠配分をやるということで、その枠配分の中では、施策の選択と集中ということが述べられてございます。そしてまた、4番目には、歳出を効率化するためには、緊急

多様な課題への対応を効率的にしなければならないというぐあいに述べられております。

がしかし、そういうぐあいに述べられておりますけれども、それじゃ一体19年度はそれぞれの課題が述べられた中で、一体何が最も重要で、19年度については、何をどうしようとされておるのか。そのことについてお伺いをしたいというぐあいに思います。

2番目には、予算は、枠配分で行うということが基本的に決められた上でやられておりますけれども、3番目の基本方針の中で述べられております施策の選択と集中ということは、何を選択をし、何を集中化されておるのか。そのことが予算の中にどう配分枠の中でされているのかということについて、まず二つお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

4番議員さんの御質問にお答えいたしたいと思いますが、施政方針の中から、特に、施策についての御質問でございました。御質問の中にもありましたように、大きく分けて五つの問題点をとらえておるわけではありますが、その問題点をさらに四つの観点から述べさせていた

だきました。

そこで、具体的にはどういうことを、そうは言いながらも予算に反映し、施策として実行しようとしておるのかということでございまして、大きく分けまして、やはり、私は、この産業振興、経済基盤となります農業、そして、商工観光、これに対しての取り組みがやはり大事であるというふうに考えておりますし、それから、その次には、やはり何と言っても、少子高齢化の非常に進んでいる時代でありますので、この医療福祉、この対策が重要であるというふうに考えております。

そして、昨日からの他の議員さんの御質問にもお答えしておりますように、やはり定住対策等の関係もございまして、生活関連基盤の整備ということは、当然のことながら必要でございますけれども、言葉で表現するとすれば、やはり経済基盤になる産業の振興であるし、それから、最も身近な住民生活の医療福祉対策、こういうことであろうというふうにとらえておるわけであります。

じゃ、予算的にどうこの具体化しておるかということでございまして、これは、後ほどまた19年度の予算についてはつぶさに御審査をいただくわけありますので、その中で御説明も申し上げたいし、ま

た、御意見もいただいてまいらなきゃならないと思っておりますけれども、極めて絞ったことになりますけれども、例えば、既に申し上げておりますように、産業振興の中では、基幹的な産業である農林業振興等については、非常に担い手不足で後継者が心配されておる時期でございますので、この支援センターを立ち上げて、県やJAさんとも一緒になって振興策を図っていこうと。一例でございますけれども、そういうことを考えておるわけであります。

医療福祉対策につきましては、医療につきましては、既に議論がなされておるところでございますが、何としても共存病院を中心にした地域の医療を守っていかんやいけないということでございますし、それから、福祉も関連いたしてまいるわけでありますけれども、高齢化が進んでまいりまして、介護を要するこの方々というのは日に日にふえておるといふような状況でもございますので、これに関連したこの対応策、これらを重点的に取り上げ、また取り組んでいきたいと、こういうふうに考えておるわけであります。

雑駁なお答えでおわかりにくい面があるかと思っておりますけれども、現状そのように考えて取り組みをさせていただきたいと、このように思っておりますのでございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） ただいまその課題の中で取り組むべき大きな点が三つ述べられたというぐあいに思いますが、確かに一番大事なのは、やはり何と申しまして、我々の暮らしをどう守っていくかというような視点が一番大事だろうというぐあいに思います。加えて、今現在、昨日もいろいろ問題になっております地域医療の問題につきましても、大変に今大きな課題を含めながら前に進もうといたしておるところでございますので、そういった面では今町長が説明になられましたことを大変にそうであろうというぐあいに私も認識をするところでございます。

がしかし、その基本方針の最後の段階のところに至って、今年のような基本的なものの考え方を何に基づいて行うかというようなことの表現の中に、総合振興計画を今策定中でございますけれども、その総合振興計画を基軸に、それで、一步ずつ進めていくんだというぐあいに書かれてございます。

がしかし、今策定中である振興計画でございますので、それが本来なら前面に出て、振興計画そのものがこういう方向でこういうものを基軸にやっていくということが本来なら出なければならないというぐ

あいには思うわけでございます。

そういった意味でちょっと残念には思うわけでございますけれども、今述べられましたことについて少し、もう少し掘り下げて考えていただきたいというぐあいには思うところがございます。

それは、現在の状況が最も大事な影響の中では、少子高齢化といった問題が一番大きな影響を受けるというぐあいには思いますけれども、これはもう避けて通れない現状でございます。そして、避けて通れない方向性だろうというぐあいには思います。したがって、いろいろなものを進めていく上で、ある程度の覚悟を決めなければならないんだろうというぐあいには考えておるところでございます。

定住対策にしましても、いろいろな生活基盤を整備するにいたしましても、限られた予算の中で、そういうことを遂行していくわけでございますが、しかし、ここ個々に至っては、どこまで下がるのかと。どこまで下がったとき、つまり最悪のストーリーは何なのかといったところの覚悟が必要だろうというぐあいには思います。そういった意味で、その覚悟を決めながら、着実にそのときになったときに一番大事なものを忘れないように施策を進めていくということが大事だろうというぐあいには思います。

今、町長が述べられました、いわゆる生活基盤の整備等々にも述べられておりますけれども、残念ながら、本町におきましては、まだ、掛け水で生活をしなければならない地域がたくさんございます。そしてまた、高齢化が進んでいく中で、その水を飲む、その水を自分たちが悪い足を引っ張りながら整備をしなければならない地域といったものがございます。

定住対策に、昨日も同僚議員が質問いたしておりましたけれども、住宅の問題にいたしましても、そのときに至って住宅を整備するのは間に合わんわけでございますから、つまり住宅に対する大きないわゆるマスタープランといったものが必要だろうというぐあいに思います。

加えて、全体を管理する、いわゆる危機管理体制といったものの確立といったものを今力を蓄えながら整備しておくということが非常に大事だろうというぐあいに思います。特に、水の問題につきましては、当然、水量の問題でありますとか、水質の問題ていうのは、1年や2年でできるわけではありませんので、そういった面で我慢をしながら、少しずつそういうようなきちっとした進め方をすることが今こそ必要ではないだろうかというぐあいに思います。そういった面でも

う一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） まず、御指摘ございました本来であります
と、町の行政施策の指針となります総合振興計画が既に完成をしてお
りまして、それに基づいてこの事業計画あるいは予算づけをしていく
というのが至当なことでありますけれども、若干の点を除きまして、
ようやく今この基本的な事項について審議会にお諮りをしておるとい
う段階で申しわけなく思っておりますが、ただ、そうは言いまして
も、既にこの合併協議の中で英知を結集して策定されました新町の建
設計画という、次に言う上位計画があるわけではありますが、それを受
けまして、これまた既に議会の議決もいただき、県等の承認も得てお
ります過疎地域の自立振興計画というものがございます。これらをも
とにいたしまして、現在のこの施策というのは、大なり小なり計画を
し、この予算化もしてきておるといふ状況でございますので、一点御
理解をいただきたいと、このように考えております。

それから、るるこの御意見がございました。一々ごもっともな御意
見であるというふうを受けとめさせていただいたわけではありますが、
何としても、この全体の状況から見て、一人本町だけが非常にこの人

口減少が激しいということだけではありませんけれども、しかし、前回の国勢調査等の結果を見ますと、県下で2番目に減少率の高い、そういう現象があるわけでありまして、そうしたことも踏まえまして、一人でも多くの人に定住をしていただきたいという思いがお互いに強いわけでありまして、そうすると、この定住のための条件と申しますか、まずは生活基盤の整備が何と申しても大事であるというふうにご考慮しております。

御意見ございましたように、そのためには、もちろんこの生活道の整備とかいったようなものも大事でありますけれども、それ以上に、日々のごく身近な生活、お話にありましたように、この水道の完備と申したようなことは、本当に大事な事項であるわけでありまして、これらにつきましては、これまた御承知のとおり、厳しい財政状況の中ではありますけれども、現在、津和野、日原両地区におきましても、簡易水道を積極的に整備をさせていただいておりますので、今後におきましてもまだ未普及地域というものが健在しておりますので、これらについても何とかひとつ県や国の力も借りながら整備を進めてまいらなさいけないと、このように考えて担当課の方でも既にそうした思いで準備を進めているというような状況であるわけであり

ます。下水道の整備についても同様であるわけであります。

それから、このお話ししました住宅につきましても、住宅につきましても、御承知のとおり、マスタープランを策定をいたしておるわけでありまして、これらの計画に基づいてやはり進めていかなきゃということで、今年も——今年といたしますけれども、19年度の予算の中にも住宅の建設についてはお願いを申し上げておるというふうな状況でございますし、そしてまた、昨日も御質問の中にもありましたけれども、今、この地域、集落によっては少子化対策を含めて、この住宅というものの非常に大事であるということで、お父さん、お母さん方からも強い要望を受けとる地域も集落もございます。そういう思いに対しては、何としましてもこたえていかなきゃいけないということで、取り組みもさせて今いただいておりますというふうな状況でございます。そうしたもろもろのことを進めていくことによって、やはりこの町という存在感が見えてくると、そういうものであろうというふうに思っております。また、それが見えることによって町民の皆さん方が、やはり夢と希望を持ってこの町で過ごしていただけることになるんではなかろうかなというふうにも考えておるわけであります。

御指摘ございました、御意見ございました一言一言、ごもったもな

ことであるというふうに思って、しっかり受けとめて今後の行政に生かしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 大変力強いお言葉をいただきました。それぞれのところでしっかりお互いに進めていく覚悟を決めなきゃならないというぐあいに思います。

次の質問に移ります。次の質問事項でございますが、6月の定例会から12月の定例会にわたった私の一般質問の中で幾つかの問題について質問をさせていただきたいと思えます。

その中で、それぞれの項目につきまして各課の答弁をいただきたいというぐあいに考えておるところでございますが、その中で六つの事項について説明をいただければというぐあいに思います。

一つは、総合振興計画でございますが、これは、6月にも9月にも質問したところでございますけれども、その中で課題として、問題点として重要なことが述べられてございます。つまり、旧町の相互理解といったものが——旧町間の相互理解といったものが計画の優劣を決めてない重要な課題であるというぐあいに述べられてございます。したがって、それらが大きな課題となるために、住民団体との話し合い

をしっかりと進めなければならないということが述べられてございますが、そういうことがどういうぐあいに行われたのか、お尋ねをしたいと思います。

2番目に、地域防災計画でございますが、地域防災計画につきましては、それぞれの町村あるいは県を含めてそれぞれの年度にこの防災計画をつくり直すわけでございますけれども、現在、本町におきましても、旧日原、津和野の防災計画を合体した新しい計画を策定中だというぐあいにお話になっておりまして、その策定がいつになり、どうということに主眼が置かれたのかといったことについてお尋ねをしたいと思います。

3番目には、文化的な面でございますけれども、その一つの事業でございます伝統的建造物群保存事業を導入したらどうかということについて、今後部内で十分検討して対応したいというぐあいに述べられました。その点についてどのような検討をされて今結果がどうなったのかといったことについてお尋ねをしたいと思います。

4番目には、再三お尋ねをいたしておりますが、負担金、補助金の削減については、それぞれのところで検討し、あるいは合併協議会の中でもいろいろの問題点があったし、あるいは、行財政改革の中でも

検討項目ということで上がってございますけれども、現在、どういうぐあいに検討をされ、どういうぐあいに削減をされたのかということについてお尋ねをしたいと思います。

5番目には、19年度の予算編成における基本的な考え方あるいは枠配分のものの考え方の中で、それぞれの各課の創意工夫が大事だということが述べられておまして、具体的には人件費の削減でありますとか、あるいは普通建設事業の削減といったものを、各課での創意工夫によってやっていくんだというぐあいに述べられておりますが、各課の創意工夫といったものは何なのかといったことについてお尋ねをしたいと思います。

最後に、観光関係でございますが、それぞれのイベントの問題について、それぞれ話し合っってイベントの行事が決められたらどうかという質問について、今後、関係の方々と相談しながら進めていきたいというぐあいに答えておられます。その結果についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、総合振興計画についてお答えします。

総合振興計画につきましては、昨年の11月10日に審議会を開き、計画の構成について了承をいただいたところであります。なお、その際に、計画的計画策定に係る町内視察を行いました。その後、17日には庁内計画策定委員会を開き、それぞれの担当を決め、現況と課題についてまとめることとし、1月12日と2月2日の2回にわたり話し合いを行い、3月6日には第2回目の総合振興計画審議会を開き、基本構想と計画に係る現況と課題について本格的な審議に入っております。

今後は、方向と目標について全職員の提案を募るなど審議会審議との密接な連携を図りながら、幅広い議論を展開し、9月議会に議案提出ができるよう努めてまいりたいと考えています。

御質問の旧町の相互理解でございますが、これは、今、先ほど申しましたように、現況と課題について——旧町の現況と課題についていろいろな意見を聞き、調整を図っている段階でございます。住民との話し合いでございますが、いわゆる現況と課題について各課でそれぞれまとめていただきました。今後、その課題と現況の裏返しは方向と目標になるわけですが、その方向と目標についてこれから各課に所属する、いわゆる住民団体等々の組織との話し合いを進めながら計画の

策定を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、地域防災計画の進捗状況についてお答えいたします。

津和野町地域防災計画の策定作業は、最終段階に入っております。

2月末までに防災基礎調査、上位計画や旧両町防災計画とのすり合せを終え、計画素案の第1版を作成し、それをもとにした各課のヒアリングを終了しております。今月中には、関係団体のヒアリングを実施し、そこで出された意見等を素案の修正に反映させることにしております。

当初は、年度内に策定を終了する予定でしたが、ヒアリング日程や県への協議などの関係で日程に若干のおくれが出ましたので、町民の生命・財産にかかわる重要な計画でありますだけに策定には慎重を期すべきであると判断しまして、先日の補正予算において策定予算の一部次年度への繰り越しをお願いいたしております。

年度明け以降の予定としましては、4月上旬から県との協議に入り、出水期を迎える前の6月中旬にはすべての策定作業を終えること

にしております。

なお、計画策定の成果物としましては、「津和野町地域防災計画」、これは風水害対策編と震災編の二つになります——のほか「防災のしおり」、これは町民に向けたパンフレットを予定しております。さらに、「職員初動マニュアル」という職員がいかに対応するかというマニュアルの作成も予定をしております。

また、計画内容の周知徹底のため防災会議を開催、これは当然のことです。また、自治会や囑託員さん等への説明会を開催、それから、職員初動マニュアルを使用した職員研修会の実施など計画の周知徹底についても計画をしております。

それから、計画策定における主眼ということでお尋ねでありましたが、単なる旧両町の防災計画の合体ではなくて、あくまで新しい町にふさわしい計画をつくることに意を注ぎました。

もう一つは、計画策定に当たっては、できるだけ多くのいろんな意見を集約できるような工夫をしたつもりであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、3点目の伝統的建造物群保存

事業のその後の状況でございますが、御答弁申し上げます。

本町の文化財保護のあり方につきましては、申し上げるまでもなく、既に協議会を初め町民の皆様方の深い御理解をいただき、多くの事業を現在も行っているわけでございます。

4番議員さんが前回御質問されました「伝統的建造物群保存事業の導入」につきましては、確かに歴史ある町並みを保存していくためにとても重要な制度であると認識をしております。この制度を含めた各種保存事業につきまして、国、県と協議しているわけでございます。

また、現在、町では御承知のように、「景観法」の策定に向けまして種々事務を進めておりますが、そのような制度と同様に、広く町民に理解をいただかなければならないと考えております。

文化財保存の事業について、町では新たに国の史跡である「津和野城跡」の追加指定を申請中ではありますが、これが認められれば、旧藩邸跡である嘉楽園一帯やリフトから蕪坂峠までの中世山城が国の史跡となるわけでございます。

今後も各種文化財の保存整備に向けて各種の事業を実施していかねばなりませんけれども、そのためには、その事業や制度に対して町民の理解と多額の事業費が必要となってくるわけでございます。

現在、「旧堀氏庭園」主屋の修復事業と、津和野城跡の整備事業を検討中であり、費用、人員等を含め多くの課題もあるわけですが、当面、史跡「津和野城跡」の史跡範囲に殿町の養老館跡の追加指定に向けての事務協議を進め、また、町並み形成の拠点となる木造建築物を「登録文化財制度」を利用した登録文化財に、また複合的に平成17年度から始めました「文化的景観保存制度」の活用も視野に入れた中で、「伝統的建造物群保存制度」についても、国、県等と十分に協議しながら対応していきたいと、このように考えております。

この伝統的建造物群保存でございますけれども、以前に調査を昭和61年調査を実施しております。しかしながら、その途中からかなり20年以上経過をしておりますし、また、いろいろと事業等の関係調整がございますので、それもあわせ検討して、さらに検討してまいりたいと、このように思っているわけでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、負担金、補助金の削減ということについてお答えを申し上げたいと思います。

負担金、補助金の削減につきましては、昨年9月の定例会において「行財政改革の中でも検討項目としているところでありますので、引き続き検討し、抑制に努めたい」とお答えをしております。

行財政改革実施計画書の中では、平成18年度に検討し、19年度から実施の予定というふうになっておりますが、今のところ、十分な検討がなされておられませんので、今後の検討事項ということになります。

しかしながら、検討結果が十分でないからということで、昨年どおりということにはまいりませんで、平成19年度の予算編成に当たりまして、補助費等は17.8%の減額で枠配分をいたしたところであります。法令外適正化審議会の結果は尊重しながらも、配分枠内でおさめるよう各課長に要請をいたしました。

さらに、査定時において単独補助事業については、特別な事情が認められない場合は、原則1割カットということにいたしました。結果的には、普通会計ベースで7億6,125万2,000円ということになりました。平成18年度当初予算の8億8,057万7,000円に対し13.6%、3月末予算が9億2,269万6,000円の予定でありますから、これに対し17.5%の減額となっております。

現段階におきましては、負担金補助金の必要性については担当課において判断して予算計上しておりますが、町全体での方針が必要であるというふうに考えておりまして、できる限り早い時期に方針決定をしたいというふうに考えております。

平成20年度には、財政的にさらに厳しさが増すことが予想されておりますので、引き続き抑制に努めてまいりたいと考えております。

それから、もう一点、5点目ではありますが、平成19年度予算編成における各課の創意工夫ということについてであります。

昨年度から実施しております予算編成に伴う枠配分方式は、歳入予測に対し歳出を枠内におさめるというふうなものであります。今年度までは全体的には、継続経費を削減するというふうな方法により調整をしているのが実情であります。しかし、この方法にも限界があり、来年度以降は新たな発想も必要になるかというふうに考えております。財政的に苦しくても、夢のある町づくりをしなければならないということで苦慮しているところであります。

行財政対策課といたしましては、過度の見積もりとならないよう的確な町税の予算化、交付金及び交付税等の予測、起債の抑制等適正な財源の確保に努力をいたしました。

総務住民課におきましては、委託業務の見直し、非常勤職員報酬の見直し、追録図書の見直し等のほか、交際費、通信運搬費、あるいは光熱水費の抑制など経常的経費全般にわたって一層の削減を徹底いたしております。

情報企画課におきましては、町広報、ホームページ等の広告収入対策等収入確保を図る一方、交通体系の見直し、CATV事業の充実等を計上しております。

健康福祉課におきましては、各種事業の見直しによる経費削減、負担金補助金の見直し、特に社会福祉協議会との関連において見直しを強化する一方、医療費削減に向け保健予防活動の充実、後期高齢者医療制度の導入、包括支援センター活動の充実等を計上しております。

農林課におきましては、各種補助金の見直し、地域営農推進対策の制度改正等により経費の削減を図る一方、農業担い手支援センターの新設、農地・水・環境保全向上対策の支援事業の導入等を計上しております。

商工観光課におきましては、全体的な経費の削減と効率的な経費配分を実施、「神楽と朝霧と幽玄の旅」の新設、観光協会の合併による組織強化、特色のある地域事業の継続等観光に対する地盤固めとなる

事業を計上しております。

建設課におきましては、道路維持業務の委託、ダンプの購入、事業計画見直しによる事業費の抑制等を行っております。

地籍調査課、環境生活課におきましては、事業計画の見直しによる事業費の抑制等を行っております。

教育委員会におきましては、補助金の削減、学校用務員の見直し、郷土館及び民俗資料館、歴史民俗資料館の冬季休館等を行い経費の削減を図っております。

その他、詳細につきましては、予算審査をいただく中で御説明をさせていただきますと存じます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） それでは、6番目のイベントの開催のあり方についてお答えを申し上げます。

このことにつきましては、8月15日の日原花火大会、津和野盆踊り大会についてのお答えをしておりますが、その後の状況についてお答えをいたします。

本年の両地区の夏祭りのあり方については、双方とも関係の方々の打ち合わせ会を持たせていただきまして協議を進めてきたところでご

ざいますが、その中でも昨年の反省を含めて相談をさせていただきました。

しかしながら、両地区とも歴史的背景もございまして、特に期日の変更については非常に難しいことであるなということを受けとめているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） それぞれの各課から答弁をいただきました。残念ながら検討し、それに対する結果といったものが出てないというのが現状だろうというぐあいだと思います。

総合振興計画に当たっては、検討するというぐあいに、6月、9月もお答えになっておられますが、これからまた住民の団体との話し合いをするという、そういうようなことでは大変物事が進まないのじゃないかというぐあいだと思いますし、それから、今伝統的建造物保存事業のことについても、この点については、その保存事業を導入するのかしないのか。そのどっちの方向性で検討するのかいったことを明確にさせていただきたいというぐあいだと思います。

それから、負担金、補助金の削減については、十分検討されていないということが答えられておりますが、検討されていないと言いながら、

行財政改革その基本大綱の中で述べられてございますけれども、改革の基本方針の中にその意識改革を進めるということが非常に大事だということが述べられておまして、前回は質問したというぐあいに思いますが、「危機意識と改革意欲を住民と行政が共有し」ということが書いてございます。それが一番大事だというぐあいに書いてございますけれども、一体危機感がどこにあるのかといったことが伺えるように思いますので、その点について、また新たな検討事項としてやられるようでございますけれども、予算そのものについては予算審議の中でやられるというぐあいに思いますが、来年度については、新たな発想のもとで町全体の方針も決めたいというぐあいに述べられておりますけれども、ぜひとも歳出面のカットだけではなくて、歳入をどうするかといった方向性の検討もぜひ進めておかなければならないというぐあいに思います。

そういった意味で、我々が今非常にいろんなところで厳しい、困ったと言っておるわけでございますけれども、やはりみずからが改革意識を持ち、危機感を共有するといったことが最も大事な時期だろうというぐあいに思います。その点について検討されるかございましたらお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 総合振興計画でございますが、住民団体との話し合いが遅いではないかということでございますが、いわゆる行政施策と住民あるいは住民組織で対応することについても総合振興計画の中に掲載するということになっております。現況の課題については、今まで各課で状況把握しているものをまとめていただいたということでございます。今後は、大体審議会等の審議が8月ぐらいになると思われませんが、それまでに全組織ということにはまいらないかもわかりませんが、ひとつ重点的な課題について、その組織で対応する部分についてはその団体等との話し合いを各課の所管事務として所掌していただいて、そのものを計画策定委員会も持ち寄っていただいて、総合振興計画の中で審議をするという予定にしております。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） 伝統的建造物群保存事業について、導入するのかもしれないのかという再度のお尋ねであったわけでございます。

このことは、文化財保護法の中で重要伝統的建造物群保存地区という、この保存地区を定めまして、その中における建造物等につきまして、その環境を保存するためにそれぞれ物件の管理修理集計等の事業

に入るというものでございます。

したがって、本町におきましては、昭和61年にこの調査をしているわけございまして、その後20年以上経過をしておりますので、新たな事業も進んでおりますし、周辺環境整備等の兼ね合いもございまして、この見直しについて一度検討、さらに進めて、その結果によって実施するかどうかということを図りたいというふうに思っております。

この事業をすとなれば、その関係する住民の皆さん方の理解、あるいは相当な予算も必要でございますので、それも含めまして集団的な見通しを立てて、それに検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 沖田助役。

○助役（沖田 修君） 負担金、補助金の削減について議員さん御指摘であります危機意識の行政と住民の共有と、こういう面は今後、津和野町の財政を見るとき最も大切なことであろうということを考えております。そうしたことでないと、ここ数年間の本町の財政を乗り切れないというふうな認識を持っております。

私どもも各集落で本町の財政の現状というのは、るる申しております。

すが、そういっりことを今後町としてしっかりとした方針を出しまして、そういった方針の中で個々に当たるのではなくて、そういった大きい方針の中で住民の方に御理解をいただくということが今後大切になってくるというふうに考えておりますので、町といたしましては、その大方針を早急につくりまして、住民に公開して御理解をいただくということが重要であろうかと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） それぞれの課から再度答弁いただきました。何と言っても行政は住民への対応が最も大事だろうというぐあいには思いますし、そしてまた、それがすべからく明るみに出るということも大事であるし、そして、それがある程度スピード感を持って物事は進めなければ何もならないというぐあいには思います。そういった意味でできるだけ検討するというのではなくて、即座に物事を進行させていただきたいというぐあいには思います。

次の質問に移ります。3番目に、地域経済構造分析についてお尋ねをいたします。

現在、国、県ともに非常に財政の厳しい中で、市町村に多くのしわ

寄せがまいております。そういった意味で、県は17年度、18年度2カ年において各地域で経済的な自立を促すための調査をいたしております。それがこの地域経済構造分析というものでございますけれども、その調査分析のことに基づいて将来的にその地域を自立をさせていくための支援をしていこうという材料をとるものでございますけれども、既に御案内のように、各圏域で調査が終了いたしまして、既に最終結果が出雲と浜田圏域については分析結果が出されてございますし、それぞれのところで報道をされてございます。

この益田圏域につきましては、今現在は中間報告という形で報告がなされておりまして、去る2月7日だったと思いますが、意見交換会等々が開かれておりまして、本町からも担当課長が出席しているやに聞いております。

何を聞きたいかと言いますと、この調査分析といったようなものが表に出てまいります。それは、つまり経済的な自立を促すというための材料でございますから、物事がそこで分析された結果がひとり歩きをするということが非常に危険性を持っておるということを指摘をしておきたいというぐあいに思います。

今、この中間報告を見ましたときに、その中にどういうことが指摘

をされておるかと言いますと、三つのことが指摘をされておりました、地域の雇用機会が維持できなくなるおそれがある、これが第1点。2番目には、公的サービスや公共インフラの提供、そういったことができなくなるんじゃないかというおそれがあると。3番目には、今、町長の施政方針の中にもございましたように、生活関連のインフラの利用率、今現在インフラが整備されておりますけれども、それぞれのところで。しかし、それが利用できなくなるんじゃないかということが指摘をされて、しております。この指摘をされた課題の中で、それぞれ圏域内の担当課長がそろって意見交換をしておりますけれども、残念ながら本町におきましても、観光サイドだけの意見が述べられておまして、この経済構造分析といったものは、地域全体の分析でございますから、そういった意味で観光についてはその中の意見交換会の内容につきましては、観光について積極的に本町の状況なり意見が述べられてございます。がしかし、今述べましたように、大きな目でのそういった意見を集約して施策に反映をしようとしておるわけでございますので、そういった面でどしどし現状をきちっと報告をし、現状を認識をしてもらうということが非常に大事だろうというぐあいに思います。そういった意味で、この経済構造分析そのもの

を今後どのように活用されようとしておるのか。そのために、どういうぐあいに提言をされようとしているのか。そのことについてお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） それでは、地域経済構造分析についてお答えを申し上げたいと思います。

このことにつきましては、1月の23日と2月7日の2日間、意見交換会が行われました。御質問のとおり、地域の経済的な自立に向けての方向性について意見を求められたわけですが、本町につきましては、主に今後の観光のあり方、現在実行してきている具体的内容について述べさせていただきました。

近年多くの観光客に訪れていただいているわけですが、短い滞在時間への対策、宿泊客の少ない現状をとらえ取り組みをしている内容、訪れていただいた方々に満足していただき、リピーターへつなげるための町の人々の活動など意志統一していくことを述べたところでございます。

今回の調査では、中間報告を見ても感嘆するような分析結果が見られるわけですが、観光のみならず、自立していくためにはどの

ようにしたらよいかを考える上で参考になると考えております。

しかしながら、みずから動き始めないと経済力向上へ結びつかないことも伺い知ることができたところでございます。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 中間報告での結果で3点ほど述べられておりますように、当然、当町におきましてもそうしたことが将来において心配されるということがわかっておるわけではございますので、十分この点を今度町の施策の中に取り入れて、これをこういうふうにならないように一步一步進めていきたいというふうには考えております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

議員（4番 青木 克弥君） ぜひともそういった意味でこの行動分析結果につきましては、当然3月の終わりごろには最終的な結果が公表されるというぐあい聞いております。したがって、その結果をもとに各圏域を集めてのそれぞれの会議が開催をされるという運びになっておりますので、その中でぜひとも益田圏域はこうであるというような枠をはめられないように、そういった意味で本町の実情を十分にそこで主張をしていただくということが大事だろうというぐあいに思

いますので、ぜひともそのようにやっていただきたいというぐあいに
思います。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で4番、青木克弥君の質問を終わります。
す。

.....
○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時10分まで
休憩いたします。

午前10時00分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開
いたします。

発言順序9、14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 議席番号14番、竹内志津子でござ
います。通告に従って5項目質問いたします。

まず最初は、男女共同参画推進条例制定についてです。

1999年6月に男女共同参画基本法が制定され、公布施行されて

からことしで8年目になります。その間、島根県では2001年には、島根県男女共同参画計画、島根パートナープラン21が策定され、2002年には、島根県男女共同参画推進条例が制定されました。

この中に男女共同参画社会とは、どんな社会かがうたってあります。それを読んでもみますと、「男女共同参画社会とは、男女の人権が平等に尊重され、男女は、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択できる社会です」とあります。

こういう社会になることは、私たち一人一人にとって生きがいを持って生きることのできる社会であろうと思いますし、女性が社会全体に大いに貢献でき、大きな社会の発展を見ることもできると思います。そういう社会を実現させるために、それに向けての主体的な取り組みが必要だと思います。

津和野町が策定しました行財政改革大綱及び実施計画によりますと、男女共同参画推進条例を19年度中に制定することを盛り込んでいます。

既に具体的な取り組みが始まっているのではないかと思います。

どういう段階に入っているのでしょうか。また、同時に推進計画も策定しなければなりません。そのことも考えられているのでしょうか。

県の調査では、17年10月段階でこの計画が策定されている市町村は、八つとなっています。1年以上たっている現在、もうちょっとふえているのではないかと思います。県の目標では、平成22年度を21市町村全部が確定するとしています。できるだけ早くしないと、具体的な動きが始まりません。津和野町男女共同参画推進計画の策定については、いつをめどにしておられるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 14番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、男女共同参画推進条例の制定等についてどのようになっておるかというお尋ねでございますけれども、この点に関しましては、その準備を進めております担当課長の方から御説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、具体的にお答えします。

御質問にありましたとおり、男女共同参画社会というのは、男女の人権が尊重され、その性差にかかわりなく、その個性の能力を十分に発揮できる豊かな地域社会のことを指すのだと理解をしております。また、その推進条例につきましては、そういった社会の実現と男女共同参画諸施策の推進のためにぜひとも必要な条例であるということも理解をしております。

現時点では、条例制定事務は、まだ着手をしておりますが、本定例会に上程しております平成19年度一般会計予算案の中に審議会等に係る必要な経費を予算計上しております。予算をお認めいただけますと、新年度のなるべく早い時期に取りかかりまして制定手順の確認を初めとして、資料の収集、審議委員の選任等、具体的な事務に着手をしていきたいというふうに考えております。平成19年度中の策定を目指していきたいと思っております。

それから、御指摘のありました推進計画につきましても、同時に策定を目指したいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 19年度中に条例も、それから、推進計画も策定の予定だと、予算を認めてもらえば、それをやるとい

う力強い御答弁いただきましたのでうれしく思っております。

津和野地区、日原地区でもこの男女共同参画についてのいろんな集
会が持たれたり、やはり女性の立場から見ますと、一日も早くこれが
制定されることが望まれておりますので、ぜひともよろしく願いま
いたいと思います。

それでは、2番目にまいります。2項目めは、津和野町の医療につ
いてです。これは、昨日での前段の議員数名からいろいろ質問が出て
おりまして、かなりのことが明らかになってきております。津和野共
存病院の石西厚生連の抜本的経営改善計画が示されまして、本当に医
療が縮小されるということで不安が大きくなっております。さらに、
医師の引き揚げによって救急が受けられないとか、それから、分娩が
できないとか、日原地域では入院もできないとか、そういう大幅な病
院機能の縮小に対して本当に不安が大きくなっております。

ある住民の方が、これは業者の方ですけれども、言っておられまし
た。町の中を回るのに、病院のことについて話題にならない日はない
ということです。本当に今、深刻な問題になっていると思います。特
に、子供さんのおられる家庭、それから、高齢者がいらっしゃる家庭
にとっては非常に今後どうしていけばいいのだろうかということが大

きな不安となっております。

また、津和野町に移り住んでくださいという願いをしても、やはり医療が十分に機能しない町では、それも難しいというふうに思っております。町民の命と健康を守る責任を持っている行政として安心して受けられる医療について今後どのような展望を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

このような医療過疎になった最も大きな原因というのは、全国的な医師不足にありますけれども、それでも2年前までは当町においても満足はいかないまでも日常的に必要な医療は受けることができました。それだけの医師は確保できていたということです。今のように急速に医師不足という現象に陥ったのは、国の医療制度改革で医師が都市部に集中したことが原因です。地方にも必要な医師を配置する配慮に欠けたものだったからだと思います。地方から国に対して医師よこせの声が集中していけば、そのうちによくなるというのでは間に合わないと思います。すぐにでも対策を講じるように、国に対して強力に働きかけることが必要だと思いますが、町民と一緒に、あるいは近隣の市町村の関係者と協働して厚生労働大臣に直訴するぐらいの運動を起こす必要があると考えておりますが、そのようなお考えはな

いでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 医療の問題についてでございますけれども、昨日からも他の議員さん方からもいろいろと御質問なり、あるいはまた御意見などいただいておりますけれども、極端な医師不足によりまして、お話がありましたように、既にこの本町におきましても厚生連傘下の両病院が再編をするという事態に立ち至っておりますわけであります。

町民の皆さん方が非常に医療に対して不安を持ち、御心配をなさっておられるということは、私どもも重々承知をいたしております。ああして外科医が引き揚げられ、そして、整形外科医が引き揚げられ、そういう厳しい状況の中で、内科医も引き揚げがありましたけれども、さらに今回はまた小児科医が引き揚げられるという状況であるわけであります。

まさに、この医師不足で地域医療は非常事態を迎えておると言っても決して言い過ぎではない状況にございます。

そういう状況を踏まえて、今後の津和野町の医療のあり方についてお尋ねでございますけれども、昨日から申し上げておりますように、

この医師不足の問題というのは、本当に1人、その町や村だけで解決ができるといったような問題ではありませんので苦慮いたしておりますけれども、何とかしてとにかくこの医療そのものを存続させ、この地域の医療を確保したいという思いは当然のことながら強く持っております。そのためには、努力をしてまいらなきゃいけないと、このように考えておるわけであります。また、現在、そういう面で努力をさせていただいております。

的確な明確なということになりますと、問題が問題でありますだけに、現状を踏まえて、可能な限りの努力をすると、しているということ以外にはお答えをすることは難しい、このように考えておりますので御理解をいただきたいというふうに思っております。

そういう状況の中で、問題は、その国の医療制度に大きく起因しておるわけでありますので、そうしたことについて制度改正等について大きな運動を盛り上げて直接担当省庁等について要望活動でもすべきじゃないかという御提言でございますが、既に私ども、この団体組織機関においては、そういう要望活動をいたしておるわけであります。例えば、私どもが直接所属しております町村会におきましては、県単独はもちろんでありますけれども、全国町村会という組織を挙げ

まして、国あるいは国会の先生方等に強い要望を具体的な問題を羅列
しまして要望しておるといふ状況でございますので、この点もひとつ
御理解をいただきたいと思ひます。

そういう状況にありますけれども、町は町として医師不足の現状を
踏まえて、言うなら町民運動的なものを組織的に起こしてはどうかと
いふ御提言でございます。これは、なぜ今日こういうふうなことになる
ってきたんだろうかといふことについては、なかなか町民の皆さん方
にはおわかりにくいことであろうといふふうに思っております。私ど
もも機会あるごとに、自治会の座談会であるとかでは、この医師不足
の問題で今日こういう状態に立ち至っているといふことをお話を申し
上げますと、ようやくその辺の状況がわかったといふお話が返ってく
るような状況でございます。そういうなかなかわかりづらい面もござ
いますので、この今日のこの地域の医療が崩壊を招きかねない状態に
あると。それは、何といつても医師が不足をしておる。その医師が不
足をしておるのは、国の制度がこういうことに次々なってくるのでと
いったような難しい話ではありますけれども、そうした現状を町民の
皆さん方に理解をしていただくといふ面から考えますと、そういう運
動も非常に効果的な一面もあるんじゃないかなといふふうには考

えておりますが、ただ、それによってじゃ直ちに医療制度が改正をされ、医師が確保されるかということになりますと、これはもう現状から見てなかなか実行に結びつくというものではない、このように考えております。

そういうふうを考えますけれども、決してそのことがむだなことだというふうには理解はいたしておりません。ですが、御意見にもありましたように、じゃ町長が中心になって、そういう町民運動でも起こして国会、国にでも働きかけていってはどうかということにつきましては、やはり今までの先ほど申しました私どもは私どもなりにいろいろな機会を通じて関係機関に折衝を続けておるわけでありますので、この時点で町長がその旗振りをするということについては、効果的なことをいろいろ考えながらも、やはりここはひとつそういう形でなくして、もしということになれば、皆さん方自発的、自主的にそういう運動を起こされるということの方がむしろ望ましいのではなかろうかなと、こういうふうを考えておるところでございますので御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 昨日、前段の議員の発言の中にも

ありましたけれども、先進諸国の中で日本の医師の割合が非常に低いということが明らかになっております。人口10万人当たりの医師の数は、日本は2,000人、OECDに関連する先進国30カ国の中でこれは27番目だそうです。

経済的には、非常に評価されている日本ではありますけれども、こういう医療、福祉の面では、非常に低いランクにあるなということを感じております。この先進30カ国中の平均は10万人当たり310人だそうです。この水準からいくと約12万人の医師が不足しているということです。これは、自然にこうなったものではなくて、1980年代から、やはり政府が閣議で医師を減らすとか、そういうようなことを決定しているということが原因のようですけども、今、本当に医師不足によって勤務医の過労が非常に顕著になると。過労死寸前であるというようなことも言われております。月3回に32時間連続労働のお医者さんもあると。多分その共存病院に勤めておられる、日原で勤務しておられるその医師の方たちも本当に過労ではないかと。

ですので、その厚生連が出された、その計画が本当に私たちとしたら満足はいかないものなんですが、それさえ確保できるだろうか。本

当に勤務医の皆さんがここに大変な過労がありながら残っていただけるだろうか。そういう不安もあります。やはり抜本的なその改革なしには解決できない、これは津和野町の問題だけではないと思いますので、やはり本当に中央に対する大きな働きかけが必要だと思います。

町長の御答弁では、町長が旗振りするのはちょっとできないということでございますけれども、私はどうしてそういうことを言ったかと言いますと、行政と住民が一緒になってやっていくことがどれだけ大きな訴える力になるかということを感じているわけですので、そういうことを提案してみたんですけれども、私たちは私たちに、やはりいろんな運動を起こしながら、いろんな働きかけをしながらこの問題が一日も早く解決とは言わないまでも、前進するように努めてまいりたいというふうに思っております。

では、3項目めの鉍害農用地の地域指定解除の問題についてであります。

笹ヶ谷の鉍毒地帯では、砒素汚染が極めてひどい状況にありながら、何ら汚染防止対策がとられていませんでした。それは、長い歴史の中でそういう状況が起こっておりました。当時、共産党の町会議員であった岩崎誠氏の尽力により昭和51年3月19日に笹ヶ谷鉍山下

流が農用地土壌汚染対策地域に指定されました。指定面積は、津和野地区で56.7ヘクタール、日原地区が9.3ヘクタール、関係農家は174戸です。昭和52年度より汚染を除去するための事業や防止するための事業が約13年間続けられ、その間の事業費として、農用地圃場整備事業、客土、土壌改良などで約14億8,000万円が導入されています。

この地域指定内では、豊稼、山下、内美、田二穂の4カ所で観測圃場を設けて毎年土壌や農作物、農業用水の調査測定が行われています。その結果は、県が報告書も出しています。

ところが、このほど県が笹ヶ谷鉦山下流農用地土壌汚染対策地域の指定を19年度中に解除したいということで津和野町の意見を求めてきていると聞きました。まさか今こういうことが起ころうとは考えてもおりませんでした。どうして今になって解除しなければならないのでしょうか。県の言っている理由は一体どういうことなのでしょうか。

指定があり、調査が毎年行われているからこそ、汚染から守られているわけだと思います。指定解除は絶対に認めてはならないと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 笹ヶ谷鉱山に係ります鉱害対策の問題でございますけれども、御意見ございましたように、昭和の50年代におきまして指定ということになったわけでございますけれども、笹ヶ谷鉱山の鉱害問題というのは、ああして全国的に最初に九州の土呂久がこの問題になりました。その直後、当時公明党の議員さんが中心でございましたけれども、本町にもお入りをいただきまして笹ヶ谷鉱山の鉱害問題というものが非常にクローズアップされて、そして、この大々的な取り組みに入ったという歴史的経過があるわけですが、そうした中で、この健康被害、土壌被害、各般にわたってこの対策がなされてまいりました。

特に、今回御質問にもございます。土壌汚染につきましては、この客土を初めとして土地改良事業が進められ、あるいはまたダム建設工事等が当時進められてきたわけですが、その後、県は、この法律制度等に基づきまして、定期的な実態の調査を進めておられますが、旧町時代でございますけれども、少し前にも県から参らまして、この指定解除をしたいと思うがどうだろうかというお話がございました。

そのときのお話というのは、若干今よりも状況が違うわけでありま
すけれども、この米を中心としたいわゆる農作物の生産販売等も鉱害
汚染地域という、言うならレッテルを張った中では、非常に問題があ
ると。現実には、調査の結果では、その土壌汚染がなされていない。
したがって、米、野菜にそういう被害物が含有されておるといよう
な状況ではないので、そういうひとつ言うなら汚名を払拭して、そし
て、地域の農林業の振興を図るべきであるというふうにも考えておる
が、どうだろうかというようなものが大きな理由でございました。

でございますして、確かに当時そのことも重要なことであろうとい
うふうには受けとめたわけでありましてけれども、しかし、そうは言いな
がらも、そう軽々にこの問題を処理するわけにはいかないということ
で、結果としては、県の要望を受け入れることはできないということ
で終わっていたわけでありまして。

そうして今日まで経過があったわけでありまして、御承知の
ように、ごく最近になりまして、県の方からまたその解除のことにつ
いてお話がございました。

町の方も重要な事項でございますので、早速、鉱害対策審議会を設
置をさせていただきまして、そして、先般県から担当者が来られまし

て、直接この審議会に出席をしていただき、県の考え方も承ったわけであります。

その結果につきましては、データでのお話でございますので、確かにそのデータを見る限りにおいて鉱害汚染地域というには当たらない、そういう現状にはなっておるわけでありますけれども、しかし、そうは言っても、そう軽々に判断をするというわけにもいかないというのが委員さん方の——全員の皆さん方の御意向でもございました。十分ひとつ検討したいし、また、審議会の我々だけでこの判断をするというものでもない。地域の関係の皆さん方の十分ひとつ意見も徴し、現状もそれぞれに把握をしながら結論を出していくべきであろうということで第1回目の審議会は散会をされております。

したがって、今後、日にちをかけながら県の申し出に対してどのように町としては対応していくのかについては検討が続けられるわけではありますが、聞くところによりますと、その後また県の方からも、再び来庁されて、今度はもう少し幅広くといいますか、この審議会の委員さん等に、あるいは町に対して話をするという形でなくして、関係の皆さん方にもお話を、そういう機会を持ちたいということのようでございます。

いろいろとこの状況を報告をしていただき、また意見を聞いていただくことは大切なことでもありますので、そういう機会があれば、また、私どもとしても対応していかなきゃいけないという今状況でございます——でございますので、重ねて申し上げるようでございますけれども、県のデータを踏まえた県のもろもろの考え方は考え方として承りながら、地元は地元としての、やはり歴史経過を踏まえて、慎重な対応をしてまいらなきゃならない、やがて審議会のしかるべき御答申がいただけるというふうに思いますので、町はその答申を踏まえて最終的には、県の方へ対応してまいりたいと、現在のところそのように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 大変な被害が出て、本当にその住民の地域住民の皆さんが困っておられるときに奮闘されたのは、共産党の岩崎議員でございます。それは、紛れもない事実だと思います。町長は公明党って言われましたけれども、公明党さんもされたんでしょうか。

それで、既に水質検査等行われて、過去にも例えば、内美では、旧坑道口が陥没して水質が悪化したということで、あの工事を、それ防

ぐ工事をしまして、水質が良好になったとか、平成13年にも堰堤の老朽化が起因することか、砒素の濃度が高くなったので工事をしているというような、やっぱり調査の結果によって今まで汚染が防がれていたという事実があると思います。今後、今データの数値が低いといっても、今後それが永久に続くという保証は全くありません。いろいろな工事をした部分のコンクリーがはがれるとか、そういうことは起こる可能性があるわけですので、やはりその指定の解除というのは、大変な問題だと思えます。

今、町長の答弁では、いろいろな関係者との話し合いもしながら慎重に対応したいと言って、そういう答弁でしたけれども、やはり今まで指定がされていたから、地域住民の方も安心して暮らしができていたと思いますので、ぜひとも指定は続ける方向で検討をいただきたいというふうに思います。本当に、命や健康を守る大事な指定ではないかと思えますので、よろしく願いいたします。

多分、その県が地域住民の方のところも回られるようなことを先ほど言われましたけれども、そういうときに、やはり地域の皆さんのいろんな声が聞かれると思いますけど、指定解除していいよという声はないんじゃないかなというふうに予測されます。町としても強力に

指定を続けていくという方向で御努力をいただきたいと思います。

それでは、次、4項目めにまいります。特別支援教育の充実についてです。

改正学校教育法がこの4月から施行になるのに伴って、これまでの小中学校の特殊学級は、特別支援学級という名称に変わります。障害があって、通常の学級での学習が困難な子供さんたちを学校を挙げて支援していくという意味が込められているわけです。

加えて、通常の学級にも発達障害の子供たちが在籍しております。特定の分野の学習だけが著しく困難な学習障害、これLDとよく言われますけれども、これが学習障害という略称です。LDです。そういう子供さん。

それから、注意力が散漫であったり、気持ちのコントロールができてにくい注意欠陥多動性障害、これはADHDと言われますけれども、そういう子供さん。それから、知的なおくれや言語障害はないけれども、高機能の自閉症の子供さんたち。そういう子供さんたちが最近ふえてきているというデータが出ております。

文部省の調査では、全国で約68万人、全国平均、小中学生の6%と推定されるそうですけれども、そういう子供さんが通常の学級に在籍

しておられます。町内では、全国平均よりももっと高い比率ではないかなと。町内全体ではないけども、学校によってはかなり高い比率の学校もあるようです。

こうした発達障害の子どもたちの支援のために、文部省は19年度と20年度の2カ年で専門の支援員を3万人にふやす方針を決めました。これはほぼ全部の公立学校に配置が可能な人数だそうです。町内の何校に支援員が、こういう支援員の配置が可能なのでしょうか。

この経費は普通交付税でおろされるということですので、この支援員の枠の経費だけは、必ず確保しなければならないと考えています。また、これは2年間でということですので、今年度全校に配置は難しいのだろうと思いますが、今年度配置が難しい学校に対しては、町単独の事業として非常勤講師という形でも配置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、郡内では津和野小学校のみ通級指導教室が設置されています。その担当の教員の任務は、通級指導と教育相談とがあります。校内の特別支援が必要な子どもさんや、他校を巡回してのそうした子どもさんの指導や、また普通学級の担任や保護者などの教育相談に当たっています。

吉賀町には、こういう学級が設置されておりませんし、その担当の教員も配置されていないということから、吉賀町の学校からも通級学級担任教員の派遣の要請があるようですけども、今までは活動費の負担など派遣に必要なことが両町の教育委員会の間で検討されていないということで、要請にこたえることができていませんでした。ぜひとも教育委員会で検討していただき、この要請がこたえられるようにしていただきたいと思います。

それから、特別支援学級や通級指導教室ともに、学級の施設設備の充実と活動に充てる経費の大幅な増額が強く要求されています。旧津和野町の学校の教育費は、旧日原町に比べて大変少ないということが、これまでも現場の教職員から随分聞かれておりました。私も随分耳にしております。その旧津和野町のころの水準をさらに下げられたのではないかと思われるほど、教育費全体の予算も少なくなっておりますが、学校内で予算のやりくりで四苦八苦する状態だと聞いております。

19年度からは学校予算より別枠で出されると聞きましたが、どのようになっているのでしょうか。特別の指導を要する学級ですので、学級または子供たちの特別な、子供たちに対して特別な予算措置が必

要ではないかと思えます。御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 教育問題、教育長の方からお答えをいたしますけども、先ほどの鉱害問題のことで実情認識にずれがあるようでございますので、一言触れさせていただきたいと思いますが、前段公明党ではない、共産党だということでありまして、私が申し上げましたのは、まず全国で当区の鉱害がクローズアップしました。これはまさしく公明党の議員さん方の働きが最初にあったわけでありまして、そうしたこともありまして笹ヶ谷鉱山についても、いち早く現地へ入ってこられたのは公明党の国会議員さんだったと。その後各政党の議員さん方もお入りになって、調査に入られました。

それが経過でございまして、町で鉱害問題に取り組むようになりました。特に議会、特別委員会がございまして、当時も、もちろん公明党の議員さんもおられましたし、社会党の議員さんもおられました。共産党の議員さんもおられました。そういう議会構成でございましたけども、特別委員会等を含めまして、鉱害問題に本当に中心的な役割を果たしてこられたのは、地元でもありました共産党の岩崎議員さんであったわけでありまして。そういう実情認識でございますので、御理解

をいただきたいというふうに思っています。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、特別支援教育の充実についてということで、何点かお尋ねでございますので、順次お答えを申し上げます。

まず、津和野小学校の通級指導教室への支援員の加配についてでございます。

通級指導教室につきましては、先ほどいろいろとお話ございましたように、通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対しまして、その状態に応じて特別の指導を行うもので、現在、津和野小学校において開設をしているところでございます。

しかしながら、最近におきましては、該当児童等が年々増加の傾向にありまして、現場の方もこの対応に大変苦慮しているのが現状でございます。したがって、県の方へもこの現状を訴えるとともに、担当教員の加配についても要望を重ねてきているわけでございます。先日もこのことにつきまして、県の方から資料の提出等があったわけでございます。要請があったわけでございます。

よって、こうした人的体制の整備等につきましては、基本的には県

で対処すべきと考えておりますけども、今後、県の正式な回答を待つて検討してまいりたいと考えているわけでございます。

お尋ねにありますように、このことにつきましては、19年度から普通交付税の中に算定をするということがあるわけでございます。しかしながら、島根県あるいは本町に対して、一体どれだけの交付税が算定をしているのかということは、現在ではわかっておりません。全国的には250億の予算措置されているということでございますけども、交付税算定というのは複雑な計算式があるわけでございまして、それを算定してみないと当町分が幾らというのはわかりませんし、県の方もわかってないという状況でございます。

したがって、まずは県の回答を待つて、それからまた現場の状況等を十分把握しながら、この関係については、今後対処していきたいというふうに思っておるわけでございます。

また、支援員と申しますけれども、通級指導教室を担当し得る専門の方がいるかどうかということもあるかと思いますので、その辺をあわせまして検討していかなきゃならないと思っております。

それから、2点目の吉賀町での相談活動についてでございますけども、これは吉賀町の方から通級指導教室で指導を受けたいということ

で、何人か子供さんがおられるということを承っているわけでございます。

先ほど述べましたように、現在の津和野小学校では、これ以上の受け入れは困難な状況であるということもかんがみまして、吉賀町でも通級指導教室の開設を行うようにということで、県等にこれまで働きかけを私の方からしておりますし、吉賀町の方でもやっていただきたいということをお願いしてきております。

その後の非公式な状況では、なかなか吉賀町でこれ配置をすることは、19年度難しいのではなかろうかというふうなこともあったというふうに伺っておりますけれども、まずは本町の子供たちの指導をまず優先して考えたいというふうに思っておりますけれども、現場の先生方の対応等も考えまして、受け入れが可能であるというふうな現場の声が出ますと、対応していかなきゃならないというふうに思っております。今後、吉賀町がこの関係についての対応について、どう考えるのかということもあわせまして判断してまいりたいというふうに思っております。

それから、特別支援教室の整備の充実でございますけれども、来年度新設分と継続分あわせまして10学級を予定しておりますけれども、

これに係る来年度予算編成に当たりましては、事前に各校ごとの他の予算とあわせましてヒアリングを行ってきたところでございます。

しかしながら、予算編成作業に当たりましては、非常に昨今の厳しい財政状況を踏まえまして、すべて要望どおり予算化することは困難であるわけでございます。今後とも経費節減と創意工夫によりまして対応していただきたいということを考えておりますけれども、備品購入や一部活動費につきましては、十分とは言えないかもしれませんが、予算計上しているわけでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 国からの予算措置については不明だということですので、ぜひ予算措置がなされた場合には配置をお願いしたいと思います。

私も、実際そういう教室にお手伝いに行ったことがあるんですけども、一人配置されることによって、やはり障害を持った子供に対応できる人間がいるということは、いざというときにほかの子供たちも落ちついて学習ができるという、そういう条件をつくり出すことができるという、非常に大事な配置だと考えておりますので、ぜひともこれ

もし予算措置がなされましたら配置をお願いしたいと思います。

それから、経費のことですけども、本当に町の財政が困難な中で大変なことだと思いますけども、通級指導教室というのは、さまざまな子供さんが利用されるものです。例えば耳の不自由な子供さん、目の不自由な子供さん、それから言葉が十分に、会話が十分できないとか、さまざまな障害を持った子供さんですので、それぞれに必要な整備が、必要な施設があるわけです。それが本当に今乏しいという状況を担当の先生からも聞いております。

一度にすべてを満足させるということは難しいかと思えますけども、できるだけたくさんの整備が行われるように、本当にこういうことは優先して予算措置をしていただきたいというふうに思っております。それでは、特別支援教育だけではなくて、学校予算全般に予算が本当少ないなということを感じておりますが、これはまた予算委員会の中でも私はお話をさせていただきたいというふうに思っております。

では、最後の項目に移りますが、小中学校の全国一斉学力テストについてです。

文部省は、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、全国一斉

学力テストを4月24日に予定しています。これに関して競争を一層激化するものであるとか、学校がランクづけされて子供たちの学習意欲の低下に結びつくと、そういう問題点が指摘されております。全国一斉学力テストの実施について、町教育委員会はどのように考えておられるのでしょうか。

また、文部省が各教育委員会に送付した「全国学力・学習状況調査実施マニュアル」によれば、小学校は株式会社ベネッセコーポレーションに、中学校は株式会社NTTデータに委託する——丸投げですが——ことに触れられているようです。テストの解答用紙には、学校名、男女、組、出席番号、名前を書かせ、解答はそのままこん包して委託業者に送られるということです。これは大きな問題が含まれていると思います。

どうして業者に丸投げされるのか。学級で担任が採点して、どの教科のどういう内容の習熟度が低いとか高いとか見て、今後の指導の参考にすればよいものです。全国で比較する必要はありません。競争を駆り立てるばかりです。教育を利益の対象にする企業に丸投げするのは、余りにも無責任だと思います。

また、そのために相当の経費がかかります。財政難といって教育費

を削りながら、こういうことに多額の税金を使うのは、むだ遣いの何物でもありません。さらに、個人情報漏えいしない保障はありません。こういう問題点があることに教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

この全国一斉学力テストを実施するかどうかは、各自治体の教育委員会が決めることです。愛知県の犬山小学校では、今回の全国一斉学力テストには、不参加をきっぱりと宣言しているそうです。以上の観点から、一斉学力テストに参加をすべきではないと考えますけども、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、全国一斉学力テストについてお尋ねでございますので、順次お答えを申し上げます。

まず、1点目でございますけれど、文部科学省は、今年4月24日に小学校6年生と中学校3年生を対象にした全国学力テストを予定をしております。

この目的は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することによりまして、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その

改善を図ることと、また各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と問題を把握し、その改善を図ることを目的としているわけでございます。

この調査におきましては、現在のところ、本町を初め県内の各市町村の学校が、これに参加する予定であると伺っております。

また、昨年実施いたしました県下一斉の学力テストを通しまして、初めて本町の実態というものが判明したところでありますけれども、その後、町内各学校におきましては、この調査結果を踏まえまして、学力向上に向けたさまざまな取り組みが行われてきているところでございます。

御指摘がありましたように、この調査によりまして競争心をいたずらにあおるとか、あるいは学校のランクづけといったようなことは、現在、この調査、昨年行った調査では発生しておりませんが、今後こうした調査によりまして、御指摘のような事態にならないように対応してまいりたいと考えております。

それから、2点目でございますけれども、今回実施される学力調査につきましては、文部科学省の主導のもとに、調査方法等十分検討された上で行われると思っているわけでございますが、解答用紙の取り

扱いや、あるいは調査結果等におきましては、目的以外の使用や、他に漏えい等することのないような慎重な配慮を求めたいと考えております。

それから、3点目でございますが、現段階では学力調査は実施してまいりたいと考えておりますけども、今後特に問題点等が生じた場合には、その時点で紹介なり指摘をしてまいりたいと考えているわけでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 学力テストについては、過去にも全国で行われたことがありますけども、このときも現場では随分いろいろな問題が起こっております。学校のランクづけがなされないようにと配慮するといっても、やはり起こってくるわけで、全国的にはいろいろな問題が起こっておりますが、その中で例を挙げてみますと、まずは成績が余りいい成績がとれないような子供さんに対しては、欠席を働きかけるとか、それから事前に問題の内容を学級でその子供たちに教えた、指導した教員がいたとか、そういう本当に教育の世界であってはならないようなことが実際に起こって、本当に学力テストの弊

害が大きな問題になりまして、中止されたという経過があります。こういうことが起こらないという保障はありません。やはり一番懸念されるのは、ランクづけと競争の激化ではないかと思えます。

既に昨年、県下一斉の学力テストが行われたということですが、学校によっては点数を上げるためにいろんな働きかけをして、教員一丸となって頑張っているんだけど、そのための時間の保障がされてない。いろんなこと、いろんな行事が地域から要請されて学校に入ってくる。学力向上をさせたいというのに、なぜこんないろんな行事が入ってくるんだろうかという、本当に現場の教員の怒りにも満ちた言葉が私たちに返ってきております。既に問題がいろいろ起こっているという事実もありますので、十分に御検討いただきたいと思えます。

先ほど言いました犬山市の瀬見井教育長さんですが、不参加の宣言をしたということですが、その理由をこのように語っておられます。はかる学力がテストの得点力でしかなく、というのはテスト、やはりテストに対しては非常によくできる子供とか生活力とか、そういうものではなくて、本当の力が見られないということなんです、はかる学力がテストの得点力でしかなく、犬山の目指すみずから学ぶ力ではない。点数化の集計は避けられず、自治体や学校が序列化される、学

校現場で正答率を上げる教育が広がるのが心配。さらに、全国一律の調査は、地方分権の流れに逆行しているとマスコミに答えておられるそうです。

今、教育委員会をこれからどう改革していくかという問題でも、地方分権に反するものだという事で、いろいろ反対意見も出ているようですけども、慎重に考えていただきたいと思いますけども、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） ただいま犬山市の例をとられて、不参加の理由を言われたわけでございますけれども、そこの教育長の御判断だと思っただけでございますけれども、私も手元に資料ございませんが、先ほどおっしゃった話を踏まえまして、そういったことも御参考にしながら、今後いきたいというふうに思っておりますが、基本的にはこの学力調査はしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 教育の本当にいろんな統制が強まる一つの先駆けではないかなというふうに私は危機感を持っておりま

す。今教育、各自治体の教育委員会がどういう姿勢で臨むかということが非常に大事だと思いますので、十分に御検討いただきたいと思
います。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で14番、竹内志津子君の質問を終わ
ります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序15番、板垣敬司君。板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 若干はやっております申しわけ
ありませんが、それでは通告に従いまして、今回3月定例議会では、
行財政改革大綱に伴います実施計画書が策定され、既に町広報等でも
町民の皆様にもお示しをされたところでございます。この件について
質問をさせていただきたいと思

昨今、昨年来から地方自治体の財政破綻ということで、新聞なりテ
レビなり報道がなされておりますが、去る3月6日には北海道夕張市
が総務省に対して財政再建団体としてスタートすると、そういうテレ
ビ報道がなされたところでございます。353億円というような大変
な赤字を、これから市民は18年という歳月をかけて開始をしようと

というような報道であったかというように思います。

その報道の中では、執行部の行政責任もさることながら、私たち議会に対する存在、さらに議会のチェック機能が今日ほど問われているのではないかと感じております。本町においても、このような第2の夕張市というような局面に至る前に、何とかしなければならないというようなことで、さきに検討されました行財政改革大綱でございます。

私は、幸いにしてこの大綱並びに実施計画を諮問され、それを審議する津和野町行財政改革推進会議の一委員として委嘱を受け、この審議に加わらせていただいたところでございます。

そこで、この3月議会でこれまで検討された内容、19年度の当初から具体的に取り組まれる項目は、どのようなものなのかお尋ねするものであります。

12月議会の同僚議員の質問には、改革に伴う効果を金額として算出して、集中改革プランとしたいというような答弁であったようにも思いますが、今19年度予算において、その効果額というようなものが、どの程度見込まれるのかお伺いいたします。

さらに、改革案に付随する中期財政計画に対して、今後どのように

その効果額というようなものが、後年度において影響を及ぼすものなのかお伺いをいたします。

項目については、実施年度がうたわれているもの、随時検討というようなふうになっている項目についても、多々あるわけでございますが、実施年度がうたわれているといっても、住民にとっては1年でも早いこの前倒し計画が実施されることが期待されるところでございますので、今年度それらの随時検討になっている項目については、どのようなスケジュールを持っておられるのか。

さらに最後に、定期的な進行管理を行う上から、私は行財政推進会議の一員として加わらせていただきましたが、この任期はこの3月31日で終わることになっております。いろんな項目の中には、議会に対する御提案もいただいておりますので、そういった総合的な観点からすれば、この推進会議の任期を実施年度終了するまで延長し、これらの進捗状況を管理する、点検する、そのような機能を持たせた方が、よりスピーディーな対応が可能になるのではないかとということで、この任期を延長する考えはないのかということについて、お伺いをいたすところでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 15番議員さんの御質問にお答えいたしたいと思いますが、冒頭夕張市の話がありました。私も昨日から夕張市という名前を出しながら、いろいろとお答えをしておりますけども、夕張市にいつどこがなるかということは予測のできない状況でありまして、たまたま夕張市さんが先陣を切られたということで名前を出すわけですから、本当は私は今の段階でいえば、いつ我が身に降りかかるかわかりませんが、お気の毒なことだというふうに思っております。

これは現時点では、今お話がありましたように、夕張市の執行部なり議会だけが悪者の形になっておりますけども、決してそうではありませんで、当時の国策というのは、ああして石炭から石油にエネルギーが転換されまして、どうしていくかということで国も一生懸命財政支援をして、あれをやりなさい、これをやりなさいということで、執行部も議会も一緒になってやってきたわけですが、だんだん世の中が変わって、現状が起きますと、国は一方的に、その自治体だけが悪いというようなことであります。

これは愚痴になりますので、ありますけども、そういう状況でございますが、施政方針でも述べさせていただいておりますように、三位

一体の改革が進められておりますけども、地方に対する十分な税源移譲というものが伴っておらないために、地方財政というのは急速に窮迫の一途をたどっておるといふ状況は、申し上げるまでもないことではございますが、そういうことで本町の財政状況も、らち外にはないまことに容易ならざる状況に置かれている。これまた既に十分御承知のことであろうというふうに思いますが、このような厳しい財政状況を乗り切っていくというためには、何といたっても行財政改革を着実に進めていく、これ以外にはないと、このように私どもは受けとめておるわけでありませう。

したがいまして、今後におきましては、推進本部を中心にいたしまして、一つ一つの実行実現に努めてまいらなければならないと、このように考えておるわけでありませう。当面取り組んでおります状況等につきましましては、担当課長の方から状況を御報告をさせていただきたいというふうに思っておりますが、その中で行財政改革の大綱等、審議をしていただきました審議会の委員さんの任期のことにつきましましてのお尋ねでございました。

非常に大事なお仕事をお願いをしておるわけでありませう。今後の改革の推移等も踏まえまして、次なる審議会の委員さんの構成

については、十分考えていかなきゃいけないというふうに思っておるわけでありますが、審議会の委員さんの選任につきましても、人事の一端でございますので、御意見を承っておきたいと、このように考えたところでございます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、5点について御質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、19年度当初から取り組まれる項目ということであり、中には18年度のうちに若干手がけたというふうなものもありますが、あわせて申し上げたいと思います。

まず、産業後継者派遣研修制度、それから敬老事業、交際費の削減、職員等給与の見直し、定員管理、それから日原天文台及びシルク染め織り館の直営、予算編成の見直し、税・料の徴収率向上、職員の行革研修会の実施、ケーブル電話の活用、日直体制の見直し、道路維持補修業務の見直し、地籍データの閲覧手数料、そういったものがあります。

それから、2点目であります効果額ということであり、実施計画書の中で数値化できるものについては、集中改革プランということ

で今後公表してまいりたいというふうに考えておりますが、現段階においては、まだ十分な把握ができていない状況であります。予測といたしましては、職員等給与の見直しのみで、平成18年度に対し約1億円というふうな減額になっておりますので、合計では1億5,000万以上になるのではないかとというふうに考えております。

それから、3点目であります。財政計画に対して、どのような影響があるのかということであり。現在策定をしております中期財政計画は、決算統計の分類項目によって今後5年間を推計しております。推計に当たりましては、いろいろな条件を勘案いたしますが、当然のごとく行財政改革の効果額も勘案をいたしますので、歳入歳出とも影響はあるわけであり。ただ平成19年度の作成は11月上旬のころというふうに思っております。その時点で初めて財政計画の中に影響があるというふうに考えております。ただ予算的には19年度の当初予算から、そこの辺も考慮した予算を作成しております。

それから、今年度の推進スケジュールということであり。基本的には、実施計画書のとおり検討を進めてまいりたいというふうに考えております。現実問題といたしましては、若干検討がおくれているというふうなものもありますので、それを早目に検討するととも

に、今年度検討分もあわせて進めたいというふうに考えております。

1月に設置いたしました幹事会というものを立ち上げましたが、それを中心に進捗状況を確認しながら、確実に検討が進むように努力をしたいというふうに考えております。具体的スケジュールについては、特に定めておりませんが、年間を通じ逐次検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、5点目であります。定期的な進行管理を行う上から推進会議の委員の任期を延長ということはいかがかということですが、行財政改革の推進につきましては、推進本部、幹事会、推進員という内部組織の体制で現在検討を進めております。昨年作成をいたしました行財政改革大綱及び実施計画、間もなく公表したいというふうに考えておりますが、集中改革プランの計画を確実に検証し、実施することが重要であります。

平成18年度におきまして若干のおくれが出ておりますので、その解決に向け推進本部の下部組織として幹事会を1月に設置したところであり、2月には、平成18年度未検討の項目について各課のヒアリングを実施し、方向性について検討をしたところであり、今後、その進捗状況及び平成19年度検討分等について再度ヒアリング

をしてまいりたいというふうに考えております。

幹事会の構成といたしましては、助役、参事、総務住民課長、情報企画課長、それと私であります。当初推進本部及び推進員ということでの実施といいますか、取り組みを考えておりましたが、進捗状況に若干のおくれが生じたために、新たに幹事会というふうなものを設置したものであります。行財政改革推進会議での進行管理も一つの方法ではあるというふうには考えますが、当面、幹事会を中心として進めてまいりたいというふうに考えております。厳しい財政状況を乗り切るための行財政改革でありますので、確実に実施できるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 先ほど町長も、ただ末端の自治体だけがこのような憂き目に遭うことで、住民につらい思いをさせるのはいかなものかと。これには国、県、そういった過失責任ということを強く地方から声を大にしなければならぬのではないだろうか。まさに私も町長と同感であります。

今回の実施計画の取り組み項目については、92項目という多岐にわたっておりますので、私はこの中で3点に絞って再質問をさせてい

ただきたいと思います。

その中で組織機構の見直しについてであります。お聞きするところによりますと、この3月に津和野の分庁舎に設置され、配置されておられます参事が御勇退されるようですし、さらにこの末に、3月末に数名の職員の方も退職されるやに聞いております。

この際、人事異動に伴っての組織の機構改革をされる予定があるのかどうかお伺いし、さらにこの議会の初日に提案されました地方自治法の改正に伴う副町長というような役職、さらに定数を定める条例というようなことで、この位置づけはどうされるのか。

そして、事務効率を図る上で大課制の導入、またはグループ制、そういったことも検討項目に上がっておりますが、少ない限られた予算の中で職員の人件費が最大の事業費というような視点に立ち、マンパワーを生かして町民サービスの向上云々とあります。職員個々が持ち合わせている能力を最大限に発揮してもらうことが特に重要になってきていると思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

次に、合併協定項目ということで検証項目に上がっております新交通システム、いわゆるバス路線なりスクールバスの運行に関してであります。津和野地域審議会等でも議論を深めておられるかとも思い

ますが、高齢化社会が急速に進む中で、交通弱者に対する施策は、今最も重要な部分で緊急を要する課題であると認識しております。

今年度の予算書から見ますと、通院定期バスの利用補助金が600万、通学のバス定期に係る補助が339万2,000円、生活バスの確保路線補助金が2,626万、さらに両共存病院間の患者輸送を行っているシャトルバスの運行経費に係る補助というようなことで166万5,000円、さらに日原地区の生活バス業務委託費が3,156万5,000円、もろもろのものを合わせますと6,700万余の予算が計上されているかと理解しておりますが、住民負担の公平化と利便性向上の観点から、新しい新交通システムというものが早期に確立されることが望まれるわけでございます。

現在、この交通システムを検討するに当たり、もろもろ路線バスを運行されている民間業者の方もあるということは十分承知しておりますし、この会社の中に私の親友も勤めておりますので、非常に慎重に言葉を選ばなければなりません。限られた予算を有効に利用するために、今地域医療の共存病院の存続の危機にさらされている自治体にとって、選択と集中はまさに早急に対応する必要があると思っておりますが、この交通体系の構築に対して、現在どのようなところまで検

討がなされているのかお伺いします。

3点目は、私たちみずからのことでございます。推進会議の最後の項目ではございますが、議員定数と報酬の見直しについても、自主的な改革を期待するということで意見、要望が付されております。このような――議長、何か後ろの方で言うておられるのが気になるんですが。

○議長（後山 幸次君） 雑談をせんこうに質問をさせていただきます。

はい、続けてください。

○議員（15番 板垣 敬司君） 行財政改革大綱に伴う質問でございますので、3点ばかりその中で拾い上げておるわけでございますので、お許しをいただきたいと思いますが、この議会に対する改革を期待するという意見、要望に対し、この3月議会において議員提案として私たちの議員報酬の引き上げも、後日提案される運びになっておると私は思います。

昨年の18年度においては、5%の引き下げということで臨みましたが、さらにことしは執行部の厳しい予算編成の中で、私は2%の引き下げの意見を申し上げたところでございます。

議会という範疇から、私がこの4年間で何度か質問をしております

が、郡内の一部事務組合についても、議会、組合議会ということで事業が遂行されておりますが、議員として両町から、今二つの町村ですので、両町からそれぞれ定数の議員が選出され定例議会が持たれております。

これに係る経費、議会費、さらにその施設を管理する管理者、こういったもろもろのものを私が経験した中では、鹿足郡の不燃物組合と現在環境衛生組合の二つを経験させていただいておりますが、一つの組合を議会として運営する場合、30万ぐらいは年間経費が要るのではないかと。三つあればざらっと費用弁償等も含め100万程度になるのではないかと考えております。

さらに、そういう組合の中には、それぞれ会計責任者といいましょるか、施設長といいましょるか、そういう方が、公務員といいましょるか、役場の職員という体制の中でやっておられますが、こういったものを事務部分、事務方等に関する経費については、議会とあわせてこれを集約することが行財政改革につながるのではないだろうかとは私には常々発言しておりますし、この前環境衛生組合の議会があったときにも一言申し上げました。

議会をただ集約するだけでなくして、組合を各町村に移管すること

によって、他の町村は仕事を委託する、そういう方法もとられるのではないかということをご提案したところでございますが、それらについてどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

そういうような議会に関する部分も、今回の行財政改革大綱なり実施計画の中にうたわれておりますので、こういったものをチェックするなり監視するというのは、議会に課せられた最大の責務ではあるかと思いますが、事我々議会に対するものをチェックするのは、議会がするというにはなかなか無理があるのではないかとということで、推進会議の有識者によるチェックが引き続き必要ではないかとということで、任期の延長を申し上げているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 行財政改革を進めていくということの中で、3点、具体的な問題点を指摘されて御意見をいただいたわけでありまして、まず組織機構の見直しについてお尋ねでございましたが、お話がありましたように、この3月末に数名の管理職を含めた職員が勇退をするという状況になっておるわけでありまして。そうしたことも踏まえての御質問でございましたが、課の編成がえと申しますか、組織がえ等につきましては、内部でもいろいろと検討する場所を

設けておりました、検討を続けてはおりますけども、今回、課の編成がえまでして人事を発令するという考え方は持っておりません。

組織機構というのは、状況を踏まえて適時適切に対応してまいらなきゃならない事柄ではあるわけでありまして、だからとってたびたび町の組織や機構を変えるということは、いわゆる町令かえをすることというのは、町民の皆様方にもわかりづらい、まだ一面迷惑をかけるといったような面もあるわけでありまして、もう少しひとつ時間を置いて、次なることを考えていった方がええんじやなかろうかということで、今回は機構の改革については見送るという方針に今いたしておるところでございます。

であります、職員の配置につきましては、現状の組織機構の中で配置をするわけでありまして、1年余りを経過いたしまして、いろいろと病欠者も長期出たり、あるいはまた今回勇退をする職員が課によっては出たり、それからその後、いろいろと事務が新たに起こってきたりしたような問題がありまして、必ずしも現代の課に対する人員配置がベターであるとは言い切れない面も出てきておるわけでありまして、これらについては、これまた今いろんな現場の実情を調査を進めておりますけども、その結果を踏まえて、限られた陣容であり

ますけども、限られた陣容の中で適切な配置をしていきたいと、このように考えております。

そういうことで機構改革については見送って職員配置をしますけども、これ課題として助役の方に投げかけておって、検討しておりますけども、かねて議会におかれましても一般質問等で御提言をいただき、検討課題としてまいっております、いわゆる地域の皆さん方と職員がともにひとつひざを交えて話し合いをして、そして町政に取り組んでいくという、言うなら地域分担制といいますか、そういうことについては御提言もいただいておりますし、本当に前向きでひとつ取り組むべきじゃなかろうかというふうに今課題としては持っておるところでございます。

それから、ああして今条例でお願いしておりますように、助役が副町長ということに4月1日以降はなるわけでございます。先般、条例の提案説明の中で担当課長の方からも御説明しておりますけども、単に助役が副町長という名前に変わったということだけではないわけでありまして、今までも実際には実務としてはやってきておるわけでありまして、特に町長の命を受けて政策とか企画、そうしたことを助役に任せていくといったような権限委任的なこともやろうとすれば

できる、そういう制度改正でございます。言うなら長の権限に属する事務の一部を副町長に委任をして執行させるということも、法律制度の上ではできる、そういうことになっておるわけでありませう。

それをどうするかということで、二人の助役含めて協議をしておいておるわけでありませうけども、大きい市ということでもございませうし、今日二人の助役を置いて行政執行してまいりましたけども、そのことによって何ら問題があったり、支障があったりということでもございませうので、当面特に特命を助役に与えて行政執行するということは、現時点ではしない方がいいんじゃないかならうかという意見集約を今しておるところでございます。

そしてもう一つは、規則の事項に当然なるわけでありませうけども、複数副町長がおるとすれば、俗に言う第一副町長はだれなのか、第二副町長はだれなのかということも長が決めれば、規則事項で決めていくこともできるわけでありませうけども、これにつきましても私の考えとしては、また助役等の意見も徴しておるわけでありませうけども、特に規則で定めて、Aさんが第一副町長であり、Bさんが第二副町長であるということを定めなくても、適宜適切な対応は今日までもしてきておりますし、十分対応できるということで、もし町長が何かがあっ

て欠けるようなことがあって、だれが第一次的に町長にかわって決裁をするのかというようなことが仮に起こったとしますれば、これは助役を選任するとき、議会の皆様方の方にも私の考えを申し述べ御理解いただいたわけでありますけども、当然二人のうちだれかがまずその責務を果たさなきゃいけません。

ですが、これにつきましても、例えば長が全く意思能力がなくなって物も言えないということになれば、また別のことでありますけども、仮に動けなくても口がきけるという状況にあれば、直接この問題はどの副町長が責任持って決裁しなさい、執行しなさいという指示はできるわけです。まだ死んでしまわんで、在職しとって物も言えんというようなことが仮に急激に起こったといたしますか、そういうときは二人の副町長が協議をして、そして町政に支障のないように責任を持って話し合いの上で業務を進めるようにということを現時点では3人で申し合わせて、支障のないように取り組んでいきたいということしております。

したがって、副町長という名称にはなりますけども、その職務の執行は旧来の助役と変わらない形でやっていきたいと、両人もまたそれを望んでおりますし、そしてまた私どもも二人の助役を議会へお諮り

して、選任、御同意をいただいたときは、副町長ということで御提案をさせていただいたわけでありませんで、助役ということで御提案して御承認いただきました。国がある日、勝手に制度を変えたただけの話で、いえばありますので、それらも考えて、当面そのように対応したいと、このように考えております。

それから、2番目の合併協定項目の中で、交通体系の見直しであります。これ施政方針の中でも少し触れさせていただきましたが、現在合併協議を踏まえまして見直し案を担当課の方で策定いたしまして、そして特に新しい町、両地域にわたってのことでもありますので、すべからく検討はしてまいりましたけども、一口で申しまして一挙にこれを改編していくということも難しい問題もあるわけでありまして、例えば日原地域におきましては、かなり進んだ交通体系が旧来とられてきておるわけでありますけども、これを一挙に変更していくというわけにも、住民サービスの面からいかない面もあるわけでありますので、そうしたことは一応現時点では、日原地内の交通体系については、現状を当面存続をしていくという考え方を持っております。

したがいまして、津和野地域の交通体系をどうしていくかということで検討を具体的に進めてきておりますけども、これも即日原地域と

同じような路線扱いするという事は、なかなか財政負担とか、あるいは競合路線の問題であるとか難しい面がありますので、できるだけ、できるだけそれに近づいた、そういう交通体系を整えていくべきではなかろうかということで、素案を持ったわけでありまして。

特に地域合併協定項目のことでもありますし、地域のことでもありますので、この問題については、津和野地域の審議会に現在お諮りをしておるという状況でございます。

本来でありますと、もう少し早い時点で交通体系の見直しはしなきゃいけないし、したいというふうに思っておりましたが、何しろ先ほど申しましたように、町だけの考えでいかない、路線バスの問題であるとか、あるいは県や国との関係であるとか、いろんな手続のこともありまして、手間取ってきておりまして、ようやくその素案を得たということで、結果的には19年度中に、今審議会にお諮りしておりますけれども、19年度中に御意見を徴して、そして最終案として結論が得られたら、関係方面、関係機関に手続を始めていくと。

そして、そのスケジュールからいきますと、どうしても19年度中に新しい交通体系で運営を始めるとするのは、ちょっと難しい日程になりますので、具体的には来年度から新しい交通体系に変えざるを得

ないんじゃないだろうかというのが、現在のところであります。

具体的なことにつきましては、もしあれでありましたら担当課長の方から御説明をしたいと思いますが、そういう状況でありまして、ただ2案としますのは、俗に言う交通弱者といえますか、病院の通院、あるいは学校への通学、そうした者をどのように扱っていくかということであります。

それから、課題にありますのは、お話がありますように、両病院が再編をされるということになりますと、これに対する従来とはまた変わった医療のための足の確保ということも、起こり得ることを考えておかにやいけないというふうにも思いますが、現時点で医療バスについては、私は病院が再編をされますけども、それによって非常に診療を受けるその状況は変わっていくということはあるにしても、私はないというふうに今は受けとめておるわけであります。

お話もありましたように、診療所化すると、無床化すると入院というものができないということは、どうしてもしてきますけども、日々の診療が受けられないということがあってはならないわけありますので、それから見ると通院バスについて、特に今何かが起こって急遽対応せにやいけないということにはならないかなという気はいたして

おりますが、これは全体の状況を勘案しながら、交通体系の中にも必要であれば取り組んでいかなきゃいけないと、このように考えておるわけでありませう。

それから、3番目では、議員定数の問題と報酬の問題、そして広域行政事務の問題がありましたが、まず議員定数の見直しにつきましては、ああして審議会の皆さん方の御意見をそのまま行財政改革大綱の中にも盛り込まさせていただいたわけでありませうが、これらは当然のことながら議会の御意思にゆだねたいと、ゆだねるしかない、このように思っております。

報酬の見直しについても同様でございますけども、しかし、現実が非常に厳しい財政状況でございます。本来なら当初予算にそうしたのも幾らかあらわすことができればなというふうなことを考え、全く考えたことがないということでもございませうけども、いやいや、それはそうではなからうということで、議会の御意思を期待しながら現行予算を計上させていただくと、こういう状況でございます。

それから、広域行政事務につきましては、確かに議員さん、何回か御意見もございましたし、ついこないだの広域事務組合でもお話があったように御発言ございましたが、施政方針でも述べておりますよう

に、今鹿足郡内でやっておる三つの事務というのは、現場が全く違う業務でありまして、これを一つにしたとしても、お話があったように、管理者は一人しか要らんこともできるし、それから議員の定数も減すことはできるのですが、それ以外に何ができるかといったら、現状いろいろと意見を聞いてみると、なかなかそれ以上のことは難しいということでありまして、メリットとしては極めて低いというふうに思っております、今後情報伝達の問題とか、いろいろまだまだ業務があるわけでありまして、それらは当然広域で執行した方が効率的であるというものが出てくるわけでありまして、そうしたものを一緒にやろうじゃないかというときに、あわせて考えた方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

むしろこないだの広域議会でもお感じになったと思いますけども、津和野町側は議員さんを初め、私どももむしろ広域一本化ということを積極的に発言しておりますけども、吉賀側は町長初めとして極めて慎重であるので、今後いろいろと次なることを考えて合意形成を図っていきたいというふうに思います。

そういう現状の中で、じゃあ一部事務組合をつくらずに、それぞれの町村に割り振りして持ってもらった方がいいんじゃないかという今の

御提言もございましたが、先ほどの議員さんの御発言の中にもありましたけども、本来一部事務組合というのは、その単体の自治体がやらなけりゃいけない仕事を共同して、一部事務組合というものをつくってやるわけでありますので、一部事務組合をつくらないままに、例えば津和野町が本来やるべき仕事を吉賀町に頼んでやってもらううちゅうわけにはいかないわけでありますので、その辺がそうしたらええがなということはあるかと思いますが、法律制度上、それはできないということもあるわけであります。

したがいまして、広域行政のことについては、本当に将来の事務執行等も含めて課題であるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 最後に、一部事務組合についてる御説明をお聞かせいただいたところでございますが、確かにそれぞれの組合における現場は、私もつぶさに見させていただいて、国家資格を初め有資格者でないととても対応ができないなということは十分認識しておりますが、議会についてはたかだか30万、これを一つにして100万のところは30万で済むんだから、70万ほどメリット

があるというふうに私は考えるわけですが、これが少ないか多いかということ、私の感覚では大変な努力ではないかなと思っておりますが、引き続きいろんな角度から御検討いただくことをお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 以上で15番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で13時00分まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序11、7番、青木登志男君。青木君。

○議員（7番 青木登志男君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

町長が施政方針の中で、金のないということがまちづくりの将来像

を見失うことにつながったり、町民の皆さんから夢や希望を奪うといったことだけは、絶対に避けなければならないと述べておられますが、私もこのことに関しては全く同感でございます。

町民の多様なニーズにこたえる、特に生活関連社会資本の整備など多くの課題が山積しておりますが、まずは人口の減少に歯どめをかけること、そして働き場を確保して定住を図らなければなりません、大きな課題であります。

財政状況の厳しい中において、ゼロ予算といっても極端過ぎますが、予算が少なくてもできるものもあろうかと思えます。例えば健康対策や人づくり、まちづくりや、このことなどはアイデアや企画によっては可能であるというふうに思えます。そのためには執行部や議会や町民との議論が大切であるというふうに思っておるところでございます。

多面的に方針を述べておられますけども、2点につきまして質問をさせていただきたいと思えます。

交通対策でございますが、同僚議員が先ほど質問されておりますけども、若干ダブるところもあろうかと思えますけども、できるだけダブらないような形で質問をさせていただきたいと思えます。

このことは合併時からの課題でございます。現状では情報企画課、教育委員会、あるいは建設課、健康福祉課とそれぞれの課が予算を組んでバスの運営を行っております。それは医療バスであったり通院バスであったり、スクールバスであったり生活バスであったり、さまざまなバスが運行されております。

しかし、現実には路線の利用者の減少に伴いまして、採算が悪化しております。そして、財政負担が年々ふえているのが現状ではないかというふうに思っております。そうしたことで、できるだけ早くこのことを対策を立てることが肝要ではないかというふうに思っております。村部におきましては、老人の足の確保ということが最重要課題ではないかというふうに思っておるところでございます。

昨日財政課長に伺いますと、約1億円程度のさまざまな予算がこうした交通体系につき込まれておるのではないかというふうなお話も伺ったところでございます。財政改革の面、あるいは足の確保の面からしても、早急に対策を立てる必要があるのではないかというふうに思っておるところでございます。

そうしたことで先ほどの質問のお答えにもありましたけども、行財政改革大綱によりますと、19年度に実施するというふうになってお

りますけども、諸般の事情で20年度に変わったというふうな町長の説明もありましたけども、できるだけ早くこうしたことを進めることが大切ではないかというふうに思っておるところでございます。

それから、二つ目でございますけども、防災、消防防災対策について質問を申し上げたいと思います。

災害は突発的な発生が高く、過去に例のない災害が多発している昨今でございます。町民の皆さんから生命、財産を災害から守り、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めなければならないと思いますが、施政方針演説によりますと、津和野町地域防災計画に基づいて防災のまちづくりを推進するというふうになっております。

益田広域消防の中期設計計画に基づいて、建物の老朽化が激しく、また道路拡張工事などにより庁舎敷地が狭くなって、津和野分遣所の改築を本年度から進めるという予定になっております。19年度において調査設計を行い、20年度に工事完成するというふうの方針ではうたわれておりますけども、津和野分遣所の新しい場所、あるいは規模につきまして計画がなされておることとございまして、お知らせを願いたいというふうに思っております。

また、財政の逼迫した状況の中で、防災センターを中止せざるを得

ないというふうに表明されておりますけども、防災センターが中止された以後、どのような形で防災対策に当たられるのか、あわせてお伺いを申し上げたいと思います。

以上、大きく2点につきまして御質問をいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 7番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、2点についての御質問でございました。

まず1点は、交通対策についてということでございますが、午前中の他の議員さんの御質問にもお答えいたしておりますけども、交通体系の見直しというのは、合併協議の中で議論をされてまいった重要な課題でもあるわけでありまして。そうした経緯を踏まえながら、今担当課を中心に新しいあるべき姿について検討を進めておるわけでありまして、この行財政改革の中でも、これは重要な項目として取り入れておりますが、行財政改革を進めていかなきゃならないわけでありまして、基本的には行政改革でございますので、まずは経費の節減を中心に、あらゆる制度、事務事業等の見直し、こういうことを図ることを中心に取り組んでおるわけでありまして、全体的な合併協議の中で、新町になって整合性を図り、あるいは見直していかなきゃな

らないといったような項目、その中には交通体系の見直し等も入っておるわけでありまして、これらは必ずしも経費の節減ということで物事をとらえ、そして処理をするというわけにはいかない問題があるわけでございまして、この交通体系の見直しも、その一つになろうかというふうに思っています。もちろんせっかくの見直しでございますので、できるだけ経費の節減を図りながら、住民の皆さん方の足を確保していくということを考えていかなければならないわけでありまして。

そういうことで担当課の方では、今日までつぶさに路線ごとに実態調査をやっております。大体1日にこのバスに何人乗られるかといったようなところまで調査をして、その上でこの路線については、極端な言い方でありまして、廃止をした方がいいじゃないかと、経済効率の面からですね。それから、また逆の面では、新たなバスを走らせるということを考えにやいけないんじゃないかとか、こういうふうな二面性を持ってやっております。

ですが、できるだけ利便性を図りながらも、財政負担を抑えていくという面から、今考えております多くの中には混乗、単にスクールバスということだけで走らせるという面も従来あるわけでありましてけど

も、それに一般の町民の方も一緒に乗れるというふうな方法をとって、効率化を図っていこうというようなことも多く検討しながら、あるべき姿というものを求めるようにいたしておるわけであります。

それから、これは行財政改革という面からいいますと、逆行する面もあろうかと思えますけども、例えば料金体系を、今津和野地区と日原地区の方式が違うわけでありまして、日原地区におかれましては、いわゆる定額料金制で利用していただいとるわけであります。そういうことで本来なら定額料金制を大きく見直してということが、財政運営の面からいえば必要なわけでありますけども、しかし、一挙に住民の皆さん方の負担をふやしていくというわけにもまいらないだろうということで、基本的には今後地域の皆さん方の審議会の御意見等も徴していかなきゃなりませんけども、現在部内で考えておりますのは、日原地域で行われておるような定額料金制をまず導入、全町内に導入すべきではなかろうかということで、じゃあ現在の定額料金が現状の財政状況から見ていいのかどうなのかといったような議論は、まだまだ今からのことになりますけども、少なくとも料金体系は全町内一つにして、そして一挙に利用者の負担が増大しないように、しかも町の財政も勘案しながら、落ちつくところへ落ちつかせていかにやいけん

じゃなかろうかというふうな課題を抱えておるわけであります。

したがいまして、やがて具体的に体系がお示しをすることができると思いますけども、広範にわたって見直しを図って、整合性をとっていくということになるかと思いますが、午前中も申しあげましたように、日原地域内においては、かなり事細かく今バスが走っておりますので、これを一挙に改めていくということは、逆に住民の皆さん方に不便を強いることになるので、現在のところそうした面は現状維持という形の中で、何とか財政運営ができないだろうかということで、検討をさせていただくとるというような状況でございます。

それから、消防防災対策でございますが、ああして防災計画につきましては、午前中の御質問の中でも財政担当、総務住民課長がお答えしておりましたように、今計画策定中で、間もなくこの計画というものが固まって、議会の方にも御報告ができる、そういう段取りに今なっておるわけでありますが、申しておりますように、旧来の津和野地域と日原地域の中にありました防災計画を持ち寄って一つにするという考え方でなくして、新しい町、一つの町という視点に立って、新たな考え方でこの計画は立てるべきだということで、基本的には取り組みをさせていただいておるという状況でございます。

そういうことではありますが、具体的に今ございました広域消防の組織であります分遣所の改築の関係であります。予算でもお願いをしておりますように、今年度から来年度にかけまして津和野分遣所の改築を広域の方でやっていただくということになっております。この分遣所の改築にあわせまして、本来であります防災センターを併設をしていきたいという考え方を持ってきたわけでありまして。これは圏域内の各、合併しまして今は1市2町になりましたけども、旧来の7市町村においても、すべからく分遣所の改築にあわせて、地域の防災センターを併設していくということで取り組みをしてまいりました。当然のことながら、この津和野町においても、そういう計画を進めるといふことにいたしておいたわけでありまして。

ただ計画が旧町時代の関係でございまして、まちまちな面も広域の中ではあったわけでありまして。今後は一つの町になりましたので、一つの町として考えなければいけませんけども、御承知のとおり、旧津和野では総合振興計画、あるいは過疎地域振興計画等に防災センターの設置というものが、大きい課題として計画されてきておいたわけでありまして、そのことを広域でも踏まえて、当然のことながら津和野分遣所の改築をするときには、他の町村と同じように防災センターの

改築もあわせて行われるものだというふうに、お互いが認識をしておいてまいりましたわけでありまして、いよいよ具体的にこの改築の時期になってまいりますと、財政の問題がやはりございまして、ぎりぎりまでどうするかということで内部も協議もしたんでありますけれども、非常に厳しい財政状況の中でありまして、旧来他の市町村が取り組んだような形で、今回分遣所の改築にあわせて防災センターを設置するという事は、残念ながら難しいという結論に我々としては立ち至ったわけでありまして。

したがって、防災センターと名のつく施設を今回の分遣所の改築にあわせて行うということはできませんけれども、ただせっかくの機会でありまして、分遣所の改築にあわせて、せめて非常備消防の皆さん方が一丁緊急時のときに駆けつけて、そこにたむろできる、そういう場所ぐらいは、少なくとも分遣所改築の中で考えていかなきゃいけないじゃなからうかというふうに思っておりますが、本来の防災センターと言えるものについては、まことに申しわけないんでありますけれども、当面建設をするということに至らない、そういう財政事情にございまして、御理解をいただきたいと思っておりますので、

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 交通対策でございますけども、行財政改革と、私は早くというふうなことを二つ申し上げたんですけども、町長さんには行財政改革の方が早く伝わったような感じでございまして、私は1日も早く、考え方としては町長さんと同じで、多少赤字になっても住民の足を確保しなくてはいけないという面では、一緒の考えだというふうに思っておりますけども、できるだけ早く、病院や買い物に行けない御老人もおられるわけでございますので、対策をお願いしたいというふうに思っております。

それから、消防防災につきましてのお尋ねしたところの新しい津和野の分遣所の場所、あるいは規模につきまして質問させていただきましたが、お答えをよろしく申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 申しわけございませんでした。ちょっとお答えが抜かっておりましたが、まず1点は、交通体系の関係でありますけども、実はできれば今年度、途中からでもという気がいたしまして、施政方針の中にも、ある程度の具体的なことを申し述べさせていただきたいと思って準備をしたわけでありまして、その後、所管

課といろいろと詰めてみますと、なかなか午前中申しあげましたように、スケジュール的にも、単に町だけの考えでこれを行うことができない、いろんな法律的な手続もあったりしまして、とても19年度中に、どういう形であれ今考えとるものを実現するというわけにはいかないということがはっきりしましたので、残念ながら19年度では具体的なことを申し述べさせていただくことを控えさせていただいたということでございますが、急がなきゃいけないということは重々承知をいたしておりますので、急ぎ急ぎ進めてはまいりたいと思っております。

それから、失礼いたしました、分遣所の改築についてでございますけれども、こういう財政状況のときでありますので、新たに土地を求めて建設をしていくということは、これはなかなかまたできないことであるというふうに考えております。したがって、現在町が保有しておる公有地を活用していくということではなければならないというふうに考えておりますが、一に候補地というものはあるわけでありませぬけれども、今じゃあそれをどこにしようというところまで至っておりません。もちろん消防関係者の皆さん方の御意見もお聞きをしていかにゃいけない問題でもありますので、やがては方針を定めて、また議会

の方にも御報告もしなきゃいけないと思いますが、現段階では場所を確定をしたというところまでは行っておりませんが、少なくとも土地に新たに投資をするということは、現状では難しいだろうというふうに考えております。

それから、規模につきましても、もともと防災センターを併設して建設をするという考え方で来たものですから、ごく最近まで、予算編成の時期まで来たもので、それが不可能ということになってきたわけでありますので、規模等についても今から広域消防の本部の意見も踏まえて、そしてまた単に広域消防といいますけども、本部と津和野だけの問題でありませんで、益田市さん、吉賀町さんそれぞれ応分の負担を求めていくわけでありますので、そうした方々の御意見、そして先進の例等を踏まえて設計に入っていくということになると思いますが、そういうことで今のところ全く白紙でございまして、もちろん予算もお認めをいただいた上でないと具体的な検討に入るわけにはまいりませんので、早くとも4月以降のことになろうかと、このように考えております。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） それでは、次の質問に移らせてい

ただきたいと思います。続きまして、農林行政の推進についてお伺いをいたしたいと思います。

農業農村を取り巻く環境は、ますます厳しくなる一方であり、本町においても、さまざまな課題が山積をいたしておるところでございます。ときに農業担い手支援センターの開設が、このたび施政方針の中でも発表されておるところでございます。大変期待をいたしておるところでございます。支援センターの設置の目的、あるいは職員体制、具体的な計画をお伺いをいたしたいと思います。

それから続きまして、島根県の農業農村の持続的発展を目指すしまね食と農の県民条例が施行されたところでございますが、農業の多面的機能を生かしながら環境との調和や食の安全性を配慮した農業を推進し、農業や農村の価値観を県民が共有することで地域農業を守っていくのが条例の趣旨と伺っております。本町での活用、あるいは推進について、どのように行われるのかお伺いをいたしたいと思います。

それから、国の新しい施策の支援で、大規模農家と集落営農に絞り込んだ品目横断的経営安定対策が19年度からスタートするところでございます。本町での取り組みは、どのようになっているのかお伺いをいたしたいと思います。

それから、農地・水・農村環境の保全、地域共同の取り組みを促進する農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の地域からの申請はどのようなになっておるのか、お伺いをいたしたいと思います。また、共同活動支援、あるいは営農活動支援が本町にとってどのように推進しているのかも、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

このことにつきましては、前に直接支払い制度が施行されておりまして、かなりの集落が取り組んでおるわけでございます。こうしたことの交付金が地域の経済を潤す面では大きいものがあり、また話し合いによりまして地域の一体感も出ておるところでございます。ぜひともこの農地・水・農村環境保全向上事業も直接支払い制度と同じ、あるいはそれ以上の地域がかかわれるように推進すべきだというふうに思いますけども、御意見を伺いたいと思います。

それから、この事務処理が非常に多岐にわたって大変だというふうなことも伺っておるわけですが、何かそのあたりを地域の素人が、素人といいましょうか、ふなれな人間がやるものでございまして、簡素化してやりやすいような方向も、検討すべきではないかというふうに思っておるところでございます。

それから、知育、体育、徳育の3育の土台が食育であることが共通

認識されておりますけども、今日食育が議論され、家庭と学校と地域の連携が大切であるというふうに言われております。食材、体験学習をする場の提供は、農業の役割として今後大きいのではないかとこのように思っておりますけども、その辺、こういった取り組みを行われるのかお伺いをいたしたいと思っております。

給食の食材供給では味覚授業であるとか、あるいは若い調理師さんがキッズシェフとか、津和野食譚会の活動であるとか、地域ではいろんな活動がなされておりますけども、そうした活動との連携をどうしていくのかというふうなこともあわせて伺いたいと思っております。

それから、同僚議員が既に質問をしておりますけども、水田農業の取り組みの中での配分方法が、従来とは異なってきておるわけがございますけども、集落ではどのような理解がされておるのかお伺いをいたしたいと思っております。

聞くところによりますと、実行組合長会でこの4段階方式でのかなりの異論が出ておるとこのように思って、聞かされておるところでございます。津和野町の農業農村の面積の構成であるとか年齢の構成を考えますと、この4段階は非常に厳しいものがあるのではないかとこのように思っております。全体の構成から見ると高齢化、60、70

の年齢の方で農村は維持されております。あるいは構成面積も、大型認定農業者以外の大多数の方で農村農業が形成されているのも事実でございます。

そうしたことで米にかわるものができればいいんですけども、なかなかできないということになると、この水田面積、転作の面積がふえることによって、集落が荒廃するというふうなことになりますと、大変な事態にもなるんじゃないかというふうに思っております。

そうしたこともあわせて法人の地域といいましょうか、集落の拡大も大切でございますし、あるいは法人がどうしてもできないところもあるわけでございますので、法人ができないところをどうした救いの手を伸べるかというふうなことも、あわせて大切になってくるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。そうした面での見解をお聞きしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それじゃ6点ほど御質問をいただいたかと思っておりますけども、順次お答えをしてみたいと思います。

まず、1点目の農業担い手支援センターの設置に当たってござい

ますけども、農業・農村を取り巻く環境は厳しくなる一方でございまして、本町においても就業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の拡大等、さまざまな課題が山積しているところであります。

このような状況の中で、町としても担い手の確保と集落営農の育成に向け、関係する機関の担当者による定期的な会議等を通じ、より連携を図りつつ、今日まで積極的に取り組んできたところでありますが、それぞれが他の業務を持ち合わせながら、寄り合い世帯で行う活動には限界があります。迅速性、そして専門性などの点で多くの課題が顕在化してきたところでもございます。

そのため、このような課題を克服し、短期間内に集中的に担い手を確保していくためには、従来の組織では困難であり、関係機関の専任職員がワンフロアに集う、担い手育成専門部署の設置が必要不可欠であると判断したところであります。

職員体制については、町職員を兼任1名を含め3名、JAから1名、県普及部から、これは常時とはまいりません。まだ県とも最終的なものはございませんけども、益田市の場合は週の半分ぐらいというように聞いておりますけども、そういったものを今協議中でございます。

また、具体的な計画といたしましては、新規就農者や認定農業者の育成、確保、集落営農の組織化、法人化、経営体質の強化等、農業が抱えるさまざまな課題に迅速に対応してまいりたいと考えております。

むろん、これらは国でいうところの担い手だけというわけではありません。本町における担い手の観点から対応してまいりたいと考えているところでございますし、また、団塊世代の退職に伴う定住対策も視野に入れたセンターにしてまいりたいと考えているところであります。

なお、詳細につきましては、平成19年度の当初予算の参考資料というのがお手元にあるかと思いますが、その中に担い手支援センターの設置構想をとじさせていただいております。ごらんをいただきたいと思います。

それから、次の御質問でございますけども、しまね食と農の県民条例が施行されたことに伴うものでございます。

近年のBSEや残留農薬問題など安全・安心な食や環境問題への消費者の関心が急速に高まる中、また、国における大規模農家への施策の集中化、重点化が進められている今、県民の健やかで豊かな暮らし

の根幹である食、環境などを支える農業、農村の持続的発展を目指す「しまね食と農の県民条例」が、県議会超党派の議員提案でもって全員賛成で可決成立したことは、大変意義深いものであると考えております。

当町といたしましても、4月から開設いたします農業担い手支援センターを中心として、国の農業施策に対応できるべく支援を早急に進めてまいらなければならないと考えておりますが、人的、地理的に規模拡大に限界がある地域が多く出てくることも事実であります。

そういった中で、生産性だけにこだわらず、環境や景観維持など多面的機能を評価しながら、持続可能な地域農業のあり方を追求していくことも必要であり、集落維持のためにも重要であると考えております。

今後は、農業、農村が食や環境等の面で果たしている役割を農業者みずからも再認識し、誇りを持っていただけるよう、また町としても住民の方々とともに「安全・安心な食」や「環境との調和」を目指す価値観の共有に向け、関係する機関と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続いての御質問でございます。品目横断的経営安定化対策について

でございますけども、経営所得安定対策等実施要綱の柱の一つであります「品目横断的経営安定対策」は、農事組合法人を含む認定農業者や、一定の基準を満たす集落営農を担い手とし、施策の集中化、重点化を図るものであります。

高齢で零細な農家を多く抱える当町においては、この対策に加入できる認定農業者は、現時点では5名の認定農業者と七つの法人が該当すると思われませんが、これらのカバー率は28%と低い状況であります。

したがって、今後の担い手支援センターにおける主要な業務の一つとして、法人等への農地の利用集積や農用地利用改善団体の設立などを加速させ、国の制度の活用を図ってまいらなければならないと考えております。

今申しあげましたように、農地の利用集積につきましては、既にここの配分等の影響もあったかと思っておりますけども、残りの2法人についても利用集積を始めておられまして、農業委員会等への申請も出ているところでございます。

これについては、一応ここの8月末が最終的な国への報告というふう聞いておりますので、できるだけ集積を進めながら、皆さんに

何とかこの制度へ加入できる法人等については進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから続きまして、農地・水・環境保全向上活動支援事業の関係でございますけれども、経営所得安定対策等実施要綱の柱の一つであります「農地・水・環境保全向上活動支援事業」は、非農家を含む組織での資源保全のための共同活動と、加えて環境に配慮した先進的な営農活動を行う組織や農業者個人に対して支援をする地域振興政策であります。

この政策については、昨年12月26日に国が最終的な内容を示し、県の各市町村への説明は1月11日でありました。本町はこれを受けまして、1月の15日、16日、19日と町内3会場において説明会を開き、準備が整い次第、各集落ごとに協定書の作成協議に入ることとしているところでありまして、若干現在予定よりおくれてはおりますけれども、今後随意協議に入る予定であります。現在、申請の予定といたしましては、51地区程度が予定されておりまして、そのうち45地区が従来からあります直接支払い交付金を受けている地区であります。

また、「共同活動支援」の推進につきましては、現在農業者で取り

組んでいる施設の点検や修繕、定期的な草刈りや泥上げ等の作業を、非農家を含む組織でもって自然景観保全活動を加え共同実施することで、支援を受けることができるものでありますので、今後ヒアリングを行う中で、より多くの地区で取り組んでいただけるよう指導、推進してまいりたいと考えております。

一方、「営農活動支援」の推進についてであります。この支援はまずは前段の地域の中での共同活動支援を行った上での支援であります。制度としては2階建て方式になっており、まずは営農基礎活動として、圃場からの環境負荷の流失の抑制、有機質資源の循環利用の促進、化学肥料や化学合成農薬の使用の低減、以上三つの中の一つ以上を対象区域内の販売農家のうち、8割以上が参加することが前提条件であります。

その上で、エコファーマーの認定を受けており、各作物ごとに見ても、対象地域の生産者のおおむね5割以上が取り組む作物に応じて個々に支援を受けるものであります。

したがいまして、地域が一体となって対象農家に対する理解がないと難しいものでありますので、集落での一体感の醸成が図れるよう指導し、本制度が活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、御質問のありました事務処理のあり方でございますけども、この業務については、今の直接支払いとの重複の面もございます。そういったことでそのすみ分けをきちっといたしまして、あとは記帳、そして記録ということになってまいりますので、そういった統一的な様式といいますか、マニュアルをきちっと町の方で作成して指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、食育の関係でございます。御承知のように、食糧は人間の生命の維持に欠くことのできないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものでありますが、我が国の食糧自給率は低下し、現在、食糧の約6割を海外に依存しております。

こうした中、安全、安心、健康等を求める声が高まるなど、「食」に対する住民の意識や価値観にも変化が見られるようになり、いろいろな部門において食育について議論されるようになりました。

議員御質問のように、特に学校現場においては、将来を担う子供たちへ「食」の大切さを教育することは重要でありますし、これに関連する食材、体験学習をする場の提供など、農業、農村との連携がまだまだ不十分なところもあろうかと思えます。

一部では以前より地元食材を利用している学校もありますが、近年

は米の生産調整により、転作作目として多種多様な野菜等が町内においても生産されてきておりますので、今後は学校だけでなく、福祉施設や旅館、ホテル等での利用も含め、庁内関係課との連携を図りながら、地元食材の消費拡大も図ってまいりたいと考えております。

また、町内の一部の地域では、学校や保育園の体験学習の場としての農地の提供、農業体験による都市との交流活動を行っている農事組合法人等もありますが、農業への理解、農業の大切さ、人的交流等を進める活動は大事であると認識しておりますので、今後ともいろんな制度等の活用を図りながら支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、水田農業の取り組みの今回の配分方法の関係でございます。水稻生産調整における配分方法についてでありますけども、配分法の決定の経過等については、16番議員の御質問に対しお答えしたとおりであります。農家の皆さんには、従来とは大きく変わったため御心配をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

議員御質問のように、今回の配分方法への理解という面におきましては、西いわみ水田農業推進協議会設立準備会での配分ルール決定までに時間がかかりまして、地区推進員さんへの説明が2月14日となりました。

今回は従来とは違って、耕作面積に応じた4段階での配分となりましたので、御指摘のようになかなか御理解をいただけない部分もあろうかと思えます。

したがいまして、推進員会議においても申し上げましたが、JAと町でもって依頼があれば集落へ出かけて御説明申し上げることにいたしております、既に依頼のありました——これは津和野地区でございます、主には——12地区において説明会に出かけているところでもありますし、また現時点で3地区から新たに要請があったところがございます。今後もしできる限りの対応をしてみたいと思っております。

また、この対応といたしまして、できるだけ先ほど申しました法人への集積は何でございますけれども、制度といたしまして利用、農用地の利用改善団体というようなものを設立しながら、これにもっての集積等も今後は図っていかねばならないと思っておるところでございます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 再質問でございますけれども、農業担

い手支援センターのことですけれども、本町の農業農村の年齢の構成、先ほどの水田農業のところで申しましたけれども、あるいは面積の構成は、必ずしも担い手といいたいでしょうか、法人あるいは認定農業者だけではございません。大部分は、そうでない方の担い手が頑張ってるから、農村が維持されておるといふうなことが言えるのではないかというふうに思います。

一つの例ですけれども、皆様御存じだと思いますけれども、徳島県の一つの町に葉っぱとか、そういうものを販売して3億円の収益を上げとる町があります。その町のお話を聞くと、80歳になってもイチヨウの木やカエデの木を植えて、それを販売するという意欲があるという、こうした町もあるわけですので、必ずしも先ほど申しましたように、認定農業者であるとか、あるいは法人がその地域の担い手には間違いないですけれども、それオンリーではないということだというふうに思います。

そこで、御提案ですけれども、12月の議会でも提案をさせていただきましたけれども、これは農林課の担当の支援センターですけれども、各課を横断して事業を進めるといふうなことが大切ではないかというふうに思っております。

例えば商工観光課と農林課の連携を行って、食のブランド化を図る
であるとか、農業と観光の連携をするであるとか、農産物の地産地
消、あるいは体験による滞在時間を長くして宿泊客を伸ばしてい
くと、あるいは景観法の指定を行って保存、維持を行っていくとか、さ
まざまなことが考えられるのではないかと思います。

また、情報企画課と農林課が提携して、都市と農村の交流の企画を
するであるとか、空き家対策であるとか、農村活性化交付事業の共有
をするであるとか、定住化対策、あるいは遊休農地の活用である
とか、さまざまなことが考えられます。

また、教育委員会と農林課が提携することによって、食の推進、あ
るいは食材、農産物の地産地消、あるいは体験の場づくりである
とか、いろんなことがセットできるのではないかというふうに思ってお
ります。ぜひとも支援センターの職責を広げていただいて、津和野町
の産業の源になるような支援センターにしていだきたいというふう
に思っておるところでございます。

それから、食の関係でございますけども、早寝早起き朝ごはんとい
うふうなことで国民運動に掲げられておりまして、学力向上の原点と
いうふうなことで力説されておる学者さんもおられるわけございま

すけども、田万川町、旧田万川町でございますが、中学校ではこれを実践されておりまして、朝の食事のメニューをPTAさんと一緒に考えて子供に食しておるという実態もあるわけでございますけども、教育長さん、見解がありましたらお願いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 最初の御質問でございますけども、関係機関との連携でございます。議員さん申されますように、そういった連携は必要だと思えますし、この支援センターの中で、この資料も見ていただきますと、12ページの方に図で示してあるわけでございますけども、この中では一応今言われた中の情報企画課との定住対策的なものは、その中に入れておるわけでございます。

これは益田市が今行っている支援センターにおいては、そういったこととの連携というのはどうもされてないということでありまして、これはうちの場合はそういう内部の中でも、そういったことは一番まずはやらなければならないことだということで入れてきた部分でございます。

教育委員会とか商工観光課とかというのも、当然出てまいることだと思いますけども、まず限られた支援センターの陣容の中でございま

すので、スタートしていく中でいろんなそういったパートナーといひますか、連携が図れるようにしていきたいとは思っております。そういったことで少ししばらく時間はかかるかと思いますが、そういうことは頭に入れながら運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、食育の関係につきまして御答弁申し上げます。

お話ございましたように、学力と食育との関係というのは、非常に密接な関係があると言われております。これまでもPTA研修会等の中でも、いろんな機会を通しまして研修会を重ねてきているわけですが、その中でもお話ございましたように、早寝早起き朝ごはんということは非常に大切なことであろうかと思っております。

今この関係につきましては、それぞれの各PTAの中でも、学校とPTAのいろんな話し合いの中で出してほしいというふうなことを話しているわけですが、三者面談等いろいろ学力の面等もいろいろあるわけですが、こうしたものも保護者等の話の中で、食育についてのことについては話を進めていきたいというふうに思っ

ております。

田万川町で実施されておるといふことですので、この関係につきましても今後参考事例として調査してみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 最後の質問になりますけども、やさしいまちづくりについてお伺いをいたしたいと思います。

私ごとで大変恐縮でございますが、12月の議会、一般質問につきましては、車いす等で失礼させていただいたわけでございます。また、2月の7日から9日までの宮崎、あるいは大分、福岡の議会議員研修につきましては、その節には同僚議員の御協力、あるいは事務局の協力によって研修させていただきましたけども、その節感じたわけですけども、車いすに乗っております多くの皆さんの視線といひましようか、この視線がいろいろな視線があるなというようなことを、体験としてつくづく感じたわけでございます。本当貴重な体験をさせていただいたというふうに思っております。

なれた議員さんは、二、三センチのところで大変なんですけども、

10センチもあると後ろ向きに車いすを移動させて上がっていただいたりしたこともありますけども、本当にそうした対応というのが大切だなというふうなことを、身をもって体験したわけでございます。

体験に基づきまして質問させていただきたいというふうに思っておりますけども、本町では人と環境にやさしい交流のまちづくりを目指しておるということでございますけども、親切で詳しく案内するための体制づくりというふうなことで、さまざまな推進をしております。そのことが障害者にとってどうなのか、対策はどうなのかというふうなことでございます。

私も津和野に帰りまして、町の中をそれなりに見渡してみました。九州で体験したことでございますけども、車いすに乗っておりますと、トイレが非常に大変でございます。それで、津和野町ではどうなってるのかというふうなことで調べてみますと、11カ所、身障者用のトイレが設置されておるようでございます。

それから、トイレが設置されておるんですけども、外に向かって表示がしてあるところが少ないんですね。健常者でも一緒ですが、トイレに行くときには、結構せっぱ詰まるとるわけですけども、せっぱ詰まっても表示がないとなかなか身障者はトイレを探すことが難しい

んじゃないかというふうなことを感じました。10カ所あるということで、思ったよりたくさんあるなというふうに感じました。

それから、歩道に自転車あるいは荷物等があちこちに置いてありまして、これは車いすで移行するには大変だなというふうなことも感じたわけでございます。

それから、段差が結構ありまして、3センチ、5センチ、5センチになるとどうも前向きの車いすでは難しいようでございますけども、そうしたことが現実にあるというふうなことを、体験を通して感じたところでございます。そうしたことにつきまして障害者にとってどうなのか、あるいは対策はどうなのかにつきまして御質問をさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 環境、人と環境に優しい、しかも障害者にとって十分な対応をとということで御質問でございますが、議員さん御研修に行かれまして感じられたことをるる述べられました。が、近年、バリアフリーやノーマライゼーションという概念が広がり、高齢者や障害者の方も車いす等を使用し、旅行や散策をされる方を多く見受けようになりました。数あるレジャーの中でも、旅行は

最もポピュラーなものの一つでありまして、当然、高齢者や障害者の方にも、いつもと違う場所で、いつもと違う人々と触れ合う、旅の喜びは共有されなければならないと考えております。

観光地の本町にとりましても、バリアのない旅行への関心を注ぐことが必要であると考えております。現在、道路改修や歩道整備にあわせて若干の改修は進められているところでございますが、議員さん御指摘のとおり、段差でありますとかトイレの表示、あるいは歩道に荷物というふうなことで、まだまだ十分であるとは到底言えないような状況であります。

今後、物理的なバリアを完全に取り去ることは困難でありますし、また、都市並みにするだけでも莫大な費用がかかりますが、今後ともバリアフリーのまちづくりに、住民の皆さんや関係団体と行政が一体となって取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。

貴重な御体験をされ、お気づきの点も多いかと思しますので、今後とも御教示等をいただけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 親切で詳しく案内するための体制づくりというふうなことで、商工観光課では休憩ができるスペースの確保であるとか、旅館等のトイレの開放であるとか、あるいは雨天時に自由に使える傘の貸し出しであるとかといったことを推進しておられますけども、このことにつきまして質問をさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） お答えいたします。

今町の中で来られた方々に、満足して帰っていただくにはどうしたらいいだろうかという、そうした議論の中で、そうした取り組みが行われてきておるところでございます。障害者に対する取り組みも同じであるわけでございますが、決して十分な取り組みにはなっていないかもしれませんが、案内マップ等につきましては、身障者トイレを表示したものを用意しておりますし、実は旅館組合の方でもトイレの方の開放をされてますが、ホームページの中でこのように身障者トイレ、普通トイレを区別されて、そういう案内ができるような体制づくり、あるいはボランティアガイドさんなどは、実際に駅でテントを張っておられまして、来られた方々に親切に案内をされると同時に、そういう要望があった場合には、近くのトイレまで案内をされるとか、

そういうふうな取り組みもされておるところでございます。

まだまだ十分な取り組みになっておりませんが、今そうした取り組みを始めておりますので、今後もまた深めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 一度にはできないことかもしれませんが、長い目で努力をするというふうなことが大切だというふうに思っております。どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

以上で質問終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で11番、青木登志男君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序12、17番、藤井貴久男君。藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 通告に従いまして質問をいたします。

まずは最初に、町のホームページについて質問をいたします。

本町のホームページは、合併後早い段階で作成され、その後充実し

てきております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず第1点目ではありますが、ホームページは情報企画課の担当だというふうに思っておるところでございますが、どのような形でいたしますのは、外注でつくるのか、あるいは自前でつくるのかということでございますが、つくられているのか。また、各課のお知らせ等もありますが、これは各課で担当されているのか。あるいは更新はどのようにされているのかという点が第1点目であります。

ついで本町のホームページは、私は非常によくできているというふうに思っているところであります。また、その内容であります。その掲載に津和野地域、あるいは日原地域の両地域の扱いに少し格差があるのではないかとこのように私は感じております。

私が本町のホームページを見て格差を感じた部分を上げてみますと、まずトップページの左側にメニューとございますか、目次があります。その中にその目次はNEWSから始まりまして、最終はLINKというまでの13項目があるわけではありますが、その中の項目で申しますと、津和野という項目の中に津和野地域の歴史、あるいは文化史は載っておりますが、日原地域は載せられていないというのがまず1点。

それから、くらしの情報という項目の中で、この中はジャンル別とキーワード別に分かれておりまして、非常に親切であるわけでありませんが、この中で文化・スポーツ施設の案内は旧津和野町のみであります。日原地域は載せられておりません。

施設のご案内という項目の中では、観光施設、官公庁、文化・スポーツ施設、福祉施設が上げられております。この中で観光施設では、日原地域の歴史民俗資料館が写真は載せられておりますが、津和野地域に載せられております安野美術館等々はリンクができて、その内容が見られるようになっておるわけでありましたが、日原にあります民俗資料館はリンクができない、内容が掲載されていない、写真だけであるというふうなことであります。

次に、官公庁であります。日原地域の公民館は、日原中央公民館のみでありまして、他の公民館は掲載されておられません。条例上では他の公民館も公民館というふうに位置づけられているところではありますが、津和野地域の公民館は載せられているわけでありましたが、日原地域は中央公民館のみであるということでもあります。

次に、保育園であります。保育園は津和野地域の保育園、これは町施設ではありませんが、幼花園も載っておりますが、これには保育

目標あるいは保育の方針などが、津和野地域の保育園には載せてありますが、日原地域の保育園は載っていないというふうな点。

それから、文化・スポーツ施設では、最近写真が掲載されたようでもありますけれども、コメント、コメントといいますがのは場所、あるいは使用時間、あるいは使用料金等というものでございますが、これは津和野地域のみで日原地域は全く載っていない。

福祉施設につきましては、津和野地域のみ掲載されておまして、日原地域は一切載っていないというふうな状況でございます。

以上、いろいろと申し上げましたが、合併当初ならばどちらかのホームページをもとにして追加したということであるならば、これはまだいたし方がないところではありますが、合併をいたしまして1年6カ月がたとうとしておる現実があるわけです。私は、故意にそのようなことをしたわけではないだろうというふうにも思っているところではあります。これだけ時間が、合併から時間が経過しております。新年度も始まるこの時期でありますので、早急にこれの改善を図るべきではないかということをお提案申し上げたいところでございます。

ホームページには、御承知のとおり、全世界に向けて情報を発信しているわけでありまして、だれが見るかわからないわけでありまして、

紙ベースのものと違いまして、限りなく広がっているわけであり
ます。以前、東京日原会の方がサンネットにちはら、CATVのホーム
ページを見て、ニュースサンネットをダウンロードして、日原のこと
を見るのが楽しみだと言われたことを聞いたことがございます。サン
ネットのホームページには見られるような仕組みがつくってありま
す。なるほどその方はよく日原のことを知っておられたわけござい
ます。

本町のホームページは、その意味でも日原地域の出身の方も多く見
ていると思いますし、あるいは日原地域に住居がある方も見ているわ
けであります。私を含めて日原地域に関係ある者からすれば、決して
気持ちのいいものではありません。見過ごしやすい点ではありませ
すが、両地域の融和という点からも、好ましいものではないと思うわけ
であります。この点を含めまして適切な御答弁をいただきたいと思
います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 17番議員の御質問にお答えをいたしたい
と思っておりますが、まず町のホームページについてのお尋ねと御意見でござ
いました。

現在開設をしております本町のホームページの内容に、合併いたしました旧両町の紹介等がかなり内容として格差があるという御指摘でございました。大変恐縮をいたしております。故意ではないと思うがというお言葉でございましたが、私もそのように、当然のことながら故意ではないというふうに申し上げておきたいと思いますが、特にホームページ等情報についての主管課であります情報企画課、御承知のとおり課長、課長補佐とも旧日原出身の職員でございまして、そうした面から見ても、あえて偏重的な物事を見ておるということは全くないというふうに考えておりますが、気配り、目配り、そうしたことに欠けておるというふうに思いますので、今後そのようなことのないようにしてまいらにやいけないうふうに思っておりますが、若干担当課としての、あるいはお答えしたいことがあるかもしれませんので、担当課長からもお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それじゃ一番目のことについてお答えします。

本町のホームページにつきましては、フレーム部分については旧津

和野町時代のものを踏襲し、内容については、微細な変更については情報企画課で、それ以外的大幅な変更については、そうした事態が生じたとき、外部委託等により変更する方法としております。津和野の、旧津和野のホームページの方が民間委託で充実しておりました。

各課のお知らせ等の更新については、パソコンに精通した職員のいる課については各担当職員が行い、それ以外については担当課からの情報を情報企画課で集約して、最終的な確認作業と更新を行ってまいります。

2番目でございますが、御指摘の点についてであります。前述しましたように、本町のホームページは旧津和野町のホームページに旧日原町分を加える形で作成しております。

情報企画課では、内容の整合性を図りながら可能な限り掲載しており、従来より内容の充実が図られていると認識しています。

しかしながら、細部については御指摘のとおり不十分な面も見られ、情報化検討委員会等で細部の点検を改めて指示したところであります。

ホームページの内容は、すべての課を網羅した最新のものでなければならぬと認識しており、今後とも町内外の皆様の参考となるべき

内容の一層の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、先ほどのバランスが非常に悪いという部分でございます。係並びにスタッフを信じてはおりますが、そういうような御指摘を持ち帰りまして、大至急、情報企画課の主な仕事は情報発信でございますので、その対応を急いでまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 町長、そして情報企画課長、それぞれに御答弁をいただいたところでありますが、先ほど情報企画課長が早急にやりたいというふうな、非常に決意も出ておりましたが、日原地域の歴史、あるいは民俗資料館の開設というふうなことには、多少時間がかかるだろうというふうに私も思っておりますが、そのほかの点、指摘した点につきましては、各担当課の担当者であれば1日とは言いませんが、1週間もあれば十分にやれるであろうというふうに私は思っているところであります。

情報企画課長は、今回で御勇退ということでございます。今回の一般質問の質問事項を見ますと、情報企画課長の答弁は、私の質問事項が最後ではないかと思われそうですが、この際であります。新年度までにすっきりした形でやりたいという答弁をぜひともいただきたいという

ふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） やりたいと申し上げておきます。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 続いて、次の質問に移ります。地籍調査についてお伺いをいたします。

地籍調査の重要性につきましては、今さら述べる必要はないわけですが、この事業、非常に長い期間を有する事業でもあります。

次の点についてお伺いをいたします。

現在までに終了した面積、そして全面積の何%か。このままの状況で完了まで何年かかるのかという点についてお伺いをいたします。

そして、現在では宅地、水田、畑等いわゆる平場を中心にして実施しておりまして、山林は一部しか実施していない現状であるというふうに認識をしておりますが、今の方法でやって畑等平場が終了して山にかかるとなるとかなり先なような、先になるのではないかというふうな気がいたしております。

地籍調査において一番の問題は、境界を地権者が相互に確認をするという、いわゆる一筆調査が一番重要であると言われておりますし、

実際あとはそれに基づいてくいを打ち、そして地籍測量するわけであり
ます。そして、あと確認等除いたら、すべてそういうものは専門家の
の仕事になるわけであります。山が、山林がかなり先になるというの
で心配ということをお願いしたわけでありますが、山のそういうふう
な一筆調査が果たしてできるのだろうか、このままでというふうな心
配もあるところであります。

関係者が非常に少なくなっていく傾向にもあり、また山林も生産の
現場というふうなものから離れている、離れていっている状況にあり
ます。自分の山の境界はおろか、自分の山に入ったこともないという
世代が多くなっていくのが現状ではなかろうかというふうに思ってい
るところであります。

現在、一部の自治会や集落では、自分たちで境界を確認しようとの
動きもあると聞いております。方法は地図や写真でやる方法、実際に
現地へ行ってくいを打つというふうな方法であるようでありますが、
この中で私は特に写真がわかりやすいのではないかと考えております
が、実際に山には写真を撮っても、山には木があつたりというふうな
こともあって、非常に難しい点もあろうかと思いますが、それをする
ことによって所有者が集まることもできますし、そして所有者がわか

らない点も、集まった関係者の中から聞くということもできるわけ
あります。

また、これをやろうとすれば航空写真の入手は普通では困難、集落
でやろうとすれば普通では困難であろうというふうなことも考えられ
るわけでありましたが、このようなことについて、どのような支援策、
あるいは対策をおとりになっていこうとしているのかをお聞きをいた
したいと思いますし、また写真等で確認をしたということの効力が、
どのような扱いになるのかという点もお聞きをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） それでは、地籍調査について2点
御質問ございますのでお答えをいたします。

1点目でございますが、本町におきましての地籍調査事業は、日原
地域は平成6年より実施をいたしております。津和野地域は平成15
年より実施しております。本町の総面積は307.09平方キロメー
トルで、平成18年度末までの実施面積は21.6平方キロメートルです
から、7.03%となると思っております。現在までの残面積は28
5.49平方キロメートルになりますので、1年5平方キロメートルを
今実施をする予定にしておりますが、これを実施しますと57年をはか

かる計算となります。

二つ目につきましてですが、町長の方が施政方針でも述べていますように、地権者の高齢化や不在化、森林の荒廃等により土地境界の不明確化が顕著になり、現況の把握ができずに、土地の境界が家庭内において、次世代へ伝わらないことの危惧があります。地籍調査の進捗率が伸びないことについて、このことが町民の皆さんの心配しておられる一大関心事となっているというふうに考えております。

町としても地籍調査事業の進行が思うに任せない状況にありますので、皆さんのニーズにこたえるため、当面の措置として地籍調査事前事業として、衛星写真等を使用して何らかの事業を実施すべきと考えているところであります。平成17年度に、ある自治会において境界の確認を航空写真で実施していることをお聞きしました。平成18年度には、その地区をモデル事業として実施することとしたところであります。

具体的には航空写真、衛星写真、森林基本図を使用して紙面に地権者の境界を落とししていく方法と、実際に境界を地権者か代理の方で踏査をし、大体の境界にくいを打つ方法等を考えています。

航空写真、衛星写真の入手につきましては、現在、インターネット

においていろいろと調査をしているところであります。地籍調査事前事業は補助対象ではありませんが、地籍調査事業でもいろんな面で活用が期待できますので、でき得れば町として準備をしたいと考えているところであります。

事業としては地籍調査事前事業として実施をしたいと考えております。この事業は、対象地区が主体的に実施するものとして、町は切り図など町でしかできないものやくいの提供、GPSでの測量等の支援をしてまいる考えであります。

詳細につきましては、課内で現在検討中であり、本年の5月に予定しています地籍調査事業地域会議、津和野町地籍調査事業推進会議において正式に決定をしたいと考えているところであります。

なお、議員さんがおっしゃいましたように、地籍との問題の件でありますけれども、これにつきましては地籍事業というものは、きちっと国土交通省の関係のものに基づいて、認証というものが通らない限りできませんので、これはあくまでも事前事業については目安と、こういうことになりますし、このことで町民の皆さんが安心ができるなら、このことも本気で推進していくべきと思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 現在、地籍調査事業の財源については、国が50%、県が20%、町負担が25%だというふうに聞いております。その上、交付税措置も事業費の20%あるというふうに聞いております。実質95%が補てんをされているというふうなことでありますが、先ほども答弁の中でありましたように、地方交付税は本当に入っておるのかどうか、はっきりわからないという答弁もあったわけですが、それにしても過疎債が70%でありますので、かなり優遇されているというふうに思っているところであります。

現在、昨年と今年、枠配分方式で予算を組んでおるところであります。これでやりますと予算総額は確かに落ちていくわけですが、新しい事業は一つも入っていかないというふうなことになると思います。こういうふうな有利な補助事業というふうな事案があれば、それもやはり対応していく必要があるのではないかとというふうな点もあります。そういうふうな補助事業を探していくべきであろうというふうにも思いますが、この地籍調査を今後ふやして、そういうふうな項目で質問をしておりますので、地籍調査に限っての御答弁で結構でございますが、今後こういうふうなことを、地籍調査をもう少しふやして

いくお考えがあるかどうかということもお聞きをいたしたいと思いません。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 地籍調査事業につきまして予算的なとか、国の助成とかいうことでございますけれども、どうしても残りの部分については一般財源で賄うということで、そういう意味で非常に一般財源的に苦しい状況にある中で、地籍事業を拡大をしていくということができない。そして、地籍調査事業は事前調査から入りますと、流れに乗っていくわけございまして、例えば今年度1地区ふやすということになれば、それが2年、3年と尾を引いていきますので、現在の地区数を大幅にふやして、この事業を補助率がいいからということだけで取り組むということにはなりませんけれども、町民の皆さん方の思いというのは、十分受けとめておるところであります。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 確かに御答弁のこともよくわかりますし、3年スパンとかというふうなことで行わなければ、これが完了しないということもわかりますが、じゃあ枠配分のときに、3年スパンだから、1回そこを切っとけば3年はそこは大丈夫だというふう

な方法だつてとれると、逆に言えばですよ、そういうふうなこともできるわけでありますので、この辺も十分にお考えをいただきたいというふうに思うところであります。

次の質問につきましては、同僚議員が質問要旨のない形で質問されて、執行部もそれに答弁されましたので、この件については私は取り下げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で17番、藤井貴久男君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で14時40分まで休憩といたします。

午後2時28分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序13、3番、沖田守君。沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 議席番号3番、沖田守であります。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、2点ほど絞ってお伺いをするわけではありますが、まず最初に新しい新津和野町になって、私はこの町の財政が極めて大変になっていった、このようなことを憂えておるわけではありますが、きのうからきょうにかけて、これまで同僚議員が財政に関しましては随分質問が出まして、町長初め担当課長もそれなりの答弁がなされてきたわけではありますが、本来合併ということというのは、私はかつて農協の合併を経験した一人でありますので、今日森林組合等も合併をして、合併をするということは、合併をしてよくなるということはほとんどないといって私は過言でない、このように思うのであります。

ただ旧津和野と旧日原が合併して、その合併論議、協議の中では、新しい町になったら、少なくとも旧津和野、旧日原の現状よりは、少しは住民の皆さん方にとって未来永劫、行政サービスが何とか図られるからというようなことが、協議の中では随分論議をされました。

しかし、私は、合併をしてよくなるのは国であったり県であったり、町長も施政方針やきのう、きょうにかけての議員の質問にも、国策が我々の今日の苦しい財政をつくってきた大きな要因である、力説

をされております。したがって、国主導の、あるいは県主導の町村合併であった嫌いが極めて強いということは、申し上げて過言ではないと思います。

したがって、私も合併には非常に慎重派でありましたが、平成17年9月25日に合併をして、最初の議会で随分反対はいたしました。が、合併が成就した暁には、私は旧町のいろんな思いというのは捨てて、新しい新津和野の中でかじ取りをされる中島町長には、あらゆる面で私は協力をしていかなければならないという決意をして、再び議会にも出たつもりであります。

そして、合併から今日、1年6カ月が経過をいたしました。本当にきのう、きょうと同僚議員から問題提示をされておりますように、町の財政は、私は本当に大変になってきたなというのを、私一人でありませんが、感じておると思います。

関係する住民も、新津和野町の住民も、今申し上げたように、果たして一緒になってどうなるかなという不安は持っておりましたが、しかし、両町長とも合併したら何とかなるんだからという、こういうふうな熱意に押されて、合併賛同の意思を示したんであろうと思います。淡い期待を私は持っただろうと思います。しかしながら、今日の

状況は極めて危機的な状況であると言わざるを得ません。

したがって、ますます少子化は当然であります。過疎、高齢化が今日進行しております我が町にとって、これからの行政運営が果たして本当に住民の暮らしに必要な、私に言わせれば最低限の行政サービスが果たしてできるのかどうかという、そんな危惧さえ今住民は持つておるということを申し上げたいのであります。

したがって、平成19年度の初日の町長の施政方針をお伺いいたしました。きのう、きょうの質問に対する答弁も聞かせていただきました。それを通じて新しいこれからの19年度の予算編成を本当に苦労しておつくりになっただろうと思いますが、そでを通じてこれからどのようにしていこうかということをお尋ねしたいわけですが、施政方針で既に述べられておりますから、今さらと思われるかと存じますが、少なくとも施政方針をざっと目を通させていただいて、今多岐多面にわたる行政対応でありますから、網羅的に施政方針が述べられておりますが、これから19年度の予算編成を通じて、この当面をどう乗り切るのか。特に財政の基盤確立なくして、行政の対応はできないと、こうおっしゃっておいでになる。全くそのとおりであります。したがって、町長にはその点をきのう、きょうと重複のことに

なるかと存じますが、もう一度お聞きをしておきたいというのが第1点。

それから、合併時の新町の財政計画、新町の建設計画に伴う財政計画であります。18年度の策定されました中期財政計画等々、私が素人が見させていただいても、随分さま変わりをしてまいりましたから、大きく見直しが必要になってくると、このように考えております。そのことについて、どのようにお考えなのかを聞きたいのが2点。

それから3点目は、18年度末、この基金の状況、余り使いなれない行政用語を使って、きょうはテレビが入っておりますから、住民にもわからない面もあるかも知れませんので、ざまくな我々が平素使わせてもらってる言葉にかえたいと思いますが、言うなれば家計でいうと貯金、これが財政調整基金と減債基金に限って結構であります。それが果たしてどの程度になるかという見込みをお示しをいただきたい。

4点目には、きのう、きょうとこれまた随分質問の中に入りましたが、徹底した行財政改革の断行なくして将来展望はないと、こう考えます。この3月目途に発表予定の集中改革プランの重点的な中身は一

体何か、何なのかというのがお尋ねしたいということでもあります。

それから5番目には、行財政改革を進めなければならない、断行しなければならない、こういうことではありますが、そうすることによって集落や住民生活に与える影響というのは、この程度のことですよ、いや、これだけの御負担を与えざるを得ませんよというものを、私は今合併して1年6カ月、ここに来て町長は全町民に訴えなければならないんじゃないかと、そして理解を求められるのが必要ではないか、このように考えて、夢と希望のない、金はなくても夢を与えなくてはならないとおっしゃいますけれども、そうはいいながら夢だけ与えても、架空の夢はまことに困るわけですから、ここに来て新津和野町の財政の危機宣言というのは、私はしなければならない時期ではなかろうかと、このように思います。御見解をいただきたいと思えます。

それから6番目には、行財政改革を進め、財政基盤を何とか確立をせにゃならない、こういうことになってまいりますと、必然的に歳出に占める割合というのは、人件費が大きいわけですから。そして、過去の国策に乗ってとは申しながら、多大な起債である借金を抱えておるわけですから、この借金返済に係る公債費、要するに借金

返済であります、そのものが歳入歳出それぞれのウエイトの中で大きいわけでありますから、私は終局的には職員の要員計画を見直さなければ、これも大幅な見直しが必要ではないかと思っておりますが、合併協議の中で当時146名の職員を120名にするという新町の建設計画の中の改革案であります。

合併と同時に職員が早くやめたり、今期も、前段でお話がありましたように、数名の幹部職員を中心に勇退があったり早期退職があったりというようなことで、数名の新規採用も計画をされておるようですが、私に言わせれば合併して思いもがけず職員が減り過ぎたというような表現が、これまでの議会答弁等々でなされました。私は、むしろ前倒しで行かなければならないほど財政が逼迫しておるのであるから、むしろ早目におやめいただく職員の方々については、本当にこの町の財政のことも考えながら、身を引かれるわけでありますので、そのことを大事にとらえて、要員計画の見直しをされるという決断があってしかるべきではないか、このように私は思うわけであります。

以上の6点について、それぞれお答えを求めるわけでありますが、もう一度くどいようであります、農協の出身でありますから、農協

のことを少し話させていただきますが、今、西いわみ農協というのが発足をいたしました。平成5年の8月の1日に美濃郡、鹿足郡の六つの農協が合併をいたしました。当時合併の旗振り役の責任者の一人でありました私は、各集落を歩いたときに随分と反対をされました。でも、これまた国と申しまして農協でありますから、全国農協中央会や島根県農協中央会等々の強い誘導、指導のもとに、我々も不本意ながら農協合併を進めた経過がございます。

そのときに農家のあるリーダーの方が、合併をして決してよくなることはないぞと。それでも、おまえたちはこの合併を進めるのか、強いおしかりを受けた記憶がまざまざと今頭の中に残っておりますが、私も今回の自治体の再編成も、まさに合併して本当によくなるのは地域住民ではない。国や、ある意味では県が助かることであり、本当に末端の町村は、小さな町が一つや二つ、三つ一緒になっても、行政サービスが十分できるという、そういう自治体になるということは到底考えられないということを申し上げたい。

そして、したがってよくせにゃならんという努力はしなくてはなりません。住民の方に、時代のある意味では流れと申しませうか、そういう流れの中でこういう選択をしなければならなかったというこ

とを理解をしていただいて、そして町長さんは絶えず両町の住民の気持ち、これが一つになる、このことを念頭に置いて、真に町民が合併をしてよかったという町をつくりたい、こうおっしゃっておいでになる。

しかし、なかなかそうはいかない。昭和20年、30年以降のあの昭和の合併から考えても、20年、30年、40年たって、ようやくよかったということになしに、住民がそれに言うなればあきらめのムードとともに、こういうものかということまで今日を迎えたということでもありますから、合併をしてあすは未来が物すごく明るいというもので本当は欲しいけども、それはなかなか難しいということ、率直に私は住民に語りかける必要があると。そして、ともに助け合って、何とかこの地を守っていこうという、そういうものを私は訴えてほしいと、このように思います。

以上、若干申し上げて、今の6点に関して、それぞれ答弁をいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 3番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、財政対策に重点を置いての御質問でございました

が、まず合併についてのお話がありました。確かに平成の大合併と言われております今回の合併は、国や県の主導であったということは、これは否定のできないことでございます。

お話がありましたように、お互いに合併をしないで済めば、これにこしたことはない。これはどういう立場にあっても、恐らく同じ思いで言えるのではなかろうかなというふうに思いますけども、残念ながらそういう状況にない中での、言うなら不本意ではあるけれども、合併をせざるを得ないという形で進めさせていただいたということでございます。

そういう状況でございますけども、もう一步進んで、仮に国や県の主導する合併を拒んだ場合、合併をしなかった場合、どうであつたらうかということでもありますけども、私は今合併をしてもこれだけ厳しい状況にありますけれども、もし合併をしなかったら、もっともつと厳しい状況に立ち至っているであろうというふうに考えております。これは県下でも合併ができなかった町や村があるわけでもありますけども、やがてさらなる結果が出てくるだろうというふうにも考えておるわけがあります。そういうことで本当に難しい選択であつたというふうに思います。

そういう中で多少愚痴にもなりますけども、国や県の主導であったことは否定できません。特に身近にありました県あたりは、合併を進めるという立場で、合併をしていろんなことがあるとすれば、いつ何
どきでもやってこいと、相談にも乗ってやる、力にもなってやるとい
うお話ではございましたけども、なかなか今日そういう状況には立ち
至っていない。特にそういうありがたい声をかけていただいた職員
も、今どの部署におられるかなかなかわからない、そういうふうな状
況もあるわけであります。

そういう他力本願で物事を考えてはいけないわけでありますけど
も、しかし、末端の我々としては、非常に大事なこともあるわけで
ありますが、現状やむを得ず新しい町ができたんだから、何としても
ひとつ新しい町を立派な町にしていかなきゃいけないということで、
取り組まさせていただくとということでございます。

問題は、そういう状況でありますけども、厳しい状況にはあります
けども、何としても財政が破綻をしたということで、国の管理下に入
ってしまうということだけは避けなけりゃいけないという思いでいっ
ぱいであります。

そのためにはどうするかということでありますけども、これは既に

御意見なり御指摘もありましたように、まずは行財政改革を進めていく、特に集中改革プラン、これを確実に実行していくということ以外にはないと、このように考えております。

厳しい財政の中での予算編成等で、町民の皆さん方にも本当に御不満を抱いていただける、そういうふうな状況にあるわけでありましてけれども、現時点では幸いにしてといたしますか、直接町民の皆さん方に負担の増大を強いるということには、今のところまだ本町の場合になっておりませんで、今後の課題となるものはたくさんあるわけでありましてけれども、できるだけ直接的な財政負担を町民の皆さん方に大幅に求めていくということは避けていきたいという思いがありますが、そうなりますと一方、サービスの提供については、おのずと限界があるわけでありまして、これにつきましては、どちらを選択するというわけにもいきません。両々相まって検討してまいらなきゃならないことではありますけれども、できるだけ住民負担の増大を抑制しながら、一方でまたサービスの提供も極端にということでないように、何としても努力をしていかにやいけんと思っておりますけれども、そうはいいながら、既に予算の中にもあらわれておりますように、サービスの低下というのは免れない、そういう状況にありますので、そうした面につきまして

は、いろんな機会、場をおかりをしまして、町民の皆さん方に御説明をし、またそして御理解をいただき、御協力をいただいてまいらなければならないと、このように考えておるところでございます。

6項目にわたりまして、いろいろとお尋ねでございます。それぞれにつきまして現状取り組んでおりますこと等につきましては、それぞれひとつ直接の担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目であります。平成19年度の予算につきましては、枠配分方式により編成をした結果、普通会計ベースで64億5,225万9,000円ということになりました。前年当初予算額に対して14.6%の減ということになっております。新町建設計画70億3,500万というものに対しては約5億円、8.2%の減額というふうになっております。

19年度の予算編成では、税制改正及び税源移譲、それから交付税制度の見直しというふうなことが行われ、今までになく歳入見込みが

困難でありました。しかし、過度の歳入見込みとならないように、厳しい見込みをしたところであります。

既に報道されておりますように、平成19年度においては新型交付税による影響は余りない、むしろ若干増というふうなことを言われております。交付税総額は平成17年度40億5,000万ということでありました。この中で特別交付税額は4億6,500万ということであります。この年は、合併年ということでありますから、合併分として3億2,000万が増額になるという予定でありましたが、現実には1億6,000万程度の伸びということになっております。したがって、ここで1億8,000万ばかりの減額になっておるといふような結果が出ております。

平成18年度は、今現在で総額41億円程度を見込んでおります。総額的には17年に比較して若干伸びるというふうな形で思っておりますが、中身といたしましては、合併分として1億8,000万、それから合併算定がえという形で3億5,000万、そういったものが含まれております。

こういった中身、当然ふえなくてはならない要因というふうなものを考えていきますと、実質的には今までの交付税につきましては、実

質的に4億円程度が減額になっておるといふことでもあります。

こういった結果から見て、交付税は確実に減少になるというふうを考えております。

一方、歳出面では、起債償還額あるいは扶助費、繰り出し金等確実に伸びてきております。こうした厳しい現象は、二、三年は続くものというふうに予想をしております。

こうした状況下ではありますが、中期財政計画については、各年における諸条件を勘案して見直すということにより、健全財政となるように努めてまいりたいと考えております。

現在の計画では、平成21年度が最も厳しい時期というふうを考えておりまして、それを乗り切るための財政運営に全力を尽くしてまいりたいというふうと考えております。

厳しい状況ではありますが、新町の建設計画実現のために、引き続いて努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御協力をお願い申し上げます。

2点目ではありますが、中期財政計画、新町財政計画の見直しということでもあります。御指摘のとおり、新町財政計画は作成時点より状況が大きく変わってきておりますので、見直しが必要であります。ま

た、中期財政計画も平成18年10月末に作成をいたしました。その後の制度改正等もあり、内容的に見直しが必要となっておりま
す。

中期財政計画及び公債費負担適正化計画ということにつきまして
は、当町は実質公債比率が18%を超えておりますので、県への提出
が義務づけられております。その提出時期に合わせて見直しをしたい
というふうに考えております。時期的には11月上旬のころになる
というふうに思っております。

3点目ではありますが、基金残高の見込みということであります。

平成17年度末財調の残高は10億6,000万ということでありま
す。平成18年度の取り崩し予定額が3億8,000万ということであ
りました。平成17年度に繰越金1億900万ばかりを積み立てをい
たしました。さらに2億8,000万を積み戻す予定というふうにして
おります。最終的には10億7,200万程度になる見込みでありまし
て、平成18年度は当初では取り崩しを予定しておりましたけれど
も、結果的に何とか取り崩しをしないで決算ができるのではないかと
いうふうに考えております。

4点目ではありますが、集中改革プランということであります。

御指摘のように、集中改革プランの公表は3月末を予定しております。現段階においては、本部会を開催しておりませんので、事務局案ではありますが、昨年公表いたしました行財政改革実施計画書の中で具体的に数値が計上できるもののみを集中改革プランとして公表したいというふうに考えております。歳入面におきましては、収納率の向上あるいは遊休土地の売却等、そういったものの影響が大であるというふうに考えております。歳出面におきましては、定員及び給与の見直し、公共施設管理等の見直しの影響が大であるというふうに考えております。

第5点目ではありますが、全町民に訴えて理解を求めることということでもあります。

行財政改革大綱及び実施計画策定時には、広報それからホームページ等に掲載をいたしました。また、随時開催をされております集落座談会においても、お話をさせていただいております。集中改革プラン公表後におきましても、同様の説明をしてみたいというふうに考えております。それから、本町の財政状況につきましても年2回公表をいたしております。説明が十分でなく理解が困難であるという声もお聞きをしております。今後、内容については検討してみたいと

いうふうに考えております。現在、年2回公表しているものについては、ある程度の様式がありますのでやむを得ないかと思いますが、別途作成という形で考えていきたいと思っております。特に、財政状況につきましては、御指摘のように危機的状況にありますので、CATV等の利用も視野に入れた資料を作成して、広報活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから6点目ではありますが、定員管理の見直しということになります。

職員数につきましては、既に公表しておりますとおり、平成22年には140名を目標としております。合併前に157名でありましたが、この1年半の間に20名が退職をし、平成19年3月末では137名となります。平成19年度は4月に6人採用を予定しておりますので、合計143名という予定になっております。今後も引き続いて退職勧奨を実施しながら、新陳代謝を図り人件費抑制には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 一通り私の質問にお答えをいただい

たわけでありますが、項目ごとに申し上げますと、やっぱりまずは3番目の質問の中の基金の問題。これは後ほど、きょう18年度の一般会計補正予算が上程されて審議をするわけでありますから、その中でも説明をいただいておりますが、要するに交付税が当初予定よりは3億数千万、言うなればふえた。算定がえが要素がそうでありますが、したがって当初予定をした取り崩しをしなくて済むということで、18年度の見込みは当初どおり残をもって19年度に渡ることができる、こういうことになるわけであります。

しかし、考えてみますと10億という貯金が、平成20年、21年で平成19年度にも当初予算で4億の繰入金、取り崩しの計画がなされておりますが、2年間分しかないということでありますから、はっきり申し上げて。それもかなりいろんな予算を縮小して、特に投資的経費やなんかというのは、本当に新町の建設計画の中の財政計画や何かと比較しますと3分の1に近いように落として、始めてこの難局、20年、21年が乗り切れるかな、乗り切れないかなという状況であるということを重々、当局でありますから、私が申し上げるまでもなく身にしみてお感じになっておいでになると思いますが、大変な時期に来ておるということでありますから、重々心して予算、その他執行

に当たってもらいたいと、こういうことが申し上げたいということであります。

それから最後に、人件費のことに私は触れたわけではありますが、ここで回答にありますように、私は質問のところで数字を間違えたかもわかりませんが、合併前に157名がいろんな形で早期退職等々があつて137名となったからというようなこと。それはある意味では、住民サービスに支障を来たすからというようなこともあつて、新規採用を平成19年度おやりになる。それから、職員は年齢構成というふうなものも非常に大事でありますから、要因計画というのはそういうものであるということでもありますから、そのことを私は否定するわけじゃありませんが、少なくとも新町建設計画の中の財政計画等で示された要因計画は、120名ということを終局を目標にするというんですけれども、120名という数字では財政がやっていかれませんよと、言うて私は申し上げたい。

私は、行政サービスは行政サービスだけとは申し上げるといのはどうかと思いますが、住民は何を期待しておるかということですから、職員の数を期待しとるわけじゃ決していないわけであります。量よりは質をという、こういうこと、職員の資質を高めるというのは当然

やっていただいておりますわけではありますが、それよりはきめ細かないろんな気遣いをしていただけるような、そのことを住民は行政に期待しとるんであって、手取り足取りというような時代ではないというのは、住民の方が重々よく承知をしとると私は思います。

したがって120人計画というのは、少し計画に甘さがあるというのが申し上げたい。できるならば、もう100人規模ぐらいにはしないと、財政的に私はこの町の将来の未来はないとさえ言って過言ではないと、こういうふうに思っておるといものを申し上げておきたいと、思います。

それからもう一点は、これは町長に失礼かも知れませんが、国策等々によって今まで旧津和野であろうと旧日原であろうと、いろんなインフラ整備を初めとするいろんな事業を手がけてきた。それは住民の要望でもあった。そして、それにはおかげさまで、当時でありますから国を初めとして地方交付税で後ほどに裏打ちをしてやるからというようなお勧めもあったやに聞いております。

しかし、政治は結果責任であります。その結果責任というのが、前段、町長がお話になった、あるいは議員の質問の中にも出てまいりました北海道夕張であります。確かに国策の面、大いに責任が私はある

と思う。しかし、国は何らかの支援はするんかもわかりませんが、結果的に途方もなく困ってしまうのは、そこに住む住民であります。

したがって、確かにたやすく借金をさせてくれる、そういう国の施策や県等々も含めて問題はあったかもわかりませんが、それは借金でありますから、当然返済をせにゃならんということが前提にあるわけです。ただ、過疎債だとか辺地債だとか、有利な借金があるからそれに飛びついたというのは地方自治体でありますから、そこら辺を私は政治は結果責任であるということの反省に立って、そういう本日は反省にお立ちになって、合併特例債31億の枠もまだびた一文町長は我々に御提案をなされないんですから、よくよく御承知の上で行財政をお進めになっておると、こういうふうに理解をしております。これを引き続き堅持をしていただかないと、あすの津和野はないというのを申し上げておきたいと思います。

1点から6点まで財政課長の説明を受けて、新年度の当初予算の審議にも入るわけでありますから、この程度でこのことには置きたいと思いますが、次の共存病院の問題に入らせていただきます。

この問題につきましても、きのう、きょう数名の同僚議員が質問をし、それに町長以下担当課長の回答がございました。くどいようであ

りますから、ほどほどにしないでほしいと考えております。しかし、どうしてもきょうは町長に御提示を申し上げ、あるいはその質問にいささかでもきちっとしたお約束をちょうだいしないと、この一般質問終了後の一般会計補正予算の中で、病院への支援問題が出てまいります。したがって、重複もし御無礼もあるかと思いますが、あえてもう一度お尋ねをしたいと申し上げますのは、石西厚生連の言うなればこれからの問題というのは、あの抜本的経営改善計画というのを示して、これにのっとなって再建を果たしたいという、こういうものであります。

しかしながら、私はこの抜本的経営改善計画は極めて甘いと申し上げざるを得ない。それは、理由が二、三点あります。かいつまんで申し上げますが、まず第1点は、本当に再生しようという、その固い決意があるならば、私は法にのっとなって再建を目指すべきが最善の方策ではなかろうかと思うのが第1点であります。その法というのは、民事再生法の法にのっとなってこの計画を進めることが、何よりもこれからの石西厚生連のこれからの再建のためには、この道を選ぶのが最善の策ではないかと提言を申し上げますが、私も十分勉強しておりませんから、これ以上のことは申し上げませんが、一つの方策とすれば、

私はこれが一番健全性が保たれる、これから立ち直れる方策の一つではないかと言うて、これは提言を申し上げたい。

そして、この両病院は厚生連の組織決定は、私は謙虚に受けんにやならんと、こういう気持ちを昨年の12月議会等々でも9月議会等々でも申し上げております。しかし、謙虚に受けとめざるを得ませんが、まさか日原共存病院を無償はやむを得ない、入院患者までというのはやむを得ないと思いましたが、無償の診療所というものにする。診療所もやむを得ないと私も思います。しかし、その計画は0.8人役で外来診療をするという計画であります。町長は、前段の議員の質問に、この再編計画は日原病院にもさほど大きく外来診療に影響を与えるものではないというふうに理解しとる由、御答弁があったと思いますが、私はそうは決して思わないのです。

18年3月31日決算、要するに平成17年度の厚生連の決算資料の中に、津和野共存病院のこれは内科だけ申し上げますが、津和野共存病院の内科外来が年間延べ2万1,070人であります。日原共存病院の内科外来の延べ患者数は2万7,564名であります。言わんとすることは、日原診療所になった暁には0.8人役のお医者さんでこの外来患者を診療せなならんと、こういうことになります。しかし、患者

輸送策等を町も考え厚生連も考え、患者は津和野へ移送するからこれは問題解決するじゃないかと、こうおっしゃるじゃろうと、こう思います。

しかしながら、乗ってる患者の数やなんかも既に御承知のとおりでありますから、多くは申し上げませんが、日原の山形院長が我々に提示してくれた資料の中に、日原診療所で今申し上げたような方々が診療を受ける年齢層というのは80%が65歳以上、要するに高齢者であります。そのことを考えたときに、私は今の形で診療所にするこはやむを得ない。津和野病院に機能を集約することもやむを得ない。これを理解をし、町民にも理解をいただかなければならないと思えます。

と思いますが、せめてもう少し日原診療所で診療ができる医師の確保、これはきのう、きょうにかけて医師不足の話が出ましたから、たやすく医師の確保ができるとはゆめゆめ思いません。そうではなくして、私は全く難しいだろうと。厚生連の勤務医として医師確保を求めることは極めて難しいと、こう言って過言でないと思えます。厚生連の先ほどから二、三点問題があると計画の中に残念ながら、計画を見させていただきますと、今、内科医を中心として、この3月末で先生

方の引き上げがあるから、残りますのは産婦人科の木島先生ほか内科の常勤であります。平成20年には整形外科が1名来るという計画。平成21年には小児科の先生が1名来るという、こういう計画で収支計画がなつとるといことです。

これ私に言わせると不可能に近い計画で、このような甘い計画でやりますと、非常に問題があるというのを申し上げておきたいと、石西厚生連の計画には非常に私は前つばものがあるというのを申し上げたいから、今申し上げたんであります。

したがって、最後に私は何を町長にお願いしたいかというのは、今のような事情もろもろあります。ありますが、日原共存病院をこうしてほしいというのを申し上げたい。そのために石西厚生連ときっちりとお約束を取っていただきたい、こうお願いするのは、これまた難しい話ではございます。であります、日原診療所となるわけでありまから、診療室ががらがらにあいてまいります。がらがらと言うても10も20もあるわけじゃありませんけれども、二つ、三つと診療所があいてまいります。

そこで、これは私の長年の町当局への願いでもあったわけでありまが、開業医をひとつ入れることを、開業医を招聘することを開業医

の先生をそこに入れていただくことを厚生連ときちっと約束をとって
いただきたい。そして、この開業医の先生方については、町長にも足
げなく御努力をいただかにはなりません。お二人おる今度副町長にお
なりになるお二方にも、ぜひとも踏ん張っていただかにはなりません
が、不肖、我々議員もいささかのかかわりを持つところに精いっぱい
の努力をすることを町長にお約束をして、ぜひともそこは町長、お約
束をいただきたい。平成19年の10月1日から津和野に機能を移し
て、日原を診療所をすることを決定したわけですから、これは組織決
定を私は否定をしません。これはやむないことだと、こう認識をし
て、それには同意と申しますか、理解を示さざるを得ない。そのかわ
り、今申し上げたことを町長にお約束がいただけるかどうかというの
が、共存病院問題に対する私の町長に対する質問であり、これは確約
がちょうだいしたいというものであります。

いろいろなことを申し上げれば切りがないんでありますが、旧日原
町時代から石西厚生連、特に日原病院については絶大な金銭支援も含
めて、これ町長重々御承知だろうと思います。津和野病院についても
津和野町がおやりになってると思いますけれども、債務負担行為ある
いは補助金、さらには貸付金、さらには建設資金、多額の損失補償契

約を結んでおるわけでありますから、終局的には万が一のときには行政に大きな負担が来るということをお互いに認識をし合いながら、何とか持ちながら得るような計画というものでないと、私は夢のごとくと言うては失礼かありませんが、0%に近いようなお医者招聘の計画を入れた収支計画というのには非常に問題があるというのを申し上げたい。それよりは、町長は町内唯一の職場である、200人を超す職員を雇用しとるといふ町内一の雇用の場であるからここも守りたい、こうおっしゃいますけれども、私はそのことを余り前面で押し出しておやりになると第2の夕張になるということを申し上げたい。できるだけ縮小計画を立てて、病院がなくならないような方策というもの、計画というものを立てていくということを厚生連にも強く求めてもらいたいということを申し上げて、病院問題についての御見解をぜひとも、御見解というよりかお約束をちょうだいしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えをしたいと思います。共存病院問題につきまして、具体的な御提言もいただいたわけでありますが、まずいろいろとございましたが、一つには、こういう厳しい状況の中で

従来の形で再建を図っていくということよりも、むしろ思い切った民事再生といったような法的な手続をとってやるべきではないかという御意見もございました。このことにつきましては、厚生連の正式な機関で議題となって論議がなされたということとはございません。ございませんが、私ども別の立場、言うならお話がありましたように、町は最終的には損失の補償をしなければならない立場にもあるわけでありますので、そういうことを踏まえて別な場所で直接この厚生連にかかわりのある方ではない方と、こうしたことについて意見の交換をしたときはございます。ございますけれども、正式な課題、議論としてこれが協議の場に上ったということとはございません。恐らく本部内部では、こうしたことについても議論がなされてはおるであろうというふうには思っておるわけでありますが、表面に具体化したものは、今のところはないわけであります。

次に、現在の厚生連が方針を打ち出しました、従来の二つの病院を再編成をして、そして病院という名称のものを津和野共存病院に置き、そして日原共存病院には診療所という形で運営をしてまいりたいということでございますが、その診療所はお話がありましたように、無償の診療所という方針の決定でございます。

私どもといたしましては、他の議員さんの御質問にもお答えをしておりますし、また今日までも名称がどうあれ組織がどう変わったとしても、要は住民の皆さん方が高度な医療は別といたしましても、言うなら初期的な診療が身近で受けられる、これが何と云っても大事なわけでありますので、たとえ診療所という機構になったとしても、そういう面については十分配慮していくべきであるということをお願いしてきておりますし、また厚生連自体におかれましても、そのことはじゅうじゅう踏まえて検討、協議を重ねてまいられたわけであります。

具体的なこの計画の中での医師の数値等についてもお話がございましたが、抜本的な経営改善委員会というものが設置をされておりました、本当に真摯に検討・協議がなされてきておるわけでありますけれども、お聞きをいたしますと、その中には両病院長、もちろんこのメンバーとしてお入りになっておられまして、そして協議を重ねてきておられますので、その辺も踏まえた上での方針、方向決定だろうというふうに受けとめさせていただいておるわけでありまして、重ねて申し上げますけれども、入院こそできないけれども、日々の診療はひとつ身近なところで何と云ってもできる体制だけは確保して欲しいというふうに思っておりますが、そういう状況の中であ

りますけれども、お話がありましたように、そうは言っても医師が確保できないと不可能なことでもございます。医師確保に向けましては、引き続いて私どもも厚生連の皆さんと一緒に、関係方面に要望してまいらなきゃいけないと思いますけれども、厳しい状況にあることは間違いないわけであります。

そういう中での御提言でございました、厚生連として従来のような形で県あるいは大学等から医師の派遣を受けるということ、これも当然重視をしていかなきゃなりませんけれども、それだけでカバーできない面においては、開業医の皆さん方の協力を得ていくということが大事ではないかと。ぜひともそうすべきであるという御提言でございます。

私も昨日、8番議員さんだっただと思いますけれども、お答えの中でほんの一口触れさせていただきました。これはこういう厳しい状況の中で、まさに機能分担といいますか、役割分担を求めて総合的にこの体制づくりをしていかなければいけない。一つには救急対応、そして専門医対応、そういう中で私が昨日申し上げましたのは、私設病院対応、そうしたものが連携をして初めて地域の厳しい医療体制が確保されていくであろうということを申し上げましたが、私設病院といった言葉

を使わせてもらいましたけれども、これはまさに開業医の先生方の御協力をいただかなければ、いけなからうかというふうに考えております。

お話がありましたように、どういう形であれ再編をしていくわけですので、今のような形のままでこの施設が活用されるということとはなくなるわけでありまして。仮にその結果で、多少部署的に狭隘のところもあったりして十分なことができないというふうな状況があったとしても、今、御提言にありましたようなことは私は必要であろうというふうに考えております。

このことを町長にひとつ約束せ確約せということでございますけれども、今、私がここでお約束できることは、議員さん御提言のことについては、私もまさに同じ思いを持っておりますので、その思いをしっかりと受けとめまして、そして経営者であります厚生連に強く要望を求めて、ぜひともそういう体制ができるように努力をさせていただきたいということをお約束をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 私は町長に厚生連に必ず約束をさせ

ると、こう確約をちょうだいしたかったわけではありますが、しかし今お話聞きますと、町長も強い意思を持っておいでなるとというのが重々よくわかりましたので、これが実現できますように、あそこの診療所はあくわけでありますから、そこに開業医を必ず入れるように。入れるようにって、医者がかかるか来んかというのはこれからのことではありますが、それには町長並びに二人の現時点では助役、我々議員もこころあたりで全力を挙げて当たるということもお約束もせにゃならんと、こう思います。そうすれば必ず開業医の先生方を確保できるというような気持ちも持っております。

あわせて、町長おっしゃるように厚生連は厚生連として勤務医をきっちりはないにゃならんという、これは至上命題でありますから、それにも御努力をちょうだいせにゃならんと思いますが、そのことを強く求めて質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で3番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序14、6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 議長、6番。

○議長（後山 幸次君） はい、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 最後の質問者になりました。通告に沿って、行財政改革大綱について質問をいたします。

その前に、当町が非常に厳しい財政状況にあるということは、今までの関連議員さんの質問の中から読み取れております。私も重々承知をいたしております。そういう中で、行財政改革大綱というのが打ち出されて、抜本的な改革を図っていくわけですけれども、そういった中から石西厚生連に向けて8,700万円という貸し付けでなくて補助金という形で、去年の厚生連からの請願にお答えをして、町長が英断をなされました。私も12月の定例議会におきまして、厚生連が町民が望む姿勢体制をとられるのなら、補助金もやむなしではないかという一般質問をした経緯があります。そういう観点から、このたびの補助金という形をとられた大英断に対して、高く評価をいたしております。今後は本当に厳しい財政、本当に皆様の血税を厚生連に向けて出したわけですから、厚生連のスタッフ及び職員が一丸となって、先般お出しになられた抜本的改革へ向けての並々ならぬ努力を期待をいたしまして、本題に入ります。

私の行財政改革大綱についてであります。去年の12月の議会に

おきまして8番議員さんの質問の中で、19年度に実施される項目の現況について聞かれました。全容の流れ、今後の方針を答弁された実施計画表を見ると、計画どおりに行われてないというのが実情であります。

そこで、合併を機に現況に当たってシステム体制づくりが機運であるということは、もう執行部の方々も重々承知されていると思いますが、手元に配付されました大綱の中身を一応見てみますと、各合併に伴うすり合わせの部分、そして各いろいろな事務事業の見直し等々あるわけですが、その点の個々については、今までの議員さんが説明を求めてわかるわけですが、最後のまとめといたしまして、全体の取り組み及び取り組むに当たってのスタンスといたしますか、基本理念をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 6番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず冒頭、御意見ございました厚生連に対する財政支援のことにつきましては、深い御理解をいただいているようでございまして、心から感謝を申し上げておるところでございます。

行政財政改革大綱の進めにつきまして、御指摘を受けながらの御質

問でございましたが、今日までの取り組み、そして今考えておりますこと、これにつきましては、担当課長の方からお答えを申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

全体的な項目ということでありますので、若干長くなるかと思いますが、御了承いただきたいと思えます。それから、今回の一般質問の中でも答弁をした部分と重複をすることもあると思えますけれども、御容赦をいただきたいというふうに思えます。

まず10項目からなっております、最初の合併協定項目の検証ということであります。

産業後継者の研修制度、それから敬老事業、そういったものにつきましては検討を終了しております。

バス路線、スクールバスにつきましては、新交通システム検討会において検討を進めて、基本的には定額料金制の導入というようなものを基本として、津和野地域についての方針を定め、地域審議会にお諮りをしたところであります。日原地域につきましては、引き続き検討

してまいりたいというふうに考えております。実施につきましては、民間事業者との協議及び法的な手続が1年程度必要というふうになっておりますので、平成20年度からの実施という見込みであります。

それから通学用自転車対応、通学費補助につきましては、バス路線それからスクールバスの方針全体が決定した後に、具体的な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

公民館につきましては、公民館運営審議会あるいは公民館長主事会等で協議をしております。今後、社会教育委員の会、教育委員会等で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

農道管理につきましては、町道の維持補修等の兼ね合わせもありますが、平成19年度より日原地域も委託管理ということにして実施をすることにいたしております。

上水道事業、簡易水道事業、土地改良事業というふうなものにつきましては、今後の検討課題ということになっております。

次に、事務事業の見直しではありますが、内部情報システムの再構築につきましては、できることから実施をしてまいりたいというふうに考えております。具体的にこれをこうするというふうな形ではありませんが、できることからしてまいりたいということでもあります。

公債費の削減につきましては既に実施をしておりますが、今後も引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

郵便等による通知方法の見直し、ケーブル電話の活用、庁舎用務員の見直しにつきましては、既に実施をしております。日直体制の見直し、道路維持補修業務の見直しにつきましては、平成19年度より実施をするということにいたしております。

公用車管理の見直しにつきましては、総務住民課での一括管理という方向で、平成19年度に体制を整備したいというふうに考えております。

ごみ収集方法の見直し、ごみ収集業務委託業務の見直し、そういったものにつきましては検討中であります。

会議時間短縮、行政評価制度の導入による事務事業の見直しにつきましては、今後の検討ということになります。

次に、組織機構の見直しであります。これにつきましては、検討委員会を設置して検討をしておりますが、引き続き検討をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、定員及び給与の見直しであります。職員等給与の見直しにつきましては実施しておりますが、平成19年度につきましては、特

に職員の協力を得て5%カットをしております。時間外勤務手当の見直しということにつきましては、引き続き啓発をしてみたいというふうに考えております。定員管理計画につきましては公表済みであります。4月には6名を採用することにいたしております。退職勧奨につきましては、引き続き実施をし経費節減に努力をしてみたいというふうに考えております。嘱託、臨時職員の削減につきましては、教育委員会部局におきまして4月より3名減ということにしておりますが、他の部署におきましても引き続き検討をしてみたいというふうに考えております。人事評価システムの検討につきましては、今後の検討ということになっております。

次に、公共施設管理等の見直しであります。学校給食施設の統廃合につきましては、一部ではありますが20年度の実施に向けて具体的な検討を進めております。遊休土地及び遊休施設の処分検討につきましても、具体的な計画を平成19年度内に作成をしたいというふうに考えております。法定外公共財産の事務につきましては、平成19年度内に規定を整備したいというふうに考えております。その他の項目につきましては、今後の検討ということになります。

次に、第三セクターの見直しであります。民放法人の解散につき

ましては、平成19年度内に実施をしたいというふうに考えております。経営状況の分析、評価及び経営改善策、経営等の検討につきましては検討中であります。

次に、財政の健全化であります。手数料につきましては実施しております。予算編成方法の見直し、公債負担の抑制、補助金等の見直し、税及び料、料金の就農対策、ケーブルテレビ、コマーストラップの放送料、保育料の統一につきましては実施中ではありますが、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

放課後児童クラブの会費の統一ということにつきましては、実施済みであります。

下水道加入率の向上、森鷗外記念館入館料、町民センター使用料、体育施設使用料、バス料金、町営駐車場料金等につきましては検討中であります。町営駐車場の料金、軽自動車税の税率の見直しというふうなものについては、今後の検討ということになります。

次に、住民参加型の町づくりであります。町政に関する情報の積極的な公開、各種団体の組織統合、民間関係団体との協業の推進につきましては努力中であります。個人情報保護条例の策定、全行政区への自治会の設置、住民自治基本条例の設定、男女共同参画の推進につ

きましては、平成19年度作成予定であります。各種審議会への町民参加、住民団体等事務局を行政が担当する場合の指針の作成、住民団体、サークル、グループの自立につきましては、今後の検討ということになります。

次に、人材の育成であります。職員の行革研修会の実施につきましては、平成19年度に実施予定であります。地域リーダーの育成につきましては、各種事業を通じて鋭意努力中であり、人材育成基本方針の策定、職員研修の充実につきましては、今後の検討ということになります。

最後に、その他の取り組みということですが、それにつきましては今後の検討ということになります。

今後の推進体制ということにつきましては、15番議員さんにお答えを申し上げたとおりであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） まず、これに当たっての考え方、理念というものを伺ったわけですが、恐らく今までの同僚議員さんへの御回答の中で考えますと、町税をいかに最小限で最

大の利益をもたらす使い方を心がけるとというのが第1点にあるんだということ。とは言いながらも、先ほども町長が申されましたように、住民生活に支障が来たす場合とか、産業の育成とか、そういう部分が多少ありますので、そういった部分は遊び、自動車で言いますと遊びの部分としてある程度残しておかないといけないという、そういった方向性で財政再建に当たりたいということだったと思っておりますが、そういう立場から、少しこの中で何点か伺いをしたいと思うんですが、今回はいかにもスピードが遅くないというふうに私自身は考えております。これを早く、例えば合併の協定項目の進めにしても、当然3年以内にやればいいんだという感覚ではありまじょうが、早くこれをつくる。そしてこれがすべてではないと思うんです。当然、状況が変わっていけば、それに合わせてどんどん変えていかないといけない。先ほどの同僚議員さんの質問の中にも、中期財政計画の中でも、もう既に見直さないといけない部分が多々出ています。これは職員の方々が、いろんな英知を結集して、監事会の中で話し合われたものを審議会の中にぶつけていくというふうな御答弁だったと思いますけれども、職員さんが遊んでいるというわけじゃない。私たちもつぶさに見ております。このことだけに集中してやれば、すぐできるんで

しょうけれども、これをやったりほかの事業もやったりとって、三つも四つも課長さん連中が仕事を抱えているわけです。そうすると、もう少し審議会の民間的な感覚もうまく利用して、早く推し進めると。これをつくるのが、まず基本になると私は考えておりますので、当然その審議委員さんを招集すれば、財政上の負担が発生はしますけれども、これを早くつくるのが次へのステップにつながると考えております。その点を一つ、お伺いをしたいということと、この中のいろんなものをずっと見てみますと、最小で最大の効果を上げるという観点から見ますと、一つ、入札問題も当然その中に入ってくるだろうと思うんです。

入札の基本姿勢といたしますと、私も前に入札、公共事業の入札について予定入札価格を公表するのが当たり前じゃないかということで質問をしたことがあります。そのときの御答弁で、それを公開すると、当然最低落札価格よりは上にいって、談合がひよっとしたら始まるという危険性もあるので、これは公表しない方がいいという助役さんの御答弁でありました。私はそれはそれとしていいわけですがけれども、変な憶測が町内の中に飛ぶ前に、だれが見られても公平であるという入札、他市にわたる入札をしていただきたい。

と申しますのが、当然今からどんどんどんこれだけ例えば公共事業一つを取りますと、お互いの仕事量が減っていく。そうすると競争はどんどん膨れていきます。落とされた方の心情とか、なぜ自分が落とされたのかと。今までのいろんな経緯を見ますと、あなたはもう最低価格に達しなかったからオミットですよというの最近も発生しているという現状から見ますと、なぜあなたは落とされたのですよという数字が公開されないと、なかなか自分の出している数字というのが当たり前なのかどうなのか、そして心情が逆にひとり歩きをしているのが現実であります。

そういった点から、最低の落札価格を公表されるという意思があるのかどうかということと、同僚議員さんが質問をいたしました、ごみ収集についての入札でありますけれども、2月の半ばに説明会があって、2月の22日に説明会ですか、その以前に津和野町に住所を有する方に権利がありますよという回覧が回された。私は見ておりますけれども、見ていない地域があったと。回覧はどこまで回したのかなということと、あとは参加をされる方はだれが参加をしてもいい、法律的にはそんなに誓約はないわけですがけれども、その中の条件の中に、私調べますと、前回の平成14年に入札で落とされた金額が2,480

万円、そして途中で業務委託の内容が変わったということで3,293万9,000円というふうに、約1,000万近く800万から900万近く契約がなされていると。

今回平成19年に2,688万円で落とされたと。私もずっと思っていたのが、5年契約という根拠が何なのかというのを常に思っているわけです。業者はできる人が参加をして競争するというのが一番理想的でありますし、町内に業者を育てようというのも一つありますけれども、ごみ収集をされる人というのは、当然パーカー車何台かをはなえ、何らかの体制をとらないといけないと。

例えば、今現時点では専門的にやられる方もありましようし、また新たにこれだけ公共事業が少ないと、うちの建設業の関係の人が首を切るよりは、そっちへ少し算入してみようという場合もあるだろうと思うんです。そうすると、最低価格を設ける必要も、ひょっとしたらなくなるかもしれない。説明の中においては、このたびはやりますけれども、次回からは最低のその価格を設けませんという説明があったということをお伺いしておりますので、5年というのは何なのかということをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 行革の推進に対する取り組みのスピードがスムーズでないというふうな御指摘でありました。昨年、後半に大綱なり実施計画ができました。それからいろいろな会議をする中で、先ほど申し上げたような結果になっているところであります。また、当然今後未検討というふうなものがありますし、若干のおくれ等があるということもありましたので、監事会というふうなものを新たに設置をして、あくまでも内部組織ではありますけれども、こういふことで、とりあえずつくり上げた計画をまず実施をすると。確実に実施をしていくというふうな形の中での取り組みを、現在主体的に考えております。

もうしばらくは、このスタンスの中で取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 入札問題等の御質問がございましたけれども、予定価格の公表ですけれども、これは事前にはしておりませんが、入札結果については、もう公開条例の関係で、既に落札金額等も含めて公開しておりますので、これは入札後においては、もう必ずいつでも見れる状況にしておりますので、これはごらんいただきました

いというふうに思いますが、ただ、先ほどちょっと質問の中で、例えば最低限の制限価格を設けたときに、それより下で極端に言えば失格になるというような状況なんです、その最低限価格については公表をしておりません。これはしてません。

ただ、その段階で入札をされた段階で、これは予定価格を下回っております。最低限予定価格を下回っておりますので失格ということで、その場では言ってます。

それ以上の落札の方については、その入札の段階で1番札からすべて入札の札を読み上げて、その場では公開。入札参加されとる人には全部公開をして、1番札はどこどこ会社の何円ですという状況で、その場その場では公表をしております。ですから1番札が落札された場合は、あなたは落札されましたという形で、皆さんの前で公表をしております。

それから、ごみ収集の回覧の問題であります、これにつきましては、一応回覧という形で参加者の募集をしたということで、見ておられないという、テロップ等でも旧津和野地域は全部まだCATVが行き渡っておりませんので、ひよっとすれば地域によってはまだそのテロップというか、CATVでのお知らせは見れなかったかと思えます

が、CATVなりそれから町の広報による回覧等で、参加者の募集を条件をつけて、一応私どもとしては囑託さんを通じて回覧をさせていただきたいということで、一応これまでも周知はできているんでないかというふうに思っています。

5年契約なんですけれども、やはり車等の準備、それからそこで働く従業員の皆さん方のことを思えば、1年契約でたんびたんび入札していくというのは、これはちょっといかなものかと。車等の手配もありますし、先ほど言いますように従業員の問題があれば、やっぱり5年ぐらいのスパンで契約をさせてもらう方が、かえってお互いが安定したことで、入札なんかでもできれば安く応じてもらえる場合もあるんじゃないかなというふうなことから、車の耐用年数も考えて、一応減価償却をすれば5年というような焼却制度もございますので、そういったことから総合的な判断をして5年契約という形にさせていただいておるわけでありませう。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 予定入札価格を公表してくださいと私は言ったんでなくて、最低は幾らだったんですよということを言った方が、今から恐らく過当競争が始まると思います。そうすると、落

とされた人及びそういう人たちが、自分の出す札が適正なのかどうかという基準を知るためにも、あなたは行政が責任を負った工事を
するに当たって、これ以下では恐らく変な工事になったりすると責任
を持ってませんから、ここの価格以下ではだめですよという想定のもと
に、恐らく設定されるんだらうと思うんです。そうすると、そこを皆
さんに公表してあげれば、変だったなとか、そういう変な中傷が飛ば
なくていいんじゃないかということからお伺いをしとったということ
と、もう一つは、このたびの説明会の中で、パーカー車が古いから、
これは業者に差し上げます。トラックも古いから差し上げますと。そ
うすると、次の入札に関しましては、今取られた会社の方が1歩も2
歩もスタートライン先を行ってるわけです。新規の業者が参入しよう
とすれば、そういうものを機材を揃えて競争入札に入らないといけな
いと。そうすると、未来永劫その1社が常にずっとひよっとしたら取
るんじゃないかと。それを追い抜くためには、よっぽどの町外からの
大きなものが来るか何かでないと、厳しいんじゃないかということか
ら、それをちょっと質問をしたわけです。そうすると、公正な競争に
なっていないんじゃないかなというところですよ。

それと、このたびの会談時期が2週間でパーカー車5台をはなえて

準備をなささい。従業員の補充も、大体の計画をつくりなさいと言われても、2週間でそういうものを揃えて、それじゃ私もできますよという競争の土台に乗るということは不可能だと思うんです。そういう点を踏まえて、もう少しだれからつつかれても、町民が全然知らない人が聞いても納得のいくような入札の仕方をしてくださいということをお願いしたわけですが、その点について。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 最低限価格の公表につきましては、現在も普通の一般の予定価格の公表もしておりません段階、入札結果後には予定価格についてはわかりますけれども、最初には公表しておりません。そういったことも含めまして、最低限価格の問題につきましても、最近若干は、町単工事等を行う場合に、これを設ける方がいいのかどうかということも含めて、今、内部的に最低限価格の問題については、設定の問題については、これちょっと十分検討する余地があるということで、この前から内部的には検討しているところでありますが、公表についても、これはもっともっと検討させていただきたいというふうに思います。

車の問題なんですけれども、現在、町が所有しておりました車が、

もう10数年の経過があるということで、町が廃車の手続をすればそれなりに金も要るということから、今回、それを使われれば使ってもいいですよという形で今回させていただきました。

回覧の時期の問題については、確かに御指摘のように2月ということで出しておりましたんで、本当は事務的にはもっと早くこれについてはということで、内部的に指示もしておりましたけれども、結果的にそういう時期になりました。この点については、もっと早くすべきだったというふうに反省もしておりますし、今後については十分気をつけて執行したいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） もう3遍質問しとるんですが。3回までで置いていただきたいと思います。（笑声）質問せにや。

○議員（6番 河田 隆資君） 先ほどの御答弁で、今のまま当面は行財政改革大綱については考えて、今の人事内で考えていきたいということでありましたので、それが早急に進みますように、今のままでも早急に進められますことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で6番、河田隆資君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで延刻いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日は本日の議事日程が終了するまで延刻することに決しました。

それでは、後ろの時計で16時30分まで休憩といたします。

午後4時18分休憩

.....

午後4時30分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

_____ . _____ . _____

日程第3. 議第7号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議第7号工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 説明のときに、翌年度に計画していたものを前倒しするものと、それからアスファルトの処分場の変更

によって新たに増額ということがありましたけれども、翌年度に計画していたのを前倒しというのは、その部分は幾らなんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） それではお答えさせていただきます。

まず、補助事業の継続でございますので、前倒しをさせていただいたという説明をさせていただきました。金額といたしましては、ここに資料はちょっと持ち合わせておりませんが、約800万円相当になります。

それとアスファルトのがら処分、これは吹野地区、木部なんですけど、非常に山口県に隣接して萩市に隣接しております。ということで、萩市の方へ処分場をちょっと予定しておりましたが、途中行く道路が災害復旧等によりまして、今道路が通行できないということで、急遽こちらの方へ日原の方へ処分場変更させていただいた経緯がありまして、その運搬賃が少しふえた状況でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

す。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第3、議第7号工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第7号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議第8号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議第8号工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第4、議第8号工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第8号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議第9号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議第9号島根県市町村総合事務

組合の規約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第5、議第9号島根県市町村総合事務組合の規約の変更についてを採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第9号島根県市町村総合事務組合の規約の変更については、原案のとおり可決

されました。

日程第6．議第10号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議第10号益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第6、議第10号益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更についてを採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第10号益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議第11号

○議長（後山 幸次君） 日程第7、議第11号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合理約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第7、議第11号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合格約の変更についてを採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第11号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡環境衛生組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議第12号

○議長（後山 幸次君） 日程第8、議第12号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合格約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第8、議第12号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についてを採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第12号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡不燃物処理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議第13号

○議長（後山 幸次君） 日程第9、議第13号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更につ

いて、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第9、議第13号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム組合格約の変更についてを採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第11号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う鹿足郡養護老人ホーム

組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10．総務常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第10、総務常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 総務常任委員会報告書。平成18年第8回定例会12月において許可いただきました所管事務調査の結果について、津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、調査事件。旧日原町税・料収納処理調査検討委員会報告に係る調査について。

2、調査の経緯。旧日原町税・料収納処理不適切な処理が発覚し、町当局は旧日原町税・料収納処理調査検討委員会を設置した。その調査結果報告書が議会に提出されたことに伴い、所管事務調査を実施した。

3、調査年月日。平成19年1月31日、水曜日、机上調査。

4、出席者。総務常任委員5名、議長、事務局長。説明者、沖田助

役、斎藤行財政対策課長。

5、調査内容。旧日原町税・料収納処理調査検討委員会報告書に基づいて、当担当委員会に所属する固定資産税について、詳細にわたり説明を求め調査を実施した。調査目録。1、鉄軌道用地の課税について。2、民地の課税について。未課税について。

6、調査報告。沖田助役より平成18年12月の27日、県庁訪問、関係部署へ不祥事の報告。平成19年1月18日、JR西日本広島支社を訪問、陳謝し、庁舎内では既に3班を編成して、関係町民宅を個別訪問し、徴収・還付につき手続を開始した。（158件中153件解決済み）今後は松浦助役を委員長とした綱紀委員会で職員処分等について調査に入り、年度内に完了予定であるとの報告を受けた。収納処理調査検討委員会報告書のとおり、その事実を認め、さらに疑問点につき別紙の通り追加資料を求めた。別途資料を裏面につけております。

7、調査結果及び総括意見。JR側での処分が発生しないように考慮した上、対処すること。職員処分は厳重に対処すること。今後2度とこのような不祥事が発生しないよう、職員教育の徹底に努められることを強く要望した。

平成19年3月13日。町議会議長、後山幸次様。総務常任委員会委員長、斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 調査報告について、2点ほどちょっと伺いますが、徴収・還付手続開始したと。その後に158件中153件解決済みと報告がありましたが、あと残りの件についてはどのようなことが残ったのか。なぜ5件ほど解決してないのか、調査してあればお聞かせいただきたいと思います。

その下に、また綱紀委員会の中で職員の処分等を年度内に完了する予定というような報告がありましたが、年度内というのは、もうあと2週間ぐらいしかないんですが、職員の処分等内容等調査してありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） それでは、質問に対しまして御説明いたします。

この調査時点の中で158件中153件という文言でございますけ

れども、あとからの資料で調査した結果、157戸ということが判明したそうでございます。その中でいまだに処理されてないという方について報告されています。この中で解決済みと文章的に書いてありますけれども、一応個別訪問をいたしまして了解を得て、わかったという意味での収納が全部済んだ、徴収が全部済んだという意味ではございません。解決済みというのは、そういう意味でございますので御了承願いたいと思うわけでございます。

157戸のうち報告時点ではそのような形で済んだるわけでございますけれども、3月9日時点でまだ済んでない方がおられるわけでございます。処理済みの方で143件ほどやっとなりますけれども、還付が73件、10万6,800円、納付が149で9万5,000円と。未納の分に関しましては14戸残っておるわけでございますけれども、処理が済んでないという方でございます。そのうち1件が還付金でございまして、100円という数字でございます。納付の方がまだ20件、話はついとるんですけれども、まだ納付が処理されてないという形のものでございますが、2カ年分につきましては、対象者が3戸あるわけでございますけれども、その方は全部町外へ出ている方でございまして、その方に対しましては、大部分等が郵送分で、随時

対応に検討し、随時その分に対して処理を進めているという段階でございます。拒否されとる1件の100円でございますけれども、その方は還付金については拒否をされておりますので、受け取っていただくまで気長に対応していくという形のものでございます。JR分につきましては3月末までには、本日の補正予算の中にも対処されておるので、それが終わりましたら対処できるのではないかとということでございますけれども、一部町外を除いて以外は、今月中には全員、全部手続が終わり処理できるのではないかと報告を受けております。

綱紀委員会のことでございますけれども、その中において一応、我々が調査した段階におきましては、委員会を設けて長引いてはいけないという形の中で、3月末をもって処分の綱紀委員会の結論を出したいということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第 1 1. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 1. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） それでは、文教民生常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。お手元の資料を読み上げさせていただきます。報告にかえさせていただきます。

平成 1 8 年 1 2 月定例会において許可をいただきました所管事務調査の結果について、津和野町町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

1、調査事件。旧日原町税・料収納処理調査委員会報告に係る調査。

調査の経緯。旧日原町における収納処理関係について、数年にわたり適切な処理がなされていないことが平成 1 8 年に発覚し、津和野町では調査委員会を立ち上げ、各種調査とともに対処方針をまとめられ、平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日に議会に報告された。これを受けて、文教民生常任委員会では、所管する国民健康保険税（料）、介護保険料、簡易水道料及び下水道料について、報告書に基づき調査を行うこ

ととした。

調査年月日。平成19年1月23日、火曜日、机上調査。平成19年3月1日、木曜日、机上調査。

出席者、文教民生委員会委員6名、後山議長、米原議会事務局長、説明員といたしまして、沖田助役、長嶺健康福祉課長、坂根環境生活課長でございます。

調査内容、沖田助役より報告書全般とその後の処理経過について説明を受けた後、旧日原町国民健康保険税（料）、旧日原町介護保険料、旧日原町簡易水道料及び下水道料の順に、それぞれ質疑・応答形式にて調査を行った。

（1）旧日原町国民健康保険税（料）。平成18年5月12日に平成17年度末（平成18年3月）での滞納者206件、3,425万1,299円に対して催告書を送付したところ、①、3件について納付通知書がこれまで未送付であったことが判明した。合計88万8,720円は、今年度において不納欠損処理される。②、10件について納付済みであるにもかかわらず催告書を送付しており、うち5件が二重徴収となったが、既に返還がなされている。③、滞納額として計上されていなかった過年度更生分未納調定額が136件、261万4,78

0円あり、催告書が送付されず2年を経過しているため賦課権が存在せず、今年度において不納欠損処理される。④、住民税公債が保険料の賦課更生へ反映されていないことから、決定保険料に誤りが生じているケースが発生している。このうち、過徴収となり還付対象となるものは、当初の報告書では27件、101万1,610円であったが、その後の調査により、その中の15件、25万4,280円が過徴収で還付対象となることが判明した。なお、2年を経過したものについては時効が成立し、還付の効力を失うこととなるが、道義的な観点から還付という形式ではない方法にて返還がなされることとなった。15件のうち1件、3,120円については、現在の国保料に滞納が存在しているために返還を行わず、残りの14件、25万1,160円が返還される。その場合に、還付加算金相当額3万7,900円を加えて返還が行われる。徴収不足については46件、204万6,270円が生じているが、時効成立により追徴課税しない。その他⑤、課税台帳の誤りや⑥国保料額（賦課）と収納料額の不一致などの問題が生じているが、いずれも金銭的な住民への迷惑や町負担は発生していない。

（2）旧日原町介護保険料。1、平成17年度現年度分の調定処理が収納された額のみを調定額として計上する、いわゆる入った調定を

行っていることによって、本来、6,337万2,600円とされるべきところが、3,244万4,400円にて決算認定されている。また、滞納繰り越し分についても入った調定がなされ、本来53万4,100円を計上されるべきところが7,100円にて決算認定されている。これらについては、平成17年度決算（新町分）において正しい数値に処理されている。

2、介護保険料の未納者に対しては、督促状、催促書等を送付しなければならないが、平成12年度よりこれが徹底されておらず、未納のまま時効を迎えているケースが6件、34万600円発生している。時効を迎えた分については、以降、保険料の納付ができないことから将来の給付制限につながるため、その旨の周知チラシ等を督促状とともに送付しなければならないものの、ルールどおり実行されたとは言いがたい。6件のうち3件は職権消除者及び死亡者であり、残りの3件がこれに該当する。時効を迎えた未納額は、今年度不納欠損処理がなされる。

3、住民税更生が保険料の賦課更生へ反映されていないことから、保険料に誤りが生じているケースが発生している。このうち19件、9万600円が徴収不足であり、2件4,200円が過徴収となっており、いずれも時効を迎えているため、追加徴収及び還付ができない。しかしながら、道義的観点から、

過徴収分については還付という形式ではない方法にて返還される。その他4、歳入処理方法の誤り、5、過年度介護保険料の還付未処理、6、介護保険料の二重徴収などの問題が生じているが、いずれも科目更生や還付処理、未納分充当等の処理がなされ解決している。

(3) 旧日原町簡易水道料及び下水道料、簡易水道・下水道使用料の決算書による収入未済額と水道料金システムの未納額が、4月から9月の間において不一致となっているが、水道料金のシステムの方が正しい数値を反映しており、差額分を平成17年度(新町)違算訂正分として調定金額の減額で処理された。また、二重払いによる使用料の過徴収が生じ、翌月等の使用料に充当しているケースや滞納繰り越し分を現年度として受けるなどの会計処理上の問題点が指摘されているが、平成17年度(新町)分において更生されている。

6番、調査結果。(1)旧日原町国民健康保険税(料)、(2)旧日原町介護保険料、(3)旧日原町簡易水道料及び下水道料を一括し総括すると、このたびの問題が発生した要因として、毎月調定を起票していない、税更生等情報について把握できていない、督促・催告書が送付されていないなど、個別については報告書に列記されておりであり、ここでは逐一示さないが、その背景として当時の担当者

の収納に対するプロ意識の欠如があったことは否めず、あわせて組織としてチェックをする体制も不十分であったことを指摘せざるを得ない。例えば、国保料納付書が送付されていないことを当時担当者が気づいていながら、なぜ手書き等にて作成し送付しなかったのか。そのことを組織としてなぜ気づくことができなかったのか。現在でも不明のままとなっている。指摘された個別の要因については、合併に伴いほとんどが解決されているが、このたびの問題を教訓とし、職員の収納意識の徹底と内部チェック体制の確立を図るべきである。

次に、旧日原町にて行われてきた入った調定についても言及しなければならない。長年この方法が用いられ、議会でも承認されたきたものであり、大上段から否定をするものではないが、全国的にもごくまれな方法であったことや、結果としてこの方法を用いられることにより収納率が高くなり、それが徴収意識の低下やチェック体制の甘さにつながったと考えられる一面もあること。また、収納状況の実態を反映しにくいものであることを指摘しておきたい。なお、合併に伴い現在では用いられていない。

次に、旧日原町において電算システムを請け負っておられた沖電気工業株式会社の電算処理能力の脆弱さや職員との意思疎通の不十分さ

などが、このたびの問題に影響していると思われることを付記しておきたい。現在では、合併に伴い2メーカーを採用しているが、よき教訓として電算システムに100%の信頼を置かず、人的なチェック体制を構築し徹底していただきたい。

最後に、このたびの問題による該当町民への対応は、ほとんどなされているが、唯一介護保険の給付制限が懸案として残る。行政運営は法律にのっとって進められることが公平性を保つ上で大前提となるために、このたびの措置はやむを得ないと認めるところではあるが、道義的な観点からも対象者への配慮が必要であると思われる。平成19年3月13日。津和野町議会議長、後山幸次様。文教民生委員会委員長、下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします

す。

日程第12、議第14号

○議長（後山 幸次君） 日程第12、議第14号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。11番、滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。1点ほど、1点じゃないか、お聞かせを。28ページでございますが、衛生費の負担金補助及び交付金、津和野町並びに日原共存病院の建設資金の元金助成金というところでございますが、この助成金、厚生連から先般、助成の請願が出されまして、それに基づいたものだろうというふうに思っておりますが、この件に関して議会として請願の特別委員会を設置をして、請願審査をしております。そして、結果的には議会として三つの条件をつけて、全員賛成で採択をしております。

三つの条件、一応申し上げておきますと、一つには厚生連が抜本的経営改善策を示した上で実施をすべきである。二つ目には、厳しい町財政であることを考慮して、十分な検討を行うこと。三つ目には、西いわみ農業協同組合もしかるべき支援策を講ずることという三つの条

件をつけております。

そういうことでございますので、したがってこの三つの条件が満たされれば、議会として賛成をするというのはごく当然のことであるというふうに思っております。

しかしながら、現時点においてこの採択条件について町がどのように受けとめて支援を決定したのかということについて、議会として私どもは報告を受けているというふうに認識をしておりません。提案理由の説明のときにも、幾らか説明ありましたが、余り詳しい説明もなかったように記憶しております。

御承知のように、こういう請願の処理ということについては、議会は執行部から報告を求めることができるというふうになっております。今回、要求はしておりませんので要求は受けてないと言われりやそれまでなんでございますけれども、いずれにしましても、前もって議会にその条件について報告をされた上で提案をされる。そのことが議会への対応策として、私は通常の方法ではなかろうかなと。好ましい議会と執行部との関係ではなかろうかなというふうに私は思っております。

ひとつこの際、この議案を助成金に関するところだけでございます

けれども、撤回をされて会期中で全協あたりで説明をされて、改めて今後追加提案をすると。そのことが望ましいというふうに私は思っておりますけれども、まずそのことについてお考えをひとつ、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えしたいと思います。お話にございましたように、厚生連に対する財政支援につきましては、議会の方にも請願が出され、特別委員会を設置されて慎重に御審査をされた上で、ただいまお話がありましたような議会としての結論を出されたわけでございます。私どももそのことは重々承知をいたしておるわけがあります。

3点ございましたけれども、まずその1点は、厚生連が財政の改善に向けて明確な改善計画を示すことというのが1点ございます。これにつきましては、既に御承知のような形で、一応の今日実態におきまず改善計画が示されたわけでありまして、これにつきましては、ああして厚生連の理事会が先月の27日の午後開催されたわけでありまして、その席に最終的なこの案が提示をされました。理事会としては、それぞれ慎重協議の結果、随分時間をかけて内部検討をされて提

案された計画案であるので、認めざるを得ないだろう。また、認めるべきだろうという結論に達したわけであります。その後、3月の5日に厚生連から正式に町長に対しまして、こういう改善計画を当てて、委員会としては承認を得たので報告をするということで、文書をもって御報告を受けました。私の方も議会の今日までの審査経緯もありますし、また重要なことでもありますので、早速といいますか、取り急ぎその町長に対する写しを議長さんの方にお届けをさせていただいたということでございます。その後、議会の召集等もお願いをしておったわけでありますので、しかるべき時期に御報告をしたいと、このように考えておりましたが、その後のお話を聞きますと、厚生連から直接議会の方にも同様のこの報告がなされておるということでありますので、私どもとしてもそれ以上のものを持ち合わせておるわけではございませんので、これをもってひとつ議会の方も御承知おきをいただけるものだと、このように判断をしたわけであります。

それからもう一点は、町の財政を勘案しながらということでございますが、私どもとしては、最もこれが重要な事項でございます。今回の助成につきましても、どのようにするかということで、随分内部協議をいたしました。たまたま町の新年度予算の編成時期でもございま

したし、町の予算が組めないという厳しい財政状況の中で、果たして厚生連に対して助成ができるのであろうかどうなのかということについては、本当に助役、担当課長等を含めて協議を重ねてまいったわけではありますが、しかし、状況が状況でありますので、これを放置しておくというわけにはまいらないという結論に至ったわけであります。

県ともその間、幾度か協議はいたしておりますけれども、最終的な結論に至ったということではございませんけれども、県も非常に困っておるだろうと、津和野町としても自分のとこの予算が組めないという財政状況の中で、さらにこの両病院に対する財政支援ということは、本当に大変だろうと。しかし、放棄もできないだろうということも、これまた全く理解できないことではないがというような状況で、今日まで迎えておるわけではありますが、そういったことで、まずは町は町としての体制支援をするべきだろうという結論に至ったわけでありませぬ。

じゃ、どういう形といたしますか、いかほどの額をもって支援をするかということではありますが、もちろん町の財政事情もございませぬので、それらも当然のことながら勘案しなきゃなりません、一つには3番目のこの議会の御意見がありました、JAにおいてもしかるべき

体制支援をされるべきだという御意見でございます。私どもも、かねがねそのことは主張してきた、そういう立場にもあるわけございまして、議会の御意見最もであるというふうに関心を持ったわけでありませぬ。

したがって、実は財政計画、再建計画の中でも示されておりますけれども、今年度、18年度の損益が私どもに最終的に示されてまいりましたのは1億2,800万が不足をすると。それを町の方で何とか支援してほしいということでございましたけれども、町の財政事情もありますし、いま一つはJAさんの財政支援ということも視野に、我々としては入れたいということもございましたので1億2,800万円をそのままひとつお受けして、町がこれを支援するということにはならないということから、先ほど申しましたような、また予算に提案させていただいておりますように、最終的に8,700万をもって支援をいたしたいということにしたわけでありませぬ。

1億2,800万と8,700万の差異が相当額ありますけれども、これは先ほど申しましたように、ひとり町だけでというわけにはまいらない。財政的な理由と、そして議会の御意向がある。これらを踏まえて、ただいま御提案申し上げたようなような状況でお願いをするこ

とにいたしましたわけでございます。

なお、この提案の時期でございますが、この提案の時期につきましても、随分内部で議論をいたしました。協議をいたしました。しかし、厚生連の財政状況から見ると、若干のこの数値に変化は年度末までにあるとしても、大方の数値にこの変化は起こらない、極めて厳しい状況にあるということ。

それからいま一つには、そういう状況でありますので、いっちょ間違うと病院そのものの存亡にかかわる問題になるわけですが、そうした状況を踏まえて職員の皆さん方が非常に不安をされ、また言葉をかえれば動揺されていらっしゃるということも、重々お聞きをしてまいったわけであります。

そういうこともありますので、支援はしなきゃならないという前提がありますので、なら、やはり1日も早く議会に御提案をして議会の御意見を聴しながら、この支援が可能となるように図ることがベターであろうということから、今回提案をさせていただいたということでございますので、どうかひとつ事情を御理解いただきまして、適切なひとつ御判断を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 議会は既に写しが行ってるというお話でございましたが、実は私どもはまだそれは見ておりませんで、先日、厚生連の方で説明会には出していただきましたが、あくまでもそれは議長が召集されたわけでありませぬので、あくまで任意という形でございます、というふうにとめておりますんで、議会の方に正式にまだあったというふうな受けとめ方は、そういう解釈はしてないというふうに私は思っております。

それはさておきまして、今された会話、できるということでございますんで、ちょっと私納得はできませんが、町民の皆さん、やはり納得のできる、いろんなことを聞かれてもちゃんと説明のできるような支援でないといけないうらうというふうに思いますんで、若干この際、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、三つの条件について先ほど町長からるる説明ございましたが、まず改善計画です。一応受けておりますが、この計画について、これを検証を当然されたと思うんですが、その計画についてどのような受けとめ方をされておるか、それについて適切と認めたのか、あるいはこれは甘いと認めたのか、具体的に言えば簡単に言えば。その受けとめ方について、まずはひとつお聞かせをいただきたいというふう

に思っております。

それから2番目のことは、これは当然のことでございますので、これは結構でございますが、3番目、JAの支援策についてでございますが、まだはっきりしたことも、こないだも説明を聞いておりませんが、町としてJAの支援策、今の現時点であるのかないのか。あるというふうに確認をされておるのか、どのような状況であるのか、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それから、御承知のように昨年1億900万でしたか、貸し付けをされておられます。今回は補助ということで変わってきておるわけでございますが、ひとつ今回は補助になった根拠といたしますか、変わってきておるわけでございます。一応の説明をいただきたいというふうに思っております。

同僚議員さんがよく言われる口癖でございますが、まさに釈迦に説法ということだと思えますけれども、地方自治法の232条によりますと、「普通地方公共団体は、その公益上、必要がある場合においては寄附または補助をすることができる」というふうになっておりますが、ただしこれは判例とかいろいろあるんですが、公益上必要かどうか一応認定するのは町及び議会であるが、公益上必要あるかどうかの

認定は、全くの理由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」というふうになっております。あるいは、これも判例ですが「営利会社に対する町村の補助は、特別の事由がある場合のほか、公益上の必要があるものと認めらない」と、特別の事由がある場合のほかは、営利会社に対しては。

営利会社というふうに解釈ができるわけですが、どのような根拠をもって公益上必要であるというふうに認められたか、この辺もやはり一応お聞きをしておかんといけんと思いますんで、ひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、あとこまごましたこととございますけれども、やはりいろいろ聞かれたときに答えられるようにしとかんといけませんのでお聞きをしておきますが、補助金の交付規則ちゅうのがございますが、補助金の交付規則、いろいろあるわけとございますが、この中でどういふ補助金の交付規則、何とかに関する補助金とかいろいろありますが、どれに該当した形の補助金であるのか。これについてひとつ。見てみますと、医療に関するちゅうのはないんです。総合的、どっかに入れるんだらうと思うんですが、その点についてもちょっとお聞かせください。

それからあと、ついでにですが、昨年1億900万の貸し付けをされておりますが、当然、借用証書ちゅうのがもちろんあるのが当然でございますが、金利が幾らとか、あるいは返済計画についてはどのようになっているのか、一応確認をさせていただいたらというふうに思っております。

それから、あと損失補償あるいは債務保証に関して、それがあからある程度建設資金の元金、見ざるを得ないというふうなことでございます。損失補償というのは、解散したときに損失が出た場合には補償しなければいけないというものでございます、というふうに理解しておりますんで、それがあから経営支援というのも若干ちょっと理解しづらいところもあるんですが、それはさておきまして、旧津和野町あるいは旧日原町でそういう損失補償あるいは債務保証の議決をしとるわけですが、単純に考えて、旧両町なくなったわけでございますんで、全く新しい新津和野町が発生をしとるといいますか、誕生しておりますんで、その議決がそのまま有効なのか、あるいは新町において改めて損失補償なり債務保証の議決をしなくてもいいのか、その辺もちょっとよくわかりませんので、この際ちょっと教えていただいたらというふうに思っております。

それからもう一点、最後でございますが、先日、経営改善計画、厚生連からお聞きをしたんでございますが、日原共存病院がせせらぎ老人保健施設に旧せせらぎと一体化をして50床から119床になるという御説明でございました。それはそれで結構なんですけど、益田圏域の枠があって、その調整については済んだというふうな御説明でございましたが、これも町の方から町としてもそれを確認をされておるといふようなことを、これは厚生連から聞いただけでございまして、別に疑うわけじゃございませんが、一応、町としてもその点を確認をされておるか、ひとつあわせてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

いろいろお聞きをいたしました。地域医療を守る、あるいは雇用の場を守るということで、もうぎりぎりの選択であるということでも理解もできるわけでございます。ではありますけれども、来年も財政援助の要請がまた予想されるようなこともありますし、去年は貸し付けをしとる、今回は助成。もうずるずると本家の方が危なくなるというふうなことになっては困るわけでございますので、町民の納得する、あるいは議会の納得する支援策が必要であろうと、支援策でなければいけないなというふうに思っております。そういう意味でいろいろお聞

かせいたいただきたい。よろしくお願ひいたします。

○議員（10番 須川 正則君） 議長、10番、須川ですが、討論は大変難しいと思います。暫時休憩を提案したいと思います。動議として提案します。

○議長（後山 幸次君） だれか賛成者がおられますか。——賛成者がおられないようなので、動議が成立いたしません。

町長。

○町長（中島 巖君） たくさん御質問でございましたので、あるいはお答えが漏れるということもあるかもしれませんし、また順序が前後するということがあるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思いますが、まず、厚生連から示された計画がどうであるかということでございますけれども、私どもとしては、当初は議会の方にもそうでありましたけれども、厚生連としては18年度において1億5,000万の損益が出る、これをぜひとも支援してほしいということでございますけれども、なかなかそういうわけにはいかないと。もっと厳しくシビアに内容を検討されて、そして収支計画を立てていかないと、検討に入ることができないということを強く申し上げてきたわけでありましてけれども、そうしたことを踏まえられて、経営改善委員会

等でも本当にその会議等を重ねられて、検討に検討を重ねられた結果が、先ほど申しましたように1億2,800万という、どうしてもこの赤字が出ると。

もちろん、この1億2,800万はまだ年度がわずか3月末まであるわけでありますので、若干流動的なものはありますけれども、大きい単位でこの数字が変わることはないだろうという、そういう説明でございました。

急に外科医が引き上げられ、整形外科医が引き上げられ、そして内科医が引き上げられるというような状況の中で、見通しの立たないことでありますので、現時点における収支計画というものはやむを得ない計画であろう、というふうに受けとめさせていただいたところでございます。

それからJAさんとの関係でありますけれども、JAさんの関係につきましても当然のことながら、厚生連の方にはたびたび確認等もいたしておるわけでありますが、今日まで承知をしておりますのは、なかなかJAさんも助成ということでは、制度的なことも踏まえて難しいという状況のように承っております。ただ、そういうことでありますので、財政の支援としては増資を厚生連としては要望しているとい

うことでございます。これにつきましては、JAさんはJAさんの内部で委員会等を持たれて検討されているということでございますし、私どもも重ねて1日も早くひとつ具体的にこれになって、厚生連として増資であれ助成であれ、実質財政支援が受けられるように、やはり取り組んでいただかなければ困るということをお願いしておるわけです。

それから、なぜ去年は貸付金であって、ことしはなぜ助成ということにしたかということではありますが、去年の時点では、とにかく収支が伴わないで資金ショートを起こすということが、財政支援を迫られる中心的な理由でありました。ありましたが、今年度に入りましては、単なる資金繰りというふうな問題でなくして、このままでいくと債務超過が明らかであって、言うなら倒産に陥る、そういう状況にあるんだということが判明してきたわけです。

したがって、昨年と同じような貸付金で支援をいたしましても、これは厚生連としては借金がふえたというだけで、資金繰りは当面できますけれども、債務超過に陥る不良な経営ということを救済するというわけにはならない。そういう状況でありますので、病院を先程から申ししておりますように、今つぶしてしまうというわけにはまい

りませんので、何としても債務超過は防ぐ、そのあたりだけは一緒に考えていかなきゃいけないだろうということで、今年の場合は助成ということにいたしましたわけであります。

その助成についての公益性ということかどうかということでありませうけれども、私の方は当然、住民の健康と命を守っていくというのは、行政においても最大の責任があるわけでありますので、地域に準公益的な医療機関を維持していくということは、極めて公益性の高いものであるというふうに判断をしておりますし、だからこそ合併前の旧両町においても、最終的には、債務の保証、損失の補償を議会も議決をされてこられたということであるというふうに理解をいたして、今回の措置をとらせていただいたということでございます。

それから、例えば損失補償をするといたしましても、それは旧両町のことであって、両町の議会の議決であって、新しい町になったからと言っておられますけれども、しかしこれは合併をして新しい町にはなりましたけれども、旧両町時代のものを当然のことながら継承してまいらなきゃならないと。例えば、あれだけの起債を起こしておりますけれども、すべて新たに議決を起こしてというようなことはありませんで、すべて借金は借金として持ち寄っとるわけであります。御理

解をいただきたいと、このように思っておるわけであります。

それから、きょうの財政計画にも当然影響を及ぼしてくることは必然であります。本来なら、本当に町の財政を考えますと、人ごとという言葉を使っちゃいけませんけれども、私どもから思えば、まず我が町の予算を編成する、確保するということが第一義でありますので、本来ならわき目を取る余裕はないわけでありますけれども、しかし、くどいようでありますけれども、医療を確保していくと、あるいは雇用の場を確保していくということになりますと、町の財政運営の中でも一体的なものとしてとらえて、やはり取り組む以外にはないというふうに考えておるわけであります。

きょうも今から御審議をいただくわけでありますけれども、御提案申し上げております8,700万の原資については、当面一般財源を充てさせていただいておりますが、これはこの議会が助成措置をすることをお認めいただければ、終局的にこの財源をどうするかということにつきましては、私ども、なお県と折衝してまいらなきゃいけない、そういう問題も残っておるわけであります。

町の財政計画に影響を及ぼすということは、避けられない問題ではあるわけであります。平たく申しまして、一般財源をこのまま充てる

といたしますれば、ああして既に予算を御提案しておりますし、それから一般質問等の中でもお答えしておりますように、人件費を中心に職員等にも協力を求めながら、相当額の削減策を図ってまいりますけれども、それらはすべてこの財源に充てていくことになると言っても、これは過言ではないわけであります。それほどにこの地域の医療を守っていくということは、やっぱり重要なものだというふうに私どもは考えて、対応させていただいておるということでございます。

それから、この再編計画の中で、ああしてそれぞれ今度はまた新たな機能を持った施設として運営をしていくということになっておりまして、日原共存病院については老健施設を中心に再編をされていくわけではありますが、これについては、やはり枠の確保が必要でございます。現在、この圏域の中で33床という枠があるわけですが、これは益田市、吉賀町、津和野町、ともどもに権利を持ったものでございまして、どこかが反対をすると1町でこれを使うということにはならないものでございます。老健施設だけを考えれば、なかなか解決の難しい問題でありますけれども、今回の場合は病院の経営という絡みの中から、どうしてもこの枠が必要なんだということを益田市

あるいは吉賀町に訴えまして、そしてまた県の方にもそのことを訴えまして、最終的に協議が整いまして、事情が事情であるのでやむを得ないだろうということで、最後は県も益田まで出かけてくれまして、そこで会議を開いて、この枠は津和野町に、それは日原の今の病院、今後姿を変えていく、その病床に充てるんだということを決定をさせていただいております、それぞれの条文に対する手続も始まっておりますので、まずこれが変わっていくということはないであろうというふうに考えておるわけであります。

たくさんございましたので、抜かした面があれば、また御指摘をいただきたいと思いますが、以上、とりあえずお答えをさせていただきました。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 大体お答えいただいたんですが、参考までに去年の貸し付けの返済計画です。多分返らんかしらんですが、こんなことを言っちゃいけません、あと補助金の交付規則がどの事業に該当するかちゅうのと、そこらあたりちょっと。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 貸し付けの条件でございますけれども、県

から無利子で借りておりますので、無利子で貸し付けて最終年に一括償還を受けるという契約でございます。15年後です。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 補助金交付規則でございますが、私ども当初は、ここにあります津和野町補助金等交付規則がございまして、これによって支出ができると思ひまして、この中身を若干見させていただいたところ、議員さん御指摘のとおり、保健に関する事業の補助金等ございまして、健康と生活の向上を図るとかあるんですが、実際、今回の補助の内容について、若干これと合致してないようなところがございまして、これにつきましては、この交付規則等を若干見直しといたしますか、これに合わせた内容にいたしまして、交付要綱を設定をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、232条の件でございますが、これにつきまして補助することができる、この議員さんの御指摘ですとなかなか難しい感じでございますけれども、実は県に以前、昨年貸し付けという形で交付しておりますけれども、このときに県に紹介いたしましたところ、民間病院では形としてはありますけれども、公的病院、準公的病院という形で財政的にも運営されております。これにつきまして

は、何ら問題のないという回答を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田守です。結論から申し上げますが、私は今前段で一般質問でももろもろ申し上げました。したがって、町長にも前向きに私の質問にお答えをちょうだいしたと、こういうこともあって結論から申し上げますが、この8,700万を今回予算措置をされて上程されたことについては、むしろ敬意を表したい、こう思います。

ただ、前段同僚議員が申し上げたように、請願審査特別委員会に附帯条件というのがありますので、ここを十分承知の上で、ゆうべも農協の座談会があって出席をいたしまして、おい、決めたかいと言いましたら、残念ながらまだ決まっとらんと、こういう状況でありますから、農協の運営経営も容易にならないということはおよそ予測はできますが、これまでの一般質問でも申し上げてきたように、運営の母体は農協厚生連であるということを忘れてもろうちゃ困るということ、特に私はきょうも強調しておきたい。

それから、経営の中で再建の計画の中で民事再生法まで一般質問で

申し上げましたが、本当に再生ができるという計画でないと、来年も再来年もこういう問題が浮上してくるということになると非常に困るわけでありますから、そこら辺をこれこそ私のせりふを滝元議員が言っておりましたが、釈迦に説法ではあります、町長さんには重々胸に秘めていただいて、この助成措置については前向きに御提案をちょうだいしたいと、このように思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 御意見を承りましたが、決して釈迦に説法でございませんで、本当に極めて重要な事項でございます。この上とも御指導はお願いを申し上げなければならないと思いますし、また御協力もお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 同僚議員と同じような質問になるわけですが、やはりこの8,700万を補正予算に計上したということは、敬意を表するわけでございますけれども、先ほど同僚議員の言うように、特別委員会まで設定して審議した附帯事項に対して、

1番、2番のものはいいんです。3番目のJAに対して何ら確約のないままに、今回急にこういう発生になりまして、上程されたということに対して、私としては全協ではなく特別委員会という重い組織で協議したのに対して、何ら相談もなく報告もなくこれを計上をされたということに対しまして、いかがなものかなと私は思うわけですが、まずけれども、これを計上したことに対してましては、時期的な問題、病院の問題、いろいろな諸問題は十分理解されるわけですが、その点に関しまして、いろんな形で事前にこの附帯事件に関して農協は今現在こういうような状態にあるんだがというようなワンクッションを持っていただけたらと非常に思ったんですけれども、その点、そういう報告も私は直接こういう会議等でお聞きしないんですけれども、その点をあえてそのような形をとられたことに対して、町長さん大変申しわけない質問をするわけですが、私は特別委員会というのはそれほど重みのある組織と、このように解釈しておりますので、その点もし何か私の言うことと、そうじゃないんだということがあればそれで結構なんですけれども、ちょっと御意見をお聞かせ願いたいと思うわけですので。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 私もこのJAさんの支援ということは、先ほど申しましたように、議会の御意向もさることながら、私自身もかねがね主張してきておったものでありますので、当然重要視はしてまいりましたし、現在もその思いがありますが、ただいま13番議員さんから御指摘がありましたような賦課についても、全く考えなかったというわけではないわけでございますけれども、今の厚生連とJAさんの折衝の過程の中で、なかなか明確なことが打ち出されるという面が見えないわけでありますので、そういう状況の中で仮に議会へこういう状況でありますと言ってお諮りしたときに、むしろ議会の皆さん方の対応というのは、非常に難しいんじゃないかなと、大変失礼な話でありますけれども、私はそのように受けとめまして、むしろ先ほどの委員さんにお答えをしたような形で、私どもなりに議会の御意向、そして情勢判断をして御提案をさせていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思って、こういう形をとらせていただきました。

若干議員さん方の思いと私自身が考えたこととの思いのずれがあったかなというふうに思いまして、その点につきましては大変申しわけなく思っておるわけでありますけれども、全く考えないでということ

ではなかったということも御理解いただきたいと、このように思っておるわけであります。

○議長（後山 幸次君） ほかに。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 厚生連の説明会についてでございますけれども、議会事務局を通して正式に通知が来ておりませんでしたので、実は私のところに当日までの連絡がきちっと、本当は自宅に届いてはいたんですけど、郵便受けに入ってなかったということで、私も本当にこの日時に承知しておりませんで、出席することができなかったわけです。ですので、後ほどこの資料を手渡しでいただいただけで、本当は質問もしてみたいこともありましてし、細かい説明をしていただきたかったんですけども、正式な説明は受けていないわけです。

そういう段階で8,700万の助成を今はもうしなければならぬなということは、私も考えてはいるんですけども、何か正式なやっぱり説明をいただきたいなと、議会の全員協議会で正式な説明をいただきたいなというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 14番の竹内議員の今の質問でございますが、私が答弁をするわけにいきませんので、執行部に対しての質問を

していただきたいと思います。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） やはり厚生連問題で関連がありますので、1点ほど聞いてみたいと思いますが、私も委員会等、この前、説明会等でも農協の増資については最後までお願いなり要請をしたわけなんですありますが、まだはっきりしないというような御返事がありました。きょう同僚議員の話の中でも、やはり最終的には農協の増資にかかっているのではないかということだと思えます。

やはり、農協が増資しない限り、町として補助金を私は出すべきではないということを今までも述べてまいりました。今もそう思っています。この補助金については、何らかの補助金は出すべきだという理解はしておりますが、やはり農協の増資なくして町だけが補助金を出していくのは、いかがなものかなとまだ疑問を持っていますが、町としても補助金と、きょう採決されても、やはり農協の増資を見た上で補助金を出すんだというような考えがありましたら、そういうことを言っていたら、私も安心して賛成したいというように思いますが、その点をどう思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 先ほどから他の議員さんの御質問にお答えしておりますように、JAさんの支援ということにつきましては、全くただいまの16番議員さんの御発言、私も同じ考えでおるわけであります。おるわけでありますけれども、しかし現時点でそれを言っておったんではどうにもならないという状況がありますので、町は町としての対応を議会の方にお諮りを今しておるわけでございます。

ぜひともこの予算をお認めをいただきたいというふうに思っておりますけれども、お認めをいただいた暁には、何も言わずに議会の議決を終わったからといって、厚生連に、はい、これをという考えは持っておりません。おりませんが、ただJAさんが明確でならない限り、この議会の議決はいただいたけれども執行はしませんよというわけにも、またこれいかない状況があるわけでありますので、強く厳しく厚生連に対しましても言うべきことは言わせてはもらいますけれども、最終的に、だからといって予算を不執行にするということにはいたす考えはございませんので、御理解をいただきたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1
7番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 賛成の立場で討論をいたします。
賛成であるとは申し上げましたが、私は非常に複雑な心境であります。恐らく私と同様に、日原地域の出身の議員さんは、複雑な心境であろうというところであります。

大正の7年に全国初の産業組合による青原診療所を開設いたしました大庭政世先生は、日原町日浦地区で明治15年2月24日に生まれております。ちなみに私も日浦分校の出身でありまして、大庭先生は大先輩であるというふうなこともあります。その先生の流れをくんだ日原共存病院は、昭和6年7月22日に開院をいたしております。ちょうど今から75年前であります。そして、平成7年5月に津和野の分院、9月には益田市に益田分院、これが後の益田日赤になったの

ではないかというふうに理解をしております。昭和9年に4月には、六日市分院を設置をいたしております。

しかしながら、いずれも短期間に廃止したり、あるいは独立したり譲渡したりしております。津和野分院も昭和7年に開院したと言いましたが、8年の8月に廃止をいたしております。その後、津和野病院は昭和17年2月に地元の方々の御努力によりまして開院をしております。そして、このことが現在と同じように、日原共存病院、津和野共存病院という厚生連が二つの病院を持つ、その原因になったところでございます。

その後のことは皆様もよく御承知のことだろうと思っておりますのでありますが、平成14年10月1日には、機能分担をいたしました。両病院の機能分担がございました。そして、現在の形になっておりますが、そのとき旧日原町議会は厚生連に対して何の相談もなく、そのようなことをされるのは非常に遺憾だという申し入れ書を送った経緯もあるわけであります。

今回の厚生連病院の根本改善計画は、日原地域の住民にとりましては、先ほど申しましたように、ある意味大庭政世先生は、日原地域の住民にとりまして、津和野地域の住民の方々にとっての森鷗外先生や

西周先生と同様であるわけでございます。まさにその流れをくむ本家本元の日原から病院が消えるということでもあるわけであります。

機能的にはこれまでと変わらないという説明があったわけでありますが、確実に入院ができなくなる、機能は低下するということは明白な事実でございます。

医師不足あるいはその他のことが原因とは申しながらも、素直にすんなりと受け入れるということは、非常に複雑な心境でもあるわけであります。しかしながら、中核的な公的病院がなくなることは、非常に重大なことでもございますし、ましてや人口9,000の津和野町の発展に大きな影を落とすことにもなりかねないというふうに思っております。

そのような意味から賛成をせざるを得ませんが、助成を受ける、そして助成をされる執行部、助成を受ける厚生連の職員の皆さんも、どうかこのような日原地域の住民の気持ちもあるんだというふうなことを、ぜひとも町長から厚生連にも申し入れていただきたいというふうに思っております。

以上のような理由で、私は賛成をいたします。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君にお尋ねしますが、

そういう条件をとということをつけていただいたんでは、賛成討論になりませんから。

○議員（17番 藤井貴久男君） 条件をつけたんでは、お伝えを願いたいということでございますので、条件ではございません。

○議長（後山 幸次君） はい、わかりました。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。先ほど申し上げましたが、賛成の立場で討論いたしますが、先ほど申し上げましたように、請願の審査の過程の経過を踏まえまして、あるいは町の財政、決して楽ではないわけでございます。非常に危機的な状況でございます。そういったことにかんがみまして、予算の執行に際しましてはJAの支援が決定したということを一かつ確認をした後に、執行をしていただきますよう強く要望して賛成をいたします。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第12、議第14号平成18年度津和野町一般会計

補正予算（第4号）を採決いたします。本案件は、原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第14号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議第15号

○議長（後山 幸次君） 日程第13、議第15号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第13、議第15号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第15号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議第16号

○議長（後山 幸次君） 日程第14、議第16号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 9ページですが、総務管理費の2番医療諸費の中で、負担金補助及び交付金のところの説明のところを見ますと、医療給付費が7,417万減になっております。非常に高額

な減なんですけれども、これだけの高額の減が出るのはどうなんでしょう。

私の懸念としましては、医療費が高くなったために高齢者の方が受診を控えておられるというようなことがあるのかなというようなことが考えられるんですが、いかがでしょう。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 7,400余りという高額な不用額ではございますが、提案のとき御説明させていただきました。実は、この年間20億を超える老人医療費がかかっております。月にいたしますと1億5,000万ぐらいかかっておりまして、若干この予測というのは非常に困難な部分あります。これが全体の3.5%ぐらいに当たるとは思うんですが、伸びを5%程度見させていただきまして、当初予算を計上させていただいております。これも、それこそインフルエenzaであるとか、そういった短期的な疾病が流行したりしますと、非常にこれでは不足するという事も考えられます。ことしの場合、若干高額な不用額になっておりますけれども、これが高齢者に対して受診を控えているというふうな結果にはつながっていないというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） いいですか。

○議員（14番 竹内志津子君） はい、わかりました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第14、議第16号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は、原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第16号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議第17号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議第17号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第15、議第17号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案件は、原案のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） ちょっともう一回、済いません。起立全員

であります。よって、議第17号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16．議第18号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、議第18号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第16、議第18号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案件は、原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第18号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議第19号

○議長（後山 幸次君） 日程第17、議第19号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第17、議第19号平成18年度津和野町下水道事

業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第19号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議第20号

○議長（後山 幸次君） 日程第18、議第20号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、日程第18、議第20号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案件は、原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第20号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。それでは、以上をもちまして本日は散会いたします。大変お疲れでございました。

午後6時15分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名
する。 年 月 日 議長 署名議員 署名議員

平成 19 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録
(第 4 日)

平成 19 年 3 月

28 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 19 年 3 月 28 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 59 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計

補正予算 (第

5 号)

日程第 3 町長提出第 60 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康

保険特別会計補正予算（第5号）

日程第4 町長提出第61号議案 平成18年度津和野町老人保健

特別会計補正予算（第4号）

日程第5 町長提出第62号議案 平成18年度津和野町介護保険

特別会計補正予算（第5号）

日程第6 町長提出第63号議案 平成18年度津和野町簡易水道

事業特別会計補正予算（第7号）

日程第7 町長提出第64号議案 平成18年度津和野町下水道事

業特別会計補正予算（第5号）

日程第8 町長提出第65号議案 平成18年度津和野町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 町長提出第66号議案 平成18年度津和野町奨学基金

特別会計補正予算（第3号）

日程第10 町長提出第67号議案 平成18年度津和野町電気通信

事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 町長提出第21号議案 津和野町表彰条例の設定につい

て

日程第12 町長提出第22号議案 津和野町表彰審議会条例の設定

について

日程第 13 町長提出第 23 号議案 津和野町監査委員条例の一部改

正について

日程第 14 町長提出第 24 号議案 津和野町収入役事務兼掌条例の

廃止について

日程第 15 町長提出第 25 号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関

する条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 26 号議案 津和野町副町長の定数を定める

条例の設定について

日程第 17 町長提出第 27 号議案 津和野町助役定数条例の廃止に

ついて

日程第 18 町長提出第 28 号議案 津和野町職員定数条例の一部改

正について

日程第 19 町長提出第 29 号議案 津和野町議会の議員その他非常

勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 30 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬

及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 21 町長提出第 31 号議案 津和野町特別職報酬等審議会条

例の一部改正について

日程第 22 町長提出第 32 号議案 津和野町長、助役の諸給与条例

の一部改正について

日程第 23 町長提出第 33 号議案 町長等の給与の特例に関する条

例の一部改正について

日程第 24 町長提出第 34 号議案 教育委員会教育長の給与の特例

に関する条例の一部改正について

日程第 25 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例

の一部改正について

日程第 26 町長提出第 36 号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の

支給に関する条例の一部改正について

日程第 27 町長提出第 37 号議案 津和野町育英奨学基金条例の設

定について

日程第 28 町長提出第 38 号議案 小藤育英基金条例の一部改正に

ついて

日程第 29 町長提出第 39 号議案 津和野町税条例の一部改正につ

いて

日程第 30 町長提出第 40 号議案 津和野町行政財産の使用料徴収

条例の一部改正について

日程第 31 町長提出第 41 号議案 津和野町手数料条例の一部改正
について

日程第 32 町長提出第 42 号議案 津和野町国民健康保険条例の一
部改正について

日程第 33 町長提出第 43 号議案 津和野町国民健康保険税条例の
一部改正について

日程第 34 町長提出第 44 号議案 津和野町営土地改良事業賦課金
徴収条例の一部改正について

日程第 35 町長提出第 45 号議案 津和野町堤田農村公園の設置及
び管理に関する条例の設定について

日程第 36 町長提出第 46 号議案 津和野町農業集落排水施設の設
置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 37 町長提出第 47 号議案 津和野町消防賞じゅつ金及び殉
職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

日程第 38 町長提出第 48 号議案 津和野町育英奨学金貸与条例の
設定について

日程第 39 町長提出第 49 号議案 小藤育英資金貸与に関する条例

の全部改正について

日程第 40 町長提出第 50 号議案 平成 19 年度津和野町一般会計
予算

日程第 41 町長提出第 51 号議案 平成 19 年度津和野町国民健康
保険特別会計予算

日程第 42 町長提出第 52 号議案 平成 19 年度津和野町老人保健
特別会計予算

日程第 43 町長提出第 53 号議案 平成 19 年度津和野町介護保険
特別会計予算

日程第 44 町長提出第 54 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水道
事業特別会計予算

日程第 45 町長提出第 55 号議案 平成 19 年度津和野町下水道事
業特別会計予算

日程第 46 町長提出第 56 号議案 平成 19 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計予算

日程第 47 町長提出第 57 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基金
特別会計予算

日程第 48 町長提出第 58 号議案 平成 19 年度津和野町電気通信

事業特別会計予算

日程第 49 発議第 1 号 津和野町議会議員の報酬の特例に関する条例の設定について

日程第 50 発議第 2 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について

日程第 51 発議第 3 号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第 52 請願第 1 号 リハビリテーション医療の日数制限撤廃の意見書採択を求める請願について

日程第 53 請願第 2 号 医療福祉費助成事業の拡充を求める請願について

日程第 54 請願第 3 号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める請願について

日程第 55 請願第 4 号 日原地域の防災に関する請願について

日程第 56 人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見について

日程第 57 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 議員提出意見書第 1 号 リハビリテーション医療の日数制限撤廃を求める意見書（案）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 59 号議案 平成 1 8 年度津和野町一般会計
補正予算（第
5 号）

日程第 3 町長提出第 60 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 4 町長提出第 61 号議案 平成 1 8 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 5 町長提出第 62 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 6 町長提出第 63 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正予算（第 7 号）

日程第 7 町長提出第 64 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道事
業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 8 町長提出第 65 号議案 平成 1 8 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 町長提出第 66 号議案 平成 1 8 年度津和野町奨学基金

特別会計補正予算（第3号）

日程第10 町長提出第67号議案 平成18年度津和野町電気通信

事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 町長提出第21号議案 津和野町表彰条例の設定について

日程第12 町長提出第22号議案 津和野町表彰審議会条例の設定について

日程第13 町長提出第23号議案 津和野町監査委員条例の一部改正について

日程第14 町長提出第24号議案 津和野町収入役事務兼掌条例の廃止について

日程第15 町長提出第25号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第16 町長提出第26号議案 津和野町副町長の定数を定める条例の設定について

日程第17 町長提出第27号議案 津和野町助役定数条例の廃止について

日程第18 町長提出第28号議案 津和野町職員定数条例の一部改

正について

日程第 19 町長提出第 29 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 30 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 21 町長提出第 31 号議案 津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第 22 町長提出第 32 号議案 津和野町長、助役の諸給与条例の一部改正について

日程第 23 町長提出第 33 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 24 町長提出第 34 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 25 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 26 町長提出第 36 号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第 27 町長提出第 37 号議案 津和野町育英奨学基金条例の設

定について

日程第 28 町長提出第 38 号議案 小藤育英基金条例の一部改正について

日程第 29 町長提出第 39 号議案 津和野町税条例の一部改正について

日程第 30 町長提出第 40 号議案 津和野町行政財産の使用料徴収条例の一部改正について

日程第 31 町長提出第 41 号議案 津和野町手数料条例の一部改正について

日程第 32 町長提出第 42 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 33 町長提出第 43 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 34 町長提出第 44 号議案 津和野町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について

日程第 35 町長提出第 45 号議案 津和野町堤田農村公園の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第 36 町長提出第 46 号議案 津和野町農業集落排水施設の設

置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 37 町長提出第 47 号議案 津和野町消防賞じゅつ金及び殉

職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

日程第 38 町長提出第 48 号議案 津和野町育英奨学金貸与条例の

設定について

日程第 39 町長提出第 49 号議案 小藤育英資金貸与に関する条例

の全部改正について

日程第 40 町長提出第 50 号議案 平成 19 年度津和野町一般会計

予算

日程第 41 町長提出第 51 号議案 平成 19 年度津和野町国民健康

保険特別会計予算

日程第 42 町長提出第 52 号議案 平成 19 年度津和野町老人保健

特別会計予算

日程第 43 町長提出第 53 号議案 平成 19 年度津和野町介護保険

特別会計予算

日程第 44 町長提出第 54 号議案 平成 19 年度津和野町簡易水道

事業特別会計予算

日程第 45 町長提出第 55 号議案 平成 19 年度津和野町下水道事

業特別会計予算

日程第 46 町長提出第 56 号議案 平成 19 年度津和野町農業集落

排水事業特別会計予算

日程第 47 町長提出第 57 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基金

特別会計予算

日程第 48 町長提出第 58 号議案 平成 19 年度津和野町電気通信

事業特別会計予算

日程第 49 発議第 1 号 津和野町議会議員の報酬の特例に関する条例の設定について

日程第 50 発議第 2 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について

日程第 51 発議第 3 号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第 52 請願第 1 号 リハビリテーション医療の日数制限撤廃の意見書採択を求める請願について

日程第 53 請願第 2 号 医療福祉費助成事業の拡充を求める請願について

日程第 54 請願第 3 号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める請願について

日程第 55 請願第 4 号 日原地域の防災に関する請願について

日程第 56 人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見について

日程第 57 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 議員提出意見書第 1 号 リハビリテーション医療の
日数制限撤廃を求める意見書（案）について

出席議員（18 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

5 番 平野 均君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 助役

松浦 秀信君

助役 沖田 修君 教育長

斎藤 数弘君

参事 水津 正君 総務住民課長

山岡 浩二君

行財政対策課長 斎藤 誠君 情報企画課長

大庭 義弘君

健康福祉課長 長嶺 常盤君 商工観光課長

右田 基司君

農林課長 大庭 郁夫君 建設課長

長嶺 雄二君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

坂根 敏夫君

教育次長 …………… 水津 良則君 出納室長 ……………

村田 祐一君

教育次長 …………… 広石 修君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さんおはようございます。引き続きお
出かけいただきましてありがとうございます。

これから平成19年第2回定例会4日目の会議を始めたいと思いま
す。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりま
すので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、村上義一君、2番、下森博之君を指名いたします。

日程第2. 議第59号

日程第3. 議第60号

日程第4. 議第61号

日程第5. 議第62号

日程第6. 議第63号

日程第7. 議第64号

日程第8. 議第65号

日程第9. 議第66号

日程第10. 議第67号

○議長（後山 幸次君） 日程第2、議第59号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第5号）より、日程第10、議第67号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）まで、以上、9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本会議、そして、委員会審査と長期間にわたりまして御審議をいただいているわけですが、そうしたさなか、まことに恐縮でございますけれども、本日重ねて9案件につきまして、追加提案をさせていただくことになりました。一般会計、補正予算をはじめ、各特別会計、最終補正予算ということになるわけではありますが、どうか御理解をいただきまして、御審議を賜りたいとこのように思っているところでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第59号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回、歳入歳出それぞれ994万4,000円を減額をさせていただきますして、歳入歳出それぞれ予算総額7億4,276万1,000円とさせていただきたいというものでございます。

歳出の主なものといたしましては、人件費が総額で188万4,000円の減額となるわけではありますが、これは、主として時間外手当の減額によるものでございます。人件費以外におきましては、大きいものといたしまして、財政管理費の積立金、これを4,800万円お願い

したいというふうに考えております。これは、財政調整基金への積み立てであります。

次に、企画費の繰出金が175万8,000円減額をお願いいたしたいと。そして、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金を255万円減額、社会福祉協議会補助金を259万円減額をさせていただくというものでございます。

さらに、老人福祉費の扶助費がこのほとんど拡張してまいっておりますが、これについても835万円余り減額をさせていただきたいというものであります。

非常備消防費の方で報償金の485万9,000円計上させていただいておりますが、これは、消防団員の皆さん8名の方が御退職になりますので、この退職報償金を計上させていただくものであります。

次に、過年度の農地農業用施設災害復旧費でございますけれども、工事費を1,225万5,000円減額をさせていただくことにいたしておりますが、これは睦橋の関係でございます。既に入札を執行いたしておりますけれども、それに伴います入札減、あるいは設計変更に伴います減額等によるものでございます。

そして、現年林道災害復旧費の工事費におきましても、754万8,

000円減額措置をとらせていただいておりますが、これは三子山線、あるいは安蔵寺線の入札を執行させていただいておりますが、この入札に伴います入札減によるものであります。睦橋、そして三子山線、安蔵寺線、これはいずれも繰越明許費としてお願いをさせていただきたいというものでございます。そういう歳出に対しまして歳入の方でございますけれども、町税が920万円の増額でございますけれども、町民税において700万円、固定資産税において200万円、軽自動車税において20万円等でございます。

それから、自動車重量譲与税を947万8,000円、地方消費税交付金を1,346万9,000円、そして、地方交付税、特別交付税でありますけれども、572万9,000円を歳入として扱わせていただきたいと思いますと思っておりますが、そういう状況がございまして、当初予算で取り崩しを予定して予算計上をさせていただいております財政調整基金の繰入金も、今回9,800万円減額をさせていただきたいと。いわゆる取り崩しをしないということにさせていただきたいというふうに考えております。

そして、電気通信事業特別会計繰入金が5,704万8,000円、これらが歳入歳出の主たるものでございますが、詳細につきまして

は、後ほど担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、議第60号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ4万4,000円を増額をいたしまして、歳入歳出それぞれ予算総額11億9,708万2,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、運営協議会費と一般管理費の組み替え、そして、これ各会計にかかわってまいりますけれども、一時借入金の利息、国保会計では4万4,000円の繰り出しでございます。

歳入の主なものとしましては、一時借入金の利息4万4,000円でございます。

次に、議第61号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ6万4,000円を増額をいたしまして、歳入歳出それぞれ予算総額19億9,623万9,000円とさせていただきたいというものであります。これは、歳入歳出の主な要因としましては、一時借入金の利子6万4,000円を計上させていただくものであります。

続きますして、議第62号平成18年度津和野町介護保特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ31万円を増額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額11億406万1,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものとしては、包括的、継続的ケアマネジメント支援事業費を28万4,000円、それから一般会計からの繰入金2万6,000円などをお願いをしたいというものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計からの繰入金2万6,000円、これは一時借入金利子相当分でございますけれども、これらを充てさせていただきたいというものでございます。

続きますして、議第63号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ207万円を減額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額8億1,296万3,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものとしましては、旧津和野町簡易水道事業費の水道管理費を19万7,000円減額、旧巖原町簡易水道事業費の水道管事業103万3,000円減額、そして、津和野地区の水道事業費の水道管

渠84万円減額をさせていただきたいというものであります。

歳入の主なものとしましては、旧津和野町の簡易水道事業収入、そして、旧日原町簡易水道事業収入、そして、一般会計からの繰入金が必要なものであります。津和野地区水道事業収入におきましては、基金の繰入金を84万円ほど減額をさせていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、議第64号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ41万6,000円を減額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,684万3,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものとしましては、処理場費を47万1,000円減額をさせていただき、そして、歳入の主なものとしましては、受益者の負担金103万円増額、それから一般会計の繰入金を144万6,000円減額をさせていただきたいというものであります。

続きまして、議第65号平成18年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ28万6,000円を減額させていただきまして、歳入歳出それぞれ

予算総額240万1,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものとしては、事務費を28万6,000円減額させていただき、歳入の主なものにおきましては、一般会計からの繰入金28万6,000円を減額させていただくという内容のものでございます。

議第66号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ68万円を減額をさせていただき、歳入歳出それぞれ予算総額1,303万2,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものとしましては、奨学金の貸し付けの減額及び積み立てに伴うものであります。

歳入の主なものとしましては、奨学基金からの繰入金96万円を減額をさせていただくというものが主な内容でございます。

続きまして、議第67号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ6,197万4,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額70億5,080万1,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、一般会計繰出金が5,704万8,000円、ケーブルテレビ基金積立金が862万7,000円などであります。

歳入の主なものといたしましては、諸使用料535万2,000円、合併補助金1億2,000万円などを計上させていただいているものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほど、また可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第59号 平成18年度津和野町一般会計補正予算（第5号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第60号 平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第63号 平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算

(第7号)

.....

○議長（後山 幸次君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....

議第66号 平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第

3号)

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第67号 平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算

(第3号)

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、これより日程第2、議第59号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。ありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） このたびの補正は、最終的な段階ですり合わせということはほぼわかっておりますが、民生費の中の社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金250万円減となっておりますが、それが人件費でのものなのか、それともその事業費としてのその減額であったのか、その内訳がどういうふうなそのとらえ方をされているか、その方法をお伺いします。

それと、その次のページの24ページのふれあい場及びその在宅介護支援センターの中で、事業の金額からいきますと少ない数字ではありますけれども、それがまあ町民のサービスという部分から見ますと27万8,000円、33万円というふうにこう減額となっておりますが、活動が低調であったのか、それとも総体的なすり合わせだけでの発生した数字なのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、最初のその社会福祉協議会の補助金の減でございますけれども、これは、事業につきましては——社会福祉協議会の事業につきましては、町の方で一応補助金という形で支出いたしておりますが、説明がありましたように、職員人件費の減ということで、主に社協の方からお聞きしているのは、時間外の半年分等の費用が一応なくなったということが主な理由でございます。

それから、ふれあいの場でございますけれども、これも内容は若干人件費に係る部分でございますけれども、全体を通して7回の回数の減であったということでありました。

それから、ふれまちにつきましても、これにつきましては、弁護士さんを相談でお願いをしております、この回数が2回ほど減ったということであります。

それから、在介の関係につきましては、これの時間外の関係で支出がなかったと、不用額になったということであります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 2件ほど。先ほどの関連ですが、社会福祉協議会補助金、時間外手当半年分の費用が減額になったということなんですが、時間外が減ったのはいいことではないかなと思うんですが、心配されるのは、サービスが減らされたのではないかなということなんです。

それからもう一つは、25ページの児童福祉費の4番、児童福祉施設費の中の11需用費、賄い材料費が234万減額になっているんですけども、これは、保育園の給食費の賄いの材料だと思いますが、保育園児はそれほどたくさん食べる量を食べるわけでもないのに、これほどの減になったということはどういうことかなと。例えば質を落としたとかそういうようなことではないかなとこう心配なんです、いかがでしょう。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 社協の時間外につきましては、まだ何時間かという細かい数値は、最終の実績で上がってきておりませんけれども、現段階の部分でこれだけの費用が不要になったという報告を受けておりまして、今回計上させていただきましたが、実質的なサービスの低下にはつながっていないというふうに思っているところ

であります。

それから、賄い料の件でございますが、これ弁当を持って来るところもありますけれども、4施設につきましては、御存じのとおり給食を出しておりまして、この4施設分、まあ具体的なメニューにつきましては、私も細かくは承知いたしておりませんが、若干過大な予算化がなされたのと、それから、多少園児の減少もこれに影響を及ぼしているというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほど。基金のことなんですが、9,800万ですか、繰り入れが減って、さらに4,800万積み立てをしたということでございますね。計算をすりゃわかるんですが、ちょっとわかりませんので、この際ちょっと参考までにですね。この結果、今年度末で基金——財調が幾らになって、残高が。それから、ちなみに参考までに、減債基金の残高が幾らになったか、参考までに教えていただけたらと。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、基金についてであり

ます。

財政調整基金でありますが、18年度末で今回の補正を勘案した結果でいきますと、10億1,000万程度になるということでありま

す。

それから、減債基金でありますが、2億700万ちょっとですね、ということでありまして、両方でいきますと12億一千七、八百万ぐ

らいの残になるという見込みであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 一般会計と特別会計に関係してくるんじゃけど、先ほどの繰入金の5,700万が、要するに電気通信事業会計から繰り入れをしたと。そして、特別会計の電気通信事業会計では、一般会計5,700万ほど繰り出しとこう。その原因は1億2,000万の合併による体制整備の補助金だとかこういう説明でしたね。

で、本来あれですか、電気通信事業会計の収支の中では、1億2,000万が入ってきたわけだから、そこで本来は積み立てをすべきではないかと思うんだが、当初、このCATVの事業を導入したときに起債も起こし、一般財源も繰り入れて使うというような、そういう意味合いからこの補助金の残りていうものは、一般会計に特別会計では繰り

出し、一般会計では繰り入れるとこういう性質のものなの。そこをちよっとわかりにくかったけ説明してください。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 議員さん言われましたように、今回の5,700万の繰り入れ——繰り出しについては、起因としては上がった補助金の1億2,000万をいただいたということでありま
す。通常ですと特別会計でやっていますので、足らなかった場合には一般会計で当然補てんをしていくという性格ものでありまして、したが
いまして、1億2,000万をいただいたために、電通会計においてはそれだけのものが
必要でないということで、財政運営上も含めて今回は一般会計に繰り入れていただく
という形での整備をさせていただいたということでありまして、今後は、当然起債等
の償還が電通会計も始まってまいりますので、その補てんを一般会計でしていくとい
うふうな、今後の支出の意味合いも含めてそういう運営をさせていただく
ということになります。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） それでね、くどいようなが、そういう
ようなことだろうと思うて聞いたんだけど、したがって、言うなれ

ば、法的にこういう会計処理をしてもいささかの問題はないとこういうことなんだね。はい。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 当町としては、特別会計という形で電通会計を分けておりますが、会計は普通会計という縛りの中で行っておりますので、そういった意味では全く問題はないというふうに理解をしております。

○議員（3番 沖田 守君） 了解しました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第2、議第59号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第59号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第60号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第3、議第60号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第60号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第61号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第4、議第61号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第61号平成18年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第62号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第5、議第62号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第62号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第63号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第6、議第63号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第63号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第64号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第7、議第64号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第64号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第65号平成18年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第8、議第65号平成18年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第65号平成18年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第66号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

す。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第9、議第66号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第66号平成18年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第67号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。ありませんか。15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） この際ですけどお聞きしますが、今年度の事業の進捗状況について、きょう現在どのような進捗状況になっているか。

さらに、屋外にトランペット放送ていうか、屋外放送ができるような施設もここに見られますけれども、これについては、どういうときにその放送が流れるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 事業については、100%完了をしております。トランペットについては、その都度、緊急を要する場合に、そのトランペットを通じて皆様方にいろいろな情報をお伝えするというところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第10、議第67号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第67号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で10時20分まで休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

.....

日程第 1 1. 議第 2 1 号

日程第 1 2. 議第 2 2 号

日程第 1 3. 議第 2 3 号

日程第 1 4. 議第 2 4 号

日程第 1 5. 議第 2 5 号

日程第 1 6. 議第 2 6 号

日程第 1 7. 議第 2 7 号

日程第 1 8. 議第 2 8 号

日程第 1 9. 議第 2 9 号

日程第 2 0. 議第 3 0 号

日程第 2 1. 議第 3 1 号

日程第 2 2. 議第 3 2 号

日程第 2 3. 議第 3 3 号

日程第 2 4. 議第 3 4 号

日程第 2 5. 議第 3 5 号

日程第 2 6. 議第 3 6 号

日程第 2 7. 議第 3 7 号

日程第 2 8. 議第 3 8 号

日程第 2 9 . 議第 3 9 号

日程第 3 0 . 議第 4 0 号

日程第 3 1 . 議第 4 1 号

日程第 3 2 . 議第 4 2 号

日程第 3 3 . 議第 4 3 号

日程第 3 4 . 議第 4 4 号

日程第 3 5 . 議第 4 5 号

日程第 3 6 . 議第 4 6 号

日程第 3 7 . 議第 4 7 号

日程第 3 8 . 議第 4 8 号

日程第 3 9 . 議第 4 9 号

日程第 4 0 . 議第 5 0 号

日程第 4 1 . 議第 5 1 号

日程第 4 2 . 議第 5 2 号

日程第 4 3 . 議第 5 3 号

日程第 4 4 . 議第 5 4 号

日程第 4 5 . 議第 5 5 号

日程第 4 6 . 議第 5 6 号

日程第47. 議第57号

日程第48. 議第58号

○議長（後山 幸次君） 日程第11、議第21号津和野町表彰条例の設定についてより、日程第48、議第58号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計予算まで、以上38案件につきまして、これより各常任委員長、並びに予算審査特別委員長の審査報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員長、文教民生常任委員長、経済常任委員長、そして予算審査特別委員長の順でお願いをいたします。

まず最初に、総務常任委員長、お願いをいたします。総務常任委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） それでは、所管事務調査に、意見、会計を報告いたします。

報告する前に、ちょっと訂正をお願いしたいと思うわけでございます。4ページの41号議案の一番最後の欄なんですけど、「調整」という字が変換が間違っておりますので訂正いたします。「セイ」が「製造業」の「製」に字に訂正を願えたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、報告を申し上げます。

総務常任委員会審査報告書。平成19年3月9日、第2回定例会において、総務常任委員会に付託された所管事項について審査しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査事項、第21号議案津和野町表彰条例の設定について、第22号議案津和野町表彰審議会条例の一部改正について、第23号議案津和野町監査委員条例の一部改正について、第24号議案津和野町収入役事務兼掌条例の廃止について、第26号議案津和野町副町長の定数を定める条例の設定について、第27号議案津和野町助役定数条例の廃止について、第28号議案津和野町職員定数条例の一部改正について、第29号議案津和野町議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、第30号議案津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、第31号議案津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、第32号議案津和野町長、助役の諸給与条例の一部改正について、第33号議案町長等の給与特例に関する条例の一部改正について、第34号議案教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について、第35号議案職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、第36号議案津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改

正について、第39号議案津和野町税条例の一部改正について、第40号議案津和野町行政財産の使用料徴収条例の一部改正について、第41号議案津和野町手数料条例の一部改正について、第47号議案津和野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について、第58号議案平成19年度津和野町電気通信事業特別会計予算……（「ここ訂正してください」と呼ぶ者あり）ちょっと訂正をお願いいたします。第22号議案の「津和野町表彰審議会条例の一部改正」と報告いたしましたけれども、「設定について」に訂正をお願いいたします。

審査年月日、平成19年3月14日、机上審査、平成19年3月19日、机上審査。

3、出席者、斎藤委員長、沖田副委員長、青木委員、原委員、藤井委員、後山議長、米原議会事務局長、説明者、中島町長、斎藤行財政対策課長、山岡総務住民課長、大庭情報企画課長、久保情報企画課長補佐。

4、審査結果及び概要（意見、要望）。

第21号議案津和野町表彰条例の設定について、この条例は、津和野町の政治、経済、文化、その他町勢振興に寄与した者に対し、表彰

を目的とした条例である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものであると決した。

第22号議案津和野町表彰審議会条例の設定について、津和野町の表彰に関する事項を審議会を設置して審査する条例である。審議会の構成人員数は10人以内である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものであると決した。

第23号議案津和野町監査委員条例の一部改正について、地方自治法の一部改正する法律によるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第24号議案津和野町収入役事務兼掌条例の廃止について、地方自治法の改正により収入役制度の廃止によるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり決すべきであると決した。

第26号議案津和野町副町長の定数を定める条例の設定について、地方自治法の改正によるものであり、副町長の定数を2名とする。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第27号議案津和野町助役定数条例の廃止について、地方自治法の改正によるもので、助役制度の見直しにより、助役にかえて副町長とするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第28号議案津和野町職員定数条例の一部改正について、地方自治法の改正によるもので、助役、収入役を副町長に改めるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第29号議案津和野町議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、地方自治法の改正によるもので、用語等の整備によるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり決すべきであると決した。

第30号議案津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、非常勤職員の報酬、費用弁償支給条例を改正す

るものであり、選挙費用に関するものを除き、一律3%カットするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり決すべきであると決した。

第31号議案津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、地方自治法の改正によるものであり、助役及び収入役を副町長に改めるものである。

審査の結果、本案件は全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第32号議案津和野町町長、助役の諸給与条例の一部改正について、地方自治法の改正により、助役を副町長に改めるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第33号議案町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、地方自治法の改正により、助役を副町長に改め、また、給与の15%カットを1年間延ばしたものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第34号議案教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について、給与の15%カットを1年間延ばしたものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第35号議案職員給与の特例に関する条例の一部改正について、職員の給料、昨年は「3%」のカットを「5%」に改め、1年間延ばすものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第36号議案津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について、道路維持を委託したため、職員が特殊自動車を運転することがなくなったため、条例の一部を改正するものである。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第39号議案津和野町条例の一部改正について、地方自治法の改正により吏員制度の廃止によるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第40号議案津和野町行政財産の使用料徴収条例の一部改正につい

て、地方自治法の改正に伴うものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第41号議案津和野町手数料条例の一部改正について、地方自治法の改正によるものである。「調製」を「作成」に改めるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第47号議案津和野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について、地方自治法の改正により吏員制度の廃止によるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第58号議案平成19年度津和野町電気通信事業特別会計予算、歳入歳出予算総額は9,307万2,000円である。

歳入。使用料、インターネット使用料は、高速分450件、低速分280件の合計730件で2,079万円である。ケーブル使用料は3,700件分で6,504万9,000円である。

歳出。電気通信事業でバックボーン委託料1,612万8,000円

等計上している。地域情報化推進事業費で使用料、賃借料1,566万2,000円、ケーブルテレビ事業基金積立金1,100万円等必要経費を計上している。

意見、要望、専門性の高い職場であるので、将来はケーブル会社として民間企業での運営に向けての検討を要望する。平成18年度で全域が供用開始となるので、全戸加入を促進されたい。また、使用料の未収金には最善の努力を要望する。

審査の結果、以上、意見、要望を付し、全員賛成で原案のとおり可決すべきものであると決した。

平成19年3月28日、津和野町議会議長後山幸次様、総務常任委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 続いて、文教民生常任委員長の報告をお願いします。はい、委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 文教民生常任委員会審査報告書。平成19年3月9日第2回定例会において、本委員会に付託を受けました所管事項について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査事項、（1）第25号議案津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、（2）第37号議案津和野町育英奨学基金条例の設定について、（3）第38号議案小藤育英基金条例の一部改正について、（4）第42号議案津和野町国民健康保険条例の一部改正について、（5）第43号議案津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、（6）第46号議案津和野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、（7）第48号議案津和野町育英奨学金貸与条例の設定について、（8）第49号議案小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正について、（9）第51号議案平成19年度津和野町国民健康保険特別会計予算、（10）第52号議案平成19年度津和野町老人保健特別会計予算、（11）第53号議案平成19年度津和野町介護保険特別会計予算、（12）第54号議案平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計予算、（13）第55号議案平成19年度津和野町下水道事業特別会計予算、（14）第56号議案平成19年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算、（15）第57号議案平成19年度津和野町奨学基金特別会計予算。

2、審査年月日、平成19年3月15日、16日、机上調査。

3、出席者、下森委員長、板垣副委員長、青木委員、竹内委員、平

野委員、村上委員、後山議長、米原議会事務局長、説明者として、中島町長、長嶺健康福祉課長、坂根環境生活課長、斎藤教育長、水津教育次長、広石教育次長、総務住民課長でございます。

4、審査の概要及び結果（意見、要望）。

1) 第25号議案津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行により、用語改正がなされたことに伴う条例の一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

2) 第37号議案津和野町育成奨学基金条例の設定について、旧日原町奨学基金条例及び旧津和野町育英基金条例を廃止して、新たに奨学基金の条例を一つ設定するものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

3) 第38号議案小藤育英基金条例の一部改正について、合併を経て対象範囲を拡大するなどの理由により、用語改正がなされることに伴う一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

4) 第42号議案津和野町国民健康保険条例の一部改正について、葬祭費支給額アップによる金額変更に伴う一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

5) 第43号議案津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、基礎課税額の上限がアップされることによる金額変更に伴う一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

6) 第46号議案津和野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行により、用語改正がなされたことに伴う条例の一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

7) 第48号議案津和野町育英奨学金貸与条例の設定について、旧

日原町奨学基金貸与条例及び旧津和野町育英資金貸与条例を廃止して、新たに奨学基金貸与に関する条例を一つ設定するものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

8) 第49号議案小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正について、津和野町育英奨学金貸与条例が新しく設定されるのに伴い、それとの整合性を保つために改正されるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

9) 第51号議案平成19年度津和野町国民健康保険特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,047万6,000円である。

意見、要望、滞納分の収納について全力を傾注すべきである。

審査結果、以上、意見、要望を付し、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

10) 第52号議案平成19年度津和野町老人保健特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,495万9,000円である。

意見、要望、医療給付費が、県下でも高いレベルにあり、予防活動のさらなる促進を図りたい。

審査結果、以上、意見、要望を付し、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

1 1) 第53号議案平成19年度津和野町介護保険特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,052万3,000円である。

意見、要望、介護保険の広い範囲での一元化に向けた取り組みに努力されるべきである。

審査結果、以上、意見、要望を付し、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

1 2) 第54号議案平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,210万8,000円である。

意見、要望、赤字解消について、計画に沿って実行されるよう努力されたい。

審査結果、以上、意見、要望を付し、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

13) 第55号議案平成19年度津和野町下水道事業特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,009万6,000円である。

意見、要望、加入率のさらなる向上に努力されたい。

審査結果、以上、意見、要望を付し、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

14) 第56号議案平成19年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ219万7,000円である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

15) 第57号議案平成19年度津和野町奨学基金特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,277万2,000円である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

平成19年3月28日、津和野町議会議長後山幸次様、文教民生常任委員会委員長下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 続いて、経済常任委員長。

○経済常任委員長（河田 隆資君） 経済常任委員会審査報告書。平成19年3月9日、第2回定例会において、本委員会に付託されました事項について、審査をいたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査事項、第44号議案津和野町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について、第45号議案津和野町堤田農村公園の設置及び管理に関する条例の設定について。

2、審査年月日、平成19年3月20日、22日、机上審査。

3、出席者、河田委員長、中岡副委員長、須川委員、滝元委員、道信委員、村上英喜委員、後山議長、米原議会事務局長、説明者、中島町長、長嶺建設課長、山本建設課長補佐、中田主幹、安見地籍調査課長、村上主任主事、右田商工観光課長、大庭農林課長、長嶺農林課長補佐。

4、審査の概要及び結果。

第44号議案津和野町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について、自治法改正による文言の一部改正である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものであ

ると決した。

第45号議案津和野町堤田農村公園の設置及び管理に関する条例の設定について、平成18年度において新しく設置された、津和野町堤田農村公園を管理するために設定されたものである。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

平成19年3月28日、津和野町議会議長後山幸次様、経済常任委員会委員長河田隆資。

○議長（後山 幸次君） 続いて、予算審査特別委員長の報告をお願いします。

○予算審査特別委員長（下森 博之君） 予算審査報告書。平成19年3月9日、第2回定例会において、本委員会に付託を受けました平成19年度津和野町一般会計予算について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その経過並びに結果を報告いたします。

1、審査事項、議第50号平成19年度津和野町一般会計予算。

2、審査日、平成19年3月9日、14日、15日、16日、19日、20日、22日、26日、机上審査。

3、出席者、予算審査特別委員会、委員長ほか16名（全員）、議長、議会事務局長、説明員として、町長ほか15名の執行部の皆様。

4、審査の概要及び結果（意見、要望）。

平成19年度一般会計予算総額は63億4,641万5,000円である。前年度当初予算額67億7,524万8,000円に対して6.3%、平成18年12月末現在予算額71億3,947万9,000円に対し11.1%の減額になっている。予算編成は、各課枠配分方式でされており、新町財政計画における財政見込み額に対して、5億円の8.2%の減額になっている。

歳入について。

款1、町税、自主財源である町税は7億5,721万8,000円で、市町村民税3億422万3,000円、固定資産税3億9,666万4,000円、軽自動車税2,013万8,000円、市町村たばこ税3,509万8,000円、入湯税109万5,000円である。

意見、要望、滞納徴収については、昨年実施した「県及び市町村徴収担当税務職員相互併任制度」の成果をもとに、徴収率の向上に努力されたい。また、現年分の徴収及び事業の遂行に努力されたい。

款9地方交付税、普通交付税32億6,400万円、特別交付税2億

5,000万円で、合計35億1,400万円である。前年度当初予算より1億6,800万円の減額である。

款12 使用料及び手数料、総務使用料、商工使用料等の各種使用料1億1,997万5,000円、総務手数料、衛生手数料等の各種手数料2,629万9,000円で、合計1億4,627万4,000円である。

意見、要望、計画どおり収納し、歳入不足にならないように努力されたい。

款15 財産収入、土地貸し付け収入と物品売り払い収入であり、合計4,327万1,000円である。主なものは、ミュージアムグッズの売り払い収入3,720万円である。

意見、要望、町有財産で、将来計画に必要ないと思われるものについては、売却を含めて検討されたい。

款17 繰入金、財政調整基金4億円、ふるさと創生基金772万4,000円で、合計4億772万4,000円である。

平成18年度末基金総額13億866万2,000円の見込みで、平成19年度末現在見込み額は9億215万5,000円となる。

款20 町債、総務債2億2,000万円、土木債1億8,920万円

等で各種町債合計が4億7,530万円である。

歳出について。

款2総務費について、歳出総額は6億7,644万円である。

1) 新規事業として、後期高齢者関係経費約300万円を計上している。時間外手当については、普通ならば給与額の6%以内で計上するが、財政難の折、平成19年度は3%以内で計上している。

意見、要望、財産管理費、町有の建物については、保険料消滅のためにも不要な物件は整理する方向で検討されたい。

印刷製本費、例規集について、町のホームページへ載せることを検討されたい。

交通安全対策費、交通安全指導員の報酬が計上してあるが、旧日原町は無償のボランティアであり、統一へ向けて検討を要する。

諸費、防犯灯経費については、旧津和野町と旧日原町間で違いがある。設置基準と光熱水費の統一を図られたい。

生活バス対策費、利用率減少に伴い、委託料抑制のためにも六日市交通に対する委託業務について検討されたい。また、生活バス補助金についても検討を要する。

款2総務費のうち第3項「戸籍住民基本台帳」について、2,842

万9,000円が計上され、前年比40万9,000円の増である。

款3民生費について、歳出総額は11億4,745万2,000円である。

意見、要望、負担金補助及び交付金の内容についてさらなる精査を
図られたい。病気予防、健康増進に対する意識啓発に重点を置いた施
策を講じられたい。

款4、衛生費について、歳出総額は4億4,742万4,000円である。

意見、要望、斎場について、職員の対応に関する苦情が住民より出
ており、予算内で最大限のサービス向上が図られるよう管理者に徹底
されたい。

款5労働費について、歳出総額は164万4,000円である。労務
改善協議会補助金は、津和野地区商工業に対する補助金である。

意見、要望、零細企業の従業員の福利厚生に役立っているが、平成
23年にはなくなる方向である。島根県西部勤労者共済会との統合見
直しが望ましい。定住促進、産業育成の観点から、新分野への取り組
みが少ないが、今後、検討されたい。

款6農林水産業費について、歳出総額は3億1,889万4,000

円である。

1) 農業総務費の委託料は、農産物加工センターの維持管理費である。

意見、要望、本来の施設目的である農産加工の指導を強化し、使用料収入増大に努められたい。農林業費補助金のうち特に町単補助金については、生産意欲向上のため有効的な活用が図られるように十分精査し交付されたい。施設の管理運営について収支バランスがあわない施設が見受けられる。目的に即した活用に一層努めることを望む。

2) 農業振興費の土づくり農業推進費補助金は津和野地区、日原地区を一本化した。予算上では、転作割り当てがふえているため増額である。

3) 農地費の土地改良区運営費補助金は、両地区土地改良区の合併協議を進めるための会議費補助が含まれている。

4) 地域営農推進費の補助金は津和野地区だけであったものを全町に広げたものである。

意見、要望、生産意欲の向上の観点からも高く評価する。

5) 農地・水・環境保全向上対策事業費は、今年度より始まった事業で、農地保全のため非農家を含めた地域に補助する制度である。本

年は県に協議会を立ち上げ、計画作成をした後、協議会より直接支払われるものである。

意見、要望、本年度は計画作成であるが、農業者の勤労意欲促進にも関係すると思われるので、地域住民への説明をしっかりとりたい。

6) 農業担い手支援センターの予算は少ないが、本年は人的体制づくりが主で、各団体からの派遣により人件費は発生しない。

意見、要望、JA・普及部・町の連携による支援活動であり、高齢化の進む農業実態から見ると、早急な活動が望まれる。

7) 林業振興費の森林整備地域活動支援交付金は、事業実施の5年が終わり、継続補助額が5,000円になるため予算が半減したものである。

款7商工費について、歳出総額は1億4,061万8,000円である。

1) 商工振興費の鮎まつり実行委員会補助金は、昨年までは花火大会、鮎まつりそれぞれ200万、250万円つけていたが、津和野の夏祭りの形態と同一のものにとらえ、合算で300万円としたものである。

意見、要望、防犯灯、街路灯の区別をしっかりとって予算計上された

い。商工費の負担金割合が、山口、島根でかなりな差がある。益田市と連携をさらに深めていく必要があると思われる。

2) 観光費の観光協会補助金は、4月より津和野、日原が合併するために増額したものである。

意見、要望、観光パンフレット等の作成費用を削減したが、観光立町としては、せめて昨年並みの予算をつけ、同時に関係機関との連携を強化し、予算の有効活用に努められたい。

款8土木費について、歳出総額は6億4,399万1,000円である。

1) 地籍調査事業費の委託料は、事業の性格上、単年度で完了する事業ではなく、後年度の事業費が膨らみ、財政支出が困難になるため、やむなく減額したものである。

意見、要望、高齢化が進み、境界の確認が一層困難になるため、予算の許す範囲で早期に実現されたい。

2) 河川環境整備費の委託料は、河川愛護団体、または業者、各森林組合等に委託するものである。

意見、要望、作業が危険を伴うものであるだけに、高齢化が進み作業が困難な状況にある愛護団体への委託については、見直しを検討を

されたい。

3) 都市計画総務費の委託料は、津和野地域の都市計画の見直しにより、検討会を立ち上げ、図化するまでを委託するものである。

款9 消防費について、歳出総額は2億4,459万4,000円である。

意見、要望、災害対策費については、災害時の物資（毛布、食品、薬品）等については、十分な対応ができるよう努力されたい。

款10 教育費について、歳出総額5億6,223万4,000円である。

意見、要望、囑託職員等において条件に格差が生じており、解決に努力されたい。国際感覚を養う人づくり事業については、効果及び成果をできるだけ明確に考慮した上で、予算執行をされたい。

款11 災害復旧費について、歳出総額は7,636万8,000円である。過年農地農業用施設災害復旧費の工事請負費は、左鍙、睦橋の工事である。

款12 公債費について、歳出総額は20億12万6,000円である。

款13 諸支出金について、歳出総額62万1,000円である。

新町財政計画のとおり、なお一層の行財政対策を行われたい。第三セクターの管理運営について、統合できるものは検討されたい。

以上、意見、要望を付し、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決しました。

平成19年3月28日、津和野町議会議長後山幸次様、予算審査特別委員会委員長下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

これより各常任委員長並びに予算審査特別委員長に対する質疑に入ります。質疑は総務常任委員長、文教民生常任委員長、経済常任委員長、そして予算審査特別委員長の順でお願いをいたします。

それでは、総務常任委員長に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 26号議案についてであります。これは、本来は、その法改正によるその副町長の定数2名というこの文言であります。審査過程において、副町長2名というものを1名にしてはどうかというその議論があったかどうか、お尋ねいたします。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 議長ここでいいです。

○議長（後山 幸次君） はい、そこで。委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） お答えいたします。

26号議案につきましては、2名とするちゅうこととございまして、1名にしてはどうかというような意見は、審査会の中では出ておりませんので、そのまま原案のとおりでよいというような形のもので審査を、その件につきましては終わっております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、総務常任委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、文教民生常任委員長に対する質疑がありましたらお願いをいたします。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 質疑ではないんですが、この報告でちょっと間違えではないかなと思うのがありますので、発言させていただきたいんですが。（発言する者あり）文教です。よろしいでしょうか。

○議長（後山 幸次君） いやちょっと待ってください。どこを。

○議員（14番 竹内志津子君） 文教所属ですので、審査の結果の

ところですが、よろしいです。

○議長（後山 幸次君） 文言が違うということですか。

○議員（14番 竹内志津子君） はい。国民健康保険税の税条例の一部改正について、全員賛成とあるんですが、私は賛成しなかったと思うんですが……（笑声）私は、あのとき賛成しなかったと思うので、ここは全員賛成ではちょっと誤りではないかなと思うんですが。

（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） 暫時休憩をいたします。

午前 11 時 08 分休憩

.....

午前 11 時 10 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

文教民生常任委員長に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。ありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほどちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、第54号議案の簡易水道事業の特別会計に関するところでございますが、水道普及率のことですが、19年度に中曽

野で1億6,000万ばかりですか、それから、統合簡水の関係で4,900万ぐらいの水道の拡張工事、工事の請負費が計上されてまして、これによって19年度末の段階では、ある程度の普及率の向上が見込めるだろうというふうに思っております、いまだに給水地区結構ありますので、非常に喜ばしいことであるというふうに思っておりますが。

この意見、要望の中にも赤字解消についても努力されたいというふうに書いてあります——言われました。赤字解消も確かに大事なことでございます。あわせて未普及ちゅうことで対象を早急に図っていただくことも極めて大切だろうと思っておりますが。この19年度の予算で、普及率、多分、たしか今はっきり覚えておりませんが、92%ぐらいですかね、あの普及率が。それがどの程度上がるのかですね、そういう審査をされておりましたら、お聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 予算審査の中で、主にこの工事請負関係等で、中曽野簡易水道、それから和田地区の拡張工事、そういったことを確認はしておりますが、これが終了後にその何%という確かな数字までは審査の中で聞いておりません。申しわけござい

ませんが、そういうことでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 下水道事業の第50号議案の中ですが——50号議案の中ですが、日原の終末処理場と津和野の終末処理場の管理委託費がその契約としてなっていると思いますが、その契約内容での減額努力が認められるのかどうかをお聞きしたかどうか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） この委託料については、毎年4月に入札が行われるということは聞いております。それですから、今からの入札ということになってくるかと思いますが、これまでの枠配分等のものも考え合わせながら、この委託料の金額になっているということでございます。入札については、これからということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 介護保険のことで53号議案ですが、資料によりますと、督促手数料が3万8,000円、滞納繰り越し分として35万6,000円というふうな金額が上がっておりますが、

そのことでペナルティーが発生している人がおるのか、その辺は審査されているのか。

それと、この報告書の文言でございますが、介護保険の広い範囲での一元化に向けたというようなことが書いてありますが、この説明をもう少ししていただけたらと思いますが。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 現在、そのペナルティーを課されている方があるかどうかということは、委員会では確認をしておりません。

それともう一つ、広域での一元化ということでございますが、今まで過去、益田県域でそういう安定化事業も総合事業もやってきたという経緯がありまして、やはり広い範囲で、益田に限って限定していったものではありませんけれども、基本的には益田、あるいは県、そういったレベルでの広域の中での一元化というものは、やはりこれからも、今後制度の維持からも面からも模索をしていくべきであろうという意見でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、文教民生常任委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、経済常任委員長に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、経済常任委員長に対する質疑を終結いたします。

最後に、予算審査特別委員長に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。委員長。

○予算審査特別委員長（下森 博之君） 大変恐れ入りますが、先ほどの報告につきまして、1点だけ訂正をこの場でさせていただきたいと思えます。

報告書の3ページでございまして、（意見要望）というのが上から7番目にあると思いますが、その下の財産管理費で、町有の建物については、保険料、「消滅」としておりますが、これを「削減」という言葉に訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 予算審査特別委員長に対する質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、予算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長、並びに予算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。

これより日程第11、議第21号津和野町表彰条例の設定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第11、議第21号を採決いたします。本案件については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第12、議第22号津和野町表彰審議会条例の設定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第12、議第22号を採決いたします。本案件については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第13、議第23号津和野町監査委員条例の一部改正に

ついて、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第13、議第23号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第14、議第24号津和野町収入役事務兼掌条例の廃止について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第14、議第24号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第15、議第25号津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第15、議第25号を採決いたします。本案件につい

ての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。（「全員」と呼ぶ者あり）
ちょっとお願いしますが、数を確認するまで座らないでお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第16、議第26号津和野町副町長の定数を定める条例の設定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 反対の立場で申し上げます。

前回、これを設置されたときにも2名という文言が入っているがために、私は反対をいたしました。今回も入っておりますので反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

す。

これより日程第16、議第26号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第17、議第27号津和野町助役定数条例の廃止について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第17、議第27号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第18、議第28号津和野町職員定数条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第18、議第28号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第19、議第29号津和野町議会議員その他非常勤の職

員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第19、議第29号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第20、議第30号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第20、議第30号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第21、議第31号津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第21、議第31号を採決いたします。本案件につい

ての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第22、議第32号津和野町長、助役の諸給与条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第22、議第32号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原

案のとおり可決されました。

続いて日程第23、議第33号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第23、議第33号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第24、議第34号教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第24、議第34号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第25、議第35号職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第25、議第35号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第26、議第36号津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第26、議第36号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第27、議第37号津和野町育英奨学基金条例の設定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第27、議第37号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第28、議第38号小藤育英基金条例の一部改正について

て、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第28、議第38号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第29、議第39号津和野町税条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第29、議第39号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第30、議第40号津和野町行政財産の使用料徴収条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第30、議第40号を採決いたします。本案件につい

ての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第31、議第41号津和野町手数料条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第31、議第41号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原

案のとおり可決されました。

続いて日程第32、議第42号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第32、議第42号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第33、議第43号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 津和野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですけれども、国保料の最高限度額を「53万円」から「56万円」に増額するというものです。聞いてみますと、大体年収700万円ぐらいの世帯ということで、かなり高いところではあるんですけども、ちょうどこの収入を得るぐらいの年代の方は働き盛りで、しかも、その家庭にはちょうどその学資が必要な子供さんがおられたりというような年代になるようなところだと思います。そういうことで、その家計においても、子供さんの養育費、それから進学に要する費用等の出費も多くなると思いますので、この国保料の値上げについては賛成できませんので、反対をいたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第33、議第43号を採決いたします。本案件について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第34、議第44号津和野町営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第34、議第44号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第35、議第45号津和野町堤田農村公園の設置及び管

理に関する条例の設定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第35、議第45号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第36、議第46号津和野町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第36、議第46号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第37、議第47号津和野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第37、議第47号を採決いたします。本案件につい

ての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第38、議第48号津和野町育英奨学金貸与条例の設定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第38、議第48号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原

案のとおり可決されました。

続いて日程第39、議第49号小藤育英資金貸与に関する条例の全部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第39、議第49号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で13時まで休憩といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第40、議第50号平成19年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 平成19年度津和野町一般会計予算について、執行部案に反対の立場で討論を行います。

財源難のもとで、昨年にも増して予算編成には御苦労されたことと推察申し上げます。町長は、施政方針の中で、本年度予算の基本的編成方針として枠配分方式を採用し、配分枠予算を堅持するために4項目を掲げておられます。その中で、各種事業、補助金の見直しを行うとありますが、見直しされたものはわずかのように思います。しかも、当然見直さなければならないものも残されています。全国部落解放同盟県連合石西支部への補助金が32万5,000円計上されています。特定の運動団体に対して税金を使うべきではありません。

②として、住民福祉の充実を取り上げておられます。全体の予算が縮小された中で、民生費の占める割合が、18年度の当初予算より1,

513万5,000円、1.4%の増になっております。しかし、この中には、後期高齢者医療関係がシステム改修委託料2,415万円、広域連合負担金711万円、合わせて約3,100万円が含まれております。また、国保、老人、介護の特別会計の繰出金が、昨年より1,800万円も増額になっています。こう見てみますと、民生費全体では実質は減額になっています。

内訳を見てみますと、児童手当や乳幼児医療費助成等の扶助費が昨年に比べて大幅に減少となっています。説明では、児童減により、昨年の実績をもとにしたということでしたけれども、子供がそれほど大幅に減少したわけではありませんし、医療費関係では、疾病状況等によっては大幅にふえる可能性もありますので、せめて昨年並みに計上しておくべきだと考えます。

児童福祉施設費が減額になっております。保育園職員の給料や手当が減になっているということは、嘱託職員を減らしたり、延長保育に当たる職員を減らすことに結びつきます。行き届いた保育ができなくなる可能性がありますので、これも賛成できません。

また、シルバー人材センター補助金110万円の減、ふれあいの場事業にかかわる減額、これは旧津和野町のふれあいの場事業が、旧日

原のさんさんサービス事業に対して多いということで、日原にあわせるということですが、これは低い方にあわせるのではなくて、高齢化が進む中でやはりこういうサービスは本当に削るべきではないと考へます。

次に、教育予算についてですが、学校現場では、これまでも随分経費節減に努め、ぎりぎりのところまで来ています。これ以上削るのは、現場に無理を強いることとなります。特に、給食調理員や用務員の仕事をする人の雇用形態がまちまちですが、働く人たちの間でも人間関係がぎくしゃくしたりして効率が悪くなります。安心して働ける条件にすべきだと考へます。

人件費を削減するということから、日原小学校——日原の小・中学校、津和野小・中学校の用務員さんの兼務が打ち出されています。これまでも学校現場はゆとりがなく、子供たちの話をゆっくり聞く時間も心のゆとりも教職員にはありませんでした。用務員が兼務になると、これまでされていた仕事の半分が教職員の負担になり、学力向上やいじめ克服など、これまで以上の仕事及要求される中で、人員をふやすことがあっても減らすべきではないと思へます。これは時代の要請に逆行することです。予算の組み替えをしていただきたいぐらいに

思っております。

限られた財源の重点的かつ効率的な配分とうたっておられますけれども、これは枠配分の中でのことであり、一般会計全体の中でどこに重点を置くか、そのことが大事ではないかと思えます。地方自治体の一番の役割は、住民の健康で安心・安全の暮らしを保障していくことということであり、特に民生費、教育費の十分な確保が求められます。

以上のような理由から執行部提案に反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第40、議第50号を採決いたします。本案件について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第41、議第51号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 委員会の中では私は賛成しているんですけども、これはやはり反対すべきものだと思いますので、今から討論させていただきます。

先ほど国保税の最高限度額の増額がありました。そのことが含まれている予算案でありますし、国保税全体が高くなっているということで、その支払いができなくて、短期保険証になったり、中にはその保険証を取り上げられている資格証になっている方もあります。国保税の高い中でのその予算案には賛成できません。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第41、議第51号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第42、議第52号平成19年度津和野町老人保健特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第42、議第52号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第43、議第53号平成19年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第43、議第53号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第44、議第54号平成19年度津和野町簡易水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第44、議第54号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第45、議第55号平成19年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第45、議第55号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第46、議第56号平成19年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第46、議第56号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第47、議第57号平成19年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第47、議第57号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

続いて日程第48、議第58号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第48、議第58号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

日程第49、発議第1号

○議長（後山 幸次君） 日程第49、発議第1号津和野町議会議員の報酬の特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 済みません、質疑ではありませんでした。

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 趣旨については重々わかっております。しかし、さきの行財政推進会議から答申が出ましたように、議会改革というものを望まれております。議員定数及びその他の議会運営も含めて考えるべき時期に来ていると考えております。よって、この

発議に対して反対の立場をとらせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第1号津和野町議会議員の報酬の特例に関する条例の設定について、採決いたします。本案件については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

日程第50．発議第2号

○議長（後山 幸次君） 日程第50、発議第2号津和野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号津和野町議会委員会条例の一部改正について、採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

日程第5 1. 発議第3号

○議長（後山 幸次君） 日程第5 1、発議第3号津和野町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号津和野町議会会議規則の一部改正について、採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

日程第52. 請願第1号

○議長（後山 幸次君） 日程第52、請願第1号リハビリテーション医療の日数制限撤廃の意見書採択を求める請願についてを議題いたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の

規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 紹介議員になっておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

リハビリテーション医療の日数制限撤廃なんですけれども、昨年4月の診療報酬改定で、リハビリテーション医療について、90日から180日の日数制限が設けられました。しかし、これはリハビリ医療に日数制限を設けて、日数制限を超えるリハビリ医療は効果が明らかでないとして、保険給付を打ち切るというもので、厚生労働省が医療費抑制策の一つとして出しているものです。しかし、6カ月を過ぎて回復するケースもあり、同じ失敗でも状態によって改善する日数は患者ごとに違うものでして、一律に制限するのは誤りです。

そしてまた、このリハビリは、単なる機能回復ではなくて、社会復帰を含めた人間の尊厳の回復をも可能にするものです。そしてまた、その寝たきりを防止することにもつながりますし、医療費や介護保険料の抑制にもつながるものではないかなと考えます。

先ほど厚生労働省が見直し案を出しまして、これは日数制限の対象となる疾患の中に、急性心筋梗塞、狭心症、慢性閉塞性肺疾患の3つを追加しました。医師が改善の見込みがあると判断した場合でもリハビリの延長を認めたということです。介護保険を利用できない40歳未満の患者や介護保険では、適切なリハビリが受けられない患者については、リハビリテーション医学管理料という項目を新設しております。日数制限を超えても身体機能維持のためのリハビリを受けられるようにしております。

しかし、一方、今回の見直しで医療費がふえるのを避けるために、リハビリ日数が80日から140日に達した場合、診療報酬を2割程度減額するという措置も盛り込んでおります。したがって、その見直しはなされているけれども、本質的にはこの日数制限というものが本来にリハビリを受けられる方にとっては、大きな痛手となりますので、この日数制限をぜひ撤廃したいということで意見書採択を求める

ものです。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第52、請願第1号リハビリテーション医療の日数制限撤廃の意見書採択を求める請願についてを採決いたします。請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、請願第1号は採択と決定しました。

日程第53. 請願第2号

○議長（後山 幸次君） 日程第53、請願第2号福祉医療費助成事業の拡充を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 福祉医療費助成事業の拡充を求め

る請願ですけれども、これは、昨年10月から、島根県単独で福祉医療費助成事業として、これまで障害者が医療を受けた場合に、500円——1医療機関1回につき500円を限度額で支払えばよかったものが1割負担ということになりました。全県の障害者の団体から随分その負担が重くなるということで、いろいろ反対の運動もあったんですけども強行されました。

さらに、昨年4月からは、障害者自立支援法が施行されて、大変厳しい——障害者に対して厳しい負担が課せられるようになりました。

そして、昨年6月からは、医療制度改悪関連法が成立しまして、医療費の一部負担の引き上げとかが行われ、本当に障害者に対する負担が重くなっております。で、県内幾つかの市や町では、その自治体単独で障害者に対して何らかの支援をしようということで条例も改正されております。2枚目の資料をごらんください。これが松江市、出雲市、東出雲町、斐川町、邑南町が独自の支援策を講じているものです。

それからさらに、3枚目の資料ですが、この先ほど言いました市や町で行っている事業を本町に当てはめた場合にどうなるかという資料なんです、これは保健福祉課の方をお願いして出していただいた資

料です。福祉医療事業の該当者が上の表です。重度知的障害者、重度身体障害者、これ人数が書いてあります。その下ですが、老人医療対象者以外の該当者の件数——17年10月の診療分の支払い額と、それから件数です。

それから、右側は福祉の老人の方の支払い額と件数です。これを松江、出雲、浜田、邑南のちょっと対象するところの内容に当てはめてみましたら、本町の場合、この17年10月分の診療分だけで見ますと、例えば松江方式だった場合には、該当が9件で老人以外の場合には1万3,740円、10月だけですね。老人の方が19件で5万4,000円というようにこれ見るわけですけど、これ条件がいろいろ違いますので、同じ対象者はあっても件数がいろいろ変わっております。浜田方式が老人外の方は大変多いのでどうしてかなと——70件にもなっています。どうしてかなと思いましたが、ほかのところは限度額で——限度額までいったものがこれ件数に入っているわけなんです。が、浜田方式の場合はこれは限度額ではなくて、支払った医療費の半額ということで該当件数が多くなっております。

これで、単純にこれを12カ月分としてみますと、大体福祉医療の町単独事業をした場合に、どれぐらいになるかという目安にはなりま

すけど、単純に12カ月分したことにはなりませんし、年によって医療に係るのが異なりますので、一概にはこれだけではわからないんですけど、目安として見ていただいたらと思います。

それで、請願項目としては、まず一つの障害者の医療費負担を軽減するため、福祉医療費助成事業を津和野町単独で当面は実施してほしいということなんです。

それから、下の方は、島根県に対して、元の500円に戻すように要請するということです。他県はこの福祉医療制度をもっと有利な条件で実施しているところがほとんどです。島根県がこのように後退しているわけですし、本当に島根県の障害者が負担が重くなっているということもあわせて考えると、ぜひとも県にその元に戻すように要請をするその請願を採択していただきたいし、当面は当町での単独の事業を実施していただきたいという請願です。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

す。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第53、請願第2号福祉医療費助成事業の拡充を求める請願についてを採決いたします。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定しました。

日程第54．請願第3号

○議長（後山 幸次君） 日程第54、請願第3号安全・安心な公務・公共サービス拡充を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について、会議規則第93条の規定により、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 14番、竹内です。安心・安全の公務・公共サービス拡充を求める請願です。

政府は、大事業に対しては、企業収益の回復を背景に景気を回復させるというようなことで、法人税については、実効税率の引き下げをしようとしています。逆に相次ぐ社会保障制度——国民に対しては相次ぐ社会保障制度の改悪や税制改悪などで負担を強いております。国民の安全・安心を破壊し、一人一人の個人、そして地域間、企業間な

どあらゆる分野で格差を拡大しております。同時に、三位一体改革の名のもとに、地方財源が削減されて、本当に地方切り捨てが進んでいます。この津和野町もこの影響を大いに受けており、本当に財源難で今苦しんでいるという状況です。

したがって、下記のように、次のような請願を——3つの項目の請願をするものです。1つ目、医療、教育、福祉、雇用などの公務・公共サービスを充実すること。2つ目、「格差社会」の是正を図るために社会保障制度を充実すること。3つ目、消費税などの増税を行わず、大企業、大金持ち優遇税制を是正し、応能課税を行うこと。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第54、請願第3号安全・安心な公務・公共サービス拡充を求める請願についてを採決いたします。請願第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決定しました。

日程第55．請願第4号

○議長（後山 幸次君） 日程第55、請願第4号日原地域の防災に関する請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りします。この請願については、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は総務常任委員会に付託して審査することに決定しました。

なお、請願審査を閉会中の審査とすることについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願の審査については閉会中の審査とすることに決定いたしました。

それでは、後ろの時計で14時まで休憩といたします。

午後1時40分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

.....

日程第56. 人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見について

○議長（後山 幸次君） 日程第56、人権擁護委員候補者の推薦に

対する議会の意見についてを議題といたします。

本案件につきましては、平成19年2月27日付、津総住第1627号で町長より人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求める依頼が参っております。町長より推薦の説明を求めます。総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、説明をいたします。

2名の方の推薦をこのたびお願いしておりますが、1名の方は大庭堅資さん、生年月日、昭和11年3月30日、住所は、津和野町添谷22番地であります。現在も人権擁護委員をお願いしております、非常に清楚温厚、人望の厚い方でありまして、法務局からも厚い人望を得ておられる方でありますので、ぜひ再任をお願いしたいと考えております。

もう一人の方は、増田清子さん、昭和25年9月2日、生年月日です。住所は、津和野町寺田1042番地の3。この方も現在、人権擁護委員を務めていただいております、再任をお願いしたいということとあります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 本案件に対し、これより質疑に入ります。

ありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、ただいま説明いただきましたが、今現在もやられておるからという推薦理由でございましたが、やられておるからじゃなくて、何がどうなのか、もう少し詳しく説明がいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 現在やられているというのが単なる事実でありまして、この方が最適であるのでお願いしたいということとであります。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） いや最適であるというのが、何が本当どうであるから最適なのか、理由を説明してください。（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 今度は、逆に戻るかもしれませんが、現在まで人権擁護委員として活躍をいただけておりまして、法務局をはじめ、各方面から高い評価を得ておられることが実績になっておりますので、最適であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、討論は省略することに決定しました。

これより日程第56、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見についてを採決をします。本案件は、町長推薦のとおり適任であると決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は町長推薦のとおり、適任であると決定しました。

日程第57. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（後山 幸次君） 日程第57、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第1．意見書第1号

○議長（後山 幸次君） 先ほど請願第1号リハビリテーション医療の日数制撤廃の意見書採択を求める請願についてが採択されました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。つきましては、意見書第1号リハビリテーション医療の日数制限撤廃を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として、意見書第1号といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第

1号追加日程第1とし、日程に追加議題とすることに決定しました。

日程の追加をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時17分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程第1、意見書第1号リハビリテーション医療の日数制限撤廃を求める意見書について、議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより追加日程第1、意見書第1号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。よって、本案件は意見書第1号として各関係機関に提出することに決定しました。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規

則第7条の規定により、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

平成19年第2回津和野町議会定例会を閉会します。大変お疲れでございました。

午後2時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 年 月 日 議 長 署名議員 署名議員